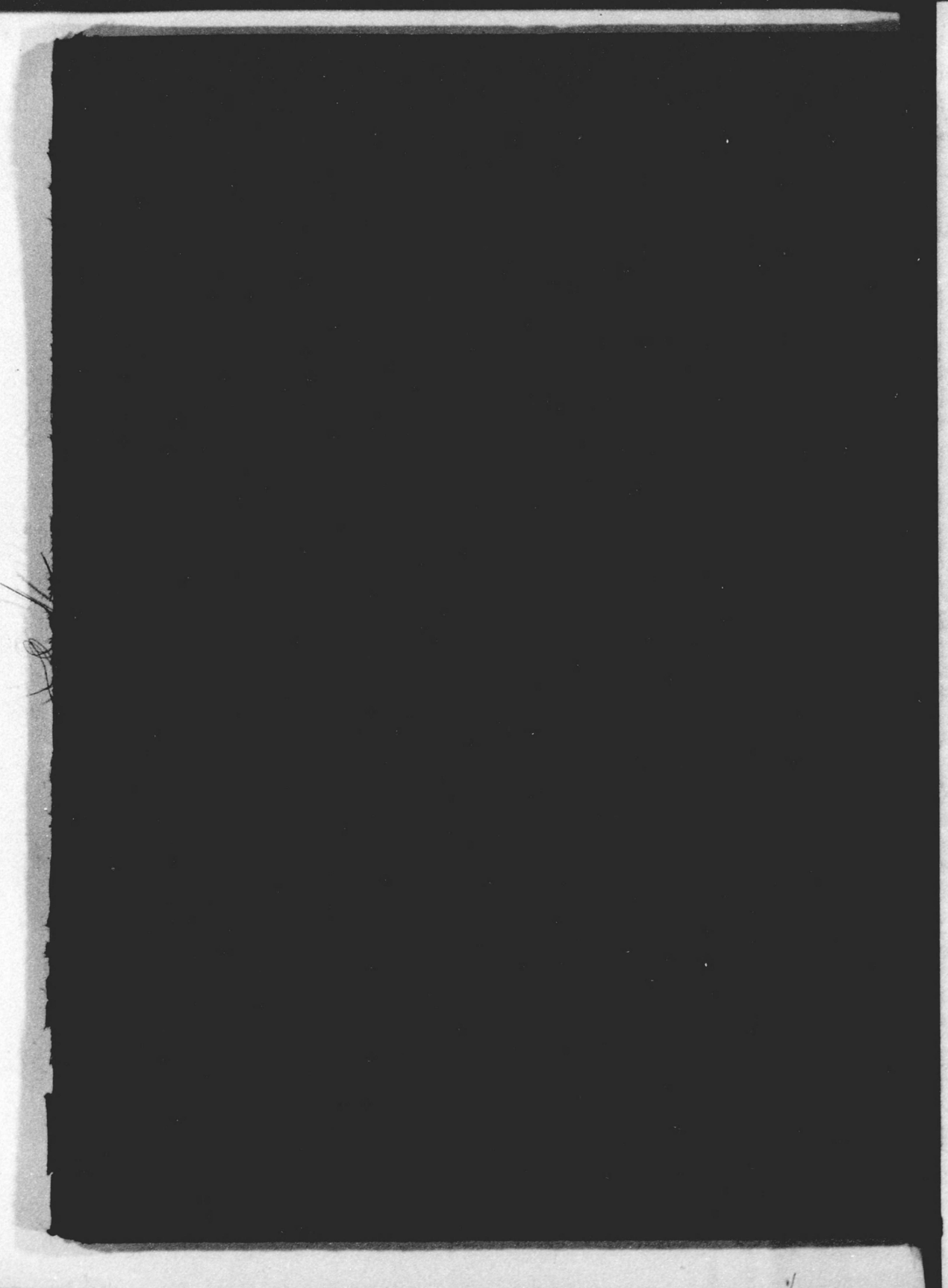

0040351003

0040351-003

369. 31-To457t2

東京震災録

東京市

1926-1927

AGI

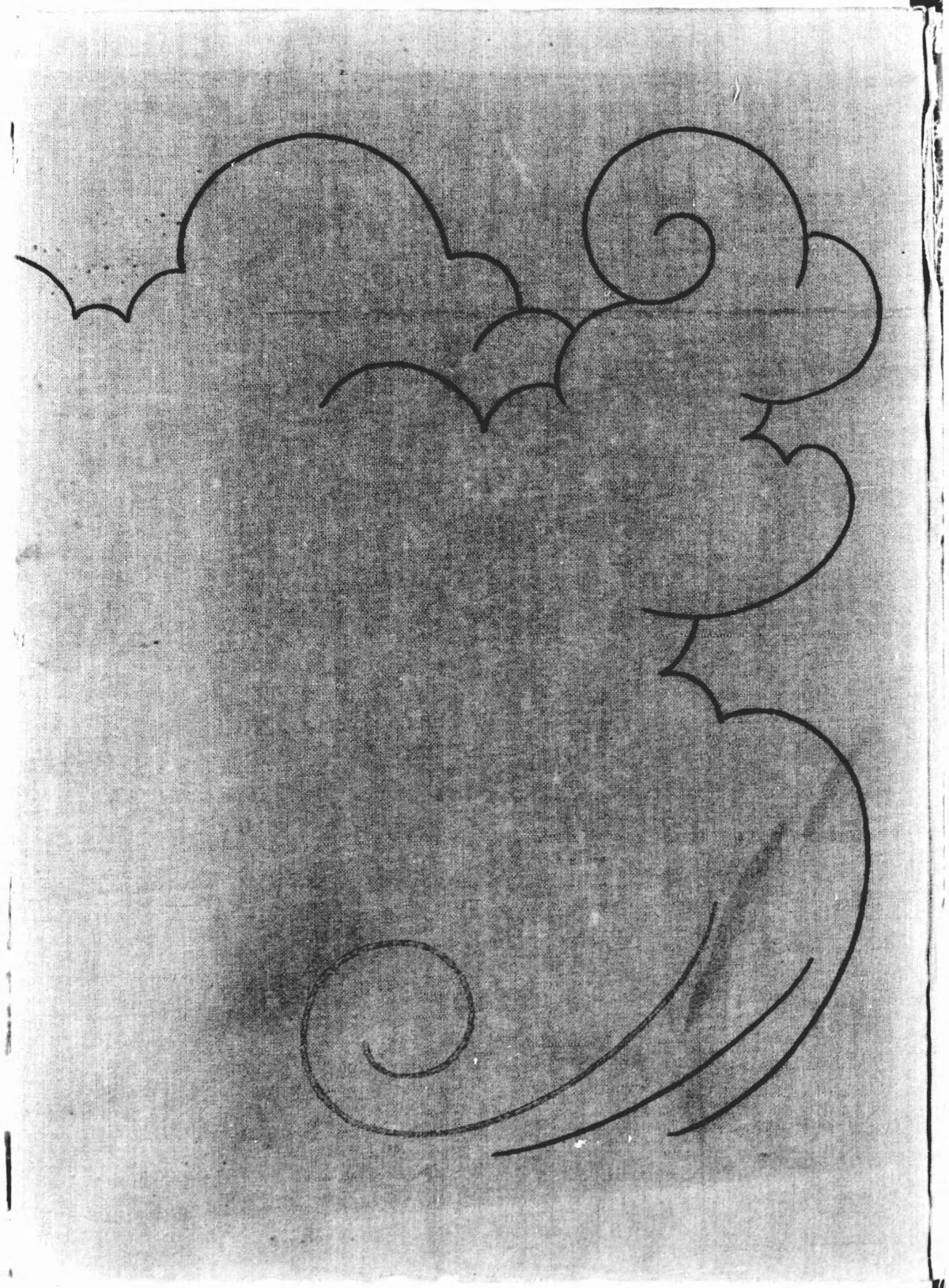

貴族院
函
号
冊

東京震災録

後輯

369.31
T0457t2

國會圖書館
41.12.13

714311

東京震災錄 後輯

目次

第一卷 對災施設

第一篇 應急措置

第七章 救援 …… 一
第一節 統叙 …… 一
第二節 各紀 …… 四
第一段 總武線常磐線方面 …… 四
第一件 千葉縣の活動 …… 四
上 千葉縣 …… 四
中 千葉市 …… 三
下 千葉醫科大學 …… 三三
第二件 茨城縣の活動 …… 四一
上 茨城縣 …… 四一
下 水戸市 …… 四四
第二段 信越線方面 …… 四六
第一件 埼玉縣の活動 …… 四六
上 埼玉縣 …… 四六
下 川越市 …… 七二
第二件 群馬縣の活動 …… 七三
春 群馬縣 …… 七三
夏 前橋市 …… 一一三
秋 高崎市 …… 一一八
冬 桐生市 …… 一四六
第三件 長野縣の活動 …… 一四七
春 長野縣 …… 一四七
夏 長野市 …… 一五二
秋 松本市 …… 一六六
冬 上田市 …… 一六八
第四件 新潟縣の活動 …… 一六九
第一 新潟縣 …… 一六九
第二 新潟市 …… 一八九
第三 長岡市 …… 一九三
第四 高田市 …… 一九四
第五 新潟醫科大學 …… 一九五

第五件　富山縣の活動……一九七
天　富山縣……一九七
地　富山市……二〇九
人　高岡市……二一一
第三段　東北線方面……二一二
第一件　栃木縣の活動……二一二
上　栃木縣……二一二
下　宇都宮市……二二四
第二件　福島縣の活動……二二四
上　福島縣……二二四
中　福島市……二二九
下　若松市……二三二
第三件　宮城縣の活動……二三二
上　宮城縣……二三五
中　仙臺市……二三九
下　東北帝國大學……二六二
第四件　岩手縣の活動……二六四
第五件　青森縣の活動……二七三
上　青森縣……二七三
下　青森市……二七九
第六件　山形縣の活動……二八〇
上　山形縣……二八〇
中　山形市……二九三
下　米澤市……二九四
第七件　秋田縣の活動……二九七
上　秋田縣……二九七
下　秋田市……三〇〇
第四段　北海方面……三〇四
第一件　北海道廳の活動……三〇四
其一　北海道廳……三〇四
其二　函館市……三一四
其三　小樽市……三一七
其四　旭川市……三一八
其五　室蘭市……三二三
其六　釧路市……三二三
其七　北海道帝國大學……三二四
第二件　樺太廳の活動……三二四
第五段　中央線方面……三二九
第一件　山梨縣の活動……三二九
上　山梨縣……三二九
下　甲府市……三三七
第六段　東海道線方面……三四〇
第一件　靜岡縣の活動……三四〇
春　靜岡縣……三四〇
夏　靜岡市……三四三
秋　濱松市……三五九
冬　清水市……三六三
第二件　愛知縣の活動……三六七
（一）愛知縣……三六七
（二）名古屋市……三八三
（三）豐橋市……三九四
（四）岡崎市……四〇二
（五）一宮市……四〇八
第三件　三重縣の活動……四一〇
春　三重縣……四一〇
夏　津市……四二一
秋　四日市市……四二五
冬　宇治山田市……四三一
第四件　岐阜縣の活動……四三七
上　岐阜縣……四三七
下　岐阜市……四四八
第七段　近畿方面……四五九
第一件　關西聯合府縣の活動……四五九
第二件　大阪府の活動……四六三
春　大阪府……四六三
夏　大阪市……四七〇
秋　堺市……四九三
冬　岸和田市……四九七
第三件　兵庫縣の活動……五〇〇
春　兵庫縣及神戸市……五〇〇
夏　姫路市……五〇六
秋　尼崎市……五〇八
冬　明石市……五〇九
第四件　京都府の活動……五〇九
上　京都府……五〇九
中　京都市……五一六
下　京都帝國大學……五一七
第五件　奈良縣の活動……五一七
上　奈良縣……五一七
下　奈良市……五二三
第六件　和歌山縣の活動……五二三
上　和歌山縣……五二三
下　和歌山市……五三一
第七件　滋賀縣の活動……五三二
上　滋賀縣……五三二
下　大津市……五三九
第八件　福井縣の活動……五四〇
上　福井縣……五四〇
下　福井市……五四三
第九件　石川縣の活動……五四四
上　石川縣……五四四
下　金澤醫科大學……五四七
第八段　中國方面……五四八
第一件　岡山縣の活動……五四八
上　岡山縣……五四八
中　岡山市……五六〇
下　岡山醫科大學……五六一
第二件　廣島縣の活動……五六一

(一)廣島縣……七六一
(二)廣島市……七六五
(三)吳市……七六五
(四)尾道市……七六六
(五)福山市……七六八
第三件　山口縣の活動……七六八
上　山口縣……七六九
中　下關市……八〇一
下　宇部市……八〇二
第四件　鳥取縣の活動……八〇四
上　鳥取縣……八〇四
下　鳥取市……八一二
第五件　島根縣の活動……八一三
上　島根縣……八一三
下　松江市……八一三
第九段　四國方面……八一五
第一件　德島縣の活動……八一五
上　德島縣……八一五
下　德島市……八一八
第二件　香川縣の活動……八一九
上　香川縣……八一九
中　高松市……八二〇
下　丸龜市……八二一
第三件　愛媛縣の活動……八二一
上　愛媛縣……八二一
下　今治市……八二四
第四件　高知縣の活動……八二五
上　高知縣……八二五
下　高知市……八二九
第十段　西海方面……八三〇
第一件　福岡縣の活動……八三〇
(一)福岡縣……八三〇
(二)福岡市……八三一
(三)久留米市……八三五
(四)門司市……八三五
(五)小倉市……八三五
(六)若松市……八三九
(七)大牟田市……八四一
(八)八幡市……八四三
(九)九州帝國大學……八四四
第二件　大分縣の活動……八四四
上　大分縣……八四四
下　大分市……八四八
第三件　佐賀縣の活動……八四九
上　佐賀縣……八四九
下　佐賀市……八五二
第四件　長崎縣の活動……八五二
上　長崎縣……八五二
中　長崎市……八五五
下　長崎醫科大學……八五五

第五件　熊本縣の活動……八六四
上　熊本縣……八六四
下　熊本市……八六九
第六件　宮崎縣の活動……八七九
第七件　鹿兒島縣の活動……八七九
第八件　沖繩縣の活動……八八三
上　沖繩縣……八八三
下　那覇市……八八六
第十一段　臺灣方面……八八八
第一件　臺灣總督府の活動……八八八
(一)臺灣總督府……八八八
(二)臺北州……八九〇
(三)新竹州……八九一
(四)臺中州……八九一
(五)高雄州……八九三
(六)臺南州……八九四
(七)臺東廳……八九八
(八)花蓮港廳……八九八
第十二段　朝鮮方面……八九九
第一件　朝鮮總督府の活動……八九九
(一)朝鮮總督府……八九九
(二)忠淸北道……八九八
(三)全羅北道……八九九
(四)慶尙南道……八九一
(五)慶尙北道……八九五
(六)黃海道……八九六
(七)平安南道……八九九
(八)平安北道……八九九
(九)江原道……八九〇
第十三段　滿洲方面……八九〇
第一件　關東總督府の活動……八九〇
第十四段　列國の同情……八九六

第二篇　善後措置

第一章　統叙……八九五
第二章　各紀……一〇〇六
第一節　政府施設……一〇〇六
第一項　復興施設……一〇〇六
上　前記……一〇〇六
第一　機關……一〇〇六
一　機關特設準備……一〇〇六
二　帝都復興審議會設置……一〇〇六
三　帝都復興院特設……一〇〇七
第二　活動……一〇一四
一　復興計畫樹立……一〇一四

二　復興計畫修正……一〇九九
三　物資供給……一〇九九
第三　帝國議會協賛……一〇九四
一　四十七議會……一〇九四
二　復興法規議定……一〇九五
三　復興經費議定……一〇九九
下本　記……一〇九一
第一　機　關……一〇九一
一　內閣更迭……一〇九一
二　計畫機關……一〇九四
三　執行機關……一〇九七
第二　活　動……一〇九八
一　復興法規……一〇九八
1　根本法規……一〇九八
2　附屬法規……一〇九九
二　復興經費……一一〇五
1　第四十七議會決定豫算……一一〇五
2　第四十九議會決定豫算……一一一三
3　復興經費豫算……一一三五
4　復興財源……一一四一
イ　復興財源……一一四一
ロ　復興財源更定……一一四四
乾　第四十九議會議決……一一四四
坤　復興財源更定……一一四九
三　復興計畫……一一五三
1　準　備……一一五三
2　特別都市計畫委員會……一一五五
3　計畫公示……一一五八
四　執　行……一一六一
1　土地整理……一一六五
2　街路工事……一一七九
3　橋梁工事……一一八三
4　運河河川工事……一一八四
5　公　園……一一八五
6　地域指定……一一八五
7　防火地區設定及防火建築助成……一一八六
8　地質調查……一一八六
第二項　復舊施設……一一八四
上　計　畫……一一八四
下　執　行……一一八六
(一)外務省……一一八六
(二)內務省……一一八六
(三)大藏省……一一九七
(四)陸軍省……一一九八
(五)海軍省……一一九八
(六)司法省……一一九九
(七)文部省……一二〇二
(八)農商務省……一二〇二
(九)遞信省……一二〇四
(十)鐵道省……一二〇五

第二節　東京府施設……一二〇七
第一項　復興施設……一二〇七
第一　機　關……一二〇七
第二　事　業……一二〇八
一　計　畫……一二〇八
二　執　行……一二一六
第二項　復舊施設……一二一八
一　復舊工事……一二一八
二　復舊助成……一二一九
第三節　東京市施設……一二二二
第一項　復興施設……一二二二
第一　機　關……一二二二
一　議事機關……一二二三
二　執行機關……一二二四
第二　事　業……一二二九
一　計　畫……一二二九
二　計畫決議……一二三一
三　豫算告示……一二三五
四　執　行……一二三五
1　事業統一……一二三五
2　土地整理……一二三八
3　街路工事……一二三九
4　上水道工事……一二三九
5　下水道工事……一二四一
6　公　園……一二四三
7　塵芥處分……一二四五
8　中央卸賣市場……一二四四
9　衛生施設……一二四八
10　教育施設……一二四九
11　社會事業……一二五三
12　電氣事業……一二五四
第二項　復興施設……一二五〇
第一　計　畫……一二五〇
第二　執　行……一二五五
一　區役所建設……一二五五
二　小學校設備……一二五六
三　圖書館建設……一二五六
四　本所病院隔離所並消毒所建設……一二五六
五　街頭便所建設……一二五七
六　公園施設……一二五七
七　街燈設備……一二五七
八　河川修造……一二五八
九　施療病院建設……一二五八
十　電氣事業復舊……一二五五
十一　上水道復舊……一二五五
十二　養育院復舊……一二五五

第三篇　收　說……一五八五
第一章　變災の教訓……一五八五
第二章　一般的教訓……一五八九
第三章　地方的教訓……一五九一
第一節　災禍の研究……一五九一
第二節　避災の研究……一五九七
第三節　防災の研究……一六〇四
第四節　救災の研究……一六二七

目次了

東京震災錄　後輯

第二卷　對災施設

第一篇　應急措置

第七章　救援

第一節　統叙

東京の震災は殆ど總日本の震災なり、政治の中心たり、文教の中心たり、將た經濟の中心たる帝都の被害は、取も直さず全國の被害にして、影響全國に及び、全國民をして間接に政治上文教上將た經濟上の災禍を受けしめたるに止まらず、地方出身者縁故者を介して、更に直接に一身上一家上亦多少の災禍を被らしむ、大地一たび震ひて、禍殃の波動處として波及せざる所莫く、遂く棒太の荒磯にまで二百數十名の避難者を出したるを見ても、略ゝ其慘禍を想ふべし。

されば悲報機に傳はりて、六千萬の同胞一齊に來り救ひ、北に南に同情の叫を揚げ、西に東に相愛の赤誠を披瀝し、近者は爭ひ趨りて病傷の手を猛火の場に援き、飢餓の身を生死の巷に支へ、遠者は競ひ聚りて、糧餉を吻爽に運びて星を戴き、衣褐を深宵に裁ちて燈を剪り、罹災者の去る處、老幼を扶け、孤寡を拯ひ、施與周旋汲々として、惰義淋漓たる惠恤の被洽せざるを恐れ、覺えず國民の美質を發露して、情義淋漓たるものあり、之を外にしては、世界の同情翕然として鍾り、各國政府は勿論、公私團體乃至個人より續々慇懃の弔意を表し、救恤の金品を寄せ、博愛の情神を發揮し、眞に國民をして感謝に耐へざらしむ。

救援の手段は一に非ざりしも、國內の救援は、大約、地方廳に在りて、救援機關を特置し、救護班を派遣し、救恤金品を寄與し、物資を供給し、避難者を救護し、警備を援助し、公共團體其他に在りても、

同じく救恤金品の寄與、避難者の救護等に從はざるもの、殆ど有るなし、國外の救援に至りては、主として金品を寄贈したり。

中に就て各地方廳に特置したる救援機關は、地方の事情に依り必ずしも其組織を一にせず、緊急の救援を主としたるもの、物資の供給を主としたるもの、救恤金品の寄贈を主としたるもの等、各自適當の分掌を定め、多くは總務の下に、各部各係を設けて活動したり、庶務、救護、糧食、物資、輸送、救療、警務、通信、會計、經理の類、種々の分掌あり、中には出張所事務所を東京に設けて、地方本部との連絡、政府及東京府市其他との交渉に便したるもあり。

救護班派遣は、最も多くの地方が執りたる救援手段の一にして、大體救療班勞役班の二樣に分ち、或は救療班のみを出し、或は救療勞役兩班を派したり、救療班は、府縣衞生技師を基幹として醫師會員藥劑師會員看護婦會員其他を以て編成し、若くは所管病院醫學校等の職員を班員とし、然らざるは赤十字社支部をして之を組織せしめ、前後數班を出して週間旬日の應急救療に從ひ、中には交代班を派して施療一兩月に亙りたるもあり、就中千葉醫科大學出す所の先發班の如き、九月二日の午後避難者踏至の龜戸驛頭に現はれて傷者數百を手當し、群馬縣五救護班は、炎焰天に漲る三日の午前より早くも已に本所深川方面の救療に從事し、栃木縣の救護班亦同夜田端に救療を開始す、班員は概して醫員一兩名若くは兩三名、藥劑手一名若くは二名、看護婦七八名乃至十數名、及書記雜役夫等を以て之に充て、或は青年團員其他を伴ひ、各班何れも數十乃至數千の傷病を救療す、勞役班は、一般に青年團在鄉軍人會消防組を以て之を組織し、府縣郡市町村吏員警察官吏學校長會長團長組頭の指揮の下に、三十名內外を一班とし、或は二十名內外、若くは四五十名より三四百名に達する大班もありて、一地方より數班乃至十數班を出動し、群馬縣の如き、九月三四日の兩日一

齊に九十餘班を出動せしめたり、班に依り災地一般の救濟を目的としたるものと、地方出身者の救濟を目的としたるものとの二ありて、或地方は兩者を出し、或地方は其一を出せり、災地一般の救濟を目的としたるものに、九月二日早朝握飯六千個、飲料水五樽を自動車に積載して本鄉區役所に來りたる埼玉縣救濟班の如き給養隊あり、衣糧其他の分配を援助したる配給隊あり、避難者救護に當りたる救護隊あり、物資の陸揚輸送を補助したる輸送隊あり、警戒を援けたる警備隊あり、使令宣傳其他の臨時業務に服したる雜役隊あり、多數の葉書郵便切手等を携へ來りて之を分給し、若くは代筆して、通信機關の完全なる地方に轉致投函したる通信補助隊あり、死屍の始末、破壞工作物の取片付、通路の清掃等に任じたる歸片付隊あり、避難所バラックの應急工作を援助し、道路橋梁其他の假工事を助けたる工作隊土工隊あり、地方出身者の救濟を目的としたるものに在りては、罹災者の搜索、地方よりの見舞物資配達、地方への安否通報、彼此通信の仲介、避難の援助乃至受災者復興の補給等、各種の作業に從ふ。

救恤金品寄與は、各地方何れも採りたる救援方法にして、多くは地方廳自ら中心となり、府縣知事府縣會議長商業會議所會頭新聞社長等發起して、義捐金品の募集をなし、郡市町村役場警察官署學校等に移牒し、赤十字社支部愛國婦人會支部青年會婦人會在鄉軍人會處女會各宗教團體其他各種團體に協力を求め、ほゞ各郡市に於ける醵出額を豫定して募集に努め、公職者は醵金率を定めて義捐する等諸種の手段に出で、各團體自發的に募集を爲すもありて、到る處豫定以上の寄附を得、以て地方廳自治團體其他の手より、震災救護事務局東京府市及各團體本部等に送り、之を罹災者に頒ち、一面其一部を留めて、避難者の救濟に宛てたり、中には再度の募集を爲し、初め現金及食糧品日用品を募集し、天漸く寒からんとするにおよびて、衣類の募集若くは新

に多服救護をなして之を贈與する等の擧に出でたるもの少なからず、此外各小學校及中學校に於ては、文部省の慫慂に從ひ、義捐金の外に、教科書學用品を募集して罹災地の兒童生徒に寄贈し、關西各府縣聯合會の如きは、バラック及病院の寄贈を爲したり。

物資供給は、大衆散地たる大阪神戸を初として、愛知栃木新潟其他各廳各府縣皆救護事務局其他の指示依賴に應じて、特產物を主とする諸物資を蒐集輸送したり、其重なるものは、食料品、日用生活品、衞生材料、燃料品、建築材料、被服類にして、京神愛知其他より最多量及多種類を供給したるは言ふまでもなし、各地何れも蒐集輸送に關する專任者を置き、迅速なる蒐集に非常の苦心を拂ひ、之が急輸送に同じく非常なる努力を要し、前者は多くの同業組合大會社大商店等の協力を俟ち、後者は多く運送業者青年團其他の援助を得たりき。

避難者救護は、亦全國的に行はれたる救援の一にして、全國到る處若干の避難者なきはなかりしと共に、之が救護の行はれざる所は、處として殆どこれ無かりしを見る、避難者の輸送は公私の輸送機關概して無賃搭載を爲し、艦艇船舶汽車電車のみならず、各地私營の自動車馬車人力車等に在りても、無賃輸送若くは賃錢割引輸送をなしたるもの多く、避難地轉換若くは罹災地歸還の場合の如き、亦罹災證明の下に無賃割引の特待を受けたり、同時に此等避難者の上陸地、普通下車驛に在りては、郡市町村吏員警察官憲監督して、青年團在鄉軍人消防組學校職員赤十字社支部愛國婦人會支部宗教團體婦人會處女會醫師會藥劑師會看護婦會有志者等出動して、救護所救療所を設け、晝夜交代して、通過者に食料品慰問品を給し、下車者上陸者を救護所に案內して休憩せしめ、飲食物慰問品を與へ、共目的地に護送し、疲勞困憊者には自動車人力車を給し、或は携帶品を荷擔し、遠隔の地に行くものは無料泊宿せしめ、病者傷者の輕きは直に手當し、重きは收容所に送りて醫療

を加へ、目的地定まらざるもの、身の振方に關する相談に應じたり、而して地方々々に落著きたるものに對しては、衣食の配給、職業の紹介、營業資金の施給、避難兒童生徒の轉學收容、轉避者若くは災地歸還者への旅費給與を爲し、孤兒の養育を圖り、其外地方廳又は宗教團體に於て罹災死者の弔祭を爲したるもあり。

若夫れ警備の援助に至りては、地方廳に於て自發的若くは警視廳の依賴に應じて警察官吏を派遣したるものにして、同時に地方自身亦自警團其他の援助を藉りて警戒したる所少なからず、地方廳は更に銀行業者其他に諮りて、經濟上の影響を防ぎ、產業上各種の施設を試むる等、それ〳〵適應の措置に出でたり。

要するに位置の近遠交通の便否乃至關係の疎密等に依り、必ずしも手段方法を均一にすること能はざりしも、報に接して即時に蹶起し千葉茨城方面は、中山道線信越線より、栃木福島宮城青森山形秋田方面は、東北線より、北海道樺太方面は、東北線並に海路より、山梨方面は中央線より、東海道靜岡愛知三重岐阜方面は、沼津以東の東海道線不通なるを以て、清水港名古屋港より海路芝浦に航し、近畿及北陸の一部、中國四國九州沖繩臺灣並に朝鮮滿洲方面は、何れも海路若くは鐵路の一部より來援し、共に最善を盡して救援せざるなく、之に海外の救援を併せて、我が市民をして蘇生の思あらしめたり、其狀況は市の照會に對する各地の回答、下記の如く詳略を一にせず、時に或は回答を缺くを以て、今一律に之を叙述すること能はずと雖、相參酌せば、之が救援の如何に熱誠に、如何に莫大なりし乎を察知するに於て、自ら餘師なくんばあらじ。

第二節　各　紀

第一段　總武線常磐線方面

第一件　千葉縣の活動

上　千　葉　縣

第一、縣の被害及救濟

（一）縣の震害　千葉縣は大正十二年九月一日の大震災に禍害を被りたる地方の一に居り、一面自ら救ふと共に、一面中央の救援に赴かざるべからざるの位置に在りたり。

同日の震害は、汎く縣下一圓に亙り、東京灣沿岸を南下するに從ひ、其被る所愈甚しく、就中安房郡最も慘たり、君津郡市原郡之に次ぎ、印旛海上匝瑳三郡に至りて最も輕微なるものに屬す。

安房郡の被害は、內灣沿岸千倉方面に於いて甚しく、殊に北條館山、那古、船形等にありては、全滅の慘狀を見たり、中央部より東部、北部に至りて漸く其の程度を減じ、東北部にありては輕し、而して、被害人口推定總數は七萬四千四十四人にして、推定現在人口十六萬五千六百六十七名に對し四割弱に當る、內四割九分强は死傷、行衞不明者にして、死者千二百十八名、傷者二千四百二十名、行衞不明者五名、計三千六百四十三名なり、中に就て北條町八百二十名、館山町四百九名、那古三百九十三名、船形三百一名、富浦町二百四十三名を主なるものとす、被害戶數は全潰一萬一千百四十九戶、半潰三千百六十三戶、燒失四百四十九戶、流失四十八戶、計一萬四千八百九戶にして、推定現在戶數二十四萬四千五百千五百二十五戶、燒失四百四十九戶、流失四十八戶なり。

千五百八十八戶、館山町の一千六百二十四戶を最とす、尙館山町より船形町に至る海岸一帶に隆起を見、繫船上の便は著るしく害せられ、館山棧橋、船形漁港の如きは其の用をなさざるに至れり。

君津郡に於いては、震害甚しきもの、海岸線及小糸、小櫃兩川沿岸にして、安房郡に接するに從ひ其の被害を增大す、被害人口は之を推定現在人口十三萬二千七百二十四人に對比して二割五分、三萬二百十人に及び、更に死傷行衞不明數を被害人口に對比すれば一分八厘に當り、死者八十八名、傷者二百四十七名、行衞不明者八名、計三百四十三名なり、內金谷村の五十二名、中川村の二十九名、湊町の二十八名等重なるものなり、被害戶數は推定現在戶數二萬三千五百三十七戶の二割五分强にして、全潰二千八百四十戶、半潰三千二百二戶、計六千四十二戶、內中川村の四百八十五戶、青堀村の四百七十四戶を其の大なるものとす、郡を貫通せる小櫃、小糸二川は山崩れ又は兩岸崩壞の爲に擁塞せられ、一時降雨に際し沿岸耕地を浸害したり、市原郡にありては其の區域全般に及ぶと雖も養老川沿岸の被害比較的大なる外他は輕微なり、被害人口推定總數は推定現在人口七萬八百九十八名の一割强にして、七千三百五人、死傷及行衞不明者數は被害人口の一分强にして、死者二十一名、傷者六十名、計八十一名を算ふ、內戶田村の三十九名、明治村の十六名、東海村の八名其の主なるものなり、被害戶數は千四百四十一戶にして推定現在戶數一萬二千百五十三戶の一割一分强に當る、內戶田村の四百一戶、明治村の二百六十八戶、東海村の百九十五戶等被害の大なるものに屬す。

市原郡に次いで長生郡、東葛飾郡あり、次で夷隅、山武、千葉、香取の各郡及千葉市あり、印旛、匝瑳の如きは一人の死傷者を出さず、少數家屋の損害を見たるのみ、海上郡に至りては僅かに一名の死者あるに過ぎず、內千葉郡の如きは、推定被害人口、推定現在人口百三十五萬九千百二十一人に對し八分强に當り、其數十一萬二千三十五人、死傷行衞不明者數は共の三分七厘にして、死者千三百四十五名、傷者二千七百八十四名、行衞不明者十三名、計四千百四十二名を出せり、被害戶數は二萬二千九百四戶にして、推定現在戶數二十四萬四千五百六十二戶の九分三厘强に當り、內全潰一萬四千八百八十二戶、半潰七千五百二十五戶、燒失四百四十九戶、流失四十八戶なり。

以上の一市九郡に於て、印旛、匝瑳、海上の三郡を除く一市六郡中、郡部百八十一箇町村の內被害八十四箇町村に及び、之に千葉市を合して推定被害人口總數は二千九百九十五人を算せり、之を推定現在人口七十三萬二百八十六人に對比すれば四厘强に當り、內死傷者總數百十三人は、推定被害人口に對し三分强に當る、被害戶數は九百六十七戶にして、推定現在戶數十三萬千二百五十六戶に對し七厘强に當れり。

（二）縣の救濟　縣に於ける救濟狀況を概觀するに、初め被害の模樣纔に電話開通區域內を分明にせるのみにして、重大なる被害地方の狀を詳にせず、二日午後三時安房郡長派遣の郡書記縣廳に達し、郡の慘狀を傳へ、食糧の供給、醫療班の派遣を請求するに及び、其容易ならざるを知り、直に廳議を決して救濟の策を定め、廳員を部署して之に當らしむ、四日水產試驗場所屬船嘉々美丸に、米百俵澤庵梅干罐等十五樽の副食物を積みて急援したるを手始とす。

五日知事は、專決を以て、大正十二年度救助費豫算五千十三圓に十二萬圓を追加し、更に十月五日六十九萬九千百七十一圓の追加をなしたり、其各郡に對する配付額左の如し。

金四十七萬六千四百圓	安房郡
金五萬三千八百五十圓	君津郡
金一萬八千二百三圓	市原郡
金七百圓	東葛飾郡
金二百圓	長生郡
金十四圓	夷隅郡
殘額金二十七萬四千八百十七圓	

左に各郡の救濟狀況を擧ぐ。

（イ）安房郡の救濟　安房郡は災禍最も激甚なる地方にして、陸上に於ける交通、通信は全く絕えて殆ど一孤島の觀を呈し、物資の輸送、救護班、應援青年團、軍隊、警察官の派遣等は、一々船舶に由らざるべからず、縣は水產試驗所所屬船ふさ丸、嘉々美丸の二艘を以て、四日以降千葉館山間を航行せしめたり、數日にして木更津に至る鐵道開通したるを以て、君津郡農會事務所に出張所を設け、專ら君津郡內に物資の調達をなし、兩船は木更津館山に殆ど定期船として運航し、物資の輸送と一般交通の便に供したり、又一面勝浦よりも航路を開き、勝浦町濱勝浦漁業組合に出張所を置きて、夷隅郡よりの供給米全部を安房郡に輸送することとなし、特に東京灣汽船株式會社所屬船清澄丸（百七十噸）北海丸（百三十噸）の二船を徵發して共の運航に從はしめたり。

罹災者に對しては、縣郡官吏、郡內外の靑年團、在鄕軍人、消防手等を擧げて炊出及給米に從へり、東條、天津、湊の三箇村を除く三十八町村は、共の輕重に從ひて救助を受け、總額四十萬九千七百八十五圓一錢に達す、其の內譯左の如し。

一金二十八萬七千九百五十六圓五十六錢	炊出食品給與並副食物代金
此延人員百二十五萬二千六百六十三人	
一金一萬四千二百十四圓八十五錢	小屋掛代金
此戶數七千四百五十三戶	
一金七千六百十三圓六十錢	被服費
此延人員二千百人	

(ロ)君津郡の救濟　君津郡に於いては、木更津町外二十七箇町村の被害者に對し、總額三萬九千六百四十一圓七十一錢の交付をなせり、其の內譯左の如し。

一金二萬七千五十八圓	炊出食品給與並副食物代金
此延人員一萬三千七百十六人	
一金一萬二千五百八十三圓七十二錢	小屋掛代金
此戸數千八百十七戸	

(ハ)市原郡の救濟　市原郡は五井町外八箇村の被害者に物品交付をなし、總額一萬七千四百八十八圓六錢、其の內譯左の如し。

一金七千九百八十圓四十六錢	炊出食品給與並副食物代金
此延人員二千三百五十八人	
一金九千四百九十二圓	小屋掛代金
此戸數四百戸	

(ニ)東葛飾郡の救濟　東葛飾郡は總額四百二十圓四十九錢にして、其の內譯左の如し。

一金十五圓六十錢	雜費
一金二百四十四圓三十六錢	食品給與金
此延人員百七名	
一金百七十六圓十三錢	小屋掛代金
此戸百五戸	

第二、縣外赴援

通信機關の杜絶は、千葉縣をして大激震後一時其眞相を知るに由なからしめたり、午後二時頃東京橫濱方面に當りて黑煙の天に沖するを望み、夜に至りて東京市の福災民陸續として東葛飾方面に殺到す、此の情報に由り、玆に帝都の大災害を確認し得て、知事は直ちに之が救護に關する打合せをなし、乃ち先づ安達警察部長、郡庶務課長、後藤保安課長、本庄警務課長等を市川船橋方面に派遣し、救護に關する指揮監督に當らしめたり、次で二日午前一時二十分、橫濱港淀沼コレア丸より發し、銚子無線電信局を經由、千葉局の扱ひたる神奈川縣警察部長よりの飛電、橫濱市一面火の海と化し、死傷幾萬なるを知らず、交通通信杜絶せるを以て、內務大臣及東京府知事へ救助方傳言頼むと傳へ、乃ち始めて橫濱市の大災禍を知るを得たるなり。

是に於て更に應議を決し、縣內外の救護策を樹てたり、縣外の避難者收容及食糧供給に關しては、取敢ず市町村をして、臨機の處置をとらしめ、食糧の輸送に關しては、各郡市に配當命令を下し、通信交通の應急的修理を講じ、建築材料の蒐集を計り、警察官を召集して安房、東葛飾、及東京市の應援を爲さしめ、千葉醫科大學、赤十字社、醫師團等と協力して救護班を編成し、各種團體をして之に戮力せしめ、衣服、物品義捐金等を募集し、進んでは震災復興會を計畫する等萬遺憾なきを期したり。

一、救護事務組織

九月二日縣及郡に臨時震災救護事務委員を設置す、縣に於ては、內務警察兩部長以下百九十二名、郡に於いては、郡長以下全員を該委員に任命又は囑託せり、其の組織の大要左の如し。

一、知事官房
　震災に關する人口統計に關する件
一、庶務課
　御下賜金傳達に關する件
　宮殿下御下賜金に對する件
　福災救助に關する件
　衣服並物品の寄贈配給に關する件
　義捐金の募集配給に關する件
　社會事業團體の活動に關する件
　震災復興に關する件
一、產業課
　糧食其他物資の調達に關する件
　產業各種團體の活動に關する件
一、耕地整理課
　糧食に關する件
一、土木課
　道路橋梁に關する件
　建築材料に關する件
一、教育課
　青年團處女會の活動に關する件
一、會計課
　會計整理に關する件
一、高等警察課
　朝鮮人に關する件
一、警務課
　福災民救護に關する件
　警備に關する件
一、保安課
　福災民救護に關する件
　警備に關する件
　通信交通に關する件
　自警團に關する件
一、刑事課
　暴利取締に關する件
一、衛生課
　福災民衛生醫療に關する件
　警部團の活動に關する件

其他他課の主管に屬せざる件

調令號外　　廳中一般　各廓

臨時震災救護事務委員規程左の通定む

大正十二年九月二日　　知事

臨時震災救護事務委員規程

第一條　震災罹災者救護の爲縣及郡に臨時震災救護事務委員を置く

第二條　臨時震災救護事務委員は知事之を任命又は囑託す

第三條　臨事震災救護事務委員は上司の命を承け震災に因る罹災者の救護に關する事務に從事す

右臨時震災救護事務委員規程に依り縣に於て任命又は囑託したる臨時震災救護事務委員左の通り

內務部長一、警察部長一、理事官三、警視三、技師(待遇者を含む)二六、視學二、屬三八、警部三三、技手四三、縣書記其他職員四二、計一九二

二、避難民の救護

帝都の罹災者は、九月一日夕刻より東葛飾方面へ避難を續け、殊に午後七時頃龜戸稻毛間の鐵道線路の應急修繕成るや、俄かに其の數を加へたり、是に於て各停車場所在地其他は、皆期せずして收容所を設け兵營、小學校、神社、寺院、停車場等を之に充て、軍隊、町村吏員、小學校職員、醫師、產婆、在鄉軍人、青年團員、消防組、婦人團等協力して救助に從ひ、其の短きも數日、長きは數十日に亘りて晝夜慰安、救濟に力を盡せり、其間食糧給與、醫療、助產、入浴其他各種の便宜を與へ、其の費用は各市町村之が繰替をなし、有志家は進んで金品を提供したり、中に就き市川町鴻之巢軍隊の收容所規模最も大にして、一日約八千の救護數を見たりき、其他、習志野高津廠舍、四街道兵營、

船橋、千葉等比較的主なるものに屬す、十月二十日迄に於いて救護を受けたるものは累計十六萬七千七百十九人に達せり、之を日別に示さば左の如し。

避難者中公費救護者調

月日	避難者數
九月二日	二〇、〇二二
九月三日	二三、一一六
九月四日	二三、九五八
九月五日	二三、二〇四
九月六日	一二、四一六
九月七日	八、八二八
九月八日	七、一七六
九月九日	五、四六五
九月十日	四、九七五
九月十一日	四、〇二七
九月十二日	二、八六四
九月十三日	二、二九八
九月十四日	二、二〇五
九月十五日	一、九一五
九月十六日	一、五六九
九月十七日	一、四三一
九月十八日	一、三一六
九月十九日	一、二七二
九月二十日	一、二二〇
九月二十一日	一、二〇〇
九月二十二日	一、一〇四
九月二十三日	八六五
九月二十四日	七八六
九月二十五日	七五三
九月二十六日	七〇八
九月二十七日	六八四
九月二十八日	六七八
九月二十九日	六六〇
九月三十日	六三七
十月一日	五八〇
十月二日	四七五
十月三日	四六三
十月四日	四二六
十月五日	四〇六
十月六日	三八〇
十月七日	三七八
十月八日	三六二
十月九日	三四〇
十月十日	三二三
十月十一日	二九六
十月十二日	二五八
十月十三日	二五〇
十月十四日	二四六
十月十五日	二四三
十月十六日	二二六
十月十七日	二一〇
十月十八日	一九九
十月十九日	一七五
十月二十日	一五一

備考　收容場所
東葛飾郡（市川、中山、八幡、國分、船橋、津田沼、鴻ノ臺砲兵聯隊、松戸、千代田、明、馬橋、小金、鎌ケ谷、布佐）
千葉市（千葉）
千葉郡（幕張、稲毛）
印旛郡（佐倉、四街道、成田）
市原郡（八幡、五茂）
香取郡（佐原）
山武郡（東金、大網）
海上郡（銚子、旭町）
長生郡（茂原、本納）
夷隅郡（勝浦）
君津郡（湊、大貫）
十月二十日迄累計一六七、七一九人

以上各收容所に於て要したる費用の市町村の繰替に屬するものは、精算總額四萬九千四十二圓十二錢にして、之を各郡市別に示せば左の如し。

郡市別 種別	食料費	雜費	計
千葉市	円 一、七八一・四三	円 六六四・四〇	円 二、四四五・八三
千葉郡	一一、一〇〇・〇〇	二、一一三・〇〇	一三、二一三・〇〇
市原郡	一二〇・二八	二三・〇〇	一四三・二八
東葛飾郡	二〇、〇二六・〇〇	三、七四二・〇〇	二三、七六八・〇〇
印旛郡	三、〇一五・〇〇	二八五・五〇	三、三〇〇・五〇
長生郡	三〇・〇〇	—	三〇・〇〇
山武郡	四〇・一二	五・〇〇	四五・一二
香取郡	一、六六一・五〇	二五〇・五〇	一、九一二・〇〇
海上郡	一、六二一・〇〇	一九二・〇〇	一、八一三・〇〇
匝瑳郡	三五三・〇〇	—	三五三・〇〇
君津郡	一、一四八・六四	五二三・〇〇	一、六七一・六四
安房郡	三一二・二五	三四・五〇	三四六・七五
計	四一、二〇九・二二	七、八三二・九〇	四九、〇四二・一二

避難者の親族故舊等に寄るものを各警察分署管轄別に示せば左の如し。

震災避難者調

署名	九月十六日現在避難者數	九月十九日現在避難者數	九月廿五日現在避難者數	九月三十日現在避難者數	十月五日現在避難者數	十月十日現在避難者數	十月十五日現在避難者數	十月二十日現在避難者數
千葉	八、七三四	七、四九三	六、八六六	三、九八四	三、三〇八	四、四三三	三、八二三	三、六六六
船橋	二、六四五	一七、八〇六	一四、三七四	三、六六四	九、一四六	八、〇〇六	六、三〇五	四、九〇四
市川	一〇、一一四	七、一二八	五、六五六	四、七六〇	四、五九七	四、九二五	四、九五〇	四、九〇一
松戸	九、五〇九	七、六〇七	六、四〇九	六、〇六九	四、九一三	四、四五七	四、三九五	三、八五九
野田	三、八六七	四、一八四	四、〇二三	一、六七八	三、六四三	三、三一五	三、九八〇	三、六九八
佐倉	三、三七五	一、六六八	一、四一三	三、一一四	三、三六四	三、三一三	三、〇四四	一、八七四
成田	一、三九八	九〇三	八一九	六六七	九一九	七九九	六七七	五七五
木下	一、三二五	一、四〇五	一、三二六	一、五七五	一、四〇五	一、三四五	八六五	八〇七
佐原	二、七八八	二、八〇七	二、五九三	二、五八〇	二、五〇七	一、八〇三	一、六二七	一、四〇八
小見川	一、九〇八	二、一四八	二、〇九六	一、八七六	二、六六八	一、四七九	一、三二四	一、〇二四
多古	九一七	六三五	五六〇	五三三	四九五	四三五	三七四	三七四
銚子	三、六九七	三、三六七	四、五五五	四、三四五	三、七九六	三、〇〇七	二、六三五	三、一五四
旭町	二、一四六	二、〇四四	一、七四〇	一、六六〇	一、五五五	一、〇七六	一、九六九	八六五
八日市場	二、四六一	二、三八九	二、〇三三	一、七一七	一、三三九	一、一九五	一、一一五	一、一一五
東金	三、五〇三	三、九〇六	四、四五七	三、三二五	二、九八五	二、一〇一	一、九五三	一、七一四
成東	二、三二二	一、四三〇	二、四一三	一、四七四	一、一七四	一、〇〇七	九六四	九〇七
茂原	三、九二五	四、三五六	三、八一五	二、七〇三	一、六七九	二、六〇八	二、三五五	二、四〇八
一宮	三、一一三	三、三一九	三、一〇五	一、三七九	二、三三三	一、八六五	一、三六一	一、四〇四
大多喜	一、〇四五	一、一四七	一、三七九	一、一三一	一、〇五五	一、〇三三	七二四	六六六
大原	二、七〇六	二、六八九	二、八三三	二、〇八〇	六五八	五六五	五三五	四八四
勝浦	二、〇〇四	一、九五五	二、〇五五	一、八六四	一、六二三	一、四五三	一、四五二	一、三五六
八幡	三、六〇七	三、〇四一	三、六三六	二、〇〇五	一、六六五	一、七五一	一、二九六	一、一六二
鶴舞	一、三三七	六八七	五三九	五四六	五三九	四三一	三六五	三七九
木更津	四、四九六	四、一八二	三、八五九	三、五七九	二、八五七	二、五五四	二、四七七	二、四五六
湊	七三一	一、七三四	一、五〇四	一、六一一	一、〇〇九	八五六	八〇三	七一七
久留里	一、二九八	一、一九五	一、一三九	一、〇七九	一、〇五一	一、〇五一	一、〇五三	八一三
北條	三、九九八	七四六	一、三五一	二、三五一	二、九六六	二、〇一六	一、三五九	一、二九四
千倉	一、三三三	四八七	三〇〇	一四一	一三三	一八七	三三〇	三九〇
鴨川	一、三六五	一、三三一	一、九六八	二、〇七五	一、七八六	一、六九五	一、三〇七	一、二八一
計	一三五、四〇七	九六、三六〇	八七、三三四	七七、七〇一	六七、八〇五	六〇、四〇五	五三、九四三	四八、七三九

備考　一、本調査は東京方面其他罹災者にして縣内の親戚知己等に頼り一般民家に避難中の者なり
一、本調査は公費により收容したるもの を除く
一、九月十三日以前に於て避難者の最も多かりし時は約十五萬を算せり

三、物資の輸送

九月一日東京大震災の報に接するや、知事は食糧供給の必要を認め即夜千葉市をして炊出救援をなさしめ、翌二日早朝縣下に米二百俵梅干其他漬物四十五樽を調達し、三日未明に石油發動機船千葉丸、寒川丸の二艘を以て、屬二名、技手三名、産業主事補一名監督の下に特に人夫八名を乘組ませ、之を東京に向け發送せしめたり、當時東京との通信全く絶へて流言或は海上に掠奪團ありと傳へ、或は暴徒兇器を擁して東京の救援を阻害すと稱し、浮説紛々たりしが、監督各員克く海員を督勵して遂に築地に達し、水上警察員の手を經て之を臨時震災救援事務局に納入するを得たり、同日内務省より、東京に對し食糧品の供給をなすべき通牒を受く、然るに一方縣下安房郡全滅の悲報を傳ふるあり、更に内務省より横濱に對する救援の電命あり、加之東京方面より避難し來るもの刻々其數を増加して一萬を數へんとし、之に給すべき食糧の調達を圖らざるべからざるに至る、是に於て縣下の在米高を考慮して其の移出能力を調へ、以て可及的輸送の策を樹てたり、即ち七月一日調査に係る縣下在米數は五十五萬石なり、縣一ケ月の消費を十二萬石とし、七、八、九三ケ月の消費高三十六萬石、及七、八兩月の移出高五萬六千石を之より控除し、更に避難民十萬人の九月分食糧一萬石を除くに、尚、殘米十二萬四千石あるを以て、内約五萬石を輸送するも縣民の食糧に缺くところなしとし、之が搬出を命じたり、其の各部に配當したるところ左の如し。

市原郡	三、八〇〇俵
印旛郡	一一、五〇〇
長生郡	六、〇〇〇
山武郡	六、八〇〇
香取郡	八、五〇〇
海上郡	七〇〇
匝瑳郡	二、一〇〇
君津郡	七、六〇〇
夷隅郡	四、一〇〇
計	五一、一〇〇

內三萬石を東京に、約二萬石は橫濱及安房郡に供給せんとしたるものにして、各部長をして調達の任に當らしめ、且縣官を派遣して之を助けしめたり、東葛飾郡及千葉郡千葉市に對しては、自足の道をとらしめて搬出を命ぜず、當時金融梗塞の機に際し、現金にあらずして物資を購入すること困難なるに當り、東京に於ける大會社、大銀行等は各所に於て高價に現金買入を爲すものあり、爲に價格甚しく騰貴したり、而も道路橋梁の損壞は運搬の不如意を誘起し、物資の調達頗る困難なるものありしが、幸に縣、郡、町村吏員、穀物檢查員等の協力奮闘により米に付きても一日三千俵內外を搬出するを得たり。

九月九日に至り、新に調達するを見合はすべき旨臨時震災救護事務局よりの電報に接し、爲に當初の豫定量を搬出するに至らずして止みたり、然れども東京に對しては、縣下よりその近親等の安否を案じて上京するもの日に三萬を超ゆる有樣なりしを以て、縣當局は罹災地に於ける食糧狀態を慮り、鐵道當局と協議の上、三日より以後白米五升以上を携帶するに非ざれば乘車を許さざることとなしたり、されば是等の者によりて供給せられたるもの一日千五百石餘に達し、十五日迄續續して總額約一萬五千餘石に上れり、之を加算すれば縣より東京に供給したる米は其豫定量三萬石に達したるなるべし。

物資の輸送につき、貨車の配給に關しては、車輛の燒失多數に及びたるを以て十分なること能はず、是に於いて鐵道當局とはかり、震災前出荷して途上進退兩難に陷れるものを整理すべく、縣に於いて之が徵發をなし、巧に貨車運用を行ひ、以て輸送上の便宜を得たり、尙ほ君津、市原及千葉よりは專ら海上輸送に依り、東京に對する供給の深川、築地、芝浦方面に遲ねからんことを期したり。

四、東京の救援

全縣下に亘り官吏、吏員を派して物資の調達を計ると共に、縣は出張所を府下龜戸町に設け、鐵道輸送による物資の配給等に努めたり、九月三日先づ上原技師外二名を龜戸町に派遣し、縣出張所の設置を各方面に交涉したるも、當時此の附近は混亂甚しきため、龜戸驛長及騎兵第十三聯隊停車場司令と折衝して一時同驛に之を設けたり。而して車室を臨時宿舍に充て食糧品の荷受配給に從事したりしが、同五日に至りて、東京府は龜戸職業紹介所內に出張所を開設し、臨時震災救護事務局亦支部を此に置きたるを以て、縣も其の出張所を同所に移轉し出張係員九名は庶務、荷受、荷渡及青年團係に分れ、各出張所及當時龜戸郵便局階上に置かれたる關東戒嚴司令部龜戸配給部と聯絡を保ちて事務の進捗をはかれり。

(イ)配給の狀況　九月四日に香取郡より發送の米先づ着き、以後續續入荷せるも、運搬機關の不備により一日漸く一千俵內外を出すに過ぎず、況く配給先たる本所、深川兩區及南葛飾郡內避難者二十八萬五千人に及ぼす能はず、戒嚴司令部より軍用及徵發民有貨物自動車の供用を得るに及びて、一日三千俵を配給するを得るに至れり、然れども配給を求むるもの猶ほ頗る急にして、而も龜戸驛附近の混雜一方ならざるを以て、九月八日より東武線曳船、鐘淵、隅田の各驛及總武線小岩、平井の兩驛をも貨物荷捌所となしたり、之によりて配給愈〻圓滑なることを得たり、十三日よりは係員錦絲町驛に出張して之を木竹材等の荷捌所となせり。

物資授受の方法に關しては、荷卸は之を同縣派遣官、及臨時震災救護事務局員、戒嚴司令部、龜戸配給部員立會の下に行ひ、同時に事務局に引繼ぎ、事務局は之を配給部に引渡し、配給部に於いて東京府の要求により配給をなすことゝしたり。

同出張所は、九月二十一日に至り其の任を終へて之を閉鎖したり、龜井戸驛に於いて取扱へる同縣の供給物資左の如し。

(1) 有償品

玄米	三一、八七九俵	甘藷	二六、四五〇俵
醬油	七、四〇九樽	繩	一四、二七個
味噌	三九六樽	竹	一、四七本
食鹽	三二〇叭	莚	一、〇二二枚
鷄卵	一二九函	木材	一〇車
濱物	一〇七樽	薪	一、五〇〇束
梅干	四樽	鮒	一函
鰹節	七五八個	衞生材料	一包
野菜	一〇俵	氷	二一車
西瓜	三七俵	澱粉	二、四五四袋
精麥	一俵	鰹節	二函
乾海苔	二函	木炭	六六俵
石油	一〇鑵	千魚	一函
煉乳	一二八函		

(2) 寄贈品

玄米	一〇俵	梅干	二八樽
白米	四四俵	濱物	六一樽
白米	五七袋	雞卵	二八函
甘藷	六八六俵	白米其他	三四〇點
四瓜蕃茄南瓜等	一、一〇七俵	白土	一三〇噸
タオル	三、〇七〇本	衣類	八個
餅	一三八樽		

尙海上より深川、築地、芝浦方面に供給したる物資及之が輸送に當れる船舶は左の如し。

供給物資

米	一、〇〇八俵	梅干	四五樽
甘藷	九五〇俵	佃煮	五七二樽、二八一函
醬油	五、〇〇〇樽	味噌	四〇樽
薪	三九、五〇〇束	煉乳	二、四四六函
木炭	二、六六三俵	蠟燭	一二〇斤

船舶

千葉	千葉丸、憲川丸
浦安	正一丸、大長丸、盛昌丸
木更津	第二八幡丸、勢運丸、七福丸、北辰丸、榮丸、新寶丸、石榮丸、第一淺間丸、三寶丸
北條	大成丸

(ロ)各種團體の活動　印旛郡、海上郡其他の青年團、在鄉軍人會分會醫師團等、約八百九十五名は救護及勞働奉仕の目的を以て續々上京し縣は之に對して、戒嚴司令部、鐵道當局、及千葉醫科大學救護班の了解を得て夫々部署に就かしめ、何れも數日間勞働、交通整理或は救護に獻身的活動をなしたり。

(ハ)配給米の精白　玄米食に馴れざる東京の罹災民は之が繼續を恐るゝあり、縣は其の衞生上の結果を慮り、縣農會幹旋の下に九月九日

龜井戸驛構内に石油發動機付精米機四臺を据付け配給米の精白に從事せしめたり。

五、横濱の救援

當時横濱市との交通は全く杜絶し、其消息たへて知る能はず、僅かに海軍省の無線電信によりて通信するに過ぎざりき、是に於いて九月四日特に發動機船を姉崎より出航せしめ、山崎技師、外一名之に便乗し、米鹽の供給と共に、安河内神奈川縣知事に面接供給物資に付き打合をなせる所あり、之により貯の不足せるを確むるを得たり、五日恰も浦安町漁業組合より縣に提供したる浦丸を回航せしめ、舟橋技師外一名監督の下に、横濱にありて貯、荷役の任務に服せしめたり、爾來千葉よりは米、麥粉、醬油、味噌等を、木更津よりは薪炭、澱粉、副食物等を供給し、兩地船舶の全力を擧げて之に當らしめしが、風浪、潮流其他船員の關係に於いて障碍多く、輸送上甚しき困難を見たり、尙ほ此の間千葉よりの輸送は下谷穀物檢査所員專ら其の衝に當れり、

輸送船舶は左の如し。

千　葉　千葉丸、寒川丸、住吉丸、芙蓉丸
浦　安　浦丸、
北　條　大成丸
木更津　七福丸、善通丸、淺間丸、長榮丸、新榮丸、第一八幡丸、飯田丸、三寶丸、第二八幡丸

六、供給物資の總額

縣が、東京方面より避難者集來せる爲食糧の不足を告げたる地方に對して供給したるところは、

千葉市　米二百俵、　四街道　米五十俵、　習志野　米六百八十四俵
味噌十樽、　市川　米七百俵、精麥五十袋等

にして、之と震災地救護の爲東京、横濱及安房郡に供給したるものを各方面別に其の價格數量を示さば左の如し。

震災救護物資方面別

品目	東京		横濱		安房郡		其他		計	
米	三二、七六六俵	四九九、八六六・四九円	九〇五俵	一三、三八八・〇〇円	八、一三〇俵	一三五、四二〇・〇〇円	一、九四七俵	二八、六〇七・六二円	四三、七四八俵	六六七、四四三・二一円
梅干	一〇〇樽	三、〇四五・六九	七樽	二三〇・〇〇	六五樽	二、一三五・五一	—	—	一七二樽	五、四一一・二〇
佃煮	三七三樽 一八八函	九、〇六八・一〇	三三樽	三四八・五〇	—	—	—	—	七九三樽	九、四一六・六〇
罐詰	八五三罐	八、四九六・二四	—	—	—	一七四・六〇	—	—	八五三罐	八、六七〇・八四
醬油	一〇、四五九樽 一九、三〇〇瓶	八五、七六五・〇〇	三、〇〇〇樽	一九、四七四・〇〇	—	—	—	—	三二、七五九樽	一〇五、二三九・〇〇
味噌	四三六樽	三、八三三・四八	五四三樽	四、三三一・六八	三八樽	九八一・〇〇	津田沼一〇樽	一四〇・〇〇	一、一二六樽	九、二八六・一六
薪	四二、〇〇〇束	四、一七八・八〇	三〇、〇〇〇束	二、七四八・〇〇	—	—	—	—	七二、〇〇〇束	六、九二六・八〇
木炭	二、七三九俵	二、九二八・四七	二、六四七俵	三、八九三・〇五	—	—	—	—	五、三八六俵	六、八二一・五二
甘藷	二八、三五九俵	三八、三六六・〇〇	六〇俵	二二六・〇〇	一、四四九俵	二、八〇四・〇〇	—	—	三〇、〇八八俵	四一、三九六・〇〇
煉乳	二、三七四函	四五、六二〇・五〇	一、一九八函	二一、三六四・〇〇	—	—	—	—	三、五七二函	六六、九八四・五〇
蠟燭	一三三本	二四・七一	—	—	五〇〇本	三〇・〇〇	—	—	六三三本	五四・七一
氷	二四二噸	三、七三六・一一	—	—	—	—	—	—	二四二噸	三、七三六・一一
澱粉	二、四六〇袋	二八、七五〇・〇三	六三〇袋	七、三〇一・九三	—	—	—	—	三、〇八〇袋	三五、九五一・九四
鷄卵	一三九函	二、〇八〇・五三	—	—	—	—	—	—	一三九函	二、〇八〇・五三
蕪	五〇樽	二四〇・〇〇	一〇樽	七二・〇〇	九六樽	六四八・〇〇	—	—	一五六樽	九六〇・〇〇
食鹽	三三〇叺	六三八・八〇	三叺	六・六〇	四三一叺	九五〇・四五	—	—	七六四叺	一、五九五・八五
竹	一、四七二束	二、七五〇・七七	—	—	—	—	—	—	一、四七二束	二、七五〇・七七
莚	六三三個 三、一三〇枚	一、五七四・四〇	—	—	二八綑	四九〇・三五	—	—	八四三個 三、一二〇枚	二、〇六四・七五
繩	六、〇七八綑	五、八九五・六六	—	—	五八〇綑	一、七一三・三六	—	—	六、六五八綑	七、六〇九・〇二
木材	一〇車	七、一〇三・九一	—	—	—	—	—	—	一〇車	七、一〇三・九一
石油	一〇罐	三七・五〇	—	—	—	—	—	—	一〇罐	三七・五〇
精麥	一俵	八・六五	—	—	—	—	五〇俵	五七〇・〇〇	五一俵	五七八・六五
乾海苔	四二斤	一六四・〇〇	—	—	—	—	—	—	四二斤	一六四・〇〇
干魚	七斤	二・二四	—	—	—	—	—	—	七斤	二・二四
鮎	一〇〇斤	六五・〇〇	—	—	—	—	—	—	一〇〇斤	六五・〇〇
鰹節	九九斤	九五・〇四	—	—	—	—	—	—	九九斤	九五・〇四
野菜	八個	二一・六八	—	—	—	—	—	—	八個	二一・六八
梨	三九個	一七四・〇八	—	—	—	—	—	—	三九個	一七四・〇八
西瓜	四三俵	一七六・四八	—	—	—	—	—	—	四三俵	一七六・四八
粉炭	四〇噸	三六〇・八五	—	—	—	—	—	—	四〇噸	三六〇・八五
飲料水	—	—	三樽	七・五〇	—	—	—	—	三樽	七・五〇
麥粉	—	—	二、〇〇〇袋	八、〇〇〇・〇〇	—	—	—	—	二、〇〇〇袋	八、〇〇〇・〇〇
澤庵	—	—	—	—	五樽	五二・五〇	津田沼 六樽	六三・〇〇	一一樽	一一五・五〇
外米	—	—	—	—	六九袋	一、一七三・八五	—	—	六九袋	一、一七三・八五
重油	—	—	—	—	三〇罐	三六・〇〇	—	—	三〇罐	三六・〇〇
輕油	—	—	—	—	五〇〇罐	一、三五〇・〇〇	二七〇罐	二一五・〇〇	七七〇罐	一、五六五・〇〇
マシン油	—	—	—	—	一〇〇罐	三五〇・〇〇	四五罐	一五一・三〇	一四五罐	五〇一・三〇
茄子漬	—	—	—	—	一樽	五・五〇	—	—	一樽	五・五〇
瓜味噌漬	—	—	—	—	二樽	三〇・〇〇	—	—	二樽	三〇・〇〇

玉葱	一	一	二俵	三・四三	四八	一六〇・〇〇	一	一	三〇俵	一九一・四三
空樽	二、〇六〇個	三、七三八・二〇	一	一	一	一	一	一	二、〇六〇個	三、七三八・二〇
合計	一	六六、〇四三・七〇	一	八一、七三三・六八	一	一二八、四三八・三三	一	二九、六四六・九三	一	一、〇三三、八六六・三三

第三、醫療救護

東京方面の激震に因る傷病者陸續として縣內に避難し來ると共に、縣下に於いては、安房、君津、市原の諸郡に甚しき死傷者を出せるを以て、縣は此等傷病者救護の必要を感じ、既に大震當日午後七時衞生課員を總動員して救護假事務所を開設したり、之によりて各地方の救療及之に要する衞生材料の調達につとめたるなり。

初め安房郡の被害狀況は交通通信不能のため三日に至るまで判明せざりしも、東京方面の罹災者は早くも九月一日午後六時頃より縣下に避難し來れるを以て、先づ此等避難者救護の手配をなし、次で安房郡方面の救護をなすの經過を見たり。

(イ)縣施設　九月一日午後市川、船橋兩警察署長より、東京方面の避難者鐵道により續々到來し、傷病者少なからざる旨電話報告ありてより、縣は直に鐵道沿線に於ける避難者救護のため、醫師たる衞生技師、技手又は防疫醫一名に警察官吏其他吏員數名を加へたる救護班を組織し、取敢へず午後十時市川、船橋、幕張、津田沼、稻毛の五停車場に各一班宛を出發せしめたり。之と共に東京方面に出勤せしめんが爲、各警察署長に通牒し、管下に於いて町醫師會より醫師三四名、並に之が補助者として在鄉軍人、消防組員、青年團員等より醫師一名に對し三四名を以て一救護班を組織し縣廳に參集せしむべく交渉をなさしめたり。更に二日千葉醫科大學に交渉して日本赤十字社千葉支部と協同救護班を組織し、同日醫員學生會計四十四名を出京せしめ、市川に於ける救護醫員不足の報に接するに及び、なほ醫科大學より醫員二名を出して應援せしめたり、而して一日の通牒により參集したる救護班は到着の順次に從ひ東京方面に出發せしめたるが、此等は內務省の指揮の下に市內に於ける傷病者救護の任に當れり。

三日房州方面の被害判明するに及び、當日參集したる、匝瑳郡救護班四班、海上郡救護班五班、香取郡救護班五班を直に安房郡に出勤せしめ、北條警察署及郡と協議の上各地に救護所を設け、罹災傷病者の救護に當らしむ。

共後縣は傷病者の增減異動に從ひて救護班の配置を適宜ならしめ、應急の處置を誤たざらんことを努めたり、而して衞生材料に關しては各地に於いて需要急迫なるのみならず、京濱に供給者無きを以て配給甚だ困難なりき。縣は乃ち吏員を各地に派し、用品を徵發して各救護所及救護班に配付し、之が需給の圓滑をはかれり。

更に縣は震災後に於ける縣下の衞生狀態を憂慮し、共の實行し來れる衞生日實行事項を勵行せしめ、特に傳染病豫防の爲め注意書五萬枚を印刷して各警察をして之を管下に配付せしむると共に、陸軍飛行隊と協力し緊要地點の上空より撒布したり。而して避難民中に發生したる傳染病患者に對しては、各郡市長に通牒して共の治療費全額を縣の負擔たらしめたり、就中、避難者の集來最も甚だしき千葉市に於いて傳染病患者の續發の傾向を生じ、市立傳染病院は爲に狹隘を感ずるに至れるを以て、市當局を督し一千餘圓の豫算を以てバラック式病舍を建設せしめ、尙千葉醫科大學の附屬醫院傳染病室も亦同大學に於いて診察を受けたる者のみすら容るゝ能はず、更に同大學構內にバラック式病室を建てゝ之が收容に充てたり。

左に九月一日以來出勤したる縣で、救護班及各地に於ける救療狀況を擧ぐれば次の如し。

第一號表

救護班出勤表（△印は無務員數を示す）　千葉縣

月日	東京 警員	東京 補助員	東葛飾郡 警員	東葛飾郡 補助員	其內市川 警員	其內市川 補助費	中山 〃	中山 〃	船橋 〃	船橋 〃	千葉郡幕張 〃	千葉郡幕張 〃	津田沼 〃	津田沼 〃	稻毛 〃	稻毛 〃	印旛郡 〃	印旛郡 〃	其內四ツ街道 〃	其內四ツ街道 〃	佐倉 〃	佐倉 〃	安房郡 〃	安房郡 〃	其內北條 〃	其內北條 〃	館山 〃	館山 〃
九月一日			七	二〇	一	七	一	三	一	四	一	二	一	一	二	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二日	二三	二四	三	二五	一	七	一	三	一	四	一	二	一	一	二	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三日	二〇	三一	七	二七	一	九	一	三	一	七	一	二	一	一	二	五	—	—	—	—	—	—	二四	一六	二四	一六	—	—
四日	三一	一八	六	三	一	九	一	三	一	七	一	二	一	一	一	一	—	—	—	—	—	—	二四	七四	一〇	三五	一〇	三四
五日	二七	一三	六	三	一	九	一	二	一	七	一	二	一	一	一	一	六	六	四	三	二	三	二六	七四	一〇	三五	一三	三四
六日	三〇	一四	六	三	一	九	一	二	一	七	一	二	一	一	一	一	四	六	二	三	二	三	二六	七四	八	三〇	一三	二一
七日	三〇	一四	六	三	一	九	一	二	一	七	一	二	一	一	一	一	四	六	二	三	二	三	二六	七四	八	三〇	一三	二一
八日	二七	一三	九	二〇	一	七	一	三	三	四	一	二	一	一	二	三	三	六	一	三	二	三	二六	七四	八	三〇	一三	二一
九日	一九	四一	九	二〇	一	七	一	三	三	四	一	二	一	一	二	三	三	六	一	三	二	三	二七	三五	八	二四	一三	二一
十日	一九	四一	九	二〇	一	七	一	三	三	四	一	二	一	一	二	三	三	六	一	三	二	三	二七	三五	八	二四	一三	二一
十一日	三三	三五	六	三	一	五	一	二	二	三	—	—	一	一	一	一	三	六	一	三	二	三	二七	一〇	二	二四	一〇	七
十二日	三三	三五	一	一	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	二	三	—	—	二	三	二七	一〇	二	四	一〇	七
十三日	三三	三五	一	一	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	二	三	—	—	二	三	二七	一〇	二	四	一〇	七
十四日	—	—	一	一	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	二	三	—	—	二	三	二七	一〇	二	四	一〇	七
十五日	—	—	一	一	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	一	一	二七	一〇	一	四	一〇	七
十六日	—	—	一	一	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	一	一	二七	一〇	—	—	一〇	七

其内那古	醫員	—	—	—	一	一	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一
	補助員	—	—	—	二	二	二	三	七	九	九	二	二	二	二	二	二
〃船形	〃	—	—	—	一	三	二	二	二	三	三	三	四	二	三	三	三
	〃	—	—	—	三	三	四	四	九	三	三	三	三	三	三	三	三
〃富浦	〃	—	—	—	—	—	一	一	一	一	一	△一	一	一	一	一	一
	〃	—	—	—	—	—	三	三	三	三	三	一	一	一	一	一	一
〃國府	〃	—	—	—	—	—	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	〃	—	—	—	—	—	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一
〃八東	〃	—	—	—	—	—	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一	△一
	〃	—	—	—	—	—	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一
〃保田	〃〃	保田勝山兩救療所は最初地方開業醫に於て治療せしも同月十二日よりは軍隊より軍醫四名看護員二九名其他二名出張專ら之に當り居りたり															
〃勝田	〃〃																
總計	〃	七	三五	三一	六二	六五	六六	六六	六五	六八	六八	四九	四三	四三	二〇	二〇	二〇
	〃	二〇	四九	一〇四	一六八	二一四	二三五	二三六	二一三	一〇三	一〇三	六三	四九	四九	二四	二四	二四

備考 九月十七日より同二十三日迄は十六日分の通與動なく二十四日より同末日迄に於て漸次縮少十月一日に於ては別項記載の通り救護所は五ヶ所に減少せり

第二號表

救療狀況 (大正十二年十月二十日現在)

署別＼種別	管外避難傷病者救療延人員							同上の内死者並患者數				
	火傷	打撲	骨折	眼疾	其他外傷	普通病	計	同上の内死亡者數 普通病	同上の内死亡者數 外傷者	現在患者數 普通病	現在患者數 外傷者	現在患者總數
千葉	二、三五三	一、九九四	九二八	三二三	五、六七〇	—	一一、一五八	—	四	—	九〇	九〇
船橋	一、四三三	二四三	—	一、〇三三	五〇一	二、四〇六	五、六三三	一〇	一三	一八	四	二二
市川	五、六三六	—	五〇〇	—	一、四九二	七四六	八、三七四	一五	一九	—	—	—
松戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野田	四〇	一五	—	—	—	一三	六八	—	—	—	—	—
佐倉	四九	一五	—	—	五	四八四	五五一	—	—	—	—	—
成田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小見川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多古	—	—	—	—	—	五四	一四三	—	—	—	—	—
銚子	八八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旭町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八日市場	四二	—	—	—	—	一八	六〇	—	—	—	—	—
東金	—	—	—	—	—	五	五	—	—	—	—	—
成東	四	—	—	—	二	—	六	—	—	—	—	—
茂原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一宮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大多喜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勝浦	二	一	—	—	三六六	一	三七〇	—	—	—	—	—
八幡	二	—	—	—	三四	二	三七	—	—	—	—	—
鶴舞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木更津	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湊	一三	—	—	—	—	—	一三	—	—	—	—	—
久留里	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北條	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鴨川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千倉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	九、七一〇	二、三六五	一、四二八	一、三四五	八、二七〇	三、七二八	二六、八四六	二六	三六	一八	九三	一一一

第三號表

救療狀況

署名＼種別	管内避難傷病者救療延人員							同上の内死者並患者數				
	火傷	打撲	骨折	眼病	其他外傷	普通病	計	同上死亡者數 普通病	同上死亡者數 外傷者	現患者數 普通病	現患者數 外傷者	現患者總數
千葉	—	—	三	—	—	—	三	—	—	—	—	—
船橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
松戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐倉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
成田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小見川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多古	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銚子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旭町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八日市場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
成東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茂原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一宮	—	—	—	—	一	一	二	—	—	—	—	—
大多喜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大原	—	二	—	—	一〇	—	一二	—	—	—	—	—
勝浦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八幡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鶴舞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木更津	一	一四	六	—	三	—	二四	—	一	—	—	—
湊	—	九一〇	—	—	—	—	九一〇	—	二	—	—	—
久留里	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北條	二七三	七、四一六	二、二四五	—	一四、三九一	二、七七三	二七、〇九七	—	一九四	一四	三三	四七
鴨川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千倉	—	一、三〇三	七六五	—	二、八〇七	—	四、八七五	—	一五	—	一八	一八
計	二七四	九、六六四	三、〇四八	—	一七、二四一	二、七七三	三三、〇〇〇	—	二一二	一四	四一	五五

第四號表

東京地方より避難中發病せる傳染病患者(十月二十日現在)

病名	市町村制	累計患者	死亡	全治	現在
腸チフス	千葉市	六	一	—	五
〃	夷隅郡御宿町	一	一	—	—
〃	東葛飾郡行徳町	二	—	一	一
〃	同 船橋町	二	一	一	一
〃	同 市川町	三	二	一	—
〃	長生郡白潟町	一	—	—	一
〃	東葛飾郡野田町	二	—	—	二
〃	長生郡日吉村	一	—	—	一
〃	印旛郡佐倉町	一	—	—	一
〃	同 成田町	二	—	—	二

〃	長生郡二宮本郷村	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	東葛飾郡鎌田村	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	君津郡小櫃村	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	亮隣郡勝浦町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	東葛飾郡我孫子町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	市原郡姉崎町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	海上郡銚子町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	匝瑳郡八日市場町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	計	二九	六	二	二	一	一	一	一
赤痢	千葉市	一四	九	五	二	一	一	一	一
〃	千葉郡津田沼町	三	一	一	一	一	一	一	一
〃	東葛飾郡船橋村	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	同　松戸町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	匝瑳郡八日市場町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	同　平和村	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	長生郡一宮町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	市原郡市原村	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	計	二六	二三	一二	一	一	一	一	一
疫痢	千葉市	四	二	一	一	一	一	一	一
〃	市原村	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	計	五	二	一	一	一	一	一	一
疑似赤痢	千葉市	八	七	二	一	一	一	一	一
〃	東葛飾郡船橋町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	印旛郡佐倉町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	計	一〇	九	一	一	一	一	一	一
ヂフテリア	長生郡五郷村	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	君津郡大貫町	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	計	二	一	一	一	一	一	一	一
猩紅熱	千葉市	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	計	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	合計	一	一	一	一	一	一	一	一
〃	計	七三	二一	二六	三六	一	一	一	一

第五號表

縣下罹災者傳染病患者表（十月二十日現在）

病名	市町村別	累計患者	死亡	全治	現在
赤痢	安房郡北條町	八	四	四	一
〃	同　神戸村	四	一	三	一
〃	計	一二	一	七	四
腸チフス	安房郡館山町	一	一	一	一
〃	計	一	一	一	一
疫痢	安房郡南三原村	一	一	一	一
〃	同　館山町	三	二	一	一
〃	同　北條町	二	一	一	一
〃	同　那古町	二	一	一	一
〃	計	八	四	三	一
疑似赤痢	同　北條町	七	二	二	三
〃	同　館山町	二	一	一	一
〃	計	九	三	三	三
ヂフテリア	同　神戸村	一	一	一	一
〃	計	一	一	一	一
〃	合計	二二	六	二	一四

第六號表

縣救護班調査表

救護班名	出動地名	從事日數	從事醫員延數	同補助員延數	救療患者延數	摘要
千葉縣	千葉郡檢見川町稻毛停車場及同避難民收容所	三	六	一五	五三五	
〃	東葛飾郡船橋町停車場	七	一四	五六	七一〇	
〃	同　避難民收容所	一一	一一	六六	一、七一〇	
〃	同　市川停車場及	一一	一一	六六	一、七一〇	
〃	千葉郡津田沼停車場	一〇	一〇	七〇	一、三三五	

〃	同檢見川町稻毛停車場	一一	一一	五五	九五〇				
	計	四四	五二	二六二	二四〇				

（ロ）郡醫師會の施設　縣下各郡醫師會にありては、九月一日各警察署を經て縣より出動要求の通知に接し直に附近消防組員、青年團員等と協力して起ち、或は東京又は房州方面に出動し、或は各地停車場又は自宅に於いて夫々傷病の救護に盡したり。

救護班員及救療患者の概數其他、別表の通り。

郡救護班調査表

救護班名	出動地名	從事日數	從事醫員延數	同補助員延數	救療患者延數	摘要
匝瑳郡	東京市本所區綠町	四	四	五六	一七九	
山武郡〃	市區町地先道路	三	三	一二	二七三	
印旛郡〃		四	二〇	七二	五三〇	
長生郡	東京府下龜戸町	四	四	五六	四四四	
市原郡〃	市深川區洲崎町	二	二	六二	三六三	
香取郡〃		二	二	六	二六六	
匝瑳郡〃	本所區綠町地先道路	三	一八	四五	五六四	
東葛飾郡	收容所	一三	二六	一八二	一、一〇七	
千葉市	檢見川町稻毛停車場及同避難民收容所	一〇	三〇	四〇	四〇三	
長生郡	一宮町	七	一四	七	三四	中途より引返し救護に從事ゼず
長生郡	安房郡	二	四	一〇		
香取郡〃	那富浦村	七	一四	二八	三七一	醫師四名の內三名は途中より引返す
匝瑳郡〃	那圖府村	五	八	八〇	一四八	
香取郡〃	那富浦村	六	六	二四	一一三	
海上郡〃	那那古船形村	六	六	一八	一、一九三	
山武郡〃	那北條町	五	五	二〇	七七四	
夷隅郡〃	那館山町	五	五	四〇	二〇五	
匝瑳郡〃	那圖府村	五	一五	四五	二三二	
海上郡〃	那那古船形町	六	六	二四	一四七	
〃	〃	六	六	二四	五六四	
山武郡〃	那北條町	五	五	一九	七七四	
	計	一一〇	二二七	八五六	八、一〇七	

（ハ）赤十字社千葉支部の施設　赤十字社千葉支部に於ては、激震直後、其の後庭に天幕を張り、醫務室と病室とを區別し、次てバラック建病室を急造し、以て臨時救護所に當て、市內に居住せる醫員看護婦を全部召集して、多數負傷者の應急救護に當れり。千葉醫科大學及醫師會と協力するに及び、縣內外各所に救護班を派遣して臨時救護班の設置をなせり。支部に於ける救護者總數四千百三十九名にして、各地救護所左の如し。

一、千葉支部臨時救護所

千葉支部構內、大正十二年九月一日開設、十月八日閉鎖、醫員專任二名、助手數名、看護婦十九名（九月廿三日以後は六名）、事務員主事以下六名、取扱患者數千參百名

一、龜戸臨時救護所

東京府下龜戸小學校內、大正十二年九月二日開設、同月十三日閉鎖、醫員二十名、助手二十名、取扱患者數八千九百八十四名

一、綠町臨時救護所

東京市本所區綠町五丁目、大正十二年九月三日開設、同月十一日閉鎖、醫員七名、看護婦一名、助手（在鄉軍人青年團）三十九名、取扱患者數千七百六十四名

一、戸田村臨時救護所

市原郡戸田村、大正十二年九月三日開設、即時閉鎖、醫員一名、看護婦一名書記一名、取扱患者數三十餘名

一、佐倉臨時救護所

佐倉停車場構內、大正十二年九月四日開設、同月十一日閉鎖、醫員一名、看護婦二名、書記一名、取扱患者數四百六十九名

一、湊臨時救護所

君津郡湊町大正十二年九月四日開設、同月五日閉鎖、醫員一名、看護婦二名取扱患者數二十二名

一、北條臨時救護所（第一回）

安房郡北條町、大正十二年九月四日開設、同月十日閉鎖、醫員一名、看護婦二名、書記一名

一、館山臨時救護所

安房郡館山町水產講習所內、大正十二年九月廿六日開設十月十九日閉鎖、醫員三名、看護婦十名、書記一名、雜役二名、取扱患者數千四百五十二名

（ニ）千葉醫科大學の施設　千葉醫科大學は、九月二日早朝急遽醫員三名看護婦三名を府下龜戸方面に出動せしめてより、救護本部を大學內に置き、更に大規模の救護隊を龜戸方面に派遣せんと計りたるが、縣よりの交涉によりて、衛生材料を日本赤十字社千葉支部より受くることとし、四日再び醫員二十一名、學生二十三名よりなる救護班を出京せしめたり。爾來班員を交代して救護を續け、九月十三日に至りて一先此方面の事務を打切ることとせり。

然るに九月十九日再度醫員七名、藥劑員一名、事務員二名、看護婦十名を以て救護班を組織し、上野公園に出勤して十月二日迄繼續救療に從はしめたり。

尙同大學は縣下市川町、四街道、千葉市內に於ける避難者救護に當るの外、其講堂を開放して傷病者を收容し、且縣當局と協議の上構內にバラック建病室を設け、以て救治に從事したり、房州方面に對しては九月四日醫員六名、補助員三名を救護班として送りしが、同班は漸く五日に至りて北條警察署に到着し、館山町水產講習所內にある傷病者の療養に努めたり、同大學の救療したる患者概數其他別表の如し。

千葉醫科大學救護班調査表

救護班名	出動地名	從事日數	從事醫員延數	同補助員延數	救療患者延數	摘要
千葉醫科大學	千葉醫科大學並同附屬醫院	六〇	二、五二〇	五、五八〇	四、五九〇	
〃	印旛郡四ツ街道陸軍廠舍	四	八	八	九四	
〃	大日本赤十字社千葉支部構內	四	一二	—	九九	
〃	東京府下龜戸町及砂町方面	二	八	六	三〇〇	
〃	東京府下龜戸小學校及砂町吾嬬町大島町	一二	二二七	二五二	二、八二五	
〃	東京市上野公園	一四	一四三	二一三	三、五六〇	
〃	安房郡館山町農商務省水產講習所	二三	二一四	一一三	二、一〇〇	
計		一一九	三、一三二	六、一七二	一三、五六八	

第四、警察

（イ）報告　九月一日午後八時、漸く千葉、船橋、市川、佐倉、佐原、多古、銚子、旭町、八日市場、東金、成東、茂原、大原、八幡各警察署管內の狀況を傳ふ。是に於て縣は直に第一報を發し、巡査部長一名を以て、自轉車を驅り內務大臣へ進達せしめたり。各掛員夜を徹して情報蒐集に奔走するに及び、二日午前八時第二報を携へて更に巡査部長一名を出すことを得たり。安房郡の狀況は二日午後三時同郡役所よりの報告に接し、その一部を判明せるを以て、當時知るを得たる他方面の狀況と共に、同じく巡査部長をして第三報を齎らさしめたり。次て三日夜夷隅郡の狀況を報じて巡査部長一名を發し、第五報は恰も警視廳應援の爲出京せる警部を以て、避難者及其收容狀況を報じたり。安房郡千倉、鴨川兩警察署管內の被害狀況は、第六報として、戒嚴司令部へ出張せる野戰砲兵學校將校に託し、人心安定策に關しては四日正午第七報として兵員出動の狀況を報告すべく巡査部長一名をして携行せしむ。其後引續き各地の情報を得るに從ひて報告を發し、第八報を四日午後三時、第九報を五日午前十一時、第十報を六日、以下十六日に至る迄、其の發するところ第二十報に及びたり。

（ロ）警察官の活動　激震後東京市の大火災を知るや、縣警察部各課は廳外に臨時事務所を設け、各活動の準備に着手したるが、各種通信機關杜絕の中にありて、僅かに無線電信により東京橫濱方面の被害甚大なるを知り、多數の避難者東葛飾郡、千葉郡方面に入り來れるを聞きて是に千葉、船橋、市川の各警察官署に對し警部、警部補以下十四名を派遣し、之が救援の任に當らしめたり。之と共に安達警察部長は、本庄警務課長を派して東葛飾郡方面に於ける震災並に救護の狀況を視察したり。

然るに東京方面より避難し來たるもの頗る多く、刻々增加の勢を見せたるを以て、二日未明、佐倉署外九署より多數の應援巡査を船橋、市川に派し、同日內務省を通じ、警視廳より應援方申來れるに對し、三日警部一名の下に警部補、巡査百名を派遣したり。

北條警察署よりの報告に接し、安房郡內の狀況判明せるや、二日夜直ちに縣下各署より巡査五十名を召集し、警部引率の下に北條警察署を應援せしめ、同時に鴨川、千倉方面の被害甚大なるべきを豫想し、各巡査部長の下に十五名を屬せしめ、兩署の應援に向はしめたり。

（ハ）人心安定に關する處置　震災の大災禍、交通、通信機關の杜絕、各種狀況の不明は、甚く人心を動搖せしめ、時に及びて不逞鮮人に關する風說火の如くひろがれり。人心爲に愈亢奮を加へ、消防組員、保安組合員、在鄕軍人等は兇器を持して屯し、形勢甚だ不穩なるものあり、是に於いて九月四日縣は各警察署長に左記通牒を發し、各團體に警告を與へ、普く左の如き警告文を掲示して輕擧を警め、人心鎭撫をはかれり。然れども民衆中に反對宣傳をなすものありて、警察官に對する反感を懷けるもの少からざる有樣なりき。六日に至りて戒嚴令の施行せらるゝに及び、軍隊並に警察力による警戒行はれ、漸次常態に歸するを得たり。

通牒

災害ニ伴フ種々ナル流言蜚語至ル所ニ行ハレ、就中鮮人ニ對シテハ人心頗ル高潮ニ達セルヤノ傾向有之候、此方面ニ對シテハ軍隊ノ出動ト相俟テ萬遺策ナキ手配有之候條、青年團消防組員其地ノ團體ニ於テ輕擧妄動無之樣、嚴重注意セラルヘク、此段及通牒候也

警告

本縣ニ於テ不穩ナル行動ヲ爲ス者ニ對スル警戒ハ、軍隊ト協力シテ充分ニ行屆キ居リ、不逞ナル者ノ立廻リナキ筈ニ付、徒ニ流言蜚語ニ惑ハサレス、輕擧妄動ナキ樣注意セラレタシ

九月四日　警察（分）署

（ニ）戒嚴令の施行　縣當局は、豫め戒嚴令の布行せらるべきを察し警備配置の個所を調査しありたり、九月六日午後四時之が施行の公報を得て、取敢へず東京に近き市川、松戶、船橋、千葉及形勢の惡化し居たる佐原各警察署管內に檢問所を設け、一方戒嚴令施行の旨を印刷し、郡市町村役場、警察官署、駐在所、郵便局並に一般民衆に配付して之が徹底に努めたり。七日關東戒嚴司令官より同縣下軍隊に對し、戒嚴令施行に關し正式の命令あり、縣保安課長は佐倉步兵第五十七聯隊に赴き、戒嚴令に依る事務執行打合せをなせり、八日に至りて千葉縣警備隊司令官として野兵第二旅團長三好少將任命せられ、同夜縣廳に來り、以來縣と聯絡を保ちて警察の任に當れり。

（ホ）暴利取締　九月七日暴利取締令發布せらる、縣は各警察官署に

通牒を發し、夫に關係商人を一定の場所に召集し、警告を與へて其の廉旨を徹底せしめ、同時に暴利を貪れる者を檢擧して一般の注意を促したり。其の結果甚しき物價の高騰を見ず。

尙之が取締參考資料として九月二十日現在に於ける米、麥、味噌、醬油、木炭、石油等生活必需品の市價を調査したり。

(ハ)自警團　九月一日激震の後を受けて餘震相續き、人心いたく恐怖せるに際し、東京方面よりの避難者は、火災に關し種々流言を傳へて愈不安を深からしめたり、爲に浮說は浮說を生み、殊に鮮人襲來の風說は忽ちにして縣下に蔓延せり。遂に二日夜より各地の在鄉軍人、青年團員、消防組員、保安組員等は自警の手段をとり、中には鮮人との殺傷事件を惹起するものあるに至れり。是に於いて縣は軍隊の應援を得て之が警戒に努め、六日戒嚴令布かれ、兵員充實せるに及び人心漸く帰靜に向へり。十日以後は軍隊及警察力による組織的警備行屆けるを以て自警團は次第に跡を絕ち、僅かに少數の消防組員、青年團員等は盜難、火災を警むるに過ぎず、十五日以後は殆ど平常に歸したり。

(ト)鮮人の救護　自警團の發生と共に在縣鮮人の危險甚だ切迫せるを以て、避難鮮人の特別保護を必要とするに至れり、縣は九月三日警部一名を派して最も混亂狀態にある東葛飾郡内の實況を調査し、直に之が救護策を立つると共に、縣下一般の在住鮮人に對し、其の狀況に應じ相當保護の途を講ずることとせり、然れども多大の刺激を受けてあらゆる臆測妄信に走る民衆に對しては、鮮人を保護するに尙足らざる憾あり、之が對策に焦慮するに當り、陸軍當局の習志野廠舍を開きて支鮮人を收容せんことを要するを知り、之と打合の結果、縣下の鮮人全部を此處に收容保護することとなせり、即ち九月五日より始めて在住者三百九名、避難者百四十六名を容れ、東葛飾郡方面の實況踏査を竟らざると共に、收容者の待遇等に關する視察を行ひて遺漏なからんことを期したり。尙當時安房郡鴨川町に在りし鮮人土工は鐵道工事延期と共に職を失ひ、而も之を解散するの危きを思ひ、鴨川署及同町役場に命じて食糧其他を給與し、人心安定と共に就職の途を講ぜり。

第五、各種團體の活動

(イ)縣農會　縣農會は縣産業課並に穀物檢査所と提携して、各郡市農會及出荷組合を督勵し、東京方面、安房郡に對する糧食の供給に努めたり。而して同會の管掌せる農産品斡旋販賣所は、其の燒失を免れざりしも、帝國農會内に假事務所を設き、農商務省、帝國農會よりの補助金、下付金、及關西各縣農會の援助を以て、約六萬圓の豫算の下に各關係農會より東京府市公設市場に對して農産物の發荷をなさしめ帝都在住者に新鮮なる農産品を供給するに努めたり。

(ロ)縣水産會　縣水産會は郡市水産會及漁業組合を督して、救護品運搬船の借入並に積込を爲し、水産製品又は發動機船原料の調達に努め、製品見本を送付し、製品の販路、内灣養殖貝の被害、其他海苔簀立に關する調査に從事したり。

(ハ)産業組合聯合會　産業組合聯合會は、災禍を蒙れる産業に對し能ふる限り復舊資金を貸與し、特に養蠶業に對しては繭市場を經營する販賣利用組合の爲に資金を融通し、以て仲買人等の踏値買を爲すを防止するに盡したり。

(ニ)安房郡畜産組合　從來京濱方面より入れたる麥大豆粕等は震災後全く缺乏し、爲に牛馬豚の飼養は大打撃を蒙れり、安房郡畜産組合は玆に飼料の共同購買を計り、臨時總代會を開きて組合起債の件を議し、横濱より一千五百袋を購入して當面の急に處せり。

(ホ)帝國軍人後援會千葉支部　震災の爲生活困難となりたる現役兵の家族遺族應召兵在鄉軍人に對し、慰問救護をなし、左の金額を支出したり。

一、金一千四百九圓

内譯

一、金七百三十七圓　安房郡
一、金五百五圓　市原郡
一、金百十一圓　君津郡
一、金五十六圓　東葛飾外三郡

(ヘ)在鄉軍人會　帝國在鄉軍人會佐倉支部は、縣下各分會、郡市役所、警察署と聯絡を保ち救護事務に從ひたり、大體に於て東京横濱方面には、山武、匝瑳、海上、安房郡方面には夷隅、長生、印旛、君津郡方面には香取郡、鐵道による避難者及避難者收容所に對しては其の附近の各分會之に當れり。

在鄉軍人會の從事したるところは、糧食の配給、土工、家屋の整理警備等にして、出動人員四千百十五名、延人員にして一萬三千七百十一名なり。而して救護隊派遣費の支部に於いて支拂ひたるもの、汽車賃、船賃、自動車賃、雜費を合して、四百二十三圓四十八錢に及べり。

尙在鄉軍人會は、義捐金一萬二百十七圓十四錢、義捐品九十八個を醵出し、前者は軍人會本部に提供し、後者は其の大部を安房郡、一部を君津、市原兩郡内罹災在鄉軍人に贈れり。

(ト)愛國婦人會千葉縣支部　愛國婦人會千葉縣支部は、安房、君津、市原三郡の罹災者の爲に金九百七十七圓を支出し、被害の程度に應じて之を贈與し、縣外よりの避難傷病者中赤十字救護班に收容せられたる者の附添人延三百名に對し炊出を供與し、傷病者並に其の同伴せる小兒の衣類日用品を缺くものに對し、篤志看護婦會、千葉支會と協力して各種物品三百七十三點を贈り、避難姙婦の保護に當る等、罹災者の救護に努めたり。

(チ)青年團　縣は被害の比較的輕微なる地方の青年團をして東京安房兩方面の救護に從事せしむることとし、九月三日夕刻より先づ東京方面に出動を命し、龜戸に於て交通整理、貨物運搬、燒跡整理、其の他の雜役に當らしめたり。次に綿絲町方面の鐵道線路復舊工事、其他雜役に從はしむ。其の延人員十月二十日迄に、二千百九十五名に達せり。

青年團救護班の始めて安房郡に出動したるは、交通障碍の關係上九月四日なりき。長生郡、夷隅郡の青年團を千倉町、江見村等の東海岸に向はしめたるを始めとし、山武、印旛、海上、香取の四郡より北條、館山、那古、船形等に送り、其の延人員一千百四十名なり。其他安房郡内の青年團及他郡青年團の自發的出動を合すれば其總延人員五千三百餘名に達す。此等は各地に於て食糧配給、倒潰家屋の處分交通整理に當れり。

(リ)婦人團　婦人團體は避難者に對する炊出、給與、衣服の洗濯、老幼病弱者の看護等に當り、多大の功を收めたり。

(ヌ)救援出動數　青年團在鄉軍人消防組等の東京に出動したるものを擧ぐ。

救護班調査表

名稱	種類	代表者	人員	出發月日	歸鄉月日	滯京作業日數	作業場所及種類	備考
海上郡聯合青年團	青年	小學校教員 林一茂	三四	九、七	九、十	三	龜戸驛貨物整理	

〃〃青年團	〃	〃岩瀬善藏		三一	九、十	九、十二	二	同上及精米助手	
〃	〃	社會主事補 八田武一		九一	九、十	九、十二	二	錦絲町驛荷物取片付	
〃	〃	小學校長 加瀬豐次郎		三一	九、十一	九、十五	三	精米助手龜戸糧食運搬	
印旛郡青年團	〃	郡書記 中村興助		三四	九、十一	九、十三	二	錦絲町驛、收容所片付精米助手、食糧運搬	
匝瑳郡豐榮村青年團	〃	伊能三郎		八	九、十一	九、十三	二	精米助手、龜戸糧食運搬	
香取郡聯合青年團	〃	郡書記 鎌形清七		一五〇	九、十四	九、十六	二	錦絲町驛片付	
〃	〃	社會主事補 本橋清		四一	九、十六	九、十九	三	〃	
〃	〃	給鳩麟爾		一一三	九、十七	九、二十	三	〃	
〃	〃	社會主事補 本橋清		一一〇	九、二十一	九、二十四	三	〃	
〃	〃	郡視學 小倉太一		一〇〇	九、十九	九、二十一	二	〃	
匝瑳郡救護班	醫師 消防組員	醫師 福島辰三郎	醫師 其他	一 一四	九、二	九、五	二	本所區綠町 罹災傷病者救療	
山武郡同上	〃 青年團員	〃 古川玄澄	〃 他	一 四	〃	〃	二	本所方面〃	青年團員は醫師の助手
匝瑳郡同上	〃〃	〃 布施喜十	〃 他	六 一五	九、九	九、十一	一	〃	〃
印旛郡同上	〃 消防組員	〃 關川博道	〃 他	五 一八	九、二	九、五	二	〃	消防組員は醫師の助手
長生郡同上	〃	〃 鈴木才治	〃 他	二 二八	九、五	九、八	二	府下龜戸町方面〃	〃
市原郡同上	〃	〃 倉本謙三	〃 他	三 三一	九、六	九、七	一	深川區洲崎方面〃	〃
香取郡同上	〃	〃 近藤彌之助	〃 他	一 三	九、八	九、十	一	〃	〃
		〃 土屋愼一郎	〃 他	一 三	〃	〃	一	〃	〃
海上郡旭町分會	在郷軍人	分會長 加瀬計太郎		二六	九、四	九、七	三	龜戸驛附近行逃整理	
〃嚶鳴分會	〃	〃 諸持國秀		三二	九、六	九、八	二	龜戸驛貨物整理	
〃三川村分會	〃	〃 宮內松太郎		三八	九、七	九、十	三	〃	
山武郡豐海分會	〃	〃 鈴木武司		三三	九、八	九、九	一	〃	

〃救護班	醫師 在郷軍人	醫師 鋸市治	醫師 他	一 三	九、二	九、五	二	本所方面 罹災傷病者救療	在郷軍人は醫師の助手

備考　右の內在郷軍人團員の分は、直接縣より派遣したるものにあらざるも、縣の救護事務所に於て救援作業に從事したるものなり。

此外青年團員の安房郡方面に出動したるは、左の如し。

巡遣先	出發月日	青年團名	派遣員數	延人員
安房郡北條町	九月五日	印旛郡內青年團	四八	二四〇
〃	〃九日	海上郡本銚子青年團	二二	一一〇
〃	〃六日	長生郡內青年團	五〇	二〇〇
〃	〃十四日	香取郡內青年團	三五	一四〇
〃郡千倉町	〃五日	夷隅郡內青年團	五〇	二五〇
〃郡那古船形方面	〃六日	山武郡內青年團	五〇	二〇〇

第六、產業上の施設

震災の影響は、地盤の隆起、龜裂、建設物の倒潰、機械、器具並に製品の燒失、毀損、其他京濱に於ける問屋との取引杜絕に因り、農業養蠶業、水產業、畜產業、商工業、產業の各方面に亘り深甚なるものあり、縣は之が復舊の途を講じ、產業資金二十五萬圓を出して年五分の低利融通をおこし、更に各種團體の所要額を調査し、低利資金融通を政府に懇請するところありたり、共金額左記の如し。

產業組合	一、五五〇、〇〇〇圓
漁業組合	三〇〇、〇〇〇圓
畜產組合	三〇、〇〇〇圓
耕地整理組合	二六二、五〇〇圓
其他の組合	四二〇、〇〇〇圓
計	二、五六二、五〇〇圓

尙縣は縣農工銀行を督して小住宅其他に必要なる應急資金の融通に盡力せしむると共に、進で農村に於ける共同集積倉庫、漁村に於ける共同販賣所其他の施設を復興せしむべく計畫したり。今各種產業に對する共措置の概略を示せば下の如し。

一、農業

(イ)穀物檢査　成規の穀物檢査は、農家の倒潰、農具の減失等のため共施行困難なるものあり、十月十一日縣令第六十號を以て震災地に對する特別取扱を定め、檢査所長をして知事の許可を得て臨機の處置を執らしむることとしたり。

(ロ)農產物の販賣斡旋　京濱を好顧客としたる同縣の農產物は販路を失ひて共價格に大暴落を來し、取引不能となれり。中にも縣下の特產たる甘藷の如き、恰も收穫期にありしに拘はらず、澱粉業者共製品の賣行を顧慮して買入を澁るあり、共の間路値買をなすものありて、農家は勞費を償ふだに能はず、農村の將來實に寒心に堪へざるものあり、縣農會各方面に斡旋販賣の途を得るに腐心したるも、交通機關の杜絕は到底巨多の產出を移すに足らざりき、是に於て縣は兵庫縣より來れる汽船の歸航を利して、甘藷の販出を爲さんことを計り、兵庫縣の好意により、神戶、大阪兩販賣斡旋所の盡力に待ち、縣農會をして兩地市場に販路を求めしめたり。

(ハ)肥料共同購入　縣係官は、縣農會及產業組合中央會千葉支會職員と縣農會に會し、震災後に於ける農村振興策に關して凝議するところあり、運輸機關の杜絕に對し秋季肥料の供給を圖るの急務なるを見、同農會並に支會をして、全國購買組合聯合會の斡旋により、協力共の目的を達せしむるに決したり、乃ち各係員は一方郡農會及產業組合に共の要求高申込を募ると共に全國購買組合聯合會と折衝を重ね、結局

聯合會をして係員を神戸に急派し、百方買付の手段を講ぜしむることとなれり。然るに共の奔走も船舶不足の爲め郡農會其他の總申込高大豆粕七萬枚に對し殆ど何等の效果を見ず、是に於て縣より兵庫縣に依頼したる震災地供給亞鉛板の輸送計畫中なりしを機とし、共の船舶に肥料を積むべき餘地ありやを照會したるに、滿足すべき回答に接したり、依て縣は縣農會及支會の係員を神戸に派し、全國聯合會並に兵庫縣の援助を得て、大豆粕一萬九千四百十七枚、撒粕二萬六千九百五十九袋、硫酸アムモニア百四十六噸を買入れ、亞鉛板と共に兵庫縣徵發船豐富丸（三千三百噸）に搭載し、十月十四日神戸出帆、同十七日館山に入港、先づ安房郡注文の亞鉛板の荷卸を終り、十九日橫濱に回航更に二十二日千葉沖に來り、四十餘艘の船を以て肥料の運搬をなしたり、此間吏員四十餘名は全運輸の後援に當り、夫々各産業組合及町村農會に配給せり。

	大豆粕 數量（枚）	大豆粕 金額（円）	撒粕 數量（袋）	撒粕 金額（円）	硫酸アムモニア 數量（叺）	硫酸アムモニア 金額（円）	金額計（円）
仕入	一八、四九〇 破九二七	四二、二五六、三六	三六、九五九	八四、〇六六、九一	一四六、三五四	三三、一〇八、一三	一五九、四三一、四〇
賣卸	一八、四九〇 破九二五	四五、四四〇、四〇	三六、九三四	八九、五六四、三三	一四六、四六四	三三、七六四、七八	一六八、七六九、五一

二、蠶業

縣下に於ける晩秋蠶は、震災前既に掃立を終へ、當時早きは上簇に近く、晩きも二三齡に達せり。多くは發育良好にして、前年に比し增收を稱せられたりき。然るに一度震災の起るや、或は近緣者の救護に赴くあり、或は地方の警戒に從ふあり、安房、君津、市原の三郡にありては家屋の倒潰により養蠶を全く中止するの止むなきに至れる者あり、人心の不安は、一般に全力を之に注がしめず、爲に蠶作不況に陷り、甚しき減收を見たり、而も交通、金輸兩機關の不調は取引を中絕し、一貫目八九圓乃至十圓を唱へたる繭價は四五圓となり、激しきは三貫目十圓に至る暴落を示したるのみならず、代金は半金若くは一部拂にして、殘金は金融回復の後をまたざるべからず、晩秋蠶の出廻期漸く切迫せるに際し當業者斯くの如き悲況に陷れるを以て、當面の罹災者救護に忙殺されつゝありし縣當局は、九月八日不取敢各郡市に通牒を發し「此の際生繭取引の圓滑は到底不可能の事なるべきを以て、萬一の場合に處するがため、急速乾繭保管の方途に付極力手配せられ度」旨を傳へ、十日從來共設置を奬勵し來れる産業組合組織の繭取引市場に對し、繭保管資金として一ケ所二萬圓以內宛、合計十五萬圓迄の融通を圖るべく關係銀行、（縣農工銀行の九十八銀行、總武銀行、川崎銀行）當事者の諒解を求めたり、次で十一日より技術員を各郡に派遣し、繭市場の設置ある所に於ては、乾繭裝置損傷の有無を檢すると共に、組合員の生産したる繭を乾燥保管する場合には、一貫目に付金三圓を限度とし、縣信用組合聯合會に於いて資金の融通をなすべきを告知せしめ、未だ市場を設けざる地方に對しては、機械製絲場又は乾繭機を有する繭取扱業者の諒解を求め、之をして乾繭保管の委託を受けしめ、價格安定の期をまちて取引をなさんことを奬めたり、當時繭の取引は僅かに地方仲買商の手を以て始められたるに過ぎず、依て縣下各市場は乾繭保管を唱導し、金融の途を講じ、郡當局亦之に力を致せたるを以て、各地の繭價は共に二三割の騰貴を見せたり、是に於て取引を開始し、組合員のみならず、一般購買者に對しても種々便宜を與へたるを以て、甚しき不均衡の取引をなすに至らず、十五日以後一般銀行開店して漸次金融の途開くるに及び、又繭輸送の方法も講ぜらるゝに至りて、價格の上騰次第に强く、市場外の取引亦活氣を呈するに至れり。

震災以後各市場に於て取扱たる總數は、賣買取引せるもの二萬千三百十七貫餘、共の金額二十一萬七千九百餘圓、乾繭せるもの四萬二千八十五貫餘、共內組合員の爲に乾燥保管せるもの二千三百六十二貫餘にして、製絲業者其他が市場以外に於て購入し乾燥のみを委託せるものは二萬七千百六十貫餘なり。而して取引價格は、一貫目に付き最高十三圓二十錢最低四圓五十錢にして、平均價は十圓二十二錢を示せり。

三、水產業

（イ）水產物加工奬勵　東京魚河岸の燒失と鐵道の不通により、價格の下落、運賃の昂騰、輸送時間の延引、容器返送の障碍等を來し、爲に鮮魚の搬出甚しく不利となれり。縣は是に水產物の加工を奬勵し縣水產會と協力して鰹節の製造、其他魚類の乾製、燻製、煮干、罐詰、佃煮、蒲鉾等の製造を指導し、之と共に共の製品の販路を求めんがため東京公設市場等に向け見本品の送付を斡旋し、共評價を得て之を當業者に通知したり、更に水產物の搬出に關し、多獲の場合に於いて新販路を求むるの必要を考慮し、縣內外の信用し得べき商人を調査し、之を管內當業者に通知するところありたり。

（ロ）輕油類購入の斡旋　縣は日本石油株式會社に交涉し、漁船用輕油類の供給を潤澤ならしめ、且代價延納の承諾を求めたり、特に鐵道の不通、取扱店の燒失による安房郡に於ける之が缺乏を救はんがためなり。

（ハ）海岸調査　大震に起因して、君津郡木更津町附近より北部の海岸は陷沒し、南方は隆起の現象を呈したり。爲に水族の蕃殖、船舶の出入影響を蒙れるを以て、縣は水產局內水產講習所と連絡を保ち、之が調査に着手し、善後策を考究したり。倘神奈川方面より浮流し來れる重油の魚介に及ぼしたる影響をも併せて調査せり。

四、金融業

大震災の縣で金融界に及ぼしたる影響亦頗る大にして、銀行は多く休業の止むなきに至り、爲に預金者の不安を加へたるを以て、縣は之が應急善後策を講じ、先づ知事は管下の重なる銀行業者會合の席上に於いて極力援助すべき旨を告示するところあり、當業者は此の異常時に善處するの方策を講じ、別紙の如き申合をなしたり。既にして千葉市に於ける川崎銀行千葉支店及第九十八銀行は日本銀行より現金一千萬圓の救援を受け、佐原營業銀行亦知事の證明により同行より直接現金の融通を得たり。而して千葉縣農工銀行は預金者の利便に供すべく縣の保證の下に小切手を發行し、大なる信頼を以て一般の歡迎を受けたり、九月五日より十三日に至る共の發行總額三千九百四十八圓五十錢に達す、倘縣は時に縣下の金融狀態を各千葉版に揭示し、又郡市町に通達して、專ら人心の安定を圖り、預金者の輕擧を戒めたる結果各銀行は何等の異變を見ず開業するに至り、共預金高は却て支拂高を超へ、中には約四倍に達せるものすらありき。斯くて縣下金融界は漸次にして安定し、平狀に歸せり。

申　合

大正十二年九月十三日千葉縣銀行聯合會は協議の結果左の通り決定す

一、千葉縣內ノ各銀行ハ本則トシテ本月十五日ヨリ勅令第四百四號ニ依リ一齊ニ開店スルコト

二、君津郡內各銀行本支店ハ本月十七日ヨリ、銚子町所在各銀行本支店ハ本月廿日ヨリ、安房郡內各銀行本支店ハ本月二十二日ヨリ開店スルコト

三、千葉縣內各銀行ハ、相互ニ資金ノ融通ヲ計リ、援助ヲ爲スコト

前項ノ協定ノ遂行ヲ期スル爲メ左記銀行ヲ幹事ニ選定ス

第九十八銀行　千葉縣農工銀行　川崎銀行千葉支店
大正十二年九月十三日

五、通信交通

(イ)通信　震災直後に於ては、全く各地の情報を知るに由なかりしを以て、四街道野戰砲兵學校の好意を得て、一日より縣廳庭と船橋町とに無線電信所を設け之によりて通信機關の杜絶を補ひたり、其他軍用鳩の使用により、九月二日市川砲兵聯隊及教育總監部より四街道野戰砲兵學校に帝都の慘狀を齎らしたるを始めとし、縣府より內務省への通信前四十八回に及び、又前記野戰砲兵學校其他より其の知り得たるところを電話にて報告を受くる等多大の便宜を得たり、尙下志津航空學校よりは飛行機によりて、偵察したる縣下被害狀況の報告を受けたり。

警察電話の復舊に關しては係員を擧げて應急工事に努め、一日午後八時千葉、船橋、市川、佐倉、佐原、多古、銚子、旭町、八日市場、東金、茂原、大原、八幡各警察署間の開通を見、三日正午に及びて災害激甚なる區域を除く安房郡各地と通話し得るに至り、五日には全く常態に復したり。

(ロ)交通　國縣道、橋梁等縣下各郡を通じて崩壞したるもの左記四十ケ所を算し、晝夜兼行を以て應急工事に從へる結果、漸く人の通行に支障なきを得、次で積載量少き車輛の通過を許るすに至れり。

記

安房郡	十五ヶ所
君津	十二〃
市原	六〃
印旛	一〃
東葛飾	三〃

第七、御慰問並に各宮家よりの御下賜品

(イ)勅使　勅使山縣侍從は、九月十一日罹災御慰問並に被害狀況視察の爲驅逐艦波風號にて館山灣に入港、縣立安房水產學校に於て優渥なる聖旨を傳達せられ、北條、館山、那古、船形等の狀況を視察の後午後六時歸艦せられたり。

(ロ)山階宮殿下　山階宮殿下には、九月二十八日午前十時館山棧橋に御着、縣立水產學校に御少憩の後、被害各地及館山救療所に御立寄あり、親しく收容患者を御慰問あらせられ、午後三時御歸艦遊ばされたり。

(ハ)各宮家よりの御下賜品　各宮家にては、十日十四日、川島伏見宮々務監督、前田宮內事務官を特派せられ、縣下罹災傷病者の爲に、特に衣類百二十點を下賜せらる、仍て縣は翌十五日御仁慈を傳へて左の通り配給をなしたり。

拜受月日	品目	員數	配給月日	配給先
十月十四日	衣類	一〇〇點	十月十五日	五三 千葉醫科大學救療所傷病者
〃	〃	〃	〃	四四 習志野救療所傷病者
〃	〃	〃	〃	二三 館山救療所傷病者

第八、義捐金及衣類其他寄贈品の配給

罹災者に對する同情は、縣の內外より翕然として集り、縣亦衣類金品の募集をなし、罹災者へ配給、之が慰藉救濟に努めたり。

(イ)義捐金　縣の被害狀況一般に知らるゝや、各方面より義捐金の申込を受けたり、縣は更に進んで印刷物を縣內に配付して義金を募り十月二十日迄に取扱ひたるもの、縣內二十六萬七千十八圓、縣外四萬

十四圓計三十萬七千三十二圓に及べり。

(ロ)衣類其他の寄贈品、衣類其の他の寄贈品に付ては、縣外より來れるものは、直に之を罹災者に配給し、縣內の寄贈に係る衣類は古衣多きを以て縣衛生試驗室の消毒を經たる後、他は直に配給をなせり。寄贈配給の狀況別表の如し。

第一表

縣外寄贈品（十月二十日迄の分）

「受」

品目	數量	寄贈者
雜品	二三九個	愛媛縣（館山港にて受領）
切手帖三錢切手三十枚貼付	二〇〇冊	大阪朝日、每日新聞社（救護員）
慰問品及衣類等	八〇個	赤十字社、愛國婦人會佐賀縣支部
慰問品及味噌、醬油等	九個、八袋	佐賀市
陶器、傘等	二六六個、三五〇個	救護事務局物資部
編笠等	一七九個	同上
慰問袋	三五三個	兵庫縣（館山港にて受領）
慰問品	一四四個、六四〃、二一〃、八〃、四〃、一八〃	救護事務局物資部
笠	一個	救護事務局物資部
陶器	一個	北海道札幌市鋼生會
紙傘	四七點	救護事務局物資部
雨具	九九個	
下駄		
草履		

「拂」

品目	數量	配給先
雜品	三三九個	安房郡（館山港にて）
慰問品及衣類等	四〇個	安房郡
〃	〃	君津郡

第二表

縣內寄贈品（一）（十月二十日迄の分）

「受」

品目	數量	寄贈者
衣類	一七、〇三〇點	千葉市內篤志者
〃	八、一五一〃外一包	千葉郡內
〃	二、六九二〃	市原郡內
〃	二〇、四一六〃	東葛飾郡內
〃	四、四一〇〃	印旛郡內
〃	一〇、九〇二〃	長生郡內
〃	一八、五四七〃	山武郡內
〃	二一、九二三〃	香取郡內
〃	一五、九〇〇〃	海上郡內
〃	八、四二三〃	匝瑳郡內
〃	—	君津郡內
〃	一二、九三八〃	夷隅郡內
〃	—	安房郡內
計	一四一、三二二〃外一包	
衣類	三二點	愛國婦人會千葉支部

衣類	四九九點	匝瑳郡眞言宗寺院
〃	三五〇〃	千葉市智光院內千葉縣第一號宗務支所
〃	五九五〃外三包	陸海軍將校婦人會千葉支部
〃	四二五〃	千葉刑務所
〃	一〇三〃	千葉市本圓寺內日蓮主義統一團千葉支部
〃	一、一九〇〃	習志野廠舍收容所
計	三、一五四〃	
合計	一四四、四八六〃外六包	

「拂」

品目	數量	配給先
衣類	三、一八〇點	千葉市
〃	五二〇〃	千葉郡
〃	二、六五三〃	海上郡
〃	四九、六四三〃	安房郡
〃	二〇、六七八〃	救護事務局(東京府罹災者へ)
〃	一六、一八〇〃	習志野廠舍收容所
〃	一四、八三七〃	千葉縣水產會(深川浦漁業組合)
計	一〇九、四二二〃	

第三表

縣內寄贈品（二）（十月二十日迄の分）

「受」

品目	數量	寄贈者
慰問袋	二個	印旛郡內篤志者
米	二俵	
鹽	一俵	
救助袋	二個	
玄米	二俵	海上郡內〃
蠟燭立	二〇〇個	
藁布團	一〇個	東葛飾郡內〃
雜品	二個	
下駄	二〃	山武郡大手小學校
漬物	一樽	匝瑳郡野田小學校
慰問袋	七二個	千葉市本圓寺內日蓮主義統一團千葉支部

「拂」

品目	數量	配給先
慰問袋	二個	安房郡
米	二俵	
鹽	一俵	
救助袋	二個	
玄米	二俵	
下駄	二個	
雜品	二個	
漬物	一樽	千葉郡

第九、震災復興會

一、縣震災復興會

千葉縣下の震害、罹災者の困窮、又想像を許さざるものあり、縣既に力を復興救濟に盡したりしが、事頗る重大なるの故を以て、官民協力之に當らんことを圖り、十月三日縣公會堂に縣下有志を集め、其の贊同を得て玆に千葉縣復興會を設立したり。

(イ)組織　復興會は同縣選出貴族院議員、衆議院議員、縣會議員及縣內有志を以て組織し、縣知事を會長とす。

(ロ)目的　十月三日同會の目的として左の事項を協議したり。

一、義捐金募集の件

二、震災復興計畫の件

而して復興策として左の事項に關し、目的達成に努むることを決せり。

教育費資金二百九十七萬五千圓、產業資金二百萬圓、住宅資金四百五十萬圓、以上合計八百四十七萬圓ヲ災害復興資金トシテ政府ヨリ三年据置十ケ年償還ノ豫定ヲ以テ無利子貸下ヲ受ケ、之ヲ市町村其他關係組合ニ無利子貸付ヲ爲スコト

右二項の目的を達せんが爲實行委員を選定したり。

(ハ)活動　復興會十月三日協議會の時に當りて、此際に於ける復興の獨り縣下の力を以てよくし得るにあらずとなし、左の決議をなせり。

決議

本縣ノ震災ハ、其ノ慘害極メテ甚大ニシテ、是カ救濟及復興ノ途ハ縣下ノ力ノミヲ以テ到底其ノ目的ヲ達成スルコト能ハス、故ニ政府ハ宜シク此ノ實情ニ鑑ミ、中央ノ復興ト共ニ、一視同仁ノ主旨ヲ以テ我千葉縣ノ救濟及復興ニ機宜ノ措置ヲ採ラレンコトヲ望ム

右決議ス

大正十二年十月三日　千葉縣震災復興會

右の決議に基き會長は左の陳情書を帝都復興院總裁に提出したり。

陳情書

我千葉縣ニ於ケル今次ノ震災ハ、實ニ前古未曾有ノ大慘事ニシテ、縣下ヲ通シテ全潰家屋一萬四千七百戶、半潰家屋七千三百戶、燒失流失ノ家屋約五百戶ヲ算シ、加フルニ死者三百人、傷者二千七百人ヲ出シ、多數ノ罹災者ハ忽焉トシテ衣食ニ窮シ、骨肉ニ訣シ、積年ノ經營一朝ニシテ壞滅ニ歸シ、前途ノ施設査トシテ歸結スル所ヲ知ラス、悲慘ノ狀實ニ言語に絕ス

我至仁至慈ナル　天皇陛下ニハ各地震災被害ノ極メテ慘烈ナルヲ軫念セラレ、曩ニ內帑ノ資ヲ下シ賜ヒ、尙大詔ヲ煥發シテ惠撫慈養ノ道ヲ示シ給フ、是レ縣民ノ均シク恐懼感激ニ堪ヘサル所ナリ。

政府ニ於テハ、此ノ際帝都復興院ヲ設置シ、東京及橫濱ノ災害復興ニ關シ百方盡力セラル、國民ハ之カ施措ヲ信賴シテ其ノ成果ノ一日モ速ナランコトヲ翹望シテ止マサル所ナリ、我千葉縣ニ於ケル慘害ハ前叙ノ如ク實ニ激甚ヲ極メ、縣民ハ全力ヲ擧ケテ之カ救濟及恢復を圖ルト雖モ、一縣ノ微力カ十分ノ效果ヲ擧クルコト頗ル至難ノ事ニ屬ス、希クハ一視同仁ノ慈眼ヲ以テ、本縣災害ノ救濟及復興ニ關シ深厚ナル同情ヲ賜ランコト懇願ノ至に堪ヘス。

玆ニ別紙千葉縣震災復興會ノ決議ヲ具シ、此段及陳情候也

大正十二年十月三日　千葉縣震災復興會長　齋藤守圀

帝都復興院總裁子爵後藤新平殿

內閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿

二、郡震災復興會

安房、君津、市原三郡は縣下に於て最も災害の大なりしところ、之が救濟、復興の目的を以て是に各震災復興會を設けたり。

(1) 安房郡震災復興會

(イ)組織　同會は被害激甚なりし町村より各一名及郡內有志を以て組織す。別に委員會を置き、之を三部に分つ。第一委員會は農業、第二委員會は漁業、第三委員會は商業を主とする町村より、各其代表を出して組織す。

(ロ)目的　同會の目的とするところ次の如し。

一、同郡町村復興の爲め縣より資金の融通を受くるに努むること

二、政府及縣に對し諸種の請願をなすこと

三、復興に必要なる調査計畫をなし且適當なる事業を經營設備すること

(ハ)事業　同會の事業とするところは次の如し。

一、トタン其他建築材料を責任を以て賣却すること

二、小學校復舊費の特別取扱方を其筋に請願すること

(2) 市原郡震災復興會、左の如し

(イ)組織　同會は會長、副會長各一名、顧問評議員各八名、委員二十一名、書記三名を以て組織す。

(ロ)目的　同會の目的とするところ左の如し。

一、震災復興事業に關する一般事務の援助

二、復興の施設經營に當ること

(ハ)事業　同會の事業となすところ左の如し。

一、震災に關する調査研究

二、罹災民救護、失業者救濟に關する事項

三、災害復舊工事に關する事項

四、小學校教育機關の復舊

五、災害後に於ける小學校教育に關する事項

六、災害河川道路の復舊に關する事項

七、罹災者に供給すべき木材其他に關する事項

八、罹災地に於ける一般物資の供給に關する事項

九、罹災農村の復舊及振興に關する事項

十、災害地租稅減免に關する事項

十一、其他災害に關する一般施設事項

中千葉市

(一)市救護施設

九月一日に於ける大地震は、東京は同時に火災を起し、其の慘害の區域廣大にして罹災者頗る多く、殊に飢餓に迫れる者算なきを聞き、直に市吏員全部の出動を命じ、救護に從來せしめ、尙在鄉軍人分會及青年團の應援を得て左の施設をなしたり。

一、焚出輸送　九月一日徹宵救助用品の蒐集に努め、準備完成したるに依り、翌二日鐵道第一聯隊に託し、白米七俵を炊出し、之に梅干一樽を添へ、陸軍步兵學校の援助を得て陸路稻毛驛へ輸送し、同驛より被害の最も甚大なる本所附近の罹災者に配給を託し、尙其の翌三日は前日同樣白米十俵を炊出し、之に梅干三樽を添へ、千葉驛に託し前日同樣罹災者へ配給せしめたり。

二、罹災者收容所の設置　九月二日より東京方面に於ける罹災者にして汽車又は船舶により當市に避難する者多數殺到したるに依り、之が救護に力を致し、爲めに東京方面への炊出輸送は九月三日を以て中止し、京成電車千葉停留所前及千葉驛前の二ケ所に救護所を設け、之に收容し、市吏員及在鄉軍人會青年團員等をして晝夜救護に從事せしめたり。而して其の設備したる救護所左の如し。

第一收容所（千葉市京成電車停留所內）

九月二日開設同六日第二收容所に合併

第二收容所（千葉市千葉神社境內）

九月三日開設九月十一日左記の箇所に移轉す

第二收容所（千葉市內日淸製粉株式會社倉庫）

九月二十二日避難者の全部歸鄉に付閉鎖す

九月二日より二十二日迄二十一日間に於ける收容人員三千三百十人にして、炊出給與をなしたる延人員六千四百六十三人なり。

三、隔離病舍建設　避難者中九月三日傳染病發生し、爾來續發せしを爲に市既設の隔離病舍の病室不足を來し、應急の處置として、バラック式隔離病舍一棟（二十坪五合工費千百二十五圓）を增築し以て救療をなせり。其の患者は赤痢二十三人、腸窒扶斯四人、猩紅熱一人合計二十八人なり。

四、衣類寄贈　罹災者に衣類を寄贈し幾分の慰安に供すべく、市內各區長をして篤志者より衣類の寄贈を勸誘せしに、同情するもの頗る多く、寄贈者千四百十九人、衣類一萬二千三百四點に達し、罹災地へ

配給方千葉縣へ委託したり。

五、衣類配給　避難したる罹災者は身を以て遁れたるもの多きを以て、縣下各町村より縣へ寄贈したる衣類の內より、三千百六十一點の交付を受け、內二千九百七十三點は市避難者に配給し、百八十八點は避難せる就學兒童中衣類なきものに配給したり。

六、傷病者救療　東京に於ける罹災者中、傷病者汽車に賴り稻毛驛に殺到したるを以て、步兵學校及鐵道第一聯隊並千葉市消防組員の應援を得之を市に輸送し、重患者は千葉醫科大學附屬病院日本赤十字社千葉支部臨時救護所へ收容し、輕きは千葉市醫師會の設けたる救療所に救療を受けしめたり。

其の救療の區別人員左の如し。

千葉醫科大學附屬病院救療	百四十二人
日本赤十字社千葉支部臨時救護所救療	五十四人
千葉市醫師會救療所救療	二千四十一人

(2)千葉市聯合青年團並在鄉軍人團活動

一、救助物品供給應援　東京に於ける最も慘害を極めたる本所附近の罹災者に對し、炊出準備のため、青年團及在鄉軍人團の出動を求めたるに、九月一日夜團員は市役所に集合し、各々部所を定め、一致協力して白米其他物品の購入集收に徹宵奔走したり。

二、炊出及輸送應援　鐵道第一聯隊に託する市炊出材料を青年團員在鄉軍人分會員協力して同聯隊に搬入し、兵士の炊事作業を手傳ひ、之を步兵學校貨物自動車に積載して稻毛驛に輸送し、更に龜戶驛に送致して配給を託し、歸路は稻毛驛に群集した避難者の運搬に當れり。青年團在鄉軍人分會の精神的活動は、諸般に涉り其の動作愈切にして一般避難者に深く滿足を與へたり。其の出動日數及人員左の如し。

青年團出動日數十三日　人員百八十九人

在鄉軍人分會出動日數十四日　人員八十九人

下　千葉醫科大學

千葉醫科大學の震災に對する活動一班は千葉縣の條下に記する所の如し。左に其東京救援顚末を集錄す。

一、龜戶派遣救護班

(一)救護班の先發　大正十二年九月一日正午俄然大震の襲來するに當り、千葉大學校舍は、幸に被害少かりしも、數百の患者を收容せる附屬醫院の建造物は大地の震動と共に倒壞の危險に瀕し、一刻を緩ふす可からざるものあり、院の內外にありたる各科醫長以下職員看護婦傭員一同、一身の安危を顧るに遑なく、危を冒して病床に突入し、獻身的活動に依り、交ゝ患者を搬出し、比較的安全地帶と思はるゝ大學附近松林其の他に避難せしめ、專心之が保護救濟に遺漏なからんことを期せり。而も强震依然頻々たるのみならず、暗雲雨を呼びて露營に堪へざるもの有り、乃ち急を鐵道第一聯隊に告げ、援助を請ふや、中尉を指揮官とせる一隊、同隊所屬の個人天幕若干を携帶し、大學運動場に出動し、見る間に一大天幕張を場の中央に急設す、依りて幸に雨露を凌ぐを得たるも、手術直後の重症者は更に寓全を圖るため、大學本館に收容し、職員全部徹宵之が救護と慰安とに努め、幸に無事なるを得たり。

然るに同日午後に至り、一天俄かに黃塵を以て鎖され、天日爲に暗く、慘憺の光景名狀し難きものあると同時に、何處より飛來せしや、三四時頃より牛燃の橫濱市內某會社の用箋、又は東京市內某病院の患者體溫表、乃至本所某質店の通帳の一部らしきもの等、片々として檐

內に落下するあり、衆相顧みて京濱地方に火災起れるを豫想す、既にして夜に入り西方遠に爆音を聞き、又火焰の天に冲するを見て救護班派遣」の擧期せずして四方に起る、是時三輪學長は相州鵠沼にあり、消息を通ずるに由なく、指揮を請ふの暇なし、乃ち急遽教授會を開き松本醫院長を擧げて其事務を代理せしめ、先づ外科醫員四名に看護婦三名を附し、別働先發隊として、各自救急材料及行厨を携帶し、二日早朝自動車を驅て龜戸方面に急行せしむる事とし直に之が實行を開始したり。實に救護班派遣の先發第一たりき。斯くて大學は、內に多數患者を收容するに拘らず、救護本部を開設し、速に大規模なる救護隊を編成派遣するの議を決し、之が準備に着手しつゝあるに際し、齋藤千葉縣知事亦此の意ありて東京地方救護班派遣に付き大學に協商する所あり。日本赤十字社千葉支部をして救護材料の一部を補給せしむるの手配を爲す、次で救護本部を附屬病院樓上に設け、各教授を部長として諸般の事務を統率せしめ、高橋教授を第一班長とし、酒井松村兩教授を救護事務監督として治療以外の總ての事に當らしめ、學生十數名を醫員以下事務員助手とし、總員四十餘名、以て一班を編成し、救護材料糧食炊事用具天幕毛布等を携へ、各自行厨飲料水を腰にし、九月二日續いて大學を出發す、其より逐次交替班を發して、九月十三日の第十二班に至る。此間本校に於ては、救護本部の下に、班長副班長事務監督醫員藥劑手事務員助手學生看護婦定夫より成る派遣救護班を組織し、每期午前五時校舍に集り、指示地に先動して午後五時歸校し、同時に講堂を開放して、各地よりの避難者負傷者を收容したりき。

(二)救護班の行動及作業左の如し。

イ、先發班（親察隊）九月二日午前八時自動車千葉を發し、市川に至るに、江戸川橋梁危險にして自動車の通行を許さず、各自前夜來徹宵の身なるに拘らず、材料行厨を肩にし徒步、秋暑猶熱きを冒し、路沒せる鐵道線路を迂り、迂曲せるレールを踏み越へて、龜戸驛に達す、驛は關東一帶の避難路にして、避難者傷者充滿す、乃ち數十名を救療して勇を起し前進せんとするに、驛以西は火災尙未だ熄まざりしと同時に、燒け落たる電線道を廻り、往來の人馬肩を摩し、前進容易ならず、偶〻同驛に救護隊として同町小學校に近衛軍醫一名看護卒四五名あり、救護に齒痒するも收容せる傷病者無數にして、到底意の如くならざるを聞き、直に先着の軍醫に協力して救療を開始し、夕景迄に約三百餘名を處置したり、夜に入るや携帶の材料盡き、假宿すべき家屋は求むべくも非りしを以て、醫員二名を殘し、餘は現狀報告を兼ねて歸葉す。

第一班高橋班　先發隊に次で、九月二日十一時頃大學を出發したる第一班は、高橋班長引率のもとに、徒步稻毛驛に至り、同所より同驛長陸軍官憲の厚意と保護とにより、臨時列車に乘車し、材料總てを搭載、途中線路不安の爲め徐行し、辛うじて午後四時頃龜戸驛に着す、同驛は避難者群集し、其混雜名狀すべからず。

高橋班長酒井松村兩監督、龜戸警察署及同町役場に至り來意を告げ救護方を協商す、時偶〻砂町方面に數萬の避難者中傷者多數混入し救護の手未だ全く及ばず、同方面に急行せられたき旨の依頼あり、里程を問ふに數町なりと云ふ、乃ち酒井教授同所より消防自動車にて其方面に先發急行す。

是より先高橋班の同驛に着するや、群集の避難者中負傷者相當あり依りて乞ふがまゝに一部同驛に於て數百名を救療す、而して本隊は一少部分を殘して砂町方面に前進す、途中半壞の橋梁數ケ所を越へ該地に向ふに、同方面の避難者、海嘯來を叫びつゝ龜戸方面に走るもの陸續として絕へざるに會す、高橋班同地方の地理を詳にせず、海嘯來る際退路を絕たれ、却て村民の救助を受くることありてはと

の杞憂あり、之を全員に告げ、砂町方面は巡回救療とすることとし龜戸驛に引返せり。

時に午後は九時頃なり、强震頻發、宿舍內に居るべからず、止むを得ず同驛傍の芝生に蓆を敷き、玆に露營することとし、天幕を張りて一部重傷者を救療す。

忽ち鐵線路上闇の彼方を揚げ、鮮人來襲を叫び、警鐘を亂打し、或は砂町海嘯來を叫び、人心の尤奮殆んど其極に達するものありしのみならず、露營附近、騒擾に次ぐに銃聲を以てし、身邊の危機豫測す可らず、班は千葉出發以來、車中僅に一握の米飯を攝したるに過ぎざりしを以て、全員空腹と疲勞とに襲はれ、殆ど綿の如き狀あり、當時幸ひ同驛には陸軍の警戒保護ありたるを以て、玆に假宿し、辛うじて一日の任務を終るを得たり、九月三日避難する人上京する人織るが如き錯綜混亂の裡に、大地を挽として煩悶呻吟する一婦人あり、陳痛頻に至り、分娩の期迫れるもの〻如し、乃ち醫員を派し醫治を加ふ、幸にして容易に分娩す、斯る喜劇は他にも數多かりしならん、班は早朝龜戸町役場に至り、町長と協議の結果、本部を町役場階上に定め、隣接小學校に收容せる患者並に外來患者を陸軍より引受け、治療救護に着手す、當時最も見るに堪へざる悲慘を留めしは、身に纏ふべき衣類もなく、鮮血淋漓として冷たき土間に橫死せる母の乳房に、餘念もなき可憐の綠り子が乳を吸へる、或は氣息絕へんとして看護の手にも惠まれず、眠るが如き靜寂の境に有るを屍體と見誤られ棺に納められる〻もの、或は生きながら不動の如く全身燒けたゞれて口も語り得ず、指先のみ僅に動けるもの、乃至棟梁の下敷となりて臟腑の露出するも未だ醫師の手當を受け得ざるもの等到底言ひ表はすべき言語なき現場の光景今尙肌に粟を生ずる一事なり、之を目擊したる班員は、取り敢へず各自携帶せる「ポートワイン」を是等の瀕死者に飮ましめ、一方視診又は觸診に依て生死者を判別し、室內の整理を行ひ、應急手當を加へ、極力看護醫療を受けざる者なからしむるに務めたり、此際最も熱誠忠實に班と共に行動したる同軍醫の引率したる看護卒には感謝すべき點甚だ鮮からず、外來者の爲めには、校庭に天幕及腰簑張を急設して治療を開始し、居所あるものには、投藥は勿論往診すらも辭せざりし、尙高橋班は九月三日早朝分遣隊とし、西大學助手を班長とし、外に醫員數名を付し、救護材料並に糧食を携帶せしめて、徒步砂町に向はしめ、小學校內に收容せる患者の救療に從事せしめたり、其數四百餘名を數へしも、同方面は醫員不足にして救療半ばも意に任せず、悲慘其極に達せり。越へて九月四日以後に、救護班の出動を遍く知りたるにや罹災者陸續として來集し、龜戸方面のみの救療すら不充分なるに至りしを以て、遺憾ながら砂町方面は他の救護班に一任したり、加ふるに千葉醫大自身亦震災地帶に屬し、大講堂には附屬醫院の患者は勿論、他よりの傷病者をも收容し、看護救療の餘力幾許も無きに加へ、更に房州方面の被害莫大にして、大學の出動を依頼し來るもの前後相織ぐの情狀なりしかば、永く豫定の計劃を實施し得ざりしは止むなき次第と謂ふべし。

午後三時第二班瀨尾班と交代す、二日三日間に要せし火傷軟膏消費量の多大なる、如何に患者の多かりしかを推知すべし。

第二班瀨尾班　九月三日本隊の行動及救療方高橋班に同じ、共龜戸に於ける救療患者（外來共）約二千名。

第三班後藤班　九月四日、班の行動及救療患者は前日に同じ。

第四班竹村班　九月五日、班の救療患者（外來共）約千五百名。

第五班佐藤班　九月六日、班の救療患者（外來共）約千名、尙同班は龜戸町福來寺に避難しつゝある負傷者數十名の爲め、別働隊を派遣

し救療せしむ。

第六班大平班　九月七日、班の救療患者(外來共)約五百名。
第七班林班　九月八日、班の救療患者前日に同じ。
第八班田口大谷班　九月九日、班の救療患者(外來共)約三百十名。
第九班石橋秋山班　九月十日、班の救療患者(外來共)三百四十七名。
第十班長入戶野崎班　九月十一日、班の救療患者(外來共)四百八十三名。
第十一班松村菊山班　九月十二日、班の救療患者(外來共)三百三十八名。
第十二班田口鈴木班　九月十三日、班の救療患者(外來共)百二十六名。

救療者七日八日に至り著しく減少せるは、負傷者中多數殊に輕快者が親族知己に引取られ、近鄕乃至鄕里に歸還せしと、又重症の爲め不幸轉歸を取るもの數十名ありしに依る。龜戶救護班の引揚は、救療患者の減少せると同時に、外は日本赤十字社島根鹿兒島北海道各支部救護團の來援あり、內大講堂に收容せる多數の患者あるのみならず、授業開始の準備を要するものあり、乃ち內務省警視廳等の諒解を得て引揚ぐる事とし、重症者は同大學及東京帝國大學醫學部日本赤十字社病院救療所に輸送し、其他の患者は、若干の治療用品を添へて一先づ警視廳警察醫師團に引繼ぎ、九月十三日午後を以て歸還す。

大正十二年自九月二日至九月十三日　病類別患者表　於龜戶小學校千葉醫科大學救護班

病類別	患者數 男	患者數 女	治療日數 男	治療日數 女	治癒 男	治癒 女	死亡 男	死亡 女	未治歸宅 男	未治歸宅 女	他の病院へ轉送 男	他の病院へ轉送 女	引渡 男	引渡 女
外傷	一、二三〇	八二五	三、六三三	二、四三〇	二〇三	四五	三	九	七〇八	五三九	二三四	二〇八	五五	二四
傳染病 法定傳染病	二	—	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—
傳染病 其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神經系病	一六	一三	二五三	二七	五	一三	—	—	四	四	二	三三	五	二
呼吸器病	五〇	五三	九八	五四	二二	一五	—	—	二五	二四	一	二	三三	一
循環器病	一七	二六	一〇五	二四	二	一五	—	—	一三	一三	—	一	三三	二
榮養器病	三三〇	五〇一	一、〇三五	八六四	四八	五六	—	—	二四二	四一九	三三	一五	二六	二二
眼病	四三五	三六〇	一、六四〇	一、三二一	一〇七	一三六	—	—	三〇三	四三四	五	七	二	三
運動器病	一四	一一	一〇五	三三五	四	七	—	—	九	二	—	二	一	—
其他	四八	七八	二〇三	一七五	八	六	—	—	三八	六九	—	—	二	三三
合計	二、一〇三	二、〇七六	六、八二五	五、三〇〇	三九八	二七一	三	九	一、三五九	一、五二三	二六七	二二八	八八	五六
計	四、一七九		一二、一二五		六六九		二一		二、八五二		四九五		一四二	

備考　傳染病二は細菌性赤痢疑似症とす。
轉送せし他病院とは日本赤十字社病院東京帝國大學附屬醫院本學附屬醫院等とす。
引渡は「警視廳醫師團」とす。

外傷患者種類及部位別表　於龜戶小學校千葉醫科大學救護班

種類	頭部 男	頭部 女	面部 男	面部 女	頸部 男	頸部 女	胸部 男	胸部 女	腹部 男	腹部 女	背部 男	背部 女	腰部 男	腰部 女	上肢 男	上肢 女	下肢 男	下肢 女	計 男	計 女
爆傷	三	—	二	二	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	四	五	一五	一〇	二四	二〇
火傷	二六	六四	一三五	一三二	一四	四	二一	三	二〇	一六	一七	一三	二一	一六	一三〇	一一三	二五七	一〇三	七四一	五一二
挫傷	一五	二	五	五	—	—	一一	一四	九	一	一八	五	二	六	一三	一〇	一〇	一九	一一三	八一
裂傷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
挫創	一五	七	一一	一三	—	一	一〇	六	—	—	四	二	—	一	二五	一五	二二	三三	八八	七七
裂創	—	一	九	八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	六	三三	一五	三五	三〇
切創	—	—	二	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五	二	一〇	八	二七	二〇
刺傷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	二二	七	二三	九
骨折	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	二	二	二	二	五	四
脫臼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一	五	一	五	二
捻挫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三	四	一八	一六	一三	二〇
銃創	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	一	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	六	一	二	一
合計	六〇	七四	一五五	一五一	一四	五	四二	二五	二九	一七	三九	二〇	二四	二三	三三九	一九七	三〇八	二〇三	一、二一〇	八一五
計	一三四		三〇六		一九		六七		四六		五九		四七		五三六		八一一		二、〇二五	

備考　本表中　一、外傷患者の概骨折患者の比較的少なきは、骨折の爲め步行に堪へざるに依り本救護所に來る能はざりしか、或は傷害地附近の救護所に至りし故ならんか。
二、火傷は其部位を記載するに、其廣汎に亘るもの又は二ヶ所以上のものは、其の主要部分を以てし重複を避けたり。

二、上野派遣救護班

災後の秩序次第に恢復するに及び、東京市上野公園の如き、半永久的バラックの建設あり、不完全なる生活を爲しつゝあるが爲め、內科的疾患增加し來りたるも、各府縣の救護團體は、種々の事情より、續續引揚げ、救療機關減少して市民を不安の狀態に陷らしめんとし、共筋より文部省に特に交涉する所ありて、千葉醫科大學之が救療を依囑せられ、乃ち第一第二の兩班を出せり、其活動狀況は、第一班長岡田淸三郞、第二班長竹村正の報告に左の如く見ゆ。

千葉醫科大學上野救護班第一班報告書

九月十九日午前七時大學を發し、午前九時三十分龜戸に着し、警視廳の自動車にて午前十一時頃上野着、午後一時より上野東照宮前に於て診療を開始す。

酒井松村兩教授は事務監督として、間庭教授は材料部長として救護班と同行、救護班の設置、材料の配給文部省及警視廳の連絡に就て盡瘁せられ、救護班は急速其任務に從事するを得たり、即ち救護班の部署左の如し。

班　長　岡田醫長
副班長　永井助教授
醫　員(內科)　中村醫員外四名
藥劑師　中村調劑手
事務員　北村書記外一名
看護婦　朝日はる外九名

上野救護班本部　本部は、上野精養軒內に設け、器物は精養軒より借用、寢具は本學より、食料品は文部省並本學より支給さる、藥品及治療材料も亦本學並に文部省より配給さる。

九月二十一日文部省北衞生課長より里口進氏を差遣せらる、爾來同氏は日々來班、當班の用務を辨ぜらる。

救護班と收容所との連絡　傳染病は、下谷上野警察署にて適當の收容所に護送し、普通患者にして入院を要するものは、隨時東京市臨時救護所に收容するを得、又東京帝國大學附屬醫院にても餘裕ある場合は收容することを諾せらる。

診療時間　診療時間は午前九時より午後四時の規定なれど、午前八時三十分頃より午後五時に至るを常とす、又夜間班本部に來るものあり出來得る限り應ずることに勉む。

救護患者表

月日	科目	內科	外科(皮膚科を含む)	眼科	齒科口腔科	計
九月十九日	新	二四	一三	一二	六〇	
	再					
〃　二十日	新	五〇	三五	二五	一五	一二五
	再		三三	四四	四	一三
〃　二十一日	新	五六	三六	二三	一八	一三三
	再	七	一〇	一一	七	三五
〃　二十二日	新	一六	三一	一八	一〇	一一七
	再	一六	二九	一六	一〇	七一
〃　二十三日	新	二二	五八	一七四	八五	
	再		三〇	一八	二六	
〃　二十四日	新	一一	一三	二	四	三〇
	再	一四	二四	六	三	圖七
累　計	新	六三九				
	再	二五一				

總　計　八九〇名

疾患及患者の種類　患者の種類は震災及火災に直接關係あるもの割合に少なく、只間接の關係を有する罹災者にして施療を要するものなるが故に、一時的救護班より漸次恒久的施療機關に委するを適當と認めたり。

千葉醫科大學上野救護班報告書

一、班員　九月二十五日第一班と交代す、其の班員左の如し。

班　長　竹村醫長
副班長　石川助教授
醫　員　吉橋助手外五名
藥劑師　石井調劑手
事務員　北村書記外一名
看護婦　岡本ハン外十名

二、患者狀況　九月二十五日より十月二日に至る日々の新着患者數は、

救療患者表　(自九月二十五日至十月二日)

月日	科目	內科	外科(皮膚科を含む)	眼科	齒科口腔科	計
九月廿五日	新	八一	四三	一九	一六	一五九
	舊	三八	四六	二四	一〇	一八
〃　廿六日	新	七四	七〇	一七	二七	一八八
	舊	三〇	六〇	二五	一三	一二八
〃　二十七日	新	九六	四八	二四	二三	二〇一
	舊	四六	六八	三二	一三	一五九
〃　二十八日	新	六一	三三	二〇	二九	一四三
	舊	五三	八三	三九	一二	一八七
〃　二十九日	新	九五	三三	二九	一六	一七三
	舊	五八	七一	三五	一六	一八〇
〃　三十日	新	八一	三八	二二	二四	一六五
	舊	六五	八五	四三	一三	二〇六
十月一日	新	一一六	四五	三五	三〇	二二六
	舊	六六	八一	四四	一〇	二〇三
〃　二日	新	四九	一一	一六	一〇	八六
	舊	五二	五七	二七	一二	一四八
計	新	六五三	三二一	一九二	一七五	一、三四一
	舊	四〇八	五五一	二六九	一〇一	一、二九

にして、總計二、六七〇名に達せり。

患者數の割合は、內科外科(耳鼻咽喉及皮膚科を含む)眼科齒口科の順序にあり、又內科に於ては、新患者は常に舊患者に超過したりしも、外科及眼科にありては、再來患者數の方多數を占めたり、齒口科は、新來患者の方多數なり。

一般には、患者數は日々增加し行けり。

三、救護班引揚事情　患者數は前表の如くに日を逐ふて增加し行き、一見救護の必要益々大なる者あるを認むと雖も、

一、疾病の種類は漸次慢性のものに移りて、震災火災に直接原因する者減少したること。

二、東京市は池の端に二千五百名を收容し得る治療所を設け、美術學校內には赤十字社病院の病室を開き、二科展覽會場には警視廳救療所あり、又帝大に於ては十月一日より普通外來患者の診療を始むるに至れる等、市內救護所の設備益々完備するに至りたること。

三、此際當千葉救護班は寧ろ歸縣して、專ら房州方面の救護に從事するの適當なること。

を認めたる爲め、此旨を文部省及警視廳に計りて其許諾を得、玆に救護班は第二班を以て結了することとなり、十月二日午後退京せり。

三、救護材料關給

九月一日正午に於ける激震に依り、千葉醫科大學附屬病院の藥局並に倉庫に在りたる藥品は、頽落破壞せるも勘らず、乃ち院內の患者避難と共に、藥品による火災を防禦し、其一部を搬出して臨時藥局を野外に開設し、以て院內外患者の救療に從事す、是時空間より翩々として落下する紙片により、東都に大火災の起れることを確認し、震害の最大且危險なるは藥品類に在るを以て、東都在庫藥品の殆んど總てが灰燼に歸したるべきを想像し、之が補佐の何時なるやを豫測し難く、頗る痛心したりき、二日早朝救護本部の開設せらるゝや、松本本部長は藥品材料全部の補給を材料部に委任す、當時病院の藥品は、約一ケ月半延人員四萬人に對する常備藥貯藏しあるも、院の患者月餘に涉り支持すること能はず、依て直ちに藥學科及齋藤縣知事の諒解を得て、日本赤十字社千葉支部に其材料藥品の數量を調査すると共に、他面には部署を定めて局員並に藥學科職員の助力を得、極力藥品繃帶材料等を蒐集し、以て救急の要を辨ぜり。

二日夜第一班の歸來報告により、東都の慘狀を知ることを得、又之に對する材料藥品の種類も略ゝ豫測することを得たり、而して初期に於ては殆んど外科材料特に火傷挫傷骨折及產科等に對する藥品材料等にして、內科的治療藥としては殆んど救急藥なり、而も此等に對する材料は日常の豫測に反し、著しく多量を使用したり、蓋火傷等にありては全身的被害の多數なりしが爲めなり、而も日々二千餘名を救濟しつつ永續するに於ては、到底救護部は獨力を以て終始する能はず且つ縣下に對し別に數班を派遣するに至り、益々需給の途を確立するの要を認め、依りて四日警視廳に龜岡醫務課長を訪ひ、更に內務省に橫山衛生局長を訪ね、其實狀を具申し、併て救護の目的を達するには政府より適當なる援助と藥品材料の供給なきに於ては、到底永續し能はざることを述べたり、然れ共當時の現狀は、內務當局と雖も的確なる對案なく、救急の場合一時常備藥を流用せられたしと望めり。

最も多く藥品材料を貯藏する陸軍材料廠燒失せるを以て、比較的多量に用意せるは、各大學病院赤十字病院及我千葉病院に指を屈すべく幸にして內務省衛生試驗所祝融の災を免れ、其の倉庫中に大量の藥品を藏せるも、其の品種は多からず、依つて更に文部省と交涉の上、先づ當分常備藥の大半を流用して救急の用に應ぜしめ、同時に之が補充を行ひつゝ更に人を大阪に派して補給の道を講じ、又多量の藥品を購入したり。

時日の經過に從ひて病者の種類を增し、次第に外科の患者の新來を減じ、眼科方面の藥劑多量に使用せられ、九月八九日頃よりは殆んど各種類の病症に涉り、特に內科的方面の藥劑を多量に使用したり、從つて其種類も殆んど平常の病症に類するに至れり。救護班は、主力を龜戶方面に注ぐと共に、大學內にも多數の救護患者を收容し、更に第二第三班を組織して、房總方面並に千葉東京間沿道に於ける救療に從事し、藥品の一部は、千葉縣救護班鐵道省救護班等に對し、數次其補給を行ひたり。此間材料部員は暑休歸省せるものありて少數なりしも東都に出張すると共に、歸來直ちに院務に從事し、又連日材料補給及蒐集に從事し、或は房總の救護に從ひ、殆んど東奔西走席の暖まることなく而も最も困難なる九月中旬に至る迄、殆んど獨力を以て其材料藥品の補給をなしたり。而して救護事業の稍ゝ整頓するに至るや、常備藥品を流用する如き臨機處置は直ちに中止し、爾來其補塡と共に他面に於ては、すべて其材料藥品は文部省並に內務省衛生試驗所等より補給を受けたり。

救護班龜戶滯在中、殊に救療の外意を致せるは、炎暑後一般民の饑渴を訴ふるに際し、同地方の水質不良なるため、患者使用の用水は日日滅菌水を病院より送附し、又一般市民使用の飲料水には、クロール石灰消毒法を行ひて使用せしめたることなり。

四、糧食の寄贈品

イ、糧食　龜戶救護所患者の食饌は、龜井戶町より每食炊出し供給したるが、時恰も夏季の候なるを以て、渴を訴ふるもの多きに依り、材料部は「セルテル水」を製して一般患者に供給し、又は炭酸水を與へて慰藉の一助とせり、救護班員の食饌は、每朝本部より行厨を供給し、各自に之を携行したり。

上野救護所にありては、入院患者を取扱はず、只外來患者の診療投藥のみなるを以て、患者の糧食に就ては記すべきものなし、救護員は材料部より定夫を付して自炊せしめ、宿舍は警視廳の厚意により精養軒の一室を借りてこゝに起臥せり。文部省よりは白米副食物を給與せられし外、每日時間を定め御用商人を遣はし援助せらるゝ所ありたり。

ロ、患者への寄贈品　龜戶救護所患者へは、千葉縣の手を經て寄贈せられたるもの、白米、牛乳、コンデンスドミルク、ビスケット、餅、澱粉、氷等にして、龜戶町役場より全患者に配給せられたり。

ハ、宮家よりの下賜品　救護所に收容したる罹災傷病者に對し、各宮家より千葉縣知事の手を經て冬衣の御下賜あり、松本學長代理親しく有難き思召を患者一同に傳達し、一々患者に就きて御下賜品を傳達せり。龜戶救護所より轉送入院したる患者も均しく此の恩典に浴するを得、患者一同感泣せざるなし。

ニ、民間篤志家の援助　京成電車は本多社長を始め千葉押上驛長並に同驛員等の援助する所あり、海上郡青年團は數日間班の雜役に服し、龜戶町鈴木醫師は治療に從事し、婦人五名は看護婦として熱誠救護に從事したり。

五、事務分掌

一、千葉醫科大學救護本部

救護本部長　大學長事務代理、教授松本高三郎

治療部長　附屬醫院第二外科醫長、教授高橋信美、同第三外科醫長、教授瀨尾貞信、同第一內科醫長、教授竹村正、同第二內科醫長專門部教授岡田清三郎

救護方面部長　附屬醫院皮膚泌尿器科醫長、教授佐藤邦雄

救護事務部長　教授酒井卓造、松村鑫

材料部長　專門部教授間庭秀夫〇部員、事務長、庶務主任、會計主任、材料主任、糧食主任

以上自九月二日至十一月廿日從事員

二、派遣救護班

第一班長　教授高橋信美〇副班長五名　第二班長　教授瀨尾貞信〇副班長一名　第三班長　專門部教授後藤直〇副班長三名　第四班長　教授竹村正〇副班長三名　第五班長　教授佐藤邦雄〇副班長二名　第六班長　專門部教授大平直治〇副班長一名　第七班長　專門部講師林角吉〇副班長一名　第八班監督　教授田口碩臣、班長助手大谷誠〇副班長一名　第九班監督　教授石橋松藏、班長助手秋山寅雄　第十班監督　專門部教授入戶野賢二、班長助手長崎光國　第十一班監督　教授松村鑫、班長助手菊山貞一　第十二班監督　教授田口碩臣、專門部教授關根重治、班長助手鈴木英男〇副班長一名　班員百四十名

每班生徒十五名乃至七八名助手たり　以上自九月二日至同十三日順次交代從事

三、上野公園東照宮前救護所從事員

第一班長　專門部教授岡田清三郎〇副班長二名班員廿五名　以上自九月十九日至同廿五日

第二班長　教授竹村正〇副班長二名班員卅五名　以上自九月廿五日至十月二日

救護所開設準備員　教授酒井卓藏外七名

第二件　茨城縣の活動

上　茨城縣

第一、救護本部設置

九月一日正午近く大震襲來と共に、縣は縣內に於ける罹災者の救護の爲め大混亂を極め居る折、午後二時早くも京濱地方大震火災の報傳へられしが、當時東京方面との通信全く絕えて、其の確報を得る能はず、人心不安に驅らるゝこと一方ならざりき。

是に於て縣は如何にもして一刻も早く其の眞相を知るべく、霞浦航空隊とも連絡を取り、同所無線電信の感電及同飛行機の空中視察とによりて稍ゝ情報を得るに至る。斯くて二日朝に至り、其慘害の程度極めて大にして實に想像だも及ばざることを知り、其の罹災者救護の瞬

時も怠にすべからざることを思ひ、守屋知事は二日早朝理事官共の他關係廳員の出動を促し、會議を開き、救濟に關しては先づ食糧品の買上に着手し、輸送を謀り、即刻電話により各郡市長に命じ、直に買上に着手せしめ、次に運輸警備保安等の統一ある活動の爲め、水戸運輸事務所旅團司令部等の幹部を以て救護本部を組織し、縣廳内に事務所を置き、統一敏活なる具體的行動に移るの準備をなせり。

第二、救護本部の活動

(イ)買上物資の蒐集並に輸送　震災地方救護の爲め、九月二日朝、知事は部長及理事官共の他關係廳員に食糧品買上を爲す爲め、取敢へず縣營倉庫及縣下六十箇所の農業倉庫に電報を發し、最大實渡額を照會し、尚即刻電話にて各郡市長に食糧品買上の命を傳へ、直ちに買上に着手せしむ。

是に於て郡市長は、各警察署町村役場員農會員等と相呼應して徹宵調達に努め、最寄停車場に運搬直ちに貨車に積載輸送せり。

買上物資別表の如し。

(別表)

品名	價額	數量
米	八〇五、八八二圓五九〇	二〇、八二四石六二〇
味噌	一、五三三〃五〇〇	九五五〃〇〇〇
下駄	一七、〇一二〃七一〇	四九、七一六足〇〇〇
草履	五、〇三四〃二五〇	三二、〇二九〃〇〇〇
木綿	二、二七四〃三〇〇	二、八四二反〇〇〇
蓙莚	二、一六〇〃〇〇〇	一八、〇〇〇枚〇〇〇
松薪	四、五〇〇〃〇〇〇	一五、〇〇〇束〇〇〇
樫薪	一、五〇〇〃〇〇〇	五、〇〇〇〃〇〇〇
煙草	一、四三八〃〇〇〇	三八〇個〇〇〇
天幕	九〇圓〇〇〇	二〇〇本〇〇〇
網袋	四七〃〇〇〇	五五〃〇〇〇
運賃	二九八〃五三〇	——

(ロ)震災地に於ける縣其他の活動左の如し。

1、縣救護事務出張所　二日救護本部を設置し、各般の準備をなし物資供給に移らんとせしも、當時東京との連絡は僅に東北本線蕨驛に輸送し、此處より搬入するより外、途なきを以て、東北本線による輸送の計畫を立て、救護事務出張所設置及物資の輸送を開始す。

2、蕨驛出張所及物資供給　九月三日午前五時五十分小山驛經由水戸發列車に米六車及食糧品若干を積込み、東京市救護所に引渡しの爲め、縣吏員四名警察官三名蕨驛に出張し、蕨出張所を設け、直に東京市出張員に面會の上、輸送品を引渡し、尚各般の打合せをなしたり、同月五日に至り、田端驛迄開通せるにより、蕨出張所を同驛に移し、救護物資は同驛にて受授することゝせり。

3、隅田川驛出張所設置　九月四日朝、常磐線南千住間開通せるを以て縣よりの救護品輸送は此の線によるを至便とし、水戸運輸事務所と協議の上、隅田川驛卸しに變更する爲め、縣吏員三名を東京市救護本部に出張せしめたり。同日夕刻に至り、常磐線は日暮里驛迄開通せる爲め、東北本線の輸送は五日より中止することゝし、現事官館皆二廳員約二十名を引率し、本縣隅田川出張所を設置し、中央當局と打合せ、救護物資の配給に着手せり。

4、トラックターの活動　本縣救護事務所にては、トラックター五輛及乘用一輛に運轉用必需品一切を積込ましめ、隅田川出張所に派遣せしめたり、當時東京市は勿論、府下の配給設備不完全の爲め、寄贈食糧品中には腐敗の慮あるもの有りしを以て、縣救護班は當局と協議の上、右トラックターにより之が配給に當りたり。

5、警察官の應援隊派遣　東京市内警察力缺乏の爲め罹災者保護の目的を達するを得ず、且つ地方よりの上京者殺到するを以て、治安維持の爲め左記の通り應援隊を派遣したり。

	第一班	第二班	第三班
警部	二	一	一
警部補	四	二	一
巡査部長	八	四	二
巡査	八〇	四〇	二八
計	九四	四六	三一

6、罹災傷病者救護班　縣にては救護班を組織し、九月四日午前五時二十八分發にて上京せしむ。

	第一班	第二班
醫師	三	二
藥劑師	二	一
事務員	二	二
看護婦	三	一
人夫	二	二
期間	自九月四日至九月十日	自九月六日至九月十一日
場所	南千住四光寺、三河島小學校	本所區相生町
救護人員	一、四〇六	二五八

第三、義損金品の募集及處分

(イ)義捐金募集　九月十二日縣は廣く縣下全般に亘り義捐金募集の爲め、郡市長宛通牒を發したり、各郡市に於ては、全力を擧げて之に當り、當縣に於ても直接取扱を開始し、又『いばらき新聞社』にても募集をなせり、其成績左の如し。

各郡市取扱分　一六五、〇〇五・四九円

第一篇　應急措置　第七章　救援

(ロ)寄贈品の蒐集及輸送　各郡市よりの寄贈品は、九月二十日迄として總て救護事務局隅田川驛配給所宛として輸送せり、寄贈品中には蔬菜食料品等多かりしため、特に迅速なる配給を要せしにより、縣派遣のトラックターにより、各區配給所に配達せる外、直接上野芝日比谷等の避難民に配布したり。

寄贈物品左の如し。

品名	數量	品名	數量
白米	一、四三三石〇一八	雜品	一一一俵 四〇五袋
〃	一五九〃〇八〇	手拭	一一、七四五筋
玄米	二、五九一貫五八〇	麻裏	一〇、七二三足
味噌	三八二樽五〇〇		
醬油	二九石四六〇	小行李	二〇〇個
〃	一〇五樽(一二九瓶)		
饂飩	一、二一九束 八七貫	座紙	五〇〇個
〃	一三函		
〃	一二一石〇〇〇	經節	五貫一五〇
〃	六石二一七	ローソク	二、五五六本
〃	一四五貫六〇〇		二〇箱
漬物	一、七五〇貫三〇〇	野菜類	二三、〇五九貫三〇〇
〃	六七一樽		
南瓜	一、三〇五貫二〇〇	木綿	三五六反
〃	九二七個		
餅	四俵四八〇	下駄	二、九七九足
〃	五一石二二		
衣類	一〇八七六點	反物	一七反
〃	一一函		
足袋	二〇八五足	蓙	九〇枚
〃	二二袋		
煮〃	四貫〇〇	鐵詰	三五七個
千	一、五四石		

慰問袋	六、六六三袋	メリケン粉	六八升
千羽鶴	一六七頁	鶏卵	一、三七三個
		〃	一二箱
		麥	三三一升
大豆	四九貫一〇六		
マッチ		栗	五五俵
木炭	六函		八包
横木	四、八三二貫	昆布	五〇個
七輪外雑品	八〇束	揚灯	
	三、八八〇點		

第四、青年團員の活動

縣より派遣したる救護團體中、青年會に屬するもの十五團體にして、其員數八百二十三名を九月五日より二十七日迄交替にて藤驛及隅田川驛に於ける本縣輸送物資の配給に從事せしめたり。

第五、日本赤十字社茨城支部救護班

日本赤十字社茨城支部は、救護班を組織し震災地に派遣せり。

組織 { 醫員 二名 / 書記 一名 / 看護婦 六名 / 使丁 一名 }

場所　東京府澁谷町日本赤十字社病院内、及築地本願寺内

期間　自九月五日　至同二十六日

救護人員　三、五九四人(內科一、七七一人　外科一、八二三人)

日本赤十字社員よりの義損金品續々送附せられしを以て、支部に取纏め、本社に輸送したるもの左の如し。

義損金　八二七圓八〇

救科書及學用品　二、四四三點

衣類　二〇〇點

第六、愛國婦人會茨城支部

愛國婦人會茨城支部に於ては、主として衣類日用品の募集計畫を立て、四日各郡市に於ける幹事役員等に對し其の募集を依頼したり。

募集物品左の如し。

品名	數量	品名	數量
慰問金	六、三五六圓四四	衣類	一四、九九〇點
日用品	四九、五六五點	白米	一三俵
佃煮	一四樽	味噌	四樽
教科書	九、一三一點		

下水戸市

水戸市役所の回答を左に轉載す。

本市に於ては、罹災者救濟の目的を以て救護團を編成す。

一、團員は希望者を以て組織す。

一、全團員を二隊に分ち、一隊は四日午前五時五十分小山行列車に乘じ、川口驛に下車し、他の一隊は、常磐線にて同日五時二十分上野行列車に乘じ、龜有驛に下車す。

一、團員の服裝携帶品、左の如し。

1、團員は三日分の食糧携帶のこと。

2、可成洋服を可とするも輕裝を旨とすべし。

3、野營の準備品携帶のこと。

有志聯合救援團　大震火被害の甚大なる報に接し、罹出身者に對し通信及歸縣の便宜又は食糧品配給の目的を以て、本市青年團員、在郷軍人分會員、學生團等、急速に救援團を組織し、各班に班長一名を置き、小學校長之に當り、九月四日午前五時半水戸市を出發し、南千住驛に下車し、直に驛前に本部を設け、第一班第二班は、上記水戸救護團本部所在地の罹災民集合地に至り、歸郷又は通信の便宜を與へたり。第三班第四班は、本部に駐在して、茨城縣及水戸市輸送の食料品保管並配給等の任に當り、千住警察署と協力して、夫々救援の目的を達し、同月五日午後十一時歸還せり。

消防組救護團　水戸市消防組も、五日救護品を調達し、六日午前六時四十分發列車にて、各自二日分の食糧携帶上京の途に就き、同日午後二時二十分三河島驛に着す、直に搭載の救護食糧貨物を下し、驛前空野金庫店を借受け之を搬入し、二時三十分役員會を開き、各部署を定む、淺草二王門前へ本部を置き、上野、日比谷、九段の三個所へ支部を設置することに決し、受持區域を定め、各部必要品なる端書、鉛筆、手拭、蠟燭等を配賦し、二時五十分三河島驛を發して各々部署につけり。

受持區域左の如し。

淺草本部　(本所、深川方面)

上野支部　(下谷、神田、本郷方面)

日比谷支部　(京橋、日本橋方面)

九段支部　(芝、赤坂、麹町、神田一部方面)

初め消防團は、自動車を利用し、淺草區方面の救護貨物を運搬すべく計畫せしも、運搬不可能なるを以て、同日四時三河島驛貨物方に立歸り、止むなく馬力一臺を雇入れ、之に山積し、水戸市消防救護團の旗を押立、本部付役員以下馬力を助けつゝ、漸く淺草二王門前に着し、象潟警察署の力を借りて本部を設くることを得たり。

而して本部を設置すると同時に、救護團通信部の大旗を掲げ、郷里への無料通信を宣傳するや、各方面より我も我もと押寄せ來り、端書鉛筆を乞ふて自害する者あり、又口頭にて團員に代筆を乞ふ者あり五時二十分頃には、端書の數實に机箱二個に充滿し、各自六日目に郷里へ無事を報告することを得て、滿足の意を表したり、斯くて各支部の端書をも取纏め、布製の袋に納め、三河島驛より水戸行列車に託し、水戸局宛に發送す、六時三十分より食糧品の整理を行ひ、一時休息す、夜中淺草傳法院の陸軍司令部出張所に於ては、我等一行の疲勞と人員の少數なるを見て、兵士を派遣して山積せる救護品に終夜警戒を加へられたるは感謝に堪へざる所なり。

同月七日午前六時三河島驛に着せる大釜白米丈餘を運搬すべく出張、馬力一臺手車一臺にて、午前九時半本部に來着す、是より先各支部に向つて本部へ集合すべく傳令し、八時三十分より本部に於て饅頭、パン、梅干、通信端書の給與を開始す、之を傳聞せる者四方より集り、蜿蜒長蛇の如く、午後に至りては强雨を厭はず、各自配給を受けしは如何に物資の缺乏せるかを知るの一證にて、其慘狀筆舌の及ぶ所にあらず、午後三時半共事務を終了し、各支部共自由解散することに決せり。

之と同時に、別動隊を組織し、梅干、パン、饅頭、蠟燭、端書類を手車に積載し、雨中を厭はず龜戸方面に向ふ途中、押上自警青年團に會し、龜戸方面の模樣を聞取り、押上停車場附近に數千人の罹災者避難集合せることを知り、該青年團の案內にて、押上停車場にて配給を開始し、同五時三十分全部配賦を果して解散せり。

第二段　信越線方面

第一件　埼玉縣の活動

上　埼玉縣

大正十二年九月一日午前十一時五十八分一大激震あるや、堀內知事は廳員の歸宅を止め、被害狀況の察知に努めたるも、通信機關破壞して確報を得ず、情報を綜合して、北足立南埼玉北葛飾三郡の被害甚しく、比企入間北埼玉三郡之に次ぎ、死傷者及家屋破壞の少なからざるべきを察し、郡長委任の範圍に於て救濟方法を講ぜしむ、而も東京の狀況は之を知る事能はざりしに、午後五時上野驛內大塚內務書記官より知事への電話あり、浦和町視察中の知事は直接に浦和驛の電話を受け、同書記官より、左の狀況を日光御用邸に奏上方、栃木縣知事に通報せられたき旨依頼あり、直に書面を作製し、淺見警部補をして自動車を以て急行せしめ、同夜十一時宇都宮に到り、栃木縣內務部長より日光御用邸伺候中の同縣知事に電話を通じ、直に奏上の手續を了したり。

電話要領

本日正午大激震に次ぎ、數十箇所より火災起り、既に警視廳、內務、大藏兩省、帝室林野管理局、帝國劇場等燒失せり。又高輪御所も目下延燒中、日本橋、京橋方面、及新宿方面にも火災あり。死傷者數千名ある見込。攝政宮殿下には、御參內中なりしも、御無事に在らせらる。

是に於て東京方面の被害豫想外なるを知り、救護方法を決する爲め警視廳に天幕數張を設けて執務し、同夜川村警保局事務官日光御用邸へ通信連絡のため參廳したるを以て、略ゝ災害の狀況を詳にし、糧食輸送の準備に著手す。二日早朝早川理事官食糧品受渡其他に關し、內務大臣官邸に出頭し、打合の結果、臨時震災救護事務局を置かれ、物資徵發の非常徵發令發布せらるべきを聽取し來り、乃ち縣に臨時機關を設けて救護事務の統一敏活を期す。

總務部　庶務部　救濟部　食糧部　運輸部　諸材料部　經理部　衞生部　情報部

總務部は香坂內務部長、庶務部は早川地方課長、救濟部は森山事務課長、食糧部は辻本農務課長、運輸及諸材料部は麻生商工課長、經理部は澤野會計課長、衞生部は戶所衞生課長、情報部は林工場課長擔當す。

臨時執務は延て同月十日に及び、以後は各主管課之を處理せり。

其後知事は非常時に際する縣民の慰ふ所を指示し、前後三回の告諭を發す。

埼玉縣告諭第一號

這次ノ震災ハ、稀有ノ大慘事ニシテ、東京神奈川ヲ始メ本縣亦此慘害ヲ蒙リ、人畜ノ死傷家屋ノ倒潰頗ル多キノミナラス、殊ニ火災ノ之ニ伴ヒテ起ルヤ、帝都ノ大半橫潰等烏有ニ歸シタルハ、洵ニ痛歎ニ堪エサルナリ。

攝政殿下深ク御憂慮アラセラレ、親シク優渥ナル　御沙汰ヲ賜ヒ內帑ノ資ヲ賜ル旨ヲ傳ヘラレ、適宜應急ノ處置ヲ爲シ遺憾ナキヲ望マセラル、國民ノ休戚ニ就キ　御軫念アラセラルルノ深キ、同胞ト俱ニ本官ノ恐懼感激ニ勝ヘサル所ナリ。玆ニ　聖旨ヲ奉シテ官民協力應急ノ處置ヲ執リ、縣內罹災民ノ救助ハ勿論、帝都ノ救濟ニ全力ヲ傾注セサルヘカラス。

災害ノ起ルヤ次テ流言蜚語頻リニ行ハレ、人心ヲ不安ナラシメ、徒ニ妄動スル者ナキニアラサリシモ、今ヤ戒嚴令施行セラレ、治安ヲ維持セラレタルヲ以テ、縣民ハ之ニ惑ハサルルコトナク、速ニ被害ノ復舊ニ努メ、經濟上ニ蒙レル損害ノ回復ニ精勵スルト同時ニ、一面罹災者ニ對シ滿腔ノ同情ヲ以テ救護ニ努メンコトヲ望ム。

若シ夫レ物資ノ移動急激ニ行ハルルカ爲、地方ニ依リテハ之カ缺乏ト價格ノ暴騰ヲ恐ルルモノアルモ、食料其ノ他ノ生活必需品ハ、今尙潤澤ニシテ、之カ價格ノ如キモ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ買占賣惜等ヲ爲ス者ナキニ於テハ、著シク昂騰スルコトナカルヘク、而カモ縣民ノ德義心ニ依レハ、如斯不正ヲ敢テスルカ如キモノ萬之ナキヲ信シテ疑ハサル所ナリ、希クハ縣民相警メ、此異常ノ事變ニ際シテ絕大ノ努力ヲ以テ機宜ノ措置ヲ誤ラサランコトヲ、之本官ノ切望ニ堪エサル所ナリ。

大正十二年九月八日　　埼玉縣知事　堀內秀太郎

埼玉縣告諭第二號

今次ノ大震災ニ際リ各種ノ流言蜚語頻リニ行ハレ、就中一部不逞鮮人ノ妄動アリトシテ、一般鮮人ニ對シ不快ノ感ヲ抱キ迫害ヲ加フル者アリト聞ク、而カモ其ノ多クハ荒唐無稽ノ浮說ニ非スンハ、針小棒大ノ風評ニシテ、事實不穩ノ所爲アル者ニ對シテハ、軍隊又ハ警察官憲ニ於テ機宜ノ措置ヲ講スヘキヲ以テ、徒ラニ此種ノ流言ニ惑ヒ盲動ヲ敢テシテ、爲ニ日鮮同化ノ根本主義ニ背戾シ、諸外國ノ侮ヲ受クルカ如キコト有ランカ、禍ヲ將來ニ貽シ、國家ノ體面ヲ汚スコト甚大ナルヘキモノアリ。此際克ク大國民ノ襟度ヲ持シ、平靜自重前後ノ處置ヲ誤ラサランコトヲ要ス。

大正十二年九月八日　　埼玉縣知事　堀內秀太郎

埼玉縣告諭第三號

我カ仁慈ナル　天皇陛下ニハ、震火ノ災殃甚タ峻烈ナルヲ深ク軫念アラセラレ、內帑ノ資金千萬圓ヲ下シ賜ヒ、今亦　大詔ヲ渙發シテ人心趨向ノ規準ヲ垂レ、惠撫慈養ノ方途ヲ示シ給ヘルハ、誠ニ恐懼ニ堪ヘサル所ナリ。更ニ內閣總理大臣ハ告諭シテ當面ニ處セル內閣施政ノ一般ヲ示シ、且ツ官民倶ニ非常ノ時ニ處シ、緩急宜マラス平時ノ條規ニ膠柱セスシテ、公道ニ基キ人情ヲ酌ミ、便宜責任ヲ負ヒテ變通ノ道ヲ開カムコトヲ望ミ、又帝都ノ復興ハ、單ナル一市府ノ問題ニアラスシテ、實ニ帝國ノ隆運ヲ進暢スル國家重要ノ事業タルヲ示サレ、聖旨ヲ奉シテ新ニ帝都復興審議會ヲ設置セラレタリ。東京橫濱兩市ニ於テハ、震災ハ更ニ火災ヲ誘發シ、死傷算ナク、全市ノ大半殆ント燒盡シテ舊態ヲ止メサルニ至リ、慘狀實ニ云フニ忍ヒス、骨肉ニ別レ、居ルニ家ナク、纏フニ衣ナキニ至レル罹災者困憊ノ狀ヲ見聞シテハ、同情ノ淚禁セムトシテ禁スル能ハサルモノアリ、更ニ本縣ニ於ケル被害ノ狀ヲ見ルニ、幸ニシテ火災ノ害ヲ免カレタリト雖、死傷七百三十餘名、家屋ノ倒潰實ニ一萬三千餘戶、學校、工場、堤防、橋梁、道路等ノ破壞多數ニシテ、慘禍亦極メテ大ナルモノアリ、此ノ災禍ニ對シテ、縣民ハ誠悃ヲ披瀝シテ縣內罹災者ノ救濟ト、東京ニ對シ食糧其ノ他ノ物資ノ供給ト、又一時雲霞ノ如ク殺到セル京濱避難民ノ救護トニ任シ、一般官公吏、敎職員、農業ヲ始トシテ、各種產業ニ從事スル者、在鄕軍人、青年團員、消防組員、處女會員、學生、生徒其ノ他各方面ノ人士、皆其ノ分ニ應シ、協心戮力シテ人情ノ至美ヲ發露シ得タルコトハ、縣民諸子ト共ニ余ノ深ク喜フ所ニシテ、感謝措ク能ハサル所ナリトス。

災時流言蜚語切リニ至リ、一時人心ノ安定ヲ缺キ、中ニハ常規ヲ逸セル行動ニ出ツル者アルニ至リシハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘサル處ナリシモ、斯ノ如キハ一時ノ誤解ニ外ナラサリシヲ以テ、其ノ後全ク歸ヲ

絶ツニ至レリ、本縣ハ今ヤ戒嚴ノ地區ニ在リテ軍隊ノ駐屯スルアリト雖モ、軍隊ハ固ヨリ永ク此ノ地ニ駐スヘキニアラサルヲ以テ、近ク其ノ任務ヲ終リ縣外ニ去ルノ日アルヘシ、而シテ其ノ後ハ全ク平常ノ狀態ニ復シテ、警察官憲全責任ヲ以テ治安維持ノ任ニ當ルヘク決シテ不安アルコトナシ、縣民諸氏ハ、宜シク此ノ際ニ處スルニ沈着ニシテ、自重自信濫リニ道途ノ言ニ耳ヲ藉スコトナク、深ク省ミテ事物ヲ正視シ、以テ惑フ處ナカラムコトヲ要ス。

今次ノ災害ヲ奇貨トシ、物資ノ供給ニ際リ暴利ヲ征セムトスルモノノ如キハ、最モ戒飭セサルヘカラス、政府嚢ニ暴利取締令ヲ發布シテ、專ラ之カ匡紀ニ勉ムト雖、今日ノ如キ非常時ニ在リテハ獨リ商賈ニ止マラス、各人各團體各地方何レモ偏見的私心ヲ去リテ、一意專心帝國ノ大慘害ト、本縣ノ災殃トヲ濟フノ念慮ニ發足シ、多數同胞ト苦樂ヲ共ニスルノ覺悟アルニアラサレハ、克ク此ノ難局ヲ拔ク能ハス、然カモ今後諸般ノ復興ニ要スル費額ニ至リテハ、其ノ巨大ナルコト想察ニ難カラサルヲ以テ、之ヲ樊理シテ籌畫經營ヲ遺憾ナカラシメムニハ、非常ノ決心ヲ要ス、今ヤ眞ニ臥薪嘗膽ノ秋ニ在リ、各人ハ何レモ災後ノ衞生ニ留意シ、心身ノ壯健ヲ圖リ、刻苦シテ各其ノ業ヲ勵ムト共ニ、理義透徹セル消費ノ節約ヲ加ヘ、以テ民力ノ充實ヲ計リ、之ニ應スル所ナカルヘカラス。

惟フニ東京市ト本縣トハ、諸般ノ事極メテ密接ナル關係ニ在ルヲ以テ、東京ノ復興ハ即チ本縣ノ復興トモ見ルヲ得ヘシ。從ツテ帝都ノ復興其ノ緒ニ就カムカ、本縣產業ノ振興ニ影響スルトコロ甚大ニシテ、好景氣ヲ馴致スヘキハ、之ヲ看取スルニ難カラス、此ヲ以テ、縣民ハ鋭意本縣ノ復興ヲ圖ルト共ニ、直接間接ニ帝都ノ復興ニ關シテモ、出來得ル限リノ力ヲ致シ、以テ一日モ速カニ之カ完成ヲ念トセサルヘカラス。

玆ニ恭シク　大詔ヲ奉戴シテ、仁慈ノ厚キニ感激シ、恐懼已ム無シ、縣民ハ宜シク此ノ非常ノ時ニ際シ、天殃ヲ戒畏シテ頽風ヲ一轉シ、安康日久シクシテ人心漸ク浮華ニ流レ、放縱ニ走リシ積弊ヲ芟除シ、節制アル行動ヲ以テ舊態ヲ回復シ、更ニ進ンテ面目ヲ一新スルノ狀ヲ創建セムコトヲ要ス、而シテ此ヲ爲ス固ヨリ同胞ノ協力ニ委セサルヘカラス、夫ノ差別觀ヲ樹立シテ反目スルカ如キハ、當時ニアリテモ、相戒ムヘキコトニ屬スト雖、這次非常ノ難局ニ處スルニ當リテハ、特ニ協調ヲ必要トス、此ノ際宜シク融合諧和ノ道義ニ遵由シテ、本縣ノ慘害ト、帝國ノ大災殃トヲ恢興スルノ擧ヲ扶翼シ、以テ聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ、寔ニ余ノ切望シテ已マサル所ナリ。

大正十二年九月二十一日　埼玉縣知事　堀内秀太郎

而して縣は、縣自身の被害亦少なからざりしを以て、一面縣内の救濟に力を盡すと共に、一面帝都の救援に盡瘁したり。

第一、縣內救濟

震災に於ける縣下の被害は、

人畜死傷

種別／郡市別	人 死	人 傷	人 計	畜 死	畜 傷	畜 計
川越市	八	一	九	—	—	—
北足立郡	一〇九	二二五	三三四	五	二	七
入間郡	三	一七	二〇	—	一	一
比企郡	一	六	七	一	一	二
秩父郡	—	—	—	—	—	—
兒玉郡	—	—	—	—	—	—
大里郡	—	四	四	—	—	—

北埼玉郡	八	四一	四九	二	四	六
南埼玉郡	八〇	一五四	二三四	一	六	七
北葛飾郡	二〇	五八	七八	—	—	—
合計	二二九	五〇六	七三五	九	一四	二三

建物及工作物被害

種別／郡市別	建物 全潰	建物 半潰	建物 破損	建物 計	墻塀石垣	電柱顚倒	山崩
川越市	二〇	二	七五七	七七九	一四	—	—
北足立郡	二、〇八八	一、七七一	一八、八〇九	二二、六六八	五三九	一〇	—
入間郡	一六三	一四二	三、四八五	三、七九〇	九三	二	—
比企郡	一三二	一八一	一、九四一	二、二五四	四九	—	—
秩父郡	—	—	六	六	八	—	五
兒玉郡	—	—	一六	一六	二三	—	—
大里郡	九	七	九四五	九六一	七〇	—	—
北埼玉郡	三〇四	三七九	六、五〇九	七、一九二	三二七	—	—
南埼玉郡	一、三二四	七六六	一六、八三四	一八、九二四	一九八	一七	—
北葛飾郡	八八六	七五八	七、〇二一	八、六六五	四八五	—	—
合計	四、八六六	四、〇〇八	五六、三三三	六六、一八五	一、七九五	二九	五

にして、其重なるものは官廳及縣有建物全潰浦和刑務所工作場一棟、破壞縣有建物四十五箇所にして、郡會議事堂、師範學校各中學校、南埼玉入間兩郡役所其中にあり、町村役場被害比企、南埼玉、北葛飾三郡にて七箇所、小學校北足立、入間、比企、南北埼玉、北葛飾六郡にて六十二校一〇四棟、工場及道路の被害は、

工場被害

署別	適非	被害工場數	建物 全潰	建物 半潰	煙突の損壞	損害見積高	死亡 男	死亡 女	死亡 計	負傷 男	負傷 女	負傷 計
浦和	適用	一六	二四	五	五	九六、五六〇円	—	一	一	一	四	五
	非適用	一〇九	八六	三七	九	一五八、六九〇	—	—	—	—	一	一
	計	一二五	一一〇	四三	一四	二五五、二八〇	—	一	一	一	五	六
川口	適用	一一七	二九四	三六	三	一、四三二、二五〇	—	—	—	四	—	四
	非適用	二三	二四	—	四	五四、六五〇	—	—	—	—	—	—
	計	一四〇	三一八	三六	七	一、四八六、九〇〇	—	—	—	四	—	四
鳩谷	適用	九	一八（燒失四）	七	一	九三二、五〇〇	三	—	三	二	二	四
	非適用	二一	三五	四	五	八二、五四〇	一	一	二	—	—	—
	計	三〇	四三（燒失四）	一一	六	一、〇一五、〇四〇	四	一	五	二	二	四
大宮	適用	一五	九	五	一〇	一〇八、六七七	—	五	五	一	一三	一四
	非適用	四	一〇	四	八	三八、八九九	—	—	—	—	—	—
	計	一九	一九	九	一八	一四七、五七六	—	五	五	一	一三	一四
鴻巣	適用	二	—	二	一	四、五〇〇	—	—	—	—	—	—
	非適用	五	—	—	五	一〇、五〇〇	—	—	—	—	—	—
	計	七	—	二	六	一五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
川越	適用	五	三	—	六	二六、一〇〇	—	—	—	—	—	—
	非適用	三	—	—	三	一、一三〇	—	—	—	—	—	—
	計	八	三	—	九	二七、二三〇	—	—	—	—	—	—
所澤	適用	四	—	一	四	六、八〇〇	—	—	—	—	—	—
	非適用	二	—	—	二	一、七〇〇	—	—	—	—	—	—
	計	六	—	一	六	八、五〇〇	—	—	—	—	—	—
飯能	適用	一	—	—	一	五〇〇	—	—	—	—	—	—
本庄	適用	一	—	—	二	一、五〇〇	—	—	—	—	—	—
	非適用	二	—	—	二	一、五〇〇	—	—	—	—	—	—
	計	三	—	—	四	三、〇〇〇	—	—	—	—	—	—

松山	非適用	二	二	|	|	一、六五〇	|	|	|	|	|	|
見玉	非適用	一	|	|	一	三〇	|	|	|	|	|	|
熊谷	適用	六	|	|	六	四三、〇〇〇	|	|	|	|	|	|
	非適用	一	|	|	一	三〇〇	|	|	|	|	|	|
	計	七	|	|	七	四三、三〇〇	|	|	|	|	|	|
深谷	適用	一	|	|	二	四〇、〇〇〇	|	|	|	|	|	|
忍	適用	二	|	|	一	四、五〇〇	|	|	|	|	|	|
	非適用	一	|	|	一	九〇〇	|	|	|	|	|	|
	計	三	|	|	三	五、四〇〇	|	|	|	|	|	|
羽生	非適用	二	|	|	二	二、五〇〇	|	|	|	|	|	|
加須	適用	三	三	|	二	一〇三、五〇〇	|	一	一	|	三三	三三
	非適用	二	一	二	|	一、〇五〇	|	|	|	|	|	|
	計	五	四	二	二	一〇四、五五〇	|	一	一	|	三三	三三
岩槻	適用	二	五	三	|	二四、一〇〇	|	|	|	|	|	|
	非適用	一四	一八	三	六	七〇、九〇〇	|	一	一	一	|	一
	計	一六	二三	六	六	九五、〇〇〇	|	一	一	一	|	一
越谷	適用	五	九	二	四	四二、一〇〇	一	|	一	|	|	|
	非適用	一二	七	六	一	一〇、六五〇	|	|	|	|	|	|
	計	一七	一六	八	五	五二、七五〇	一	|	一	|	|	|
久喜	適用	二	|	一	二	七、〇〇〇	|	三	三	|	三	三
	非適用	一	一	|	|	三、〇〇〇	|	|	|	|	|	|
	計	三	一	一	二	一〇、〇〇〇	三	三	|	|	三	三
杉戸	適用	一	五	|	一	一四〇、〇〇〇	|	|	|	|	|	|
	非適用	一	二	一	|	三、〇〇〇	|	|	|	|	|	|
	計	二	五	一	一	一四三、〇〇〇	|	|	|	|	|	|
幸手	適用	六	七	二	三	三〇、四六〇	|	|	|	|	|	|
	非適用	二	二	|	一	二、〇〇〇	|	|	|	|	|	|
	計	八	九	二	四	三二、四六〇	|	|	|	|	|	|
吉川	適用	二	一	|	五	六、八六〇	|	|	|	|	|	|
合計	適用	二〇四	三〇六	六四	七八	三、〇六八、三三七	四	一〇	二四	八	四〇七	三五
	非適用	二二八	一九六	三七	三一	四四五、三五九	一	二	三	一	一	二
	計	四三二	五〇二	一〇一	一〇九	三、五一三、一〇六	五	一二	二七	九	四〇八	三七

縣費支辨道路等被害

種別	個所數	延長	備考
道路	一一二	二、三四二間	
橋梁	五九	|	
河岸	二三	二、三六九	
堤防	一九九	一七、八四三	
合計	三九三	二二、五五四	

なり、之に對して縣は、取敢へず縣罹災救助基金を以て一週間以內の炊出救助を爲す事とし、郡市長をして施行の任に當らしめ、其後は食品救助として白米及副食物の配給を爲せり、其日數平均七日、炊出を併せて約二十日なりとす。支出金額合計四萬八千五百三十四圓餘、其內譯は、

種別	町村數	救助人員	救助戸數	救助延日數	救助米石數 金額	加給品給與額	雜費	合計金額
炊出救助	六七	三〇、二八三人	三、九四五戸	八六、一九一日	三五六・六七石 一〇、一八二・一三円	一、五九三・六五円	五五円	一一、八三二・七六円
食品救助（郡市長委任）	一五四	三三、六六五	四、七六八	一〇三、三四五	四五〇・五六八 一八、七二四・四五	三、八六七・三三	八一	二二、六七二・九五
同（指揮に依る分）	一一〇	一三、七九〇	二、九三一	五四、〇一一	二六二・〇五 一一、五三六・八六	二、四六六・六六	三六〇	一四、〇四五・六二

家屋倒潰者は、同じく罹災救助基金を以て小屋掛を爲さしめ、一戸四圓乃至八圓程度の材料若しくは現金を給したり、即ち

種別	町村數	救助戸數	小屋掛材料價格	一戸平均額	雜費	合計金額
小屋掛救助	一五五	三、七三一戸	二六、三〇七・四〇円	七・〇五一円	三二円	二六、三三九・四〇円

又罹災救助基金を以て傷病者の治療を爲せるもの左の如く、其比較的多からざるは、醫療救護團若くは最寄醫師團等より治療を受けたる者多きを以てなり。

種別	町村數	救助人員	治療費	治療日數	雜費	合計金額
治療救助	三	八人	二四・四五円	最長 一五 最短 四	—	二四・四五円

此くの如くにして縣內の救助に支出したる總金額七萬四千九百三十七圓餘に達す。

第二、京濱災害救援

一、避難者救護　京濱方面の應急救護に對しては、縣廳內に臨時救護部を設けて事務を開始す。

1、現場救護　罹災現場に於ける老幼病者救護のため、九月二日早朝より握飯六十個及飲料水四斗入五樽を用意し、自動車に積載して之を本鄕區役所に送り、同區長を經て東京市に引渡し、配給を依頼す。

2、避難者救護　二日以來縣內に殺到せる避難者に對し、千住方面より來るものは奧州街道草加町に、上野方面より來るものは東北本線川口町に、板橋方面より來るものは中山道蕨町にそれ〲救護所を設け、翌三日は更に避難者通路の主要地浦和町、大宮町、熊谷町及深谷町に、救護所を増設し、町村吏員、在鄕軍人、青年團員、處女會員、學生生徒及篤志者援助して、握飯、パン、甘藷、馬鈴薯、梅干、氷、西瓜、湯茶等を供給し、無料宿泊をなさしめ、傷病者を救療したり、此等の食品其外救護所に要したる雜費は、

五〇六四円七五　浦和救護所　一五五四円七五　蕨救護所
一、二一二圓〇〇　大宮救護所　一、〇四九圓三七　川口救護所
四五七圓九五　草加救護所　一、〇〇一圓六八　熊谷救護所
六八一圓八〇　深谷救護所　五六〇圓七一　浦和師範學校炊出部
計　五、六二六圓〇二

縣設救護所に於ける救護成績左の如し。

使用物資

品名	數量	單價	價格
玄米	一〇・四〇石	三八・三〇円	三九八・三二円
白米	二八・八〇	四一・四九	一、一九四・九一
甘藷	二五三貫	・三〇	七五・九〇
馬鈴薯	一、一四四	・二三	二六三・一二
押麥	一・八〇石	一七・〇〇	三〇・六〇
計			一、九六二・八五

救護人員

月日	救護總人員	上記の內 宿泊人員	上記の內 加療人員	備考
九月二日	二、二九〇人	七七四人	一二二人	縣直轄の分のみを揭記す以下同じ
同三日	六六、三二七	五、四〇〇	二五三	
同四日	一一三、三二四	六、一六七	三四三	
同五日	八一、〇〇四	三、八一〇	一一二	
同六日	八、七三〇	二、六六一	三三	
同七日	一〇、三一二	一、八七〇	|	
同八日	五、六〇〇	一、三四五	九	
同九日	六、四六七	二五〇	一二	
同十日	二、〇六〇	一八一	一三	

同十一日	一、一六三	一〇七	—
同十二日	七一二	四四	—
同十三日	七七三	二七	一
同十四日	三三八	六二	—
同十五日	三二〇	—	—
同十六日	二二四	—	—
合計	二九九、五四四	二二、六九八	八九八

附記　加療人員は當日醫療を加ふる爲救護所に於て幹旋したるものを揭ぐ。

各救護所別救護人員

月日	種別	川口	蕨	浦和	大宮	草加	熊谷	深谷	計
九月二日	救護人員	一五〇	五〇	五〇〇	五〇〇	六四〇	—	—	二、三九〇
	內宿泊人員	一〇	七三	一九	三〇	六四〇			一七四
	內醫療人員	二〇	—	二	二〇	八〇			一三
同三日	〃	三〇、〇〇〇	一、五〇〇	五〇〇	三〇、〇〇〇	一、八二七	二、〇〇〇	五〇〇	六六、三二七
		一、〇〇〇	八〇〇	四五〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	五〇	五、四〇〇
		一〇	一	一九	一九〇	一三	二〇	—	三五三
同四日	〃	八〇、〇〇〇	二、二〇〇	一五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、七三四	五、〇〇〇	三、三五〇	一二三、三三四
		五〇〇	六〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	七三〇	三一七	二〇	六、一六七
		四〇	—	一七〇	一三一	一〇	一	一	三四三
同五日	〃	六〇、〇〇〇	一、八〇〇	八、五〇〇	二、〇〇〇	七四〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	八一、〇〇〇
		一、〇〇〇	九〇	六〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一〇〇	二〇	三、八二〇
		五〇	—	二〇	四三	—	—	—	一一三
同六日	〃	三、五〇〇	八〇〇	二、二〇〇	一、八〇〇	一三五	一九七	一一〇	八、七三〇
		七〇〇	一三	一、〇〇〇	八〇〇	一一〇	七	一三	二、六六一
		—	—	—	三五	—	—	—	三五
同七日	〃	五、三〇〇	六〇〇	一、六〇〇	二、三九六	一七〇	一四六	一〇〇	一〇、二三三
		五〇〇	二三四	二六〇	七七	七二	七	二〇	一、八七〇
		—	—	—	—	—	—	—	—
同八日	〃	一、〇〇〇	直營中止	二、四〇〇	一、七五〇	五〇	三五〇	一五〇	五、六〇〇
		三五〇		一八五	七六〇	四〇	一〇	—	一、三四五
		—		—	七	二	—	—	九
同九日	〃	直營中止	—	二、五六〇	三、八四七	六〇	直營中止	同上	六、四六七
				六〇	一三三	三七			三五〇
				—	三	—			三
同十日	〃	—	—	一〇〇	一、九〇〇	六〇	—	—	二、〇六三
				一八	一四〇	三三			一八一
				三	一〇	—			一三
同十一日	〃	—	—	直營中止	一、一一三	五〇	—	—	一、一六三
					八七	二〇			一〇七
					—	—			—
同十二日	〃	—	—	—	七一二	直營中止	—	—	七一二
					四四				四四
					—				—
同十三日	〃	—	—	—	七七三	—	—	—	—
					二七				
					一				
同十四日	〃	—	—	—	三三八	—	—	—	—
					六二				
					—				
同十五日	〃	—	—	—	三二〇	—	—	—	—
					—				
同十六日	〃	—	—	—	二二四	—	—	—	—
					—				
合計	救護領人員	一七九、九五〇	七、四〇〇	三一、三六〇	五三、六七三	五、四七〇	一三、五九一	七、一〇〇	二九九、五四四
	右の內宿泊せしめたる人員	四、〇六〇	一、八二二	三、五九〇	九、三八〇	三、一七二	五四一	一三三	二二、六九八
	同醫療を加へたる人員	一二〇	一	二二四	四三六	一〇七	二一	一	八九八

3、町村及各團體救護　縣の通牒に從ひ、鐵道沿線其他の町村及各團體に於て救護所を設け、食糧を供し、宿泊せしめ、又醫療を施す等、救護に盡力したるものを左に擧ぐ、

避難民救護成績

町村名	食料の給與を受けたる者の數 實人員	延人員	醫療救護を受けたる者の數 實人員	延人員	宿泊救護を受けたる者の數 實人員	延人員	麥湯其他の救護を受けたる者 實人員	延人員	備考
浦和町	六、二〇五	七、一三一	一一六	一八六	六、五四一	七、〇六二	—	—	浦和町長、同町青年團、同在鄕軍人分會、消防組
戸田村	五〇〇	五〇〇	—	—	—	—	—	—	戸田村、青年團
横曾根村	一、五〇〇	一、五三五	五	八	二八四	三一七	二五〇	二五〇	横曾根村、青年團、同處女會
川口町	—	—	七	三五	二、二九六	一五、四八六	—	—	川口町、町醫師團 其實施の食料救護を除く
谷塚村	一八〇	一八〇	一三	一三	三三五	三三五	—	—	谷塚村、青年團
草加町	四、二四二	一一、三三六	一二〇	一二〇	三、八五七	三、八五七	—	—	草加町、草加町青年團、同處女會
鳩ヶ谷町	七八〇	八三〇	四	八	八〇	八〇	—	—	鳩ヶ谷町青年團、同在鄕軍人分會
野田村	四五	七六	—	—	四五	四五	—	—	野田村
木崎村	二、五〇〇	二、五〇〇	四	一〇	一	七	—	—	木崎村在鄕軍人、消防組、青年團、處女會
與野町	六〇〇	六〇〇	八	二二	—	—	—	—	與野町、青年團、在鄕軍人會
三橋村	一一	五五	—	—	—	—	—	—	三橋村
大宮町	三九、八五〇	四〇、〇〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一四、七〇〇	一五、〇〇〇	—	—	大宮町青年團、同處女會、同學生團
上尾町	二、二五〇	二、二五〇	—	—	—	—	—	—	上尾町、青年團、同處女會
桶川町	三五、八七〇	三五、八七〇	一五	一五	一、三五〇	一、三五〇	—	—	桶川町、在鄕軍人分會、同町青年團、同處女會
石戸村	五五〇	五五〇	—	—	—	—	四、〇〇〇	四、〇〇〇	石戸村青年團
中丸村	一、八〇〇	一、八〇〇	—	—	—	—	—	—	中丸村、青年團、在鄕軍人分會、消防組
鴻巣町	五、〇〇〇	九、五〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	鴻巣町
吹上村	一、五〇〇	八、五〇〇	三五	六六	八	一五	—	—	吹上村、在鄕軍人分會、青年團
膝折村	二四〇	二四〇	—	—	—	—	—	—	膝折村
片山村	九〇	九〇	—	—	—	—	—	—	片山村
谷田村	—	—	—	—	—	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	谷田村
新鄕村	二九八	五九六	—	—	—	—	—	—	新鄕村

蕨町は縣直接救護に付略す。

入間郡

町村名	食料の給與を受けたる者の數 實人員	延人員	醫療救護を受けたる者の數 實人員	延人員	宿泊救護を受けたる者の數 實人員	延人員	物品給與を受けたる者の數 實人員	延人員	備考
福岡村	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	役場、分會、青年團、消防組
高階村	—	—	一三	一三	—	—	—	—	同
三芳村	二〇	二〇	—	—	—	—	—	—	同
所澤町	二、五二七	二、六二七	二五〇	二五〇	六〇	七〇	—	—	役場、青年團、分會、處女會
豐岡町	一九三	一九五	一	一	一	一	六五 △二	一一五 △二	同 物品給與は手拭及半紙
福原村	—	—	—	—	—	—	—	—	役場
入間川町	五〇〇	五〇〇	—	—	—	—	—	—	役場、青年團、分會、保安組合、消防組
坂戸町	三五六	三五六	一六	一六	一五	一五	—	—	役場、青年團、分會、處女會、醫師會
高萩村	四	一一	—	—	—	—	—	—	役場、分會、青年團
飯能町	二七	三一	二	二	四	四	—	—	分會、青年團、處女會
大家村	—	—	—	—	—	—	△二七	△二七	
元加治村	—	—	—	—	—	—	△八八	△八八	青年團處女會にて救護をなし一人に對し五十錢宛を給與せり
計	四、五六三	四、七〇一	二六二	三六〇	八二	九二	六五 △二一七	一一五 △二一七	

附記　本表物品給與欄中△を附したるは現金給與を示す。

比企郡

町村名	食料の給與を受けたる者の數 實人員	延人員	醫療救護を受けたる者の數 實人員	延人員	宿泊救護を受けたる者の數 實人員	延人員	備考
松山町	一二〇	一二〇	八	一二〇	—	—	食料の給與は松山町 醫療救護は比企郡醫師會 在鄕軍人分會、消防組、青年團
七鄕村	六	六	—	—	五	五	
計	一二六	一二六	八	一二〇	五	五	

秩父郡

町村名	食料の給與を受けたる者の數 實人員	延人員	備考
皆野村	二〇〇	二〇〇	青年團員及處女會員聯合にて熊谷驛迄搬出給與
三澤村	一四〇	一四〇	同
白鳥村	一八〇	一八〇	同
樋口村	一二八	一二八	同
野上村	三九九	三九九	同
計	一、〇四七	一、〇四七	在郷軍人分會員及青年團聯合東京市附近へ搬出給與

附記

一、本調査は在郷軍人會に於て取纏め送付したる被服類を除く。

二、醫療及宿泊救護をなしたるものなし。

兒玉郡

町村名	食料の給與を受けたる者の數 實人員	延人員	醫療救護を受けたる者の數 實人員	延人員	被服の救護を受けたる者の數 實人員	延人員	金圓の救護を受けたる者の數 實人員	延人員	備考
本庄町	四五三	四、六二六	二五	七五	—	—	三六五	三六五	
藤田村	—	—	—	—	—	—	—	—	
仁手村	—	—	—	—	—	—	—	—	
旭村	—	—	—	—	—	—	—	—	
北泉村	—	—	—	—	—	—	九一	九一	
東兒玉村	—	—	—	—	—	—	一二	一二	
共和村	—	—	—	—	—	—	—	—	
兒玉町	一〇三	一〇三	—	—	四二〇	一、五〇〇	四六三	四六三	
金屋村	八五	八五	—	—	一一〇	一一〇	—	—	
青柳村	—	—	—	—	—	—	—	—	
若泉村	—	—	—	—	—	—	—	—	
本泉村	—	—	—	—	—	—	—	—	
神保原村	—	—	—	—	—	—	—	—	
賀美村	四〇〇	四〇〇	—	—	—	—	—	—	在郷軍人會賀美村分會
七本木村	—	—	—	—	—	—	—	—	
長幡村	—	—	—	—	—	—	—	—	
丹庄村	—	—	—	—	—	—	—	—	
秋平村	—	—	—	—	—	—	二	二	
松久村	—	—	—	—	—	—	—	—	
大澤村	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	一、〇四一	五、二一四	二五	七五	五三〇	一、六一〇	一、〇四一	一、〇四一	

宿泊救護を受けたるものなし。

大里郡

町村名	食品給與者數 實人員	延人員	醫療救護者數 實人員	延人員	宿泊救護者數 實人員	延人員	金錢給與者數 實人員	延人員	被服救護者數 實人員	延人員	輸送救護者數 實人員	延人員	其他 實人員	延人員	備考
熊谷町	三六三	一、六三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	熊谷町に於て給與
吉岡村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	七	—	—	青年團員避難者七名を同村より比企郡松山町迄輸送す
大麻生村	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	青年團員旅費を若干給與す
大幡村	二六	二四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	新島庄三郎外八十五人にて給與す
三尻村	—	—	—	—	—	—	一〇〇	一八三	—	—	—	—	—	—	村に於て給與
玉井村	—	—	一	一	二	四	—	—	—	—	—	—	—	—	青年團及在郷軍人分會にて給與

町村名	食品給與者數 實人員	延人員	醫療救護者數 實人員	延人員	宿泊救護者數 實人員	延人員	金錢給與者數 實人員	延人員	被服救護者數 實人員	延人員	輸送救護者數 實人員	延人員	其他 實人員	延人員	備考
長井村	三〇〇	三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	青年團北根支部に於て通過避難民を救助
秦村	二〇	二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	青年團員通過避難民救助
妻沼町	三	六	—	—	三	六	—	—	—	—	—	—	—	—	澤田巡査部長救助
太田村	三、三三三	三、三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	青年團、在郷軍人分會、消防組員救助
別府村	一三三	一三一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	青年團、處女會、在郷軍人分會にて救助
幡羅村	四〇〇	四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	青年團、處女會にて救助
深谷町	一〇、三〇〇	一〇、五〇〇	五三	七六	一七六	二〇七	—	—	—	—	—	—	—	—	青年團員、在郷軍人分會、消防組にて救助
大寄村	五三	五三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	青年團、在郷軍人分會員に於て救助
中瀬村	—	—	—	—	—	—	—	—	一三三	一三三	—	—	—	—	軍人分會に於て救助
岡部村	三	三	—	—	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	岡部村に於て救助
武川村	—	—	—	—	三	三	三	三	—	—	—	—	—	—	在郷軍人分會に於て救助をなす、金錢は旅費若干を支給
花園村	一四〇	三〇〇	—	—	一四〇	三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	村に於て給與す
寄居町	二、五〇〇	二、五〇〇	三〇	三〇	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	在郷軍人分會及醫師會に於て救護す
計	一七、五三〇	一九、六五三	八四	一〇七	五四〇	七六六	一〇四	一八七	一三三	一三三	七	七	—	—	

北埼玉郡

町村名又は團體名	食料の給與を受けたる者の數 實人員	延人員	醫療救護を受けたる者の數 實人員	延人員	宿泊救護を受けたる者の數 實人員	延人員	其の他
忍町	二四、八〇〇人	二四、八〇〇人	—	—	—	—	吹上驛にて給與
羽生町	三一八	三、一八〇	—	—	三〇	四〇	
加須町	四九	四九	四三	六三	二	二	
騎西町在郷軍人青年團處女會共同	一三〇	一三〇	—	—	一	一	歩行困難の爲め輸送せるもの三十人
騎西町同情會	二〇〇	一、四〇〇	—	—	—	—	
中條村青年團在郷軍人會共同	四〇〇	四〇〇	—	—	—	—	
長野村	一三四	六七五	—	—	—	—	
荒木村	二〇三	一、四二四	—	—	—	—	
須加村	一一八	八二六	—	—	—	—	
新郷村青年團	三〇	三〇	—	—	二	四	
新郷村消防組	二〇	二〇	—	—	—	—	
新郷村處女會	五	五	—	—	—	—	
埼玉村臨時救護團	三〇二	二、二三〇	—	—	—	—	
埼玉村在郷軍人分會	—	—	—	—	—	—	慰問袋十七個贈呈
岩瀬村青年團	三	三六	—	—	—	—	
川俣村	二〇〇	二、〇〇〇	—	—	—	—	
井泉村臨時救濟所	三二二	三、三五〇	一	一	三四	三四	
中島村	一三一	八三四	—	—	—	—	
手子林村在郷軍人分會青年團共同	三二	三六	—	—	三	三	
田ヶ谷村救護團	四	四	一	一	六	六	
禮羽村	一一六	一、〇八〇	—	—	—	—	
樋遣川村	三三三	三、六五四	—	—	—	—	

町村名						
大越村	五四	五四	二	二	—	—
大越村勞農會	三二〇	三二〇	—	—	—	—
村君村	三三三	三、五四〇	—	—	—	—
利島村	—	—	二	一	—	—
東村	一、六〇〇	一、六〇〇	—	—	—	—
豐野村	三六五	一、六六三	—	—	—	—
三俣村	五四〇	五六〇	一	一	一	一
水深村	二九九	一、四六五	—	—	—	—
計	三、四五九	五九、一六九	五	七五	八三	六六

南埼玉郡

町村名	食料の給與を受けたる者の數 實人員	延人員	醫療救護を受けたる者の數 實人員	延人員	宿泊救護を受けたる者の數 實人員	延人員	湯水の救與を受けたる者の數 實人員	延人員	罹災者の運搬及通報 實人員	延人員	備考
岩槻村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
豐春村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
內牧村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
柏壁町	四〇	四〇	一	一	一、〇四〇	一、〇四〇	一、一四〇	一、一四〇	—	—	青年團及町有志
川通村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
武里村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
櫻井村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新方村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
增林村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大袋村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
荻島村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
柏崎村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
和土村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新和村	三〇	五〇〇	三	六	二〇	二〇	—	—	—	—	村內有志者
出羽村	—	—	—	—	四〇	四〇	—	—	—	—	青年團及有志者
蒲生村	—	—	—	—	二七	二七	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	—	
川柳村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
八條村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
八幡村	五〇〇	五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	在鄕軍人會及有志
潮止村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大相模村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
越ケ谷町	二、三〇〇	三、六四〇	—	—	一、一〇〇	一、一〇〇	—	—	—	—	
大澤町	五〇〇	五〇〇	一	一	一	一	—	—	二五〇	二五〇	町內有志者
慈恩寺村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
日勝村	一、五〇〇	一、五〇〇	六	七	七	七	—	—	—	—	篠津村と合同して行ふ
須賀村	二	二	—	—	二	二	三〇	三〇	—	—	青年團消防組及有志
百間村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
太田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
久喜町	七、一八七	七、二〇九	四三	一〇四	二五	一〇四	—	—	—	—	
鷲宮村	一〇	一〇	一	一	—	—	—	—	三〇	三〇	在鄕軍人會青年團及消防組
清久村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
江面村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
河合村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
黑澤村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
綾瀨村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平野村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
栢間村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小林村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
菖蒲町	一八六	一九二	—	—	六	六	—	—	—	—	
三箇村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
篠津村	一、五〇〇	一、五〇〇	六	七	七	七	—	—	—	—	日勝村と合同して行ふ
大山村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	一三、八三三	二四、六一三	七三	一六三	二、二七四	二、三五三	七、四六〇	七、四六〇	五〇〇	五〇〇	

北葛飾郡

町村名	食料の給與を受けたる者の數 實人員	延人員	醫療救護を受けたる者の數 實人員	延人員	宿泊救護を受けたる者の數 實人員	延人員	參湯の救護を受けたる者の數 實人員	延人員	備考
戸ケ崎村	四三三人	四三三人	—人	—人	八人	八人	五七三人	五七三人	在鄕軍人分會員、青年團員、村有志者等にて行ひ給與品は有志に於て提供したり
行幸村	—	—	—	—	—	—	四〇〇	四〇〇	青年團高須賀支部に於て行ふ
豐田村	—	—	—	—	—	—	一〇四	一〇四	青年團に於て行ふ
南櫻井村	—	—	—	—	一九	一九	一五〇	一五〇	費用は全部同村吳服人の負擔にして役場員青年團分會員等幹旋す
櫻井村	—	—	一〇	五一	—	—	—	—	村にて行ふ
靜村	—	—	一	一	—	—	—	—	同
杉戸町	三、二一四	三、二一四	—	—	—	—	—	—	町に於て行ふ費用は町內有志者の寄附による
幸手町	三三	三三	—	—	—	—	—	—	同上
堤鄕村	三五	三六	—	—	二六	四〇	—	—	青年團、在鄕軍人分會合同の下に行ふ
粟橋町	三、五〇〇	三、五〇〇	—	—	—	—	—	—	青年團、軍人分會町と共に協力して行ふ以上の外鐵橋附近にて利根川を渡船にて運びたる避難者に食糧を與ふる者ありなり

川越市

市名	食料の給與を受けたる者の數 實人員	延人員	醫療救護を受けたる者の數 實人員	延人員	宿泊救護を受けたる者の數 實人員	延人員	備考
川越市	二、九二三人	二、九二三人	一九人	三七人	三〇五人	三〇五人	醫療救護を受けたる者の延人員は入院患者四名ありしに依り之を計算したるものなり

附記　給與したる食品は、パン(甘食)大人に參個、小人に貳個を與へ、宿泊の救護を受けたるものには、夜及朝と二食の握飯一人參個梅干六個づゝ與へたり。

財團法人埼玉共濟會は九月十二日より川口及大宮救護所に於て、病弱者並に乳不足の幼兒に對し牛乳を配給し、更に各郡市支部長に調査せしめて、必要ある場所は廣く配給する方法を取りたり、又家屋倒潰者に對し資金の內三十五萬圓を以て、一口六百圓以內の復興資金を貸出す事としたるに、貸付申請金五十萬七千餘圓に達し內二十萬二千餘圓の貸出を了したり。

財團法人 埼玉共濟會震災罹災者家屋復興資金貸付規程

第一條　本會ハ、本規程ニ依リ大正十二年九月一日ノ震災ニ依ル倒潰住家ノ復興ニ要スル建築資金ヲ貸付ス、前項ノ貸付ヲ受クルコトヲ得ル者ハ、左ノ各號ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス。

一、着實勤勉ナル小產者ニシテ二年以來現住地ニ居住スル者ナルコト。

二、家屋建築費ノ五分ノ一以上ヲ自己ノ貯金ヨリ支出シ得ルモノナルコト、但シ貯金ナキモノト雖事情ニ依リ貸付スルコトアルヘシ

三、以上ノ外本會會長ノ必要ト認ムル事項ニ適合スル者ナルコト。

第二條　貸付金ハ一人金六百圓ヲ以テ最高限度トス。

第三條　資金借受人ハ、當該家屋ヲ擔保トシテ提供スヘシ、但シ家屋建築前ニ資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ、土地ヲ擔保トシテ之カ借入ヲ爲スコトヲ得、土地ヲ擔保トシテ提供シ得サル場合ハ、當該家屋ノ竣工期マテ福利委員分區長若ハ本會ニ於テ適當ト認ムル保證人ヲ立テ、借入ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合借主ハ家屋竣工後遲滯ナク當該家屋ヲ擔保トシテ提供スヘシ

第四條　貸付金ハ初年据置トシ、翌年ヨリ十箇年以內ニ年賦償還スヘシ。

第五條　借受人償還ヲ怠リ、最終ノ償還期日後九十日ヲ經過スルトキハ、擔保ヲ賣却シテ之カ償還ニ充ツルモノトス、但シ災害其他ノ事情上本會會長ニ於テ特ニ必要ト認メタル場合ニハ、償還年限ヲ延長スルコトアルヘシ

第六條　貸付金ノ利率ハ年四步トシ一箇年每ニ收納ス。

第七條　家屋建築資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ、左記申請書ヲ住所地福利委員分區長支部長ヲ經テ、本會會長ニ提出スヘシ。

家屋建築資金貸付申請書

私儀今回ノ震災ニ依リ家屋倒壞致シ候ニ付テハ右建築資金貸付相成度度左記各號ヲ具シ此段申請候也。

年　月　日　　氏　名印

町關
法人　埼玉共濟會長宛

記

一、住所氏名年齡
二、負債ノ有無
三、家屋建築地番建坪構造ノ大要及建築價格
四、貸付ヲ受ケントスル金額
五、自己ノ貯蓄ヨリ支出シ得ヘキ金額
六、貸付金額償還方法及償還期限

第八條　評判委員又ハ分區長ニ於テ、第七條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ、速ニ事實ノ審査ヲ遂ケ意見竝ニ左記內報書ヲ添付シテ急速スヘシ。

調査內報書

住所					
氏名				職業	
年齡				教育程度	
體質				素行	
家族動情狀況					
資產	田畑		小作地		
	山林		反別		
	宅地		副業ニ依ル收入		
	其他				

家屋復興資金申請及貸付　（大正十三年三月三十一日）

	申請件數	同上金額	貸付通知濟件數	同上金額
北足立郡	二四二	九二、二六〇	一九一	四九、〇〇〇
入間郡	一九	六、三〇〇	一四	三、三〇〇
比企郡	七八	二九、三七〇	五五	一三、四五〇
秩父郡	—	—	—	—
兒玉郡	—	—	—	—
大里郡	一	五〇〇	—	—
北埼玉郡	九〇	三〇、三九〇	七七	一七、〇九〇
南埼玉郡	五三	二四八、四五五	二九一	七五、四一〇
北葛飾郡	二二一	九九、八〇〇	一三七	四二、七八〇
川越市	一	六〇〇	一	五〇〇
計	一、一八五	五〇七、六七五	七六七	二〇二、〇三〇

愛國結人會埼玉支部は、幹事都築力して、衣服、帽子、足袋、毛布、布團、手拭等を募り、二萬五千五百餘點を得、又衣類代料及運搬費三百六十圓九十九錢の寄贈を受く。

日本赤十字社埼玉支部は、九月三日縣衛生課及埼玉縣醫師會と協力して救療を爲し、東京府隣接の川口町等常小學校及東京府瀧ノ川町役場設置の救護所に機續從事し、九月十日には、本社の招集に依り、救護醫二名、看護婦十一名、書記一名を以て組織せる救護班を派遣し、十二日より日暮里町元金杉第五等常小學校に配置せられ、

家屋倒壞ノ程度			總括家屋評價	
調査年月日			評判委員ノ氏名	

備考　家族動情の狀況欄には、家族男女別年齡別、其の心身の能否及家業に對する動情の評細を記すること。

救護所救療數（延人員）

救護所名	開設日數	從事醫師數	從事看護婦數	取扱人員	一日平均人員	備考
川口	三〇	八三	七六	一、七五五	五八	九月三十日閉鎖
大宮	一一	五七	二〇	一、七一二	一五五	十一日閉鎖

救護所を開きて救療に從事したり、一日の取扱患者約百五十人にして、出動人員は左の如し。

醫　師　二〇人（自九月三日至同二十日）
看護婦　一六八人（同）
事務員　六〇人（同）

埼玉縣醫師會は、赤十字社支部と合同して左の如く出動救療す。

川口町救護所（川口尋常小學校內）
（川口町停車場）
戸田村救護所（戸田村植際）
浦和町救護所（浦和町公會堂）
蕨町救護所（蕨町中央路傍）

初め縣內に於て救療し、後東京府に出張して、王子警察署內、瀧野川町役場內、日暮里停車場內に救護所を設け、九月五日より救療に從ひ、王子、日暮里兩停車場は九日に、瀧野川救護所は十月五日にこれを撤す、從事人員は、

醫　師　二四人（自九月五日至同二十日）
看護婦　二二人（同）
看護婦助手　二〇人（同）
事務員　一一人（同）

同時に同會員たる縣醫院は、自宅診療所を開放して多數を救療し更に罹災民の施療を決議し、各警察署に施療券一千枚を託して罹災窮民を施療し、延人數五千人に及ぶ、埼玉縣產婆會は、縣內罹災者は勿論、避難罹災者中の妊產婦、褥婦、乳幼兒の保護施療に從事し、妊婦一〇二人、產婦六五人を取扱ひ、乳兒にコンデンスミルク百十三個、產婦幼兒に單衣九百枚、雜品千餘點を給與したり。

4、滯在避難者救護　京濱方面より親戚故舊を便り縣內に避難したるもの、當初數十萬の多きに達したりしも、漸次減少して九月十九日現在は、男四萬四千三百四十六人、女四萬七千八百九十八人、計九萬二千二百四十四人と爲り、其多きは戶數僅に六十八戶の部落に三百餘人の避難滯在者を見、而も避難者の多くは僅に身を以て免れたるものなるのみならず、收容者亦資產に乏しきもの少なからざりしを以て、町村及公益團體若くは隣保をして之を救助せしめ、縣は此等罹災者に對する食料衣服の供給、兒童教育の方法、職業の紹介等に關し、相當の力を盡せり、九月二十三日、二十六日震災救護事務局に衣類國庫支辨を申請し、食糧一四七、六〇〇圓を得て、九月二十日より二十日間生計困難者に對して、一人一日二十錢の割合を以て配給し、衣服、蒲團料四五、〇〇〇圓を得て、衣服一人一枚（表裏一反）づゝ一萬五千人分を給與し、又事務局分配の慰問品を前後二回配給したり。

5、傷病者救療　東京方面よりの避難傷病者に對し、縣衛生課は、赤十字社埼玉支部及縣醫師會と聯合して、九月一日より大宮町戶田村川口町に救護所を設置し、之が應急救療に努め、二日更に浦和町に救護所を開き、重傷者は一時公會堂に收容治療したり、一方に縣醫師會長と協議し、縣下開業醫に對して各自の診療所を救護所として避難民の無料救療を爲さしめ、尙避難民集散の狀況に應じて便宜救護所を設けしむ、又九月四日東京方面出動の救護班は東京府瀧野川町役場內及日暮里驛內に救護所を設けたり、此等の救療成績を擧ぐれば左の如し、醫師團開設の各地救護所及醫師自宅の救療は、此の外なり。

各救護所救療數（延人員）

戸田	四	八	六	五二三	一三〇	五日閉鎖
浦和	一三	六二	四〇	一、七三六	一三三	十四日閉鎖
日暮里	六	二四	一八	八一八	一三六	九日閉鎖
瀧野川	三三	八八	六四	二、三二〇	七〇	十月五日閉鎖
計	九七	三二二	二二四	八、八六四	九一	

而して傷病者の種類は、主として火傷骨折擦過裂創打撲及胃腸病分娩等なりしが、後内科疾病殊に下痢（赤痢を含む）有熱（腸チフスを含む）結核等を見るに至れり、又醫療の衞生材料は、內務省及警視廳と打合せて之が蒐集をなし、九月三日より十一月まで每日貨物自動車を以て警視廳東京市に供給し、藥品及衞生材料六千五百七十圓餘、輸送及蒐集用自動車十七臺借料千四百四十五圓を要したり。

若夫れ災後の傳染病豫防に關しては、訓令を發して市町村及衞生組合を督勵し、共檢疫委員を增置して避難民及一般民の健康狀態を視察せしめ、同時に宣傳ビラ二十萬枚を縣下に配布して、極力豫防につとむ、九月二十日現在の傳染病患者は、赤痢八〇、同疑似三〇、腸チフス一五四、チフテリヤ一一、流行性腦脊髓膜炎一、計三四一なりき、又縣下の藥品及衞生材料補給に關しては、縣藥劑師會及縣醫師會に協議し、代表者を大阪方面に派して之が購入の手配を爲したり。

6、職業紹介　罹災失業者の就職を圖り、縣內郡市町村人事相談所を督して、之が斡旋を爲さしめ、川越市熊谷町兩職業紹介所へは、求人口の開拓に盡力し、以て求職に應ずる所あらしめたり。

二、救護部隊派遣　災害地復興に要する勞務提供を目的とし、縣下青年團員を派して之に當らしむる企圖を以て、救護事務局に申牒し、十日間以上滯在の見込を以て百名上京方依賴を受け、之が希望者たる大里兒玉秩父等各郡青年團員派遣の計畫を立て、先づ大里郡青年團六十三名を上京せしめ、縣吏指導の下に、九月十六日より二十日まで東京市內燒跡の整理に當れり、其他派遣の救護部隊を併せ擧ぐれば左の如し。

東京府派遣救護部隊調

郡	名稱	種類	代表者	人員	出發月日	歸郷月日	滯京作業日數	作業場及種類	備考
入間郡	所澤町救援隊	青年團	三上鐵太郎	一二八人	九月六日	九月九日	四日	四谷區に至り各避難所に付人命救助、食糧給與、傳言、物品傳達等各種事項取扱	每日即日歸町
	所澤町救援慰問隊	在郷軍人分會處女會	竹內保壽 平野常造	一〇〇	九月十日	九月十一日	二日	本所深川兩區の避難所にて衣類八、二三二點及食品給與	同
	所澤町救護班	在郷軍人分會	竹內保壽	三〇	同上	同上	同上	本所區深川區及京橋區月島にて醫療患者四〇〇人を取扱ふ	同
	所澤町救援隊	青年團	三上鐵太郎	四〇	九月十二日	九月十三日	同上	千葉方面にて前記救援隊と同樣の作業をなす	
	吾野村震災救護班	青年團在郷軍人分會	榎本倉造 岩田英一	一九八	九月十二日	九月十七日	四日	市役所司令部の指揮により天幕食品其他の運搬をなす	
大里郡	大里郡聯合分會救護班	在郷軍人會員	荒木辰雄	四六	九月十二日	九月十五日	二日	芝浦にて食糧陸揚及荷積	
	大里郡青年團救護班	青年團	東悌三郎	六三	九月六日	九月二十日	十三日	芝愛宕町、遞信局、工務課鳥森材料置場跡片付	
	深谷町救護班	消防組	藤森誠	七一	九月三日	九月六日	同上	上野四郷銅像下に事務所を設け部隊を九班に分ち罹災救護並地方送還に盡力す、作業場市內各區	
北埼玉郡	豊野村救護班	同	眞中鱗	一〇	十月十日	十月十三日	三日	牛込區肴町ホタル自動車商會に事務所を設け其の班に於て輸送せる白米六石五斗を罹災者へ配給す	本救護班は北埼玉郡醫師會のものなり
	井泉村救護班	消防組	渡邊文三郎	一〇	九月四日	九月八日	三日	本郷、深川、本所、淺草其他各區罹災者へ食品配給	
	田ケ谷村救護班	青年團消防組合同	小川錦太郎	一五	九月三日	九月六日	四日	瀧野川、上野公園、神田橋、淺草公園にて、玄米給與、運搬、救護等をなす	
南埼玉郡	大山村救護班	在郷軍人	進藤傳來郎	三六	九月九日	九月十一日	二日	本郷區役所に於て糧食運搬及配給患者輸送夜警に任ず	
	同	同	同	二六	九月十日	九月十三日	二日	同	
	同	同	同	一九	九月十二日	九月十五日	二日	同	

三、義捐金募集　罹災者救恤慰問の資として、縣內有志の義捐を求む、共計畫及募集額左の如し。

震災義捐金募集趣意書

今回の震災は我國稀有の大慘事にして、其の區域頗る廣汎に涉り、埼玉縣亦共の被害の激甚なる事、死傷實に六百を算し、倒壞家屋一萬の多きに達したるを見ても知るべし、之が罹災者の救助に關しては、公の力に依り出來得る限り應急の處置を講ぜられたるも、而も家を失ひ家族を亡ひ茫然自失爲す所を知らざる者あるに至りては、共の悲慘なる到底筆舌の盡す所にあらざるなり、斯る悲慘事に對し、我等一同一刻も默過すること能はざるものあり、即ち大方縣民の義心に訴へ義金を集め、此等慘害を蒙りたる者に對して慰問の意を表する爲左記方法に依り義金の募集を爲さんとす。

一、義捐金は共の金額を制限せざるも少額のものは可成取纏め醵出のこと

一、義捐金は埼玉縣廳內務部社會課及各郡市役所に於て之を取扱ふ

一、義捐金は罹災者救恤竝慰問の資に充つ

一、義捐金は縣內罹災者に對する分と縣外罹災者に對する分とに區分せられ度、特に區分なきものは發起人に於て適宜取扱ふこと

發　起　人

義捐金計算書

一金貳拾四萬壹千四百五拾四圓貳拾壹錢五厘也

大正十二年十一月八日　現在申込義捐額

內

金拾五萬參千參百七拾六圓　縣內罹災者及縣外に於て罹災の縣民に對する配付額

金參萬五千圓　東京府へ寄附額

金壹萬五千圓　神奈川縣へ寄附額

金壹千圓　千葉縣へ寄附額

金參萬七拾八圓貳拾壹錢五厘　財團法人埼玉共濟會震災罹災家屋復興資金罹災者小資融通事業資金罹災貧困者救護資金として配付額

金七千圓　東京罹災埼玉縣人救護事業助成金として配付額

四、物資供給　避難者に對する直接救護の外、九月三日以來、縣及縣下各種團體等より、東京市、府、及臨時震災救護事務局に對し、食糧品共の他の物資供給をなせるもの頗る多く、共の供給計劃及實施狀況並に種類數量等、左の如し。

食糧供給の計劃竝實施

一、計　劃

1、米　端境期迄の本縣殘存米見込數量約六萬石の內、四萬石を東京市に供給すること、但し東京市に於ける必要の程度に依り、猶二萬石を供給すること。

2、甘藷馬鈴薯　甘藷を主として百萬貫を移出すること。
3、其の他の蔬菜　本縣の餘力を擧げて供給すること。
4、押　麥　市の要求に應じ供給すること。
5、偎　餅　一萬貫を供給すること。
6、味噌醬油漬物　本縣の餘力を擧げて供給すること。

二、實　施

九月一日計劃樹立と共に實行に着手したるも、食糧品價格の決定と代金支出の方法に付き不明の點あり、二日非常徵發令發布の情報に接し、其の發布を豫定して物資調達に着手し、一方輸送機關に於て、鐵道荒川鐵橋の破損、國道戸田橋の破損（後述參照）、自動車の不足、水路船舶の缺乏等の爲、極めて短時間内の輸送は不能に陷り、僅に救護事務局宛輸送したる數量のみに止まりたり。

（前後參照）

之より先九月一日の東京市火災の爲、避難民續々押し寄せ、日々十萬二十萬を算し、最高四、五十萬に上り、全國より救護見舞の爲上京する者、何れも縣に下車し、僅かに食糧計劃に一革新を要するに至れり、而して一方には、本縣以北の各縣より來れる食糧品殆ど縣内各停車場に停滯し、縣は是等諸縣の輸送を援助しつゝ食糧品の一部は縣内避難民に給與するの協調を遂げ、救護事務局食糧部長の承諾に依り、一時縣内二、三郡に起らんとせる食糧不足の聲を鎭め、又東京市に對し、縣食糧の豐富にして避難民の來縣を歡迎する旨の宣傳を行ふを得たり。

救護事務局關係以外の事項

1、關東廳出張所、憲兵隊出張所、東京市内警察署、稅務監督局並稅務署東京府廳、中央氣象臺等の職員の食糧購入を斡旋せり。
2、陸軍糧秣廠より大麥十萬貫購入方依賴に付斡旋したり。
3、東京市より農商務省の紹介を以て蔬菜供給方依賴に付斡旋したり。
イ、品目　甘藷　人參　馬鈴薯　里芋　蕪　蓮　大根　茄子　胡瓜　牛蒡　葱　いんげん豆　玉葱
ロ、數量　六千八十貫八百匁
ハ、價格　千五百四拾五圓七拾五錢
因に東京市助役より「右斡旋に依り他府縣より東京市に蔬菜供給の可能なることを證明したる結果著しく市價を低落せしめ得たり」との報ありたり
4、帝國農會より救護事務局を經て肥桶、天秤棒、柄杓の供給方依賴に依り送達せり。
イ、數量　肥桶一、三一四個　天秤棒一三〇本　柄杓二〇〇個
ロ、價額　七千五百九拾五圓八拾錢

食糧品其他の物資供給調表

品名	縣より供給數量 數量	縣より供給數量 價額	各種團體及個人等より供給數量 數量	各種團體及個人等より供給數量 價額	計 數量	計 價額
玄米	八、〇四〇・四〇石	三〇八、三四二・四〇〇圓	—		八、〇四〇・四〇〇石	三〇八、三四二・四〇〇圓
白米	四〇・〇〇〇	一七、四三四・八〇〇	〇・四〇〇石	（寄贈に付價額不詳）	四〇・四〇〇	一七、四三四・八〇〇
甘藷	三三、三二一・四〇〇貫	九三三・二〇〇	七三四・〇〇〇貫	（同）	四、〇五五・四〇〇貫	九三三・二〇〇
馬鈴薯	一、三七三・〇〇〇	三六三・三四〇	四、三三三・〇〇〇	（同）	四、七〇八・〇〇〇	三六三・三四〇
押麥	一〇・二〇〇石	一、三四一・四〇〇	—		一〇・二〇〇石	一、三四一・四〇〇
偎餅	一、三三三貫	五、一八八・四〇〇	三〇貫	（同）	一、三六三貫	五、一八八・四〇〇
松薪	一八、六四三束	四、一三四・三三〇	—		一八、六四三束	四、一三四・三三〇
藁草履	三、〇〇〇足	三六・一四〇	—		三、〇〇〇足	三六・一四〇
蠟燭	三、〇八〇挺	二、三六六・八八〇	—		三、〇八〇挺	二、三六六・八八〇
煙臺	三〇個	三・一〇〇	—		三〇個	三・一〇〇
茶呑茶碗	三〇〇個	三四・〇〇〇	—		三〇〇個	三四・〇〇〇
箸	三〇〇膳	三・〇〇〇	—		三〇〇膳	三・〇〇〇
コップ	二〇打	二・〇〇〇	—		二〇打	二・〇〇〇
スタンプインキ（大）	一ケ	三・〇〇〇	—		一ケ	三・〇〇〇
謄寫インキ	三個	三四・〇〇〇	—		三個	三四・〇〇〇

品名	縣より供給數量 數量	縣より供給數量 價額	各種團體及個人等より供給數量 數量	各種團體及個人等より供給數量 價額	計 數量	計 價額
謄寫版		八・〇〇〇			三枚	八・〇〇〇
同原紙	一、四〇〇枚	四〇・四〇〇			一、四〇〇枚	四〇・四〇〇
梅干	—		六四〇樽	（寄贈に付價額不詳）	六四〇樽	
大根	—		一〇三樽	（同）	一〇三樽	
ラッキョウ	—		一〇〇樽	（同）	一〇〇樽	
澤庵	—		三三樽	（同）	三三樽	
味噌	—		三〇樽	（同）	三〇樽	
瓜漬	—		二樽	（同）	二樽	
合計	—	三四二、三四〇・六六〇	—		—	三四二、三四〇・六六〇

第三、交通通信整理

(1) 交通狀況　激震一震と共に、交通機關は破壞せられ、東北地方へ避難するものは勿論、關西方面へ向ふものも、悉く縣を經由して中山道に由らざる能はざる狀態なりしも、當初の交通機關たる鐵道東北本線は、赤羽川口間の荒川鐵橋破損して不通となり、東武線亦運轉不能に陷り、爲に避難者は主として四號九號國道、鳩ケ谷獨線を蠶徙の如く吞到し、救護車道亦頻繁にして肩摩轂擊し、混雜名狀すべからず、九號國道中東京府界の荒川戸田橋亦左右兩岸缺崩し、來往頗る艱むを以て、之が急修理を爲し、九月二日午後には應急工事を了し、漸く個災者の避難、物資の輸送に障碍なからしめ、四號國道茨城縣界利根川渡船場は、內務省土木出張所備付ランチの應援を得て、無賃渡船を爲し、同路線北葛飾郡堤郷村地内龜裂一箇所の土砂噴出に對しては、同村青年團在郷軍人之を除去し、其他の道路龜裂橋梁破損もそれぐ＼應急修理を施して、交通に支障なからしめたり、又妻沼太田線中利根川の妻沼大橋は、群馬縣に通ずる唯一の橋梁として、物資供給上罹災者避難上、多大の便益を得たりき。

(2) 交通杜絕狀況　九月一日の激震と共に、交通杜絕したる主なる箇所を擧ぐ。

A　道　路

1、中山道戸田橋、約一尺許陷沒し、步行者の外、車馬を通ぜず工區員出張應急修理し、二日夕景開通す。
2、川越松山線入間川筋落合橋、約五十間陷落車馬通ぜず、應急修理して、九月十七日開通す。

B　鐵　道

1、東北本線、川口鐵橋故障の爲め運轉休止となり、二日朝より浦和川口間開通し、三日午後六時頃單線にて、川口赤羽折返し運轉をなし、更に應急修理に依り、九月十六日全通す。
2、信越線は、吹上熊谷間故障のため通ぜず、二日より開通す。
3、川越線（川越國分寺間）は、東村鐵橋故障し、不通、四日開通す。
4、東上線（池袋坂戸間）は、入間川橋梁故障のため全線通ぜず、二日午前十一時開通す。
5、川越大宮線電車は、一時停電のため不通なりしも、二日中不定時運轉をなし、三日より定時運轉す。
6、東武線（淺草新伊勢崎間）は、不通なりしも、二日粕壁館林間、六日新伊勢崎西新井間、九日全線開通す。

(3) 交通整理狀況　避難者の殺到、視察見舞者の上京等に依り、縣下の道路は混雜甚しく、加ふるに自動車荷車絡繹として來往し、危險言語に絕せり、限りある警察官の到底交通を整理し得る所にあらざるを以て、地方青年團、在郷軍人、消防組等後援して、晝夜、左側通行の勵行を努め、共間浦和警察署は、貨車二輛荷車一輛を以て戸田、浦和間の避難者無料輸送をなし、越ケ谷分署は貨物自動車二輛を出し、千住、越ケ谷間の無料輸送を爲せり、交通事故は僅に浦和町四件、蕨町一件、幸手町一件、計六件ありたるのみ。

(4) 鐵道乘客整理狀況　鐵道に在つては、上京阻止の爲、大宮栗橋兩驛に於て、上り乘客の整理をなし、官公用、直接罹災者に非ざる限り乘車せしめざりしより、陸行上京する者更に增加し、兩驛構內著しく雜沓し、老幼婦女子危險に頻する虞あり、乃ち宣傳部と連絡し、各警察官署に命じて、佩要地に特別揭示を爲さしめ、或は自動車に依り宣傳札を配布し、以て入京者阻止に努むると共に、特に警察官數名を大宮栗橋兩驛に增派し、戒嚴令施行後は、大宮驛は軍隊と協力して救護整理に當らしめ、兩驛何れも事故發生せざるを得たりしも、浦和驛に於て列車の屋上より墜落即死したる者一名、負傷二名、久喜驛に於て同上負傷五名あり。

(5) 通信機關復舊　震災と共に、通信機關亦杜絕し、警察電話の如きも、北足立郡內二三警察官署に通信し得たるに過ぎざりしを以て、首として警視廳板橋警察署より沼木縣に通ずる幹線の復舊に全力を注ぎ、九月三日午前中之を完成し、板橋警察署に自轉車携帶の巡査部長四名を派し、以て電話の接受、並に中央各省との連絡を取り、次で群馬縣に通ずる回線及縣內各警察官署の復舊を急ぎ、四日には全部開通を見たり。

第四、暴利取締

暴利取締に關しては、震災後鬼角風評ありしを以て、各署に訓達し此の異常時に際し、罹災者其の他の弱點に乘じ、暴利を貪るが如きことなき樣、直接警察取締に屬する自動車、人力車等の交通機關に從事するもの、或は飮食店等の營業者に對し、組合長を介し又は組合員を警察署に召致せしめて、嚴重なる注意を促す所あり、他の一般商店へは暴利取締令の公布と共に、各地の商工會長、市町村長と協議を遂げ各店舖に日用品の販賣價格を揭示せしめ、同時に宣傳札を配布し、專ら營業者の自省を促し、一面私服巡査をして之が實行の確否を內査せしめたるに、其の結果檢事局送致を爲したるもの一六三件、戒告を加へたるもの三三件あり、內戒告したるもの、種類は、米穀、飮食物、砂糖、蠟燭、材木、釘、藥品等にして、震災前の價格に比し二割乃至三割、稀には十割位の高價にて販賣したるもの、又は賣惜をなしたるものなり、斯く嚴重なる戒告を加へ、任意に價格の引下を實行せしめたる結果、其後は著しき不當のものを發見するに至らず、又荷馬車に依り避難民を輸送するものに對しても、際物的に不當の賃金を要求するやの風評ありたるを以て、九月十一、十三の兩日、特に警察官を派して、中仙道筋大宮浦和兩町を通過するもの、實際に付調査せしめたるに左記の通りにして、格別不當の賃金を要求したるものを認めず。

九月十一日

大宮町に於て調査		
荷馬車（大宮東京間約八里）	一人	一圓五十錢
自動車（同十人乘）	一臺	三十五圓
同貨物車（同乘客輸送）	一人	二圓四十錢
浦和町に於て調査		
荷馬車（王子大宮間約七里）	一人	一圓五十錢
同（戸田大宮間約四里）	一人	一圓五十錢
同（田端大宮間約八里）	一人	二圓
同（下澁谷蕨田間約十二、三里）	一臺	二十五圓

九月十三日

浦和町に於て調査		
荷馬車（川越東京向島間約十五里位十三人乘）	一臺	三十圓
同（池袋大宮間約八里八人乘）	一人	二圓
同（板橋大宮間約八里十人乘）	一人	一圓
荷馬車（群馬縣高崎在金子町東京麻布間里程不明）	一臺	五十圓

同　（王子大宮間約七里）　一人　二圓五十錢
同　（北埼玉郡水深村東京間里程不明）　一臺　四十圓

第五、警　備

九月一日震災後は、各警察署配屬の警察官をして、交通整理、倒潰家屋の處置、人命の救助、火災警防等に當らしめ、避難民の北上と共に、漸次警察力を北方に集中したりしも、四日戒嚴令施行せられ、五日步兵第三十二聯隊の一箇大隊派遣せられ、七日林少將引率の步兵第七聯隊及近衞騎兵聯隊一箇中隊來り代り、中山道警備隊司令部を浦和町に置き、各方面に兵力を增加するに及び、人心漸に安定するを得たり、當時警備隊司令部及各隊本隊は左の如く位置したりき。

中山道警備隊司令部	北足立郡浦和町	
第七聯隊本部	同	
第一大隊本部	同大宮町	
第二大隊本部	兒玉郡本庄町	
第三大隊本部	大里郡熊谷町	

震災前に於ける管內鮮人は、一市九郡に分布し、男二百九十八名、女二十六名ありて、男子は主として土工共の他の勞働に從事し、女子亦工女として各地の製絲工場に雇はれ、何れも誠實業務に精勵し、不穩の言動を認めざるのみならず、內地人との融和亦日を逐うて良好に趣かんとしつゝありしに、帝都災害の報傳はるや、其の間無稽の流言行はれ、民衆は爲に熱狂して危險漸く切迫したるに依り、避難鮮人及在住鮮人の一部を最寄警察署に收容保護し、一面軍隊と協力して一般民衆の輕擧盲動を警め、時日の經過と共に民衆漸次冷靜に復りたるより、從來縣下雇傭の者及疾病者約百名を除き、未就職者四百一名は九月二十日之を栃木縣下金丸ケ原に輸送したり。

激震と共に火災發生の虞ありたるに對しては、直に自動車に依り警察官を浦和、大宮、所澤、幸手、岩槻、久喜、川口等に派して、注意警戒する所あらしめ、從て震災に依る火災は當日草加町に於て煉瓦工場一棟の燒失ありたるに止まり、爾後も九月中に於ける火災は二十五件ありたるのみにて、むしろ常時より十數件の減少を見たり、之が爲め消防組員は專ら警備にのみ當りたりき。

附記

震災に依り送電中止を爲したる箇所左の如し。

一、川口町	自一日至四日	四日間	一、鳩谷町	自一日至八日　八日間
一、浦和町	一日、一日間		一、蕨　町	自一日至四日　四日間
一、岩槻町	自一日至四日	四日間	一、柏壁町	自一日至四日　四日間
一、幸手町	自一日至三日	三日間	一、杉戸町	自一日至二日　二日間

第六、縣有工作物處置

道路橋梁提塘其他縣有工作物は、二日以來調査したる結果、被害頗る大に、橋梁の破損五十九箇所、提塘の崩壞龜裂百九十九箇所に達し、出水期を目前に控へ、水防上の危險少からざるを以て、知事は專決處分として金七萬九千五百四十一圓を支出し、十日間に工事の執行を了したり、其他の縣有建物に對しては、復舊費相當の額に上るより、先づ緊急處置として屋根の修理をなすため、九月二十五日定例參事會に於て、經費三萬三千四百十四圓の議決を得て、直に着工し、復舊費約百萬圓は政府に支出方を申請したり。

第七、金融措置

震災に依り縣下銀行は、常時密接なる關係ある中央諸銀行との聯絡絕へ、一時金融上後援を受くるの見込なく、營業繼續至難の狀況に立

至り、爲に民心をして不安ならしめ、取付等を惹起することなきやの憂あり、各銀行は期せずして臨時休業を爲すに決し、重なる銀行代表者數名、九月二日夜急遽出縣して前項の情を具し、承認を乞へり、縣に於ては臨時休業の民心に及ぼすべき惡影響に鑑み、資力の續く限り營業を續行すべき旨を極力懇諭し、銀行業者亦反省して業務機關に決心し、諸種の後援方を懇請して引取りたり。

縣に於ては、金融關係に依る地方の動搖を未然に防止せんが爲、即刻各郡市長に對し、預金者妄動の徵候を察知せば、機を逸せず町村長に急命し、又は其他機宜の方法に依り、各々所在の預金者に對し、妄動は單に地方を紛亂せしむるのみならず、結局預金者自身に於ても不測の損害を招くべき所以を懇示し、金融界の動搖に備へしむることゝせり、翌三日、直ちに大藏省に旨を報じ、此の際政府に於て災害地方金融に對し應急の方途を講じ、且つ日本銀行をして災害地の銀行に對し極力特殊の後援を爲さしむるにあらざれば、地方の動搖測り知るべからざる旨を上申し、大藏當局に於ても充分考慮する所あり、日本銀行をして極力後援の實を擧さしむべき旨の表明したるを以て、直に此旨を關係者に傳へ、金融業者を安堵せしめたり、然れども縣下四十三銀行中比較的微力なる二十三行は、止を得ず一時休業するに至り、自餘の銀行に於ても、預金者と懇談諒解の上、預金の制限拂を爲したり、此の諒解は極めて圓滿に行はれ、何等の動搖を見ざりき。

斯くする內、支拂延期令の發布、並に日本銀行の態度表明ありたるを以て、本縣銀行界代表者及重なる銀行業者は、大藏省日本銀行並に日本勸業銀行に出頭し、夫々後援を受くるに決し、漸次安定に向ひ、九月十七八日頃に至りては銀行中店舖を閉せるもの全く無きに至れり

他面縣下產業組合にありても、金融の準備機關たる銀行に於て營業を休止し又は支拂を躊躇せるもの出でしを以て、餘儀なく組合員に對し、貯金支拂の猶豫を求め、新規貸出の如きは一齊に中止するに至れり、而して支拂延期令の發布に伴ひ、資金に餘裕ある組合は金額を制限して貯金の拂戻を爲す等應急の手段を講ぜしも、組合員は經濟界の前途に不安を感ずると共に、組合に對し其の積極的活動を要望する者頻出し、組合中融資の懇請を縣に陳情するものあるに至れり。

縣は產業組合金融機關の中樞たる信用組合聯合會に對し、政府の金融對策の趣旨を傳へ、同會をして日本勸業銀行に對し資金の融通を求めしめしに、同行亦極力後援を與ふべき旨を諾したり。

管內組合關係者にして震災に罹り被害を蒙りたるもの尠からざるものあり、之が復舊を圖らんには勢ひ償還の長期に涉り比較的低利の資金を必要とするを以て、組合及組合員の被害狀態を調査し、低利資金の供給を其の筋に申請せり。

第八、教育施設

1、對小學校施設　管下小學校中大修繕を要する程度以上の被害ありたるもの七十校を算し、全潰三十三棟、半潰十九棟、大傾斜二十八棟、大破二十四棟、計百四棟あり、之れが損害の復舊に就ては相當困難を感じ、或は無被害校舍の利用方を工夫し、或は寺院其他を假校舍として使用し、或は二部教授等の方法に依り、何れも始業するに至りしが、猶町村內に假教場に充つべき適當の箇所なき爲二部教授すら完全に行ひ難きものあり、右小學校の應急的復舊費は約三十七萬九千圓を要し、正常の復興を爲さんには尙約六十萬圓を要すべき見込なり。

小學校兒童にして他府縣より父兄と共に避難せるもの一時は約九千名に達せしも、漸く減じて十三年六月頃は殘留するもの約六千餘名あり、是等兒童は何れも其の市町村の小學校に收容し、一般兒童と共に授業を爲し、其學用品等は、市町村、其市町村に於ける教育團體、又は有志者より之を補給し、支障なく教授を受けしめたり。

2、對中等學校施設　縣立中學校二十校の中、大修繕を要する程度以上の被害ありたるもの十三校にして、全潰二棟、大傾斜六棟、大破二十一棟なり、之れが復舊工事費は約七萬六千圓を要する見込なるが、取敢へず應急修理を爲せり、而して右被害學校に於ける授業は、九月中旬迄に全部之を開始し、避難民子弟の轉學希望者は可成志望を達せしむることゝし、男子中等學校に七十五名、高等女學校に五十四名を收容し、各々既設の學級中に編入して一般生徒と同じ教授を爲せり、縣立以外の中等學校被害は極めて少かりしも、中には小學校に併設したる學校にして被害を受けたるもの若干あり。

學校關係の罹災者は、

小學校中等學校震災罹災者調

郡市及學校名	死者數			重傷			輕傷			全潰			半潰			大傾斜其他大破損		
	教員職員	生徒兒童	其他	教員職員	生徒兒童	其他	教員職員	生徒兒童	其他	教員職員	生徒兒童	其他	教員職員	生徒兒童	其他	教員職員	生徒兒童	其他
北足立																		
入間		男四 女三			男一			女一										
比企								男七 女一										
秩父		男一						女三										
兒玉																		
大里																		
北埼玉		男一 女二						男七										
南埼玉					男三 女三			男一										
北葛飾					男三 女一			男三										
川越		女三						男二 女一										
計		七			一			一二									六	天
師範 本校																		
師範 附屬																		
女子 本校		女一																
師範 附屬																		
計		一																

浦和中	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一一	一	―	二八	―	―	二八	―
熊谷中	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
川越中	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	二	―	―	六	―	一	一七	―
柏壁中	―	―	―	―	―	―	―	男一	―	一	一四	―	一	六二	―	五	二七	―
不動中	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	二八	―	四	三三	―
本庄中	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
松山中	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	三	―
計	―	―	―	―	―	―	―	一	―	一	二七	二	一	一二四	―	一〇	一〇八	―
浦和高女	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	三	―	―	五	―	―	四二	―
熊谷高女	―	―	―	―	―	―	―	一	―	―	―	―	―	―	―	―	七	―
川越高女	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	―	―	一	―	―	二五	―
久喜高女	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	六	―	―	三	―	―	二八	―
忍實科高	―	―	―	―	―	―	―	女一	―	―	―	―	―	一	―	―	二〇	―
計	―	―	―	―	―	―	―	一	―	二	一〇	―	―	一〇	―	―	一二二	―
熊谷農	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	二	―	―	九	―

3、教員生徒の活動　避難者の無料宿泊所焚出所は、多く學校に設置したるより、教職員及中學校男女生徒は、靑年團員、在鄕軍人に協力して晝夜を分たず救護に從事し、給食、配水、行先案內、荷物運搬道路及驛內交通整理等に當り、或は倒潰家屋の取片付を應援したり。

第九、復舊援助

一、對工場措置　鑄物工場及織物工場等に對し、一面政府に低利資金の交付を申請し、一面縣債を起して鑄物工場に二十萬圓、織物工場に二十萬圓を貸付く。(年利五分五箇年以內償還)

個人の家屋被害に對しては、同く資金の支出方を政府に申請すると同時に、財團法人埼玉共濟會をして貸出を爲さしめたり。

第十、減免税並に徵收猶豫

縣税中九月徵收の戶數割第二期は、應急處分として納期を一箇月繰下げ、被害者に對しては、左記標準に依り、減免並に徵收猶豫を爲したり。

震災被害者の縣税減免及徵收猶豫に關する調査標準

一、震災被害者の納付すべき大正十二年度分の戶數割、營業税、雜種税（雜種税は、料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋、理髮人、遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、藝妓、代書人、市場、遊技場、人寄席、水車、劇場、建物貸貸、法人建物、工場倉庫に限る）は、左の標準に依り、納税義務者の出願せるものに限り、減免又は徵收猶豫の詮議を爲すものとす。

但し、雜種税中市場、遊技場、人寄席、水車、劇場、建物貸貸、法人建物、工場倉庫に付ては、直接課税物件の被害を蒙りたるものに限る。

一、震災被害者にして罹災救助基金法に依る食品救助を受けたる者の今後納付すべき大正十二年度分の戶數割、營業税、雜種税は之は免除す。

二、前號に該當せざる者と雖も、被害の程度著しき者に對しては、損害の程度に依り、免除又は相當輕減することを得。

三、震災被害者にして家屋の倒潰又は之れに準ずべき慘害を蒙り、被害復舊の爲資力減耗し、一時に納税し得られざるに至りし者の、今後納付すべき大正十二年度分の戶數割、營業税、雜種税は、左記各號に依り徵收を猶豫す。

（イ）年度內の徵收猶豫は、郡市長限り適宜の措置を講ずる事。

（ロ）年度經過後迄徵收猶豫の必要あるものに對しては、被害の程度若は資力減耗の程度に應じ、適當の時期迄徵收猶豫の詮議を爲すものとす。

二、震災地に於ける震災被害者の大正十二年度に納付すべき地租割、所得税附加税、營業税の減免、又は徵收猶豫に付ては、勅令第四百十號適用の結果に依り更に通牒する筈。

三、第一項の減免又は徵收猶豫を請はんとする者に對しては、大正十二年十月末日以前に願書を提出せしむるものとす、但し郡市長限り措置するものに付ては此の限にあらず。

四、前項の期日後五日以內に縣廳に到達せざる願書は之を採用せず。

五、縣税減免又は徵收猶豫の出願に關し添付すべき調査書は、左の樣式に依り調製するものとす。

大正十二年度縣税何々免除(徵收猶豫)調書　何々町村

大字氏名	本税額	何々税免除(徵收猶豫)出願額			
		期分	期分	期分	合計税額
合計					

備考

一、食品救助戶數及人員竝救助日數を大字別に備考に記載のこと。

一、徵收猶豫の願書には猶豫希望期限を揭記すること。

第十一、御下賜金品傳達

一、御下賜金傳達　御內帑金一千萬圓御下賜ありたる內埼玉縣に六萬五千五百十九圓の配布あり、十一月七日午後一時より被害地郡市長を召集し指定の標準に依り左の如く傳達す。

北足立郡	二六、〇三二圓	入間郡	一、九八八圓
比企郡	一、八二〇圓	大里郡	一一六圓
北埼玉郡	四、二四〇圓	南埼玉郡	一五、四七二圓
北葛飾郡	一〇、五一二圓	川越市	三〇〇圓

而して調査濟其他のため傳達に漏れたるものは、大正十四年三月末日までは證據を具して市町村長に申立を爲さしむ。

二、御下賜品傳達　縣內在住罹災傷病者に對し、皇后陛下並に各宮殿下の思召に依り、衣類二十三枚の御下賜あり、李桂裕外二十二名に傳達したり。

第十二、侍從御差遣

天皇皇后兩陛下には、縣下の被害を御軫念あらせられ、畏くも岩佐侍從を九月二十一日御差遣あらせられ、同侍從は、堀內縣知事以下、縣官帶同、浦和町を發し、北足立郡川口町、南埼玉郡越ケ谷町、同郡粕壁町、北葛飾郡幸手町、南埼玉郡岩槻町、北足立郡大宮町を經て、途上の被害狀況を親しく視察慰問し、同日夕東京へ歸還したり。

〔附記〕　在京罹災埼玉縣人救護團

一、防火避難及び其の幇助に關する件　大正十二年九日一日、この

日午前十一時五十八分一瞬の大震は、關東一帶に渉りて暴威を振ひ眞に一瞬にして人類の築き上げたる文明を葬り去りぬ。我埼玉及埼玉人社亦災禍の見舞ふ處となりしを以て、避難して宮城前廣場に至り、玆に假事務所を置き、總員集合即刻部署を定め、救護の手段を講じたり。

二、救濟救護及び弔慰に關する件　宮城前廣場に於て定めたる救護部署の要領左の如し。

(一)基金部　(二)配給部　(三)固定救護部　(四)移動救護部
(五)醫務部　(六)庶務部　(七)授産部

斯くて此等各部署の責任者を定め、九月三日貴族院内に本部事務所を移轉し、救護の實行に着手したり。

九月七日救護班を分つこと左の如し。

第一班　淺草區に（並木町方面）
第二班　南千住に
第三班　板橋に
第四班　赤羽に
第五班　京橋木挽本社燒跡に
第六班　日比谷公園に

六班に分ちて活動を開始したるに、其の活動實に目覺しきものあり、救護班の至る處感謝を以て迎へられ、ひとり埼玉縣人のみならず、他府縣出身者をも其の救護の中に加へたり。

一方基金部も大車輪を以て活動し、先輩諸氏の同情を仰ぎ、各方面よりの縣人罹災者に對する同情金は忽ちにして集れるを以て、愈愈大々的の救濟に力めんとし、左記の如く新聞に廣告して、徹底的活動に入る。

埼玉及埼玉人社より　　本社　京橋木挽町一の一一

帝都空前の大震災に際し、避難者の二十分の一が、更に慘死者の十分の一が、敬愛する我が埼玉縣人たるを聞き、吾等悲しむべき言語を知らず、只天災に見舞はれたる不幸の生靈を弔ふて復興を念ずるのみ。

本社亦罹災援助激勵同情を寄せられたる七千の讀者に感謝す、社長山口六郎次外一同無事、社員は避難以來、六箇所に救護所を設けて鄕人其他への食料供給救護復舊の運動に當り、今尚奔走中なり、亦我社大埼玉興民團は延人員約四千人東京市其他へ配給活動せり。されど數多き罹災縣人中には悲慘なる者尚少からず、東京は勿論、異鄕に壯圖を劃せらるゝ各位より一層の援助を懇請す、震災以來鄕黨の先人堀内知事粕谷議長澁澤大川田中原諸澤其の他各方面の縣人擧つて社會に奉仕したるは、吾々の共に面目とする處、埼玉縣人は更に緊褌して隣鄕帝都の復興に斡旋努力したし、終りに臨み無能不誠意なる縣人會の改造を宣す。

尚、漸く寒さに向ひ其現在及將來の身の上について苦しまるゝ方には、相談相手になり力添を致しますから、心置なく申出で下さい。

九月十七日諸般の事漸く小康を得るに至り、本部を日比谷公園内に移し、同時に移動救護團を廢して一切を日比谷に統一し、配給の日を定めて每寄數日とせり。

三、參考資料に關する件　斯くて創設より十一月迄に於て配給救護したる罹災者の概數五萬一千人に對し、救護品目の主なるもの左の如し。

衣　類		五千點
米、炊出し）		三十二石四斗
雜　穀		八石二斗一升
甘　藷		五千九百三十六貫
醬　油		十二樽
饂　飩		十六函
味　噌		七樽
魚		七十一貫

尙當社が在京縣人其の他より寄附せられたる金額は合計三千七百九十一圓三十六錢にして、其後當社が組織を變更し、埼玉縣人救護團と改稱するに及びて、埼玉縣廳は本團の事業を贊して補助金二萬八千圓を下付せられたるを以て、救護事業を繼續遂行す。

下川越市

川越市は、九月三日東京市の罹災者中入市するものありて、饑餓に迫れる狀態なるより、取敢へず市役所内に救護所を設け、一人に對し握飯三個及梅干六個宛を給與し、其後罹災者續々入市するに及び、四日市會正副議長及市參事會員を非公式に招集し、且罹災者救護の方法を協議し、徹底的救護の方針を定め、左の通り實行したり。

イ、罹災者救護所を左の如く設置す。

(一)　久保町電車停留所　　九月五日開始　九月十二日閉鎖　　八日間實行
(二)　川越町停車場（六軒町）　同　上　　同　上
(三)　川越停車場　　九月五日開始　九月十一日閉鎖　　七日間實行
(四)　西町停車場　　同　上　　同　上

救護延總人員　二、九一三人
給與品　大なる味付パン一人三個と麥湯

此等救護所には、市吏員の外、在鄕軍人二名乃至三名、及青年團員二名宛出動し、救護事務を援助せり。

又川越醫師會と協力し、左の二箇所に罹災者救療所を設置し、無料救療をなせり。

(一)　久保町電車停留場　　自九月五日　至九月十二日　　八日間
(二)　西町停車場　　自九月五日　至九月十一日　　七日間

救療所に於て治療又手當をなしたるもの十九人、右救療所撤廢後則ち九月十三日よりは市役所内に醫療救護所を設け、無料救護を爲す。

ロ、無料宿泊所　九月五日より十二日迄活動寫眞館（鶴川座）を開放して罹災者の無料宿泊所に充當す、宿泊者には朝夕二回に握飯三個と梅干六個宛を給與したり、其人員三百五人。

ハ、罹災者自動車輸送　在京罹災者にして川越方面に歸還せんとする者の便を計り、入間郡と共同して、九月五日より九日迄五日間自動車一臺を以て避難所を巡廻し、其の避難者を迎へたるもの川越市六十二人なり。

ニ、救恤品寄贈　左の如し。

(1)　市は東京罹災民に對し、慰藉の爲め甘藷六十五俵を九月十二日東京市長に寄贈す。

(2)　市青年團、在鄕軍人分會、公友會の三團體は、合同して市内有志者より衣類其の他日用品を募集し、九月十二日左の通り東京市長及帝國在鄕軍人會本部に向け寄贈せり。

一、衣服及足袋帽子類三萬點、此梱數四百八十七個
一、雜品入木箱　八個
一、馬鈴薯　二俵

ホ、物資供給　米麥其他日用品に對し、市は川越商業會議所及川越商工會役員と協議し、價格の高騰を豫防し、市内の自給に影響せざる程

度に於て供給に應ずべき方法を講じ、震災突發以來、市の手にて轉旋供給したる物品、大要左の如し。

玄米九十六俵、松薪二千二百束、白米四十俵、木材三輛、自轉車三十九輛、晒木綿千二百五反、種油四十罐、揮發油三十五函、ネル地三百反、此の外雜品十數點。

ヘ、罹災兒童轉學　京濱地方より入市したる罹災者の兒童にして、九月十五日迄に市內小學校に入學したるもの左の如し。

尋常小學校に入學したる者二百八十六人、內、男生百五十人、女生百三十六人
高等小學校に入學したる者十三人
合　計二百九十九人

罹災者の兒童にして入學したるものに對しては、市教育會と協議し教科書及學用品全部を一時給與したり、而して教科書は販賣所の豫備を全部提供せしめたり。

若夫れ在學兒童の心理及衞生狀態等に關し、市內學校長を招集協議せし狀況に依れば、罹災兒童の入學生に對しては、他の兒童は非常の同情を以て迎へ、極めて親睦の狀態なり、又衞生狀態に關しては異狀あるを認めず。

第二件　群馬縣の活動

春　群馬縣

第一、攝政殿下御下問

大震災に際し、群馬縣の救護迅速周到なりとて、攝政殿下の御下問を辱ふし、知事山岡國利大正十二年九月三十日赤坂離宮に參內、拜謁仰付られ、謹で御禮の言上を爲し、書面を以て當時に於ける活動の狀況を奉答したるに、斯く迅速に適宜の處置を取りたるは滿足なりとの仰ありたる旨、入江東宮侍從長より傳達あり、縣民を擧げて恐懼感激せざるはなかりき。

第二、救護計畫

大正十二年九月一日午前十一時五十八分突如として稀有の大地震あり、引續き餘震數回に及びたりしも、群馬縣下に在りては、何等被害の認むべきなく、震源地又は被害地に關し、何等の報道にも接せず、夜に入り東南の空赤色を呈したるを見、奇異の感に打たるゝのみ、誰一人として大震災のため京濱地方炎燒しつゝあるを感知するものなく電信電話不通のため、通報し來るもの亦あらざりしなり、然るに夜も漸く半ならんとして、東京電燈株式會社の專用電話、東京橫濱地方大震災に伴ひ、各所に火災起り、目下大火中にして、慘憺名狀すべからざるものあるよし、鬱氣ながら通じ來りたりとの報あり、之に前後して新聞紙の號外發行を見、始めて其原因を知るも固より詳細を知る能はざりき。

一、救護協議　山岡知事は、東京橫濱大火災の報に接するや、夜半直に參廳して、內務部長警察部長以下各課長等廳內主腦部を非常召集し尙前橋市長、縣會議長、前橋市內四新聞社長の來廳をも促し、救援措置に關する協議會を開く、時に二日午前零時半なり、同一時半內務部長外三名を自動車にて東京に急派し、救濟打合及狀況調査を爲さしめ、協議の傍、利根吾妻二郡以外の郡市長警察署長に、急速出縣を命じ、未明悉く參集せるを以て、爰に參集したる廳員其他を合して、一大協議會を開き、直に左の大體方針を決定す、此の間新聞紙は避難歸鄕者の談話等に依り、頻々として號外を發せるを以て、彼此を綜合して災害の容易ならざるを知り、詳細の協議をなし、大活動を開始したり。

一、大震災群馬縣救療團を設け、縣廳內に之を置き、知事以下官民一致之に當ること。

二、義捐金品の大募集を開始すること。

三、糧食は出來得る限り多量に蒐集し最も迅速に之を京濱方面に送ること。

四、有力なる救護班を多數組織し出來得る限り迅速に被害地に出動せしむること。

一面郡市長警察署長の參集に先ち、廳內判任官以下登廳したるを以て、直に手配を爲して、

一、縣內に於て調達し得る限り、各種の自動車を傭上ぐること。

二、白米、食パン等の食糧を出來得る限り多量に蒐集すること、同時に玄米の精白、パン製造を極力奬むること。

二、郡役所協議　縣廳參集の郡市長は、協議の進行に伴ひ、郡長は町村長を、市長は市會議員及有志を、それ〳〵郡市役所に招集す、既に協議了るや、即時歸廳して直に會議を開き、縣に於て決定したる協議事項を骨子として協議を進め、其他各般に亘りて協定する所あり、同時に郡市役所吏員の各係を部署し、利根吾妻兩郡へは、縣廳より電話を以て協議決定の事項を通知し、他の各郡に同じき措置を執らしむ。

三、內務部長一行　知事の命に從ひ、二日午前一時半を以て出發上京したる內務部長及學務課長兼社會課長、地方課長、保安課長、高等警察課長は、先づ埼玉縣廳を訪ひて、災害の梗概及內務省の立退先を認め、浦和驛より鐵道電話を利用し、高崎驛派出巡査を介して概況を報じ、救護班の派遣、糧食輸送に全力を盡すの急なるを復命し、直に東京に向ひしも、市中は當時黑烟濛々として炎焰天に冲し、避難者右往左往して混雜名狀すべからず、一行は辛うじて內務大臣官邸に到り內務大臣警察局長社會局長官地方局長東京市長等に會し、救護に關する打合を爲し、先づ警察官二百名の急派、救護班の出動、糧食輸送を開始する事とし、非常徵發令同施行令戒嚴令等の手交を受け、同日午後八時退京、三日午前二時歸廳す。

四、救護團組織　救護事務は廳內を擧げて之に當る事とし、知事以下幹部は廳內一室に執務して、處理の敏活周到を期し、各係の聯絡統一に便し、同時に事務分擔を定めて係員を命じ、不眠不休の活動を開始す、實に九月二日早朝なり、十七日事務室は一先撤したれども、分擔執務は其後續行したり。

事務分擔

一、庶務部　部長　內務部長
　1、食糧係　係長　農務課長
　2、會計係　係長　會計課長
　3、庶務係　係長　地方課長
二、救護部　部長　警察部長
五、經費豫算　九月二十日午前十一時二十分開會の警察部會に追加豫算、震災救護關係諸費六萬六千五百圓を附議す、出席者七名、滿場一致を以て左の原案を可決したり。

歲出臨時部科目	追加豫算高	既決豫算高	計
第廿款　震災救護其他關係諸費	六七、三〇〇・〇〇	—	六七、三〇〇・〇〇
第一項　震災救護其他關係諸費	六七、三〇〇・〇〇	—	六七、三〇〇・〇〇

●震災救護其他關係諸費
金六萬六千五百圓
○救護班費金壹萬圓
○手當及旅費金貳萬五千圓

第一目 震災救護其他關係諸費	六八、五〇〇・〇〇	—	六八、五〇〇・〇〇	○運搬諸費金貳萬千五百圓 ○備品費金四百拾參圓 ○消耗品費金四千六百七拾壹圓 ○通信費金千拾八圓 ○印刷費大震災救護記錄金五百圓 ○新聞廣告料金百五十圓 ○雜費金參千貳百四拾八圓

大正十二年度群馬縣歳入歳出追加豫算議案說明　本件追加を要するは、本月一日東京神奈川靜岡埼玉千葉各府縣に於ける大震災に關する救護其他必要なる處置の爲め、差措き難き緊急費用を要するものあるに由る、而して之が歳入は縣金庫運用金利子及縣費寄附金を充當するものとす、尙急施を要するを以て府縣制第六十八條第二號に依り議決を求む。

第三、告諭

震災に對する縣民の覺知と向ふ所を闡明し、併せて人心の安定を圖り、左の告諭を發す。

群馬縣告諭第一號

這般の東京、神奈川、千葉、埼玉、靜岡等各府縣に於ける震災は、誠に稀有の大慘事である。これらの府縣に近接せる本縣にとつては共影響するところ各般の事業に亘つて實に甚大なるものである。此際縣民は宜しく協力一致して克く自治的の保安維持に努めることは最も喫緊の根本要事であらねばならぬ、又物質移動の頻繁なる關係上、特に斯様の場合に起り易い不當買占や又は暴利を貪るやうの事は、商業道德の上から絕對に止めねばならぬ。又同時に相互に戒むべきことは、消費の節約といふことである。これは單に食糧品のみでなく、一般の物資に迄推し及ぼさるべきである。又時候の變り目に於ける斯様の災禍のあとには、とかく各種の傳染病が流行し易いから、一般に之が豫防上の事柄に對しては特に十分細心にして且周到なる注意を必要とする。又斯る際は種々なる流言蜚語が流布されるものであるが、別けて經濟界に關するものは人心をして不安ならしむることが尠くないから、能く穩健妥當なる批判と識別とを持し、苟も徒に迷ひ惑はさるゝことなきを期せねばならぬ。尙斯の場合避難民の多數が入り込むことゝ思はれる、震災に加ふるに大禍を以てして、生活の根柢たる衣食住に缺如せる之の憐むべき人々に對しては、眞情の流露に基く方途を講じて、十分共の慰撫と救濟とに力めねばならぬ。

要するに縣民一般緊張せる精神と眞摯なる行動とを以て、此の大慘禍に處するの覺悟と實行とに於て遺漏なきを切望する。

大正十二年九月三日　　群馬縣知事　山岡國利

第四、救護活動

（一）醫療救護班　震災の狀況は其初之を詳にする事能はざりしも、救護班の急派を要するは之を察するに難からざるを以て、協議は首として之を決定し、縣は迅速に醫療救護班派遣の策を立て、縣廳勤務醫師藥劑師を中心に、警察官消防組員を從員としたる數十人の一班を組織し、衛生材料を自動車に滿載して出發せしめ、一行は二日午後二時前橋發汽車を以て上途し、川口驛以南は、汽車不通なるを以て、同驛下車、徹夜徒步して入京し、三日午前二時東京府に著し、打合をなす、時に餘燼猶盛に危險甚しかりしも、危險を侵して被害激甚なる本所深川方面に出動し、五箇所に收容所を設けて救療したり、救療人員千二百餘人、九月六日を以て歸縣す、第二班は、殘り縣廳勤務醫師及縣醫師會員より之を組織し、青年團員を附して、五日午前五時前橋發汽車を以て上京し、警視廳救護班に合し、小石川方面に出勤救護し、十一日歸還したり、日本赤十字社群馬支部編成の救護班は此外とす。

班長	醫師	藥劑師	警察官吏	消防組青年團員	計	救護地 場所	救護地 救容所數
衛生課長	五	三	一五	五二	七五	本所	五
—	五	四	一	三〇	四〇	警視廳救護班に合し各地に勤務	

備考　第一班に屬する消防組等は前橋市消防組、第二班に屬する消防組は勢多郡消防組

（二）勞力救護班　郡市協議會の終了に先ち、郡市長は取敢へず救護班の編成出動の準備を爲したり、班は郡市又は町村を單位として之を組織し、勞力奉仕に重きを置き、訓練ある團體員、即ち青年團員在鄕軍人分會員消防組合を以て之に充て、概して三十人を一班とし、郡市町村吏警察官吏之に參加して指揮に當り、特志醫師亦少なからず之に參加す、班員は何れも各自の食料（白米三升）及作業用具を携帶し、九月二日午後出發の前橋市救護班三班及佐波郡伊勢崎町救護班を初め、特殊勤務者以外は、九月三日殆ど全管內の出動を了せり、醫療救護班同樣途上の困難を排して入京し、其迅速なる災害地一般を喫驚せしめたり、是時入京したるは、

郡市別	救護班數	救護員班數
勢多	一一	三六九人
群馬	一二	三六二
多野	三	一一六
北甘樂	四	一五五
碓氷	九	三一八
吾妻	三	一二五
利根	三	九〇
佐波	一六	五五八
新田	一四	五五六
山田	三	一一六
邑樂	三	一四二
前橋	四	一六四
高崎	三	一一九
桐生	三	一二八
計	九一	三、三一九

にして、何れも直ちに東京府廳に到りて指揮を受け、殆ど全市に亘りて活動し、市內到る所に群馬縣救護班の活動を見、罹災者の救護、食糧品の輸送配給、避難所の小屋掛、道路障碍の排除、死傷者の運搬、炊事、夜警、傳令、交通整理等に勤務し、往復共五日乃至六日を以て退京す、此等は第一回計畫に屬し、第二回以下は準備を整へ、出動命令を待ちしも、救護事務局より通牒あり、終に出動を見ずして已めり、外に特志者の任意救護班を編成出動したるは、

救護班數	救護班員數
一八	三五一人

あり、勤務狀態はほゞ前者に同じ。

又帝國在鄕軍人會高崎支部の指示に依りて出動したる在鄕軍人分會は、災後復舊事業從事のため出動し、靖國神社境內の復舊、北白川宮邸の復舊作業等に從ひ、模範的行動をなしたりとて靖國神社社司の謝辭、宮家よりの御言葉を賜はる。

在鄕軍人分會出動

分會名	人員（代表者を含む）	出發	歸鄕	作業日數
北甘樂郡分會	三二	十月十四日	同二十一日	八
勢多郡分會	二八	同	同	八
多野郡分會	二七	同	同	八

（三）救護金品調達募集は、

1、救護品調達　九月二日救護物資の調達に着手し、就中最も急を要するは食糧品なるを以て、農務課員穀物檢査所員は、先づ市内の穀商を招集して白米の在高を調査し、直に發送すべく買上を協定し、次で穀物檢査支所長及縣内主要地の穀商代表を招致し、米麥の在荷高及震災地輸送可能見込高を調査し、且つ之が買上價格を協定し、歸來直に其結果を報告し發送を準備す。米麥の外食用パン乾ウドン等の應急食糧品の調査を行ひ、前橋高崎兩市及新田郡太田町に於ける商店及製造者に調製方を命じ、他方には義捐金を募集し、同時に各分擔に依り活動を開始し調達を行ひ、二日午前八時には、市内より傭上げたる十四輛の自動車に、米麥食用パンを滿載し、之に輸送係五名警察官十名及前橋市消防隊十二名を分乘せしめ、群馬縣と大書せる旗を揭げて第一回の救護品輸送隊を派遣す。其の數量白米八十俵押麥二十三俵パン一萬三千斤にして、同日午後東京市本鄉區駒込岩崎別邸に入り同警察署長に引渡し、内一臺は東京市に至り之を引繼げり、引續き食糧品の調達を極力迅速ならしむべく努力し、二日夕刻は高崎桐生前橋の各驛より鐵道の便に依る發送の準備成り、同夜二回發送を了し、爾後間斷なく蒐集調達して之れが發送に努め、漸次罹災地に於ける狀況分明なるに及び、食糧品の外燈火材料副食物其他の日用品等の調達をなせり、今其取扱たる主なるものを擧ぐれば左の如く、最多からずと雖も義捐物品と合せて最も火急救護の目的を達成したるもの少なからず。

調達物品表

一、食糧品目	數量	價額
白米	八八八石八千	三二、六七六、〇〇〇円
精麥	三〇石	四五〇、〇〇〇
乾饅飩	三〇貫	五、九六二、〇五
パン	一三二、〇二〇斤	四、〇一八、九一
梅干	二〇三貫	二八三、〇〇
鑵詰	九三六個	三三六、四〇
果物	六貫	七、〇〇
鰹節	一〇貫	一五〇、〇〇〇
食鹽	五〇〇斤	二一、五〇
麩	五〇四貫	一、〇〇八、〇〇
計	一六、九四一俵	四四、九一二、八六
合計		三八七、七七
二、其の他雜品 十九種		四五、三〇〇、六三

2、義捐金募集　九月二日義捐金募集の廣告を新聞紙に揭載し、同時に印刷物を縣下に配布す。

義捐金募集

今回、東京、埼玉、神奈川、千葉、靜岡各府縣に於ける大震災は、之を見聞する者をして覺えず慄然たらしむるものあり。東京橫濱の如きは全市燒土と化し、人畜の死傷算なく、其他の地方亦之に類するが如し、吾人群馬縣民は、此際擧て之が救濟に最善の努力を致さむが爲茲に救護團を組織し、概要左記方法に依り義捐金品の募集をなすことゝしたり、各位奮て速に御賛同あらむことを。

大正十二年九月二日　群馬縣廳内　大震災群馬救護團

左記

一、一人若しくは一團體の義捐金品は、金五拾錢以上又は白米一升以上とす

一、義捐金品の受付は、群馬縣廳各郡市役所各町村役場及上毛新聞、上州新報、群馬新聞、上野每日新聞の各社に於て之を行ふ

一、義捐者に對しては、別に受取證を發行せず、其氏名團體名を前記四新聞紙上に揭載す

一、義捐金品の使用其他救護方法に就ては、救護團に一任せられたし

以上

斯くて各郡市に極力募集し、第一期を九月十日迄、第二期を九月二十日迄、第三期其以降とし、第三期に入りては震災地に物資集注の狀態に鑑み、物品の取扱は之を中止す。

義捐金高（十月二十日まで）

郡市名	金額	郡市名	金額
直轄	一二、〇七七、六五円	碓氷	二一、一二九、〇七円
勢多	三一、九四七、一五	吾妻	一九、二八七、六二
佐波	一九、一七七、一三	利根	二〇、七九六、九四
新田	一五、八〇七、八三	山田	一〇、七四四、一四
群馬	三五、五二三、六五	邑樂	一〇、八六〇、三一
渡良野	一九、一六一、〇四	前橋	二八、七八〇、四五
北甘樂	一五、〇五五、一八五	高崎	一二、八八五、二七
桐生	七、二四三、〇三	計	二八〇、五〇六、四五五

3、義捐品　募集に應じて九月二日午後より、近きは前橋市内有志者又は青年團の申込を初め、各種團體より續々として申込至り、又個人にして進んで申出る者頗る多數に上り、各郡市に於ける應募狀況報告は電話通信の絶ゆることなき盛況を呈せり、是に於て義捐品受付係は、之を整理し、各關係係に報告し、一方新聞紙上に揭載して受入の報告をなす等、殆んど忙殺せらるゝの狀態にあり。而して義捐物品は郡市より縣に報告し、本部の指揮によりて發送することゝせるを以て、鐵道の便ある地方は郡市に取纏め、交通不便の地方は縣より自動車を派して之を本部に集め、縣内避難者の救恤に充てたる少量を除くの外、悉く之を鐵道又は自動車を以て罹災地に輸送することゝしたり。十月二十日迄に蒐集したる數量次の如し。

義捐物品數量及見積價額

品目	數量	見積價格
食料品 白米	九四〇石九斗	三六、四六二、八七円
〃 干饅飩	一四二貫五〇〇匁	一四三、二〇
〃 パン	二〇、〇〇〇斤	九四六、二〇
〃 麩	六〇貫	一二〇、〇〇
〃 小麥粉	四六貫三〇〇匁	三二、三五
〃 梅干	七八五貫四〇〇匁	一、一五六、一五
〃 漬物	二、〇一〇貫一五〇匁	一、〇二二、八九
〃 醬油	五六三樽	三、三七七、〇〇
〃 味噌	四、四六二貫九〇〇匁	二、五八二、九八
〃 餅	二〇石三斗	一、〇一五、〇〇
〃 握飯	一石四斗	五二、〇
〃 鑵詰	一四四個	八九、五〇
〃 果物	一、一二三貫六〇〇匁	五三三、六八
〃 蔬菜	二〇、七一一貫	三、五一七、六〇
計		五一、二九一、四二
衣類 九種	二三、〇六〇點	二九、三二五、三五
雜品 二十五種	二〇、八七八點	八、五五四、四〇
合計		八九、一七一、一七

4、救護品輸送　に關する活動左の如し。

イ、自動車及運轉手傭上　鐵道の輸送自由ならざるものあるに依り、急遽自動車及運轉手の傭上を計畫し、民間營業者の理會を得て十數臺を傭上げ、料金は、各官廳傭上料其他を參酌して之を定む。

ロ、揮發油蒐集　自動車輸送を企劃すると同時に、迅速に縣内揮發油貯藏品を調査し、其量多からざるが爲め、民間需用の程度を

慮り、在庫品三分の二の買上を爲し、更に吏員を長野新潟兩縣下に派して、貨車二輛分を移入す。

ハ、自動車運轉　縣內各方面に於ける救護品の運搬京濱地方への輸送通信、救護品の配給等、急速を要するものは、悉く貨物自動車に依りたり、之が開始は九月二日早朝よりし、食糧品藥品衞生材料等の特急救護品を滿載し、醫員、警官、技術員、事務員、消防組員等の多數を搭乘し、陸續出發せしめ、一日間に十九臺を運轉し、同日午後三時頃は、十四臺一隊となり、食糧品を滿載して東京市に入れり、是亦縣が他府縣に先じたるものにして、長蛇の如き食糧品自動車を見て、罹災者歡呼の聲を上ぐ、爾後連日間斷なく食糧品、藥品、揮發油、提灯等最も急を要するもの、輸送に全力を傾注し、一面各地に於ける救護品の停車場迄の輸送に當り、九月二日より十月六日迄に備上自動車延臺數三百十三臺に及び、此外縣有自動車乘用貨物共延百八十臺、合計四百九十三臺にして、日々の使用實臺數は左表の如く、東上したる各自動車は勿論、縣內に運轉したる自動車も、歸途は必ず避難者を滿載するを例とし、其總數實に多數に上り、一擧兩得を得たり。

自動車日々運轉數調

月日	九月三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日
臺數	一四	一九	一五	一五	一六	二一	二〇
月日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日
臺數	一九	二一	二一	一八	一〇	九	八
月日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十五日
臺數	九	七	六	七	五	三	二
月日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	十月一日	二日
臺數	二	二	一	一	一	一	一
月日	三日	四日	五日	六日			
臺數	二	二	一	一			

外に縣有自動車、乘用貨物用合して六臺あり、日々運轉し延臺數百八十臺となる。

ニ、汽車輸送　自動車輸送を計畫すると共に、鐵道當局に對しては貨車配給を要求し、救護品の如き、鐵道沿線地方は、郡市當局をして成るべく鐵道輸送をなさしめ、交通不便の地方は、一旦郡役所に集め、自動車を以て前橋に集牧し、前橋驛より之を發送し、一面物資の種類屆先の部合に依り、自動車を以て直接に災害地に送りたるもあり、以て停滯の失態なからしむるを期したり、二日夕刻鐵道輸送の開始に當り、前日上京したる一隊の情報を得、先づ川口驛に送り、更に東京市內に輸送する方針を採り、川口驛に事務所を設け、三日早朝係員三名を派す、同驛は當時北方輸送の門戶なりしを以て、東北線中山道線の物資悉く集中し、驛內狹隘にして不便多く、殊に川口驛より先方は本道輸送の便なきを以て、四日之を藏驛に變更し、事務係長及係員を派遣し、事務を開始す、而も同驛亦物資の集中甚しく、到底驛員の手に之を取扱ふ能はざるより、青年團員を出して應援を爲さしめ、以て敏活の處置を爲したり、又途中の停滯若くは不着の氣遣あらんことを慮り、各貨車毎に輪番を以て輸送係を付し、以て荷物の受渡に遺憾なきを努め、事務所員亦交替を行ふ、而して藏驛到着貨物は、鐵道隊の手にて東京府市へ送致し、同じく係員を付して引渡をなし、五日荒川鐵橋復舊後は、田端に出張事務所を移し、瀧野川第四尋常小學校の一室を借りて執務し、後同校に傳染病發生せるを以て、田端八重美館に轉じ、以て輸送終るまで連續し、九月二十二日殘務を整理して之を閉鎖す。

ホ、輸送品數量　各項の方法を以て輸送したる物資は、本部買上品及民間義捐品の二種に係り、京濱地方へ送致したる數量左の如し。

品目		數量	見積價額
食料品	白米	一、〇〇四石五斗	三八、八三六、三七
〃	干饂飩	八、一一二貫五〇〇匁	六、一〇五、二五
〃	パン	一五二、〇二〇斤	四、九六五、一一
〃	精麥	三〇石	四五〇、〇〇
〃	小麥粉	四九貫三〇〇匁	三二、三五
〃	乾麵	九八貫四〇〇匁	一、四四〇、一五
〃	澱物	二、〇一〇貫一五〇匁	一、〇二二、八九
〃	醬油	五一三樽	三、〇七七、〇〇
〃	味噌	四、二一二貫九〇〇匁	二、四七七、九八
〃	麩	五六四貫	一、一二八、〇〇
〃	餅	二〇石三斗	一、〇一五、〇〇
〃	握飯	一石四斗	五二、〇〇
〃	罐詰	一、〇八〇個	四二五、九〇
〃	果物	一、一二九貫六〇〇匁	五四〇、六八
〃	蔬菜	二〇、七一一貫	三、五一七、六〇
〃	食鹽	五〇〇斤	二一、五〇
〃	鰹節	一〇貫	一五〇、〇〇
〃	計	—	六五、二五七、七八
衣類	九種	二三、〇六〇點	二九、三二五、三五
其他	雜品二十二種	三七、八一九點	八、九四二、一七
	合計		一〇三、五二五、三〇

（四）出張所開設　義捐金品の募集　物資の蒐集輸送等、漸く其の緒に付きたるを以て、更に進んで特に在京群馬縣人及縣民緣故者を救護する目的を以て、九月十日東京市本鄕區駒込林町二三六天台宗大學內に群馬縣救護團東京出張所を開設し、理事官を以て同所長とし、之に係員を附屬せしめ、事務を開始せり、事業の概目は之を左の如く定め、新聞紙上等を通じて縣下一般に之を周知せしめ、縣廳內に受付所を設け、託送品に付ては別記の證票に依り之を取扱ふこととなしたり。

取扱事項概目

一、救護の目的たる罹災民は、在京群馬縣人及縣民緣故者たる者に限ること。

二、罹災者に寄贈品を送らんとするもの、取次を爲すこと、但一人一個五貫目以內とすること、又指定人に對する寄贈品の差し當り斡旋する範圍は、縣廳より東京出張所迄の輸送とし、配達及着荷通知は時宜に依り之を取扱ふ。

三、罹災傷病者及老幼の希望ある場合は、取纏め縣內の緣故者に輸送引渡の便を計ること。

四、日暮里町田端停車場に派出所を置き、罹災者鐵道乘車其他の斡旋を爲すこと。

五、罹災民發信の郵便物其他を取纏め發送の便を計ること。

六、各罹災民避難所に移動人事相談所を設くること。

九月九日午後九時職員は物資器具等を滿載せる自動車三臺に分乘して出發し、到着直に出張所開設の旨を、駒込警察署長林町受持中隊長（近衞步兵第四聯隊中隊長陸軍步兵大尉岩元貞信）に通知すると共に、出張所に表札を揭げ、其他各所に其趣旨等を揭示し、一般に周知の方法を講じ、更に同十一日には前記趣旨を一層普及徹底せしむる爲、係員は東京市內の避難所に出張して宣傳に勵め、或は廣告ビラを各所に貼付し、及內務省東京府廳東京市役所其他官公署を歷訪して益々趣旨の宣傳と周知とに努め、一面報知東京日々讀賣都の各新聞に左の廣告を揭載したり。

群馬縣人に告ぐ

一、病人、老人、子供連れて歸鄕に御困りの方や鄕里との通信等に御差支の方は御相談に御出下さい。

一、救護品の託送を始めましたから心當りの方はお申出下さい。

斯くて出張所開設以來、縣内より物資の運搬配達を依頼するもの又震災地より通信便乘等を申出るもの多く、各係員は爲めに多忙を極めたる狀態にありしも、着荷の通知及配達を爲すは一層罹災者の便益を增進するの所以なるに鑑み、各出張所係員は進んで東奔西走、罹災者の住所の搜査、荷物の配達に從事し、併せて物品給與等にも遺憾なく本所開設の目的を達成したり。

十月に入るや東京市内の秩序恢復、漸次其必要を減じたるを以て新聞紙に出張所閉鎖を廣告し、併せて各所に其旨を貼付する等の手配を了し、十月五日本所を閉鎖し、所員は殘務を整理して十月六日歸縣せり、該事務所に於て取扱ひたる事項の中主なるものを示せば、次の如し。

月　日	前橋市より出張所へ荷物積出發せる自動車數	東京市より罹災者及罹災者の荷物を携帶歸縣せしめたる自動車數	東京市より自動車に便乘歸縣せしめたる罹災者數	通信依頼を受けたる件數	人事相談部に於ける取扱件數
九月十日	三	一	七	—	—
〃十一日	六	三	一〇	—	六
〃十二日	三	四	二三	四五	六
〃十三日	二	三	七	四七	一五
〃十四日	四	二	一七	—	七
〃十五日	三	二	—	—	—
〃十六日	四	二	八	一一六	二五
〃十七日	一	三	二六	一七一	七
〃十八日	二	二	六	一三六	五一
〃十九日	二	二	八	一三二	四六
〃二十日	一	二	九	六〇	二一
〃廿一日	二	一	二	一五一	一五
〃廿二日	一	二	—	八八	八
〃廿三日	二	一	七八	一三	一
〃廿四日	一	一	三〇	一一	一
〃廿五日	一	六	四五	六	六
〃廿六日	一	—	四五	四	五
〃廿七日	一	一	三四	五	二
〃廿八日	一	一	三二	二	三
〃廿九日	一	—	—	三	五
〃三十日	—	—	—	五	七
十月一日	—	—	—	七	—
〃二日	—	—	一六	—	—
〃三日	—	—	—	—	—
〃四日	—	—	—	—	—
〃五日	—	—	—	—	—
計	四三	三八	一三三	一、二一六	二五三

第五、依頼物資勞力調達

1、依頼物資調達　九月三日電話を以て、埼玉縣知事を通じ、小屋掛用亞鉛板三百枚送付方東京市役所より依頼あり、依て市内金物店より調達し、鐵道便を以て埼玉縣宛發荷し、以て東京市役所に送致す。

九月五日臨時震災救護事務局より、小屋掛材料及死屍燒却材料徵送方電報申越あり、直に調達係を督勵して前橋高崎兩市及伊勢崎町に於て金物莚繩草履を調達し、莫大なる數量なるより蒐集に少からざる苦心を要したり。就中草履二萬足莚二萬枚の如き殊に容易ならざる苦心をなし、草履は遂に共所要員數を滿すこと能はず、木材薪炭に付ては係員各生産地に出張して極力蒐集搬出に努力したるも、共所要數量に對し若干の不足を見たり。

依頼物件發送數量調

品　目	數　量	價　額	依　頼　者
亞鉛板	三〇〇枚	五一〇・〇〇圓	東京市役所
亞鉛板	二、三五〇枚	四、五九〇・〇〇	臨時震災救護事務局
莚	二、一〇二枚	二、九〇八・五〇	同
針　金	二四丸	五二八・六六	同
藁　繩	四四〇束	一、一四四・〇〇	同
草　履	一三、八五〇束	九八二・〇〇	同
木　村	二二、八一六個	七三、九七三・九二	同
薪　炭	二五、〇一二束	一七、一七九・二七	同
計		一〇一、八一六・三五	

2、勞力率仕　九月六日臨時震災救護事務局（埼玉縣經由警察電話）より大工職五十名召募の電話に接し、直に前橋市長を經て前橋大工職組合に募集を交渉し、左記事項を示し、規律節制ある團體組織をなさしめたり。

一、召募人員　五十名

二、集合場所日時　九月十日午後三時に明治神宮造營局青山工務所へ集合のこと。

三、應召者心得

イ、各自五日分の食料並に金五圓其他日用手廻品持參のこと

ロ、規律ある團體的組織となし、本籍地住所氏名を記載し上京の目的を記したる市長の證明書を持參すること。

ハ、團體代表者を定め置くこと。

ニ、一定の徽章を附すること。

斯くて前橋大工職組合に於ては直に左の組織準備を了し、九月十日前橋驛より上京し、當該事務局指揮の下に明治神宮外苑内病院醫務室及芝公園日比谷公園内バラック建築工事に從事し、同市内同業者に大に感動を與へたり。

大工應召團組織及諸準備

1、名稱　群馬縣大工應召團

2、應召人員　六十一名

3、組織及役員

團長副團長を置き、而して總員を五班に分ち、各班毎に棟梁を配す。

尙「群馬縣大工應召團」と記したる團旗提灯班旗を携へ、各自目標の文字を現はしたる官笠及腕章を附し、五日分の食料金五圓日用の爲め携帶。

更に九月十四日同事務局より大工二十人鳶職四十人の召募方電報に接し、前同樣前橋市と交涉し、大工職は總員三十一名、副團長交替引率、前同樣の組織を以て十六日上京し、先着隊と合同す。

鳶職應召團は、總員三十七名、團長之を引率し、之を五班に分ち、大工應召團と合し、前記大工應召團と共同して豫定事業に從事し、是亦獻身的に作業に服せり。

斯くて九月二十五日事業の完成を告げて一同歸橋解散す。

第六、赤十字社群馬支部活動

一、救護班急派　縣直接編成の醫療救護班の出勤と相俟て、日本赤十字社支部に於ても迅速之が編成を計劃し、醫員調劑員看護婦は同支部專屬員を以て之に充て、事務員一名、外に雜役夫若干名を附して之を一班とし、救護材料及食糧品等の應急材料を携帶せしめ、九月二日午後二時前橋驛を發せしむ、一行は川口町より深夜を侵して徒歩入京し翌三日午前六時上野公園に到達、同公園に避難せる罹災民は頗る多數にして醫療を要する者多く、本救護班の通過を見るや、傷病者群集して其救療を求むるを以て、本社及東京支部と打合せをなすの暇なく、同所東京美術學校に交涉して同校内に救護所を設け、直に診療を開始し、爾後繼續して不眠不休患者の收容助產巡回診療等に從事し、十月

十一日同校開校するに際して之を閉鎖し、更に本社の命令に依り、神田區須田町に救護所を設く、此救護班の取扱數は、十月二十日迄に於て外來患者延一萬一千三百六十人、收容患者延千四百十九人（內助產二十一人）、巡回診療患者延千二百九十三人に達せり、前記第一班の編成出動と同時に、第二班の計劃を爲し、郡市在住看護婦の召集を行ひ、醫員調劑員は先發第一班より一部を分離するものとして、一名の事務員婦長以下十二名の看護婦を引率し、九月三日午前十一時前橋市を發し、途中地方在鄉軍人團等の應援保護を得て徹夜徒歩し、翌四日午前四時上野公園に着し、第一班に會して此に豫定の如く第二班編成を爲し、直に深川區岩崎公園に至り、燒け殘りたる濕室を診療所に充て診療を開始したり。九月十五日宮城支部と交替し、第一班に會して編成替を爲し、翌十六日歸鄉す、其取扱患者總數は延四千四百六名（內助產十二名）とす、第一班第二班の編成組織は左の如し。

日本赤十字社　群馬支部救護班調

班	長	醫員	調劑員	看護婦	事務員其他	計	救護地
群馬支部	四	一	一〇	三	一九	上野公園
一病院醫師							
二同	四	一	一二	三	二〇	深川岩崎公園

二、寄附金募集　罹災者救護の資に供する目的を以て義捐金を募集し十月二十日迄に應募せる寄附金高金七千圓に達せり。

三、被害地小學校兒童學用品供給　少年赤十字團を督勵して學用品を蒐集したり、本社篤志看護婦人會支部は衣類其他の募集を爲し、九百八十一點を得て被害地に發送す。

第七、愛國婦人會群馬支部活動

京濱地方大震災の報に接すると同時に、義捐金品の募集に着手す、十月二十日現在に於ける義捐金總額は三千八百八十八圓四十錢、衣類

十字紙、唐紙、鉈、斧、鋸等を携行し、十四日上京、十五日より十九日まで五日間共同作業に從事、十月二十一日歸鄉す。

ハ、群馬縣勢多郡荒砥村救護班　は、

一、組織　在鄉軍人分會員、青年會員、消防組三十三名を以て組織す、小沼編輯矢班長たり。

一、救護に從事したる場所　第一日（九月四日）本鄉區湯島明神前、小石川區春日町附近（青年團）、麴町區靖國神社附近（消防手）、芝區芝浦埋立地附近（軍人分會員）、第二日目（九月五日）神田區佐久間町米倉庫。

二、活動狀況　第一日目は東京市役所員の指揮を受け、三河島より荷馬車十四臺を借り受け、神田區佐久間町米倉庫に至り玄米を受領し、前記場所に於て各員手配して罹災民に配布す、第二日は市役所幹部と共に、神田佐久間町倉庫に至り、自動車馬車に玄米の積載を爲し、且つ自動車番號及役所名等の調査を爲せり、同日午後は市役所に於て市長より罹災民に通達すべき事項を印刷し、且つ之が配布方をなし、午後四時三十分作業終了し、六日歸途に着き、午前六時四日午前十時東京市役所に到り、直に避難者に對し編食配給の任に當り、三河島町に出向し、荷馬車二十八輛を雇入れて佐久間町河岸に至り玄米百俵を受領し、左表の如く分配す、時に九月四日午後十一時なり。

配給表

場所	俵數	要したる車輛
靖國神社	一〇	二
芝浦埋立地	二〇	六
芝公園	三〇	八
日比谷公園	一五	四
春日町	一五	五
濱離宮	一〇	三

五日午前十時上野公園に至り、救護班員三十名の携帶したる白米一名に付二升づつ計六斗を避難者に給與し、六日午前十時歸鄉す。二十九日東京府知事の謝狀を受く。

ホ、群馬縣勢多郡南橋村救護班　は、

一、組織　在鄉軍人分會、消防組、青年會員三十三名、消防組頭高橋愛作を班長とす。

二、救護場所　東京府廳、淺草富士小學校。

三、救援の狀態　九月二日午後七時より勢多郡役所に於て救護團の組織をなし、同日午後十時に各團體の役員を南橋村役場へ招集し、直に救援團を編成し速に出發の準備をなしたり、團員は三日午前四時出發同五時三十分前橋驛を出發して震災地へ向ひ、川口驛に下車し、赤羽工兵隊の援助の舟にて渡川し、日暮里驛迄乘車、谷中本鄉三丁目を經て午後四時東京府廳に到着す。

救護團を分ちて二班とし、一班は二十三名（消防組青年會）、二班は十名（在鄉軍人分會）、一班は九月三日夜より四日夜に至る間、府廳警戒司令庄司大尉の指揮下に府廳外郭警戒の任務に從事し、二班

は九月三日夜より四日夜に至る間、淺草區役所の指揮下に富士小學校に避難民收容所設置作業に從事し、任務終了後、五日午前十一時日暮里驛發、午後十時前橋驛着を以て全員無事歸鄉せり。

ヘ、群馬縣勢多郡桂萱村救護班　在鄉軍人分會員、青年會員、消防組員三十五名を以て之を組織し、大島芳平班長たり、九月三日午前八時十四分前橋發汽車にて上京し、四五兩日間

避難民救護

1、馬場先門の避難民の救護

2、日比谷公園附近より小石川區林町方面へ避難者荷物取扱並運搬

3、赤坂區方面に避難者荷物運搬

4、食糧品分配の補助自動車にて前後四回

5、京橋區重要道路の整理及飲料水給與

6、蔵驛より食糧品給與監視

道路整理

1、銀座附近より萬世橋上野間の道路整理

2、銀冶町より本石町兩國橋附近を經て淺草公園迄

3、永樂町馬喰町を經て南元町迄の道路整理

4、以上道路(沿道)にありて、罹災者の要求に應じ金庫の破壞に助力し、又避難者の荷物運搬に手傳ふ

5、歸路は、日暮里、田端、王子、赤羽、川口等の避難者乘車に便宜を與へ荷物運搬に手傳ひたり。

浦和乘車、六日午後六時前橋着歸鄉す、二十九日東京府知事の謝狀を受く。

ト、群馬縣勢多郡木瀨村救護班　清水彌八を班長とし、在鄉軍人分會員青年會員消防組員三十四名を以て班を組織す、九月三日午後一時十八分駒驛出發、川口驛下車、赤羽露營、四日午前九時東京府廳に至り直に府下南葛飾郡への救援として、徒歩築地水上署に至り、舟なくして歸所令を待ち、午後一時三班を編成して、道路の整理、罹災民への水飯配布をなし、五日午前も道路を整理し、午後は夜間勤務のため休養し、午後六時碓氷郡東横野村救護班と共に、東京府廳を警備す、十時吾妻郡救護團來り代る、六日は午前六時より東京驛警備の近衛歩兵第二聯隊歩哨と共に各所を警備し、午後二時府廳發、七日午前六時歸村す。

チ、群馬縣勢多郡大胡町救護班　は、

一、組　織　在鄉軍人分會員、青年會員、消防組員三十二名、班長椎名勝之進。

二、出發及歸鄉の日時　九月五日午後三時三十分出發、九月九日午前十時歸鄉。

三、救護場所　東京府廳、東京驛、吳服橋、日本橋區役所倉庫、芝浦荷上場。

四、活動狀況　救護米炊出、給與、警備、荷上等に從事す。

リ、群馬縣勢多郡上川淵村救護班　在鄉軍人分會、消防組、青年會員六十名を以て之を組織し、阿佐美辰太郎を班長とし、勢多市上川淵村救護班と稱し、九月二日午後七時上野に着し、上野、丸ノ內、赤十字病院、日本赤十字社本部、深川日本赤十字社群馬支部病院に於て救護に從ふ、活動狀況左の如し。

イ、上野に於て九月二日午後八時より附近負傷者並に死體の運搬。

ロ、九月三日午前四時上野發午前六時東京府廳着。

ハ、九月三日午前九時より指揮の下に丸ノ內赤十字病院に着し、此所にて同所ニ十五名、日本赤十字社本部に五名、深川なる日本赤十字社群馬支部病院に五名、傳令五名各部署の活動に從事す。

ニ、丸ノ內日本赤十字社病院及深川に設けたる日本赤十字社群馬支部病院に於て負傷者並に病者の看護。

ホ、丸ノ內並に深川に於ける病院の負傷病者看護婦等の食糧分配。

ヘ、各病院の護衛。

ト、日本赤十字社本部附を命ぜられたる五名は、各支部に對し飲料水並衛生材料の運搬。

九月五日午後五時活動を停止し、七時三十分東京府廳を發し、午後十一時三十分日暮里乘車、六日午前八時前橋に歸着す。

ヌ、群馬縣勢多郡富士見村救護班　青年會員消防組員在鄉軍人分會員三十七名を以て組織し、須田玖三班長たり、九月三日午前五時三十五分前橋驛を發し、同日東京市役所着、同夜附近の警戒に從事し、四日半班を以て同所を警備し、半班を以て芝浦埋立地一號地に死者の火葬を爲し、午後八時市役所へ引揚げ、全員附近の夜警に當り、五日引上歸鄉す。九月十三日東京府知事より感謝の電報あり、二十九日感謝狀を送り來る。

二、群　馬　郡

九月一日午後六時頃遙に東南の空に當り赤色の火焰天に沖し、恰も火山の噴火したる如き光景を呈す、夜は不安の內に明くるや、二日午前二時縣より急電あり、「東京に大地震あり、同時に火災起り、全都方に火の海に化し、建物の被害、人畜の死傷算なし、取敢へず救援に關し指示協議を要すれば、郡市長警察署長即刻出縣せよ」と、是に於て橋本郡長(直次郎)は急遽出縣すると同時に、廳員全部の非常召集を行ふ、恰も日曜日なるに係らず、全員蒼惶登廳して郡長の歸宅を待てり、午後一時郡長歸廳、警察署長立會、廳員を會議室に集めて、知事の指示に基き訓示する所あり。

昨一日の地震は東京を中心として實に被害激甚、加ふるに火災は全部に起り帝都は方に阿鼻叫喚の巷と化し、一大修羅場を現出しつゝあり、縣よりは取敢へず杉野內務部長狀況視察として昨夜自動車にて出發せるも、通信機關杜絶のため詳細を知るに由なし、本縣は地理的關係上罹災者の救護に關し、率先之に當らざるべからず、其方法は、大略

一、直に救護團を組織して震災地に向はしむる事。

二、直に義捐金の募集に着手し、出來得るだけ多額なる金品を罹災地に贈る事。

の二途を先にすべく、之が實行には、即刻管內町村長小學校長青年會長軍人分會長、消防組頭を召集すべし。

乃ち警察署長と連署し、同日午後四時までに郡役所へ町村長以下の參集を達す、事急にして通達に要する脚夫を求むるを得ず、町村は電話に依り其他は自轉車所持の廳員を特派し、一方に協議會開催の場所を準備し、定刻全員の參集を見るや、午後六時會議室に協議會を開く、橋本郡長新居高崎警察署長其他全廳員立會、郡長署長より事態の容易ならざるを告げ速に救援せさるべからざるを說き、左案を決議す。

一、金品蒐集ノ件

イ、小學校生徒　尋常一人五錢、高等一人十錢、青年團員一人二十錢、處女會員一人二十錢、軍人分會員及消防手一人五十錢、其他一戶主當リ金五十錢若クハ白米一升以上

右ノ外篤志者ノ寄附金品ヲ極力募集ニ努ムルコト

備考

一、白米ハ取纏メノ上當日依ニ依賴シ、町村長荷札ヲ附シ、端米ト共ニ郡役所內係員ニ引渡スコト。

二、報告書ハ、本表ニ依リ相當欄ニ記入ノ上、本月五日限リ寄附金品ト共ニ郡役所ヘ送致ノコト。

三、右報告書ノ外各種別(金員、白米別)ノ總名簿ヲ添付スルコト。

二、救護班ニ關スル件

普通救護班組織ニ關スル件

1、郡內各町村ヲ以テ十二班ヲ組織ス。

2、一班ノ人員ヲ三十人トシ、三ケ町村ヲ以テ之ヲ組織ス。

3、一ケ町村ヨリ選出スヘキ人員ヲ十名宛トシ、左ノ各團體ヨリ選出スルモノトス。

分會員三名消防組三名青年會員三名。

(殘餘一名ハ其ノ町村各團體ノ協定ニヨルコト)。

4、各班ニ班長一名及副班長二名ヲ置キ、諸般ノ事務ヲ掌ル。
5、班長及副班長ハ、各町村各團體ヨリ代表者一名ツヽヲ出シ、之ニ充ルコト。
6、救護班ヲ前班(六班)後班(六班)ノ二ツニ分チ、前班ハ明三日午後出發シテ六日歸郷ノ豫定、後班ハ前班ト交替ノ豫定ナリ。
7、救護班員ハ各自白米三升副食物トシテ梅干ヲ携帶シ、尙手鳶口等用意セラレタキコト(尙旅費トシテ約十圓位宛携帶スルヲ便トス)。
8、服裝ハ可成活動ニ適スル樣輕裝タルコト。
9、旅費ノ實費ハ、追テ縣ヨリ支給セラルヽ豫定。
10、救護本部ハ東京府廳內ニ在リ、此所ニ到着指揮ヲ待ツコト。

備考　各班組織ノ町村左ノ如シ。

前班

第一班　佐野村、倉賀野町、片岡村
第二班　京ヶ島村、東　村、元惣社村
第三班　六郷村、長野村、久留馬村
第四班　箕輪町、相馬村、上郊村
第五班　岩鼻村、大類村、瀧川村
第六班　新高尾村、中川村、塚澤村

後班

第七班　金古町、清里村、駒寄村
第八班　豐秋村、伊香保町、金島村
第九班　室田町、倉田村、東郷村
第十班　堤ヶ岡村、國府村、惣社町
第十一班　古巻村、明治村、桃井村
第十二班　長尾村、白郷井村、小野上村

衛生救護班組織ニ關スル件

澁川町ニ於テハ單獨ニテ衛生救護班ヲ組織ス、其ノ職員左ノ如シ。

醫師　一人、藥劑師　二人、助手　一人、看護手　三人、分會員　八人、消防組　八人、青年會員　十人。

救護に關する計畫の協定全く成るや、直に會を開[illegible]、參會者は直に歸途に就き、救護班組織の準備を爲すと共に、義捐[illegible]募集を開始す、郡役所に在りては、各員夜を徹して、義捐金の應募督勵、救護班出發活動方法につき熟議す、午後八時縣より電話あり第一回救護班は三日成るべく早朝を以て出動せしむべし、尙明三日高崎驛より白米百俵、押麥引割五十俵、饂飩千貫を東京に向け川口驛縣事務所まで輸送するにつき、群馬郡役所より吏員二名付添として出發せしむべし、高崎市役所よりは吏員二名、高崎警察署よりは警部補外巡査部長二名同行する筈なりと、是に於て、嚮に協定する所の先發救護班(三日午後出發)に齟齬を生じ、更めて出發時間を繰上ぐる事とし、午後十時自動車所持の廳員をして左の通牒を全町村に傳達せしむ。

通牒

號外

大正十二年九月二日午後十時　郡長

關係町村長宛

救護班出動繰上ゲニ關スル件

本日御協議ヲ遂ケタル救護班出動時刻ヲ大至急繰上グルノ必要突發致シ、其ノ筋ヨリ嚴達有之候ニ付、此ノ狀着次第、即刻幹部(町村長、小學校長、軍人分會長、消防組頭、青年會長)ヲ召集ノ上、本日御協議ノ如ク出動準備ヲ整ヘ明三日午前六時無遲滯郡役所ヘ御集合相成候樣、特ニ御取計相成度候也。

追テ右ハ震災地ノ慘狀ニ照シ、一刻モ猶豫スルヲ得ザル狀態ナルヲ以テ、火急ヲ要スル義ニ付、呉レ〳〵モ御刻セザル樣敏活御配慮願度。

明くれば九月三日午前一時頃より三時頃迄に、特使として出張せる廳員は使命を完うして歸廳す、右傳令に依り各町村當局は徹宵救護班を組職し、午前五時頃より陸續郡役所に集合して出發命令を待つ、郡に於て、廳員徹夜にて班員の腕章、郡の標旗等を準備し、午前五時出發準備全く成るに及び、郡長、救護上に關し一場の訓示をなし、午前六時三十分岸社會教育主事總指揮者となり、左記六班總員百八十名、外に警察署より巡査二名附添、高崎驛より乘車出發す。

第一班　佐野村、倉賀野町、片岡村
第二班　京ヶ島村、東　村、元惣社村
第三班　六郷村、長野村、久留馬村
第四班　箕輪町、相馬村、上郊村
第五班　岩鼻村、大類村、瀧川村
第六班　新高尾村、中川村、塚澤村

尙中山課長及倉林、小山兩郡書記は、糧食輸送係として高崎驛より貨車にて糧食と共に東京へ向つて午前十時出發したり。

縣に於ては救護團本部を縣廳內に設け震災地の出張所と連絡を採り、救護方法に付き郡市に向つて指揮令達す、九月三日第一回救護班出發を了す、當時震災地の情報交ゝ至り且つ高崎驛には罹災民及避難民潮の如く殺到し、東京よりの列車の到達する毎に、客車は勿論貨車機關車及列車の屋根迄も人を以て埋め、其の光景實に悲慘の極に達し、災禍の如何に激甚なりしか一目して想像せしむ。

事態愈ゝ急なるを認め第二回の救護班を速に送るべく廳議決定、直に後發町村長に左の通牒を發す。

號外

年　月　日　郡長

救護班編成ニ關スル件

後發救護班ノ出發ハ、大凡本月六日頃ノ豫定ナリシガ、急遽出動ヲ要スベク、就テハ速ニ其編成ヲ了シ、明四日午前六時迄ニ郡役所ヘ集合、七時二十分發ニテ出發スルコトニ取計相成度。

追テ上越南線沿道ノ町村ニアリテハ、左記ニ依リ適宜ノ驛ヨリ乘車差支無之候事。

記

澁川驛發　午前六時三十五分

第一篇　應急措置　第七章　救援

八木原驛發　同　六時四十二分
群馬惣社驛發　同　六時五十二分
新前橋驛發　同　七時　一分

右高崎驛ニテ一般ト合同ス。

注意

乘車券ハ川口町驛迄ヲ購入ノコト。

右令達は廳員自轉車にて之に當り、午後六時全部の通達を了す。

而して通牒を受けたる町村は、既に諸般の準備をなしつゝありし折柄なれば、忽ちにして其の組職を了し、翌四日未明より郡役所に集合出發命令を待つ、斯くて左記の通り後發團の編成を終り、午前七時出發準備全くなる。

郡長更に一場の訓示を以て激勵し、午前七時三十分立花產業技師、向井技手引率の下に、震災地に向つて出發す。

第七班　金古町、清里村、[illegible]村
第八班　豐新村、伊香保町、[illegible]村
第九班　室田町、倉田村、東郷村
第十班　堤ヶ岡村、國府村、惣社町
第十一班　古巻村、明治村、桃井村
第十二班　長尾村、白郷井村、小野上村

澁川町に於ては、豫定通り衛生救護團を編成し、同日午後田部井小學校長以下三十餘名震災地に向ひたり、斯くて第一期計畫の救護團は全部出動したるを以て第三回の救護團編成に關し左の通達を發せり。

號外

大正十二年九月四日　群馬郡長

町村長宛

救護團編成ニ關スル件

今後ノ救護團編成方法ハ、之ヲ變更シテ一町村毎ニ青年團十名軍人分會員十名消防組員十名計三十名ヲ以テ一班ヲ組織スルコトヽ相成候條、本書着次第直ニ

之ガ組織ニ着手シ、何時出發ノ通達アルモ、即時出動出來得候樣配慮相成度、尙腕章ハ左記形式ニ依リ便宜町村ニテ用意相成度。

群馬縣救護團 群馬郡	
地	白木綿
寸法	縱 適宜 横 大幅五ツ切リ

右通達を發し、命令一下、何時にても直に補充救護班を出動し得べき準備を整へ置きたり。

是より先縣に於ては、此未曾有の災害に際し、國内の混亂狀態を奇禍とし、物資の不當買占、又は賣惜み等の事あるを虞れ、奸商取締及傳染病豫防等に關し、頻々と令達を發し、人心の安定と秩序の維持に努められたり、又此震災に乘じ不逞鮮人出沒し、爆彈を投じ、或は井水に毒を投ずる等の浮說、一齊に傳播し、人心恟々到る所殺氣橫溢、恰も戰國時代の如くなるより、縣にては根據なき流說なれば、徒らに輕擧盲動をせざる樣頻々通牒を發し、殊に濱田警察部長其の他縣官は、之が鎭定に出張し、最も其の運動猛烈なる町村長及消防組頭、青年會長、小學校長、軍人分會長を召集し、懇々其の無根なるを說き、又郡に於ては縣の令達に依り急遽町村長、其の他消防組役員等を集めて鎭壓に力め、尙之が鎭定を見ざる町村へは郡長以下其の現場へ出張して極力其の非を說き、鎭撫に苦心を重ねたる結果、一般も大に覺る所ありて平穩に歸したりしも、最後に各地に若干の不祥事件を惹起したるは、甚だ遺憾なりき、其他縣より草履、薪、亞鉛板等の買收に關し、電話にて令達し、其の都度廳員手別して買收及輸送の任に當り、殆ど震災救護事務の爲め常務を顧るの遑なき程なりき、而して先發救護團は、三日夜より東京府廳内の夜警炊事、深川區役所應援、假便所の設備、街路の整理、救助米の陸揚げ、淺草區役所の應援、富士見小學校内の救助、上野自治館に於ける炊出手傳、傷病者看護等に當り、滯在中殆ど不眠不休に活動し、九月六日歸還したり、又後發救護班は、四日夜より川口町驛、田端驛に於ける罹災民救助、物資の輸送、配給、神田方面の街路整理、大島町ガソリン倉庫の警備、新宿方面の配給所の勤務等に活動し、延ひて九月七日及八日に涉り歸還す、又澁川衞生救護班は、九月三日午後五時浦和驛下車、六辻村小學校に宿泊、翌四日上野公園西鄕銅像の傍に救護所を設け、多數傷病者の救助に努め、同月六日歸町したり、而して本郡救護團の活動に對し、東京市長、東京府知事、關東戒嚴令司令部新宿配給部、群馬縣知事等より感謝狀を寄せらる。

又各町村に於ける義捐金品の應募總額は、別表に示す如く、救護班及郡役所に於て救護事務に從事活動したるもの、亦別表の如し。

義捐金品各町村別　（郡にて取扱たるもの）

科目／町村名	町村分	小學校分	義捐米	梅干	千個純	馬鈴薯
	円	円	升	斗	箱	貫
佐野村	一、一四五・二五〇	八・五〇〇	—	—	—	—
倉賀野町	一、一〇四・六〇〇	一三・〇〇〇	—	—	—	—
岩鼻村	一、〇六一・一〇〇	一〇・六〇〇	—	—	—	—
大類村	一、一一〇・八〇〇	一〇・〇〇〇	—	—	—	—
瀧川村	一、一五六・四三〇	七・五〇〇	—	—	—	—
京ケ島村	八二九・八五〇	九・一〇〇	六五五	—	—	—
東村	一、〇六六・五二〇	六・四〇〇	—	—	—	—
元總社村	一、〇九一・〇〇〇	一三・二〇〇	八二	四	—	—
新高尾村	九〇五・八〇〇	八・六〇〇	六六六	—	—	—
中川村	一、一〇四・九五〇	一〇・五〇〇	—	—	—	—
塚澤村	九六七・九〇〇	七・〇〇〇	二三五	—	—	—
六郷村	九八〇・〇〇〇	七・〇〇〇	—	—	—	—

長野村	九九一・八一〇	八・〇〇〇	一三〇	—	—	—
久留馬村	一、〇二九・五五〇	一三・〇〇〇	—	—	—	—
室田町	一、五七一・九三〇	一三・八八〇	四九六	—	—	一〇
倉田村	一、〇五八・七〇〇	—	—	—	—	—
車郷村	四三九・九〇〇	五・二五〇	—	—	—	—
箕輪町	一、〇九三・五〇〇	一四・五〇〇	七三〇	—	—	—
相馬村	七二一・二四〇	七・五五〇	—	—	—	—
上郊村	九〇四・五八〇	一三・五五〇	—	—	—	—
堤ケ岡村	八七六・三九〇	二〇・〇〇〇	—	—	—	—
國府村	九〇〇・二一〇	—	—	—	—	—
總社町	八九九・五六〇	—	四〇〇	五	—	—
金古町	六四四・九〇〇	—	—	—	—	—
清里村	七三八・八〇〇	一〇・〇〇〇	—	—	—	—
駒寄村	八四〇・八六〇	—	—	—	—	—
古巻村	九七九・一七〇	一三・〇〇〇	—	—	—	—
明治村	八七六・九三〇	一三・〇〇〇	—	—	—	—
桃井村	一、〇〇七・九三〇	—	—	—	—	—
豐秋村	八六四・七五〇	八・九〇〇	四〇	一	一〇	—
澁川町	三、二七四・四九〇	一六・八〇〇	—	—	—	—
伊香保町	七五四・六三〇	四・五三〇	—	—	—	—
金島村	九七一・五三〇	—	—	—	—	—
長尾村	二、〇二一・一五〇	—	—	—	—	—
白郷井村	一、二七三・〇六〇	七〇〇	—	—	—	—
小野上村	六六一・九三〇	—	二	—	—	—
片岡村	一、〇七六・七五〇	一〇・七〇〇	—	—	—	—
合計	三六、九九三・九三〇	二七九・三一〇	三、三六七	一〇	一〇	一〇

備考　右の外各小學校より學用品を多數日本赤十字社宛寄贈し、尙團體又は個人より義捐品を直接寄贈したるもの頗る多し。

外に日本赤十字社郡支部群馬郡委員部及愛國婦人會群馬支部群馬郡幹事部は、義捐金を募集し、支部宛に送金したり。

赤十字分　四百二十四圓十二錢

婦人會分　二百三十九圓四十五錢

若夫れ避難民の救護に關しては、倉賀野驛、北高崎驛、澁川驛等に於て之に當りたり、即ち

倉賀野町

一、團體名及人員

イ、倉賀野町　百二十人

ロ、倉賀野青年團　八十人

ハ、同處女會　四十五人

ニ、同軍人分會　五十五人

ホ、同上町青年會　四十八人

ヘ、同中町共和會

ト、同下町戸主會　八十人

二、施設事項　倉賀野驛構内に間口二間奥行二間の假屋を設け、上記會員交互出勤して、避難者罹災民滿載の列車到着毎に氷握飯等を給與し、醫師看護婦をして傷病者の應急治療をなさしむ。

三、活動狀況成績　活動期間は九月二日より十一日に至る十日間にして、救護人員九千餘名、救醫六名、救護材料價格氷九百三十貫目百八十六圓、握飯白米七斗、三十三圓、醫療救護費三十八圓なり。

塚澤村

一、團體名及人員　塚澤村大字飯塚新田青年團六十二名。

二、施設事項　團員交互北高崎驛構内に於て避難民罹災民列車着毎に梨子西瓜等を給與し、慰撫救援に努む。

三、活動狀況成績　活動期間は九月五日より七日に至る三日間、

救護材料及其價格は、

一、梨子	二百二十四貫	此金九十三圓四十錢
一、西瓜	三百二十五個	此金六十五圓
一、梅干	四斗樽十一本	此金百十圓
一、乾菓子	五十五函	此金三十九圓七十五錢
一、衣類電報料		此金三圓五十三錢
一、諸雜費		二十五圓

澁川町

一、團體名人員

イ、澁川町役場吏員	九十名
ロ、同　軍人分會員	三十五名
ハ、同　青年會	百三十五名
ニ、同　處女會	三十九名
ホ、同町運送業組合	八名
ヘ、同町醫師會	六名
並　看護婦	

二、施設事項　澁川驛構內へ救護所を設け、罹災民避難民の下車を待ちて、各員交互に出動す。

三、活動狀況成績　活動期間は九月四日より十一日に至る八日間にして、一般救護の人員約千五百名、醫療救護十三名に及ぶ、而して救護の種類其の他左の如し。

イ、宿泊救助　五十人	此金三十圓
ロ、握飯　二千五百個	此金百圓
ハ、梨子　十籠	此金三十二圓
ニ、氷、麥湯	此金十七圓九十錢
ホ、旅費給與　二人	此金七十二錢
ヘ、醫療救護費	此金十圓

三、多野郡

一、救護班派遣　混沌たる罹災地の慘狀を救濟するには、最も敏活にして秩序ある團體の活動に待たざるべからず、是を以て郡は先づ救護班三班を組織して、九月三日之を東京市に派遣す、其組織は、

第一班、三十三名　消防手を以て組織す。
第二班、三十八名　在鄕軍人を以て組織す。
第三班、三十四名　青年會員を以て組織す。

各班統率のため同行するもの

郡官吏　二名　醫師　六名　巡査　三名

各救護班及統率員は、雜沓せる列車に搭乘し、途中幾多の障碍を排除し、挺身危難を侵して九月三日夕刻東京府下日暮里町に到着、同町第四小學校に入り、直に幹部をして其の夜中東京府廳に屆出を了し、一面各班は同校に收容せる多數の避難者及鮮人の救護警戒に任じ、徹宵其の任務に服したり、翌四日早朝全員東京府廳に到着し、其の指揮を受けて、左の如く活動を開始す。

醫師六名は、多量の衞生材料を携行し、日本赤十字社群馬支部病院臨時出張所に附屬し、多數傷病者の救療看護に從事す。

各班員は、統率員引率の下に內務大臣官邸と警視廳間の傳令勤務、罹災者に對する食料調達及配給、道路の整理、危險物の除去作業、避難者の有する金庫發掘、少年少女の保護引渡等に奔走盡力せり。

翌五日亦同樣の救援事業に從ひ、六日任務を了し、全部引揚を爲す。

二、避難者救護　郡內新町を通過する高崎線鐵道は、東海道線及中央線汽車不通のため避難者及救護者の乘車せるもの多く、東京方面よりの列車は何れも車室の內外より屋蓋まで滿載し、混雜名狀すべからず而も其多數は饑渴を訴へ、傷病に苦悶し、傍觀に忍びざるものあるを以て、郡は、各町村に命じて軍人會青年會消防組處女會少年團等各種

團體又は大工場の活動を促し、食糧は勿論、湯茶氷水果實を供給し、醫師看護婦をして傷病者を救療せしめ、以て九月十二日頃に至り、十四日を以て撤退す、上信電氣鐵道通過の八幡村吉井町、亦青年會軍人分會等同樣救護に努力す。

三、歸還者救護　罹災者にして郡內に歸還したるもの約三千人あり、多くは親戚故舊に賴り、生活上差支なきが如きも、町村に在りては直接村費を支出し又は篤志者の寄附金に依り、應分の救助金を給し、且縣配當の白米を廉賣し、以て其窮迫を救濟したり、又藤岡自動車會社及馬車會社は、新町鬼石間四里の罹災者無賃乘車を斷行したり。

四、義捐金品募集　に關しては、町村長を督勵し、各個人は勿論小學校中學校各種團體等より應分の義捐を爲さしめ、金二萬一千三百三十五圓を醵集し、之を群馬縣救護團に送り、赤十字社多野郡委員部は七百餘圓を群馬支部に義捐したり、義捐品亦同樣の方法を以て馬鈴薯四百六十五俵、醬油五百一樽、味噌三百五樽、漬物四樽、梅干六十七樽ノシ餅一石三斗五升分、白米三十六俵、木炭二十五俵、衣類百二十四點、以上見積價格四千七百八圓八十錢を蒐集し、是亦群馬縣救護團に送る。

五、個人的活動　郡內藤岡町水沼重太郎は、九月二日食料品日用品衞生材料等を一臺の貨物自動車に滿載し、東京市に向ひ、途中板橋町に數千の避難者群集するを認め、通過するに忍びず、携帶品全部を給與し更に板橋町の要求に應じ、玄米の炊出を爲し、新町役場書記三名は、青年會員二名と共に、九月二日端書三千枚を携へ出京して、二重橋前廣場に於て無償配付し、且多數の代筆を爲し、藤岡町瓦製造組合は、九月五日役員數名、多量の食糧品日用品を携へ、自動車を以て各所にて罹災者に給與し、新町少年義勇團員は、炎熱を冒して數日間停車場の湯茶食糧供給、負傷者看護に從ひ、新町吉江觀次郎は、自己管理の劇場內に罹災者を收容し、食糧を供し、負傷者の手當を爲し、牧師佐藤忠藏妻女は老軀を以て金品募集に盡瘁し、新町所在鐘紡新町支店令組製絲場丸茂製絲場等、皆多數の食糧を供出し、事務員職工を派して給與に努めたる類、一々擧げず。

四、北甘樂郡

一、救護隊出動　九月二日午後五時、郡役所に郡內町村長、在鄕軍人分會長、青年會長、消防組頭を會して救護隊組織の協議を爲し、郡內を通じて四班を組織する事とし、二日午後より三日未明に全部出發し、以て震災地に活動したり、即ち引率者郡役所員四名、醫師二名、青年會員三十六名、軍人分會員六十七名、消防組員四十二名其他合して百五十三名を以て、

	編制町村名	青年會員	在鄕軍人	消防手	其の他	計
第一班	富岡	六	一〇	一六	三	三五
第二班	妙義	九	三四	五	一	四九
第三班	黑岩一の宮高瀨額 邨秋畑小幡福島新屋岩手小野	九	一三	一一	二	三四
第四班	丹生高田小坂西牧 尾澤月形磐戶青倉 下仁田馬山吉田	一三	一一	一〇	二	三五
計		三六	六七	四二	八	一五三

の如く編成し、左の如く活動したり。

九月三日

(一)第一班　第三班　第四班　九月三日午前五時三十分下仁田發列車にて各驛より乘車し、東都に向ふ、車中にて目標を渡し隊の編制をなす、午前八時三十八分高崎驛を發すべき列車は遲れて九時四十五分發車す、車中は震災地に向ふ人を以て滿され身動きもならぬ程なり、途中各驛にて乘車するもの多數の爲、遂には列車

の屋根に上るもの甚だ多し、汽車の走ること遅く、加ふるに停車時間長き爲、午後四時三十分辛ふじて川口町に到着す、途中に通過せる列車も亦滿員にて車上に居るもの甚だ多し、避難者の乘車亦多く、着のみ着の儘にて避難せる上に、飢と疲勞との爲見るも氣の毒なる狀態なり、川口町より徒歩にて荒川鐵橋を渡り、赤羽驛に到着するに長時間を要し、午後五時半赤羽驛に到着し、暫時休息する內、薄暮となれるを以て此所に露營と定め、六時三十分岩淵小學校に着し、校庭の天幕に入る、町役場に交涉して炊飯の道具を借り、當番を定めて炊飯を爲す、不逞鮮人出沒する爲、岩淵青年會の依賴により、校門に三人哨を出し、終夜警戒す、附近戒嚴令敷かれ、着劍せる軍人は各所を警戒し、在鄕軍人靑年會員又不眠警戒す、此の夜鮮人襲擊の情報あり、警鐘銃聲警笛響き、戰場の如き中に不安の一夜を明かす。

(二)第二班　九月三日午前〇時五十四分松井田驛を發し、前同樣の混雜の中を通過し、焦土と化せる市街の中、僅に通ずる道路をたどりて午後零時半東京府廳に到着す、到着を屆出で、命令により て專ら炊事に當る、六人は今夜々警の任に當り、二人は看護助手として各その任務に當る。

九月四日

(一)第一班、第三班、第四班　午前五時岩淵小學校を出發して東京府廳に向ふ、上野山上西鄕銅像の邊りより望めば、見渡す限り一面の燒野原と化し、慘狀目も當てられず、華かなる帝都が再び此所に建設せらるべしとは思はれず、午前九時東京府廳に着す、到着を屆出で休息し、指揮を待つ、救護班續々到着する內、殆んど全部本縣人にて、本縣の評判頗る良し。

(二)第一班　午前十一時府廳を中心として附近の交通整理の命を受け、即刻出發、數寄屋橋を經て銀座通りに出で、本願寺前より蠣殼町永代橋迄の間電車線に沿ひ、通路の障害危險物を排除し、橋梁の破損せる箇所には危險表示の裝置を爲したり、永代橋詰にて怪しき鮮人一名を發見なし、折柄巡廻中の憲兵に引渡し、更に茅場町より吳服橋を經て府廳に向ひ、整理しつゝ午後五時三十分歸廳す、交通整理中に於て路傍に迷ひ居るもの三名を避難所へ委託す、猶又町名、方向等を尋ぬるもの百餘名に達したるを以て詳細教示す、班員中の醫師神部梅五郎及豫備看護長北村千造は、負傷者救護所に於て終日勤務す、午後十時五十分地震あり、市役所內に避難せる救護班員多數爲に動搖して負傷者を出したるより、日比谷公園に避難せしも、鮮人五名潛入せりとの報にて不安中に休息す。

(二)第二班　前日看護に派遣したる二名の看護卒は、本日も傷病者の看護に從事し、他は炊事を掌り、又は附近に避難せるものに握飯を分ち與ふる等に終日勤務す。

(三)第三班、第四班　避難者救助及食糧運搬を命ぜられたるを以て、組を二つに分ち晝食後直に勤務す、避難者救護組は、託兒所の褓母の案內にて、府下大島町方面に出勤し、農家に避難せる十二名の幼兒と六名の褓母とを救助して、午後七時半歸廳す、食糧運搬組は、自動車にて蕨町に至り、本縣より輸送せる食糧を積載して府廳との間を往復すること三回、午後八時半任務を終る、夜に入りては板橋附近の警戒甚だ嚴しく、着劍拔刀を以て自動車を止められたること幾回なるを知らず。

九月五日

(一)第一班　午前二時半日比谷公園を出發し、日暮里驛に向ひ、同所にて食糧の餘りを罹災民に與へ、中山道を大宮町に向ひ、歸途に就く、道すがら罹災民の乘車に盡力し、徒歩して歸る罹災民を救助しつゝ進む、此等の事に長時間を要したる上、食に不足を告げ、足の疲勞も亦甚だしく、午後十時大宮町に到着し、同所に宿泊す。

(二)第二班　前日と同樣專ら炊事を掌り、午後七時府廳を出發して歸路に就く、汽車甚だしく混雜せる爲乘車不能、やうやく乘車し得たるもののみ歸還するを得たり。

(三)第三班、第四班　は午後五時半府廳を出發し、芝公園內芝區役所假事務所に到着し、區長代理の命を受け、全員を三組に分ちて作業を行ふ、甲組十六名は協調會館內を整理し、此所に收容せる約六百名の避難民につき病人と健康者とを區分し、避難民の携帶せし荷物を區分運搬し、午後四時半作業を終了す、次に芝浦より自動車にて食糧を運搬すること二回、午後七時半任務を終る、乙組二十三名は、協調會館前庭に於て大釜六箇汁鍋一箇を以て炊飯をなし、握飯を作る、本日の炊出米十九俵にして午後八時半任務を終り、これより不寢番を置き、四名宛交代して食糧の警護をなす、丙組二十三名は、市營水泳場內罹災民救護所の炊飯に當る、午前七時半より午後八時半迄十三時間作業して、大釜九箇を用ひ、玄米四十八俵を炊ぐ。

芝公園內一帶避難民の小屋を以て滿され、その四邊に堆積せる糞尿は異樣の惡臭を發し、嘔吐を催さしむ、罹災民は食事の時刻に至れば給與所に集合し、二列橫隊に整列して、漸次先のものより握飯を受けて食す、副食物は一片の漬物又は少量の味噌にして、通常の場合には到底食ひ得ざる程のものなり、避難の際着したる夜類は旣に垢つき、入浴せねば顏さへ汚れるに任せ、見る影もなく衰へたる罹災民が食を求めんとする隊列は、時々數町の長きに及び、貴賤貧富の別なく、一樣に此の玄米飯を食ひて漸く命をつなぐは眞に悲慘の極なり、今晚第三班第四班は芝公園內に露營す

九月六日

(一)第一班　大宮町を出發し、避難民を救助しつゝ、勞れし足に鞭ち路傍の病者を助け、又は車の後押しを手傳ひなどしつゝ、午後五時半熊谷驛に着す、時に下り列車の着するあり、下車客多く稍ゝすきとなれるを以て一同は此所より汽車に乘り、午後八時五十分富岡驛に到着して解散す。

(二)第二班　昨日歸還し能はざりしものは本日中に歸還す。

(三)第三班、第四班　午前五時芝公園を出發し、沿路の避難民を救助しつゝ、日暮里に到着乘車せんとせしも、山なす乘客特に飢に勞れたる罹災民多く乘車すること能はず、依て避難民乘車を助け、徒歩王子驛に至る、此所も亦避難民山をなし居れば、その乘車を助けつゝ任意乘車す、故に乘り遅れたるもの甚だ多し、途中の各驛の混雜は言語に絕す、在鄕軍人靑年會員學生兒童等は、驛にて飲水馬鈴薯等を與へて避難民を救助し居るは感謝に絕えざる所なり、幸にして乘車し得たるものは、上信電氣の終列車にて歸還し得たるも、一部は高崎共の他に宿泊せるものあり。

九月七日

昨日歸還し得ざりし者は本日中に歸還す。

(二)沿道救護　九月三日より十一日まで上信電氣鐵道富岡驛に於ては町役場設置の救療所に吏員を派し、吏員及軍人分會員消防組員郡醫師會員協力して、罹災避難者を救護したり。

(三)義捐金品募集　左の義捐金品醵出を得。

義捐金

一般町村民	一一、六〇二・五四円
小學校兒童及職員	九三七・一二

青年會員	七七四・一〇
處女會員	六三七・四五
軍人分會員	二二四・四一
富岡二業組合	二六八・五〇
甘樂各宗和敬會	三二三・五六
下仁田倶樂部	五〇・〇〇
甘樂社	五三四・七五
其他組合諸會	一八〇・〇〇
愛國婦人會	六五四・九〇
合計	一六、一八七・三三

義捐品

品名	數量	價額(円.錢)	品名	數量	價額(円.錢)
衣類	四、一〇七點	五、一五八・〇五	白米	二四、八五五合	九九二・四〇
袴	一點	一・〇〇	味噌漬	六五貫	八〇・〇〇
帶	一八本	一四・四〇	同	三樽	五・〇〇
股引シャツ	二〇枚	九・二〇	梅干漬	三函	八・五〇
胴着	九枚	四・五〇	同	一四樽	二六七・〇〇
帽子	八個	二・八〇	同	九五貫	九〇・〇〇
眞綿	一包	五〇	燒餅	三、〇〇〇個	六〇・〇〇
足袋	六四足	三・三〇	私製麪包	二函	一五・〇〇
下駄	五足	二・〇〇	蝋燭	三五〇本	二・五〇
腰巻	二枚	六・一〇	石鹸	一個	一〇
手拭	七八九本	九八・〇〇	郵便はかき	七〇枚	一・〇五
巻紙	二本	二〇	勞力	九日	三・〇〇
白紙	一〇〇枚	三五	小物	三二點	三・四五
淺草紙	一〇〇帖	五・〇〇	雜品	七點	四・八〇
慰問袋	四三五箇	一五四・七五	合計		七、〇二九・九五

(四)町村の活動　左の如し。

イ、富岡町　九月二日富岡町長阪本治、富岡町在鄕軍人分會長佐藤良藏、富岡靑年會副會長(富岡小學校長)田中美石人、富岡消防組役員、町役場に會して、午後十一時獨立救護班を組織する事とし、佐藤良藏を班長に、在鄕軍人九名、醫師一名、消防組十六名、靑年會六名計三十三名を以て班を組織す、班は、九月三日午前六時二十五分富岡驛發、高崎線二番車上京、川口驛にて下車し、徒步破損したる赤羽鐵橋を渡り、午後五時半赤羽驛に着し、岩淵小學校に露營し、岩淵町靑年會の依賴を受けて校舍前道路に三人哨を出し、終夜警戒す、此の夜鮮人襲擊の情報あり、諸所に警鐘亂打し、銃聲警笛を聞き、恰も戰場の如し、富岡町俵兵助一行を追て上京し、同夜赤羽驛附近に於て本隊に合す、一行總員三十四名となる、翌四日午前四時警戒を撤して、午前八時三十分東京市廳に至り、午前十一時より府廳を中心として交通整理の任に當る、乃ち數寄屋橋より銀座に出で、本願寺前、蠣殼町、永代橋間電車通に於ける障害物危險物を排除し、橋梁の破損箇所に危險表示をなし、午後五時三十分歸廳す、一面一行中の醫師神部梅五郎看護員北村千造は、負傷者救護所に至り傷病者救護に從事したり、五日前日同樣の活動を繼續し、午後四時日暮里驛に向ひ、同所に於て罹災民に食糧を分與し歸途に着けり、此時鐵道の混雜名狀すべからず、一同之れが整理救助に努め、午後十時大宮町に着一泊し、避難者を救護しつゝ、午後四時熊谷驛に着し、同所より鐵路午後八時歸着す、町救護班に同行したる郡囑託醫新井佐久馬途上川口町にて發病し、一時休養後、病を冒して救護の任に當り、病勢刻々重く、本鄕區駒込病院に入院せしも、同月九日遂に起たず。

ロ、一ノ宮町　町役場に在りては、管內一般より義捐金を募集し、九月六日第一回分二十七圓七十錢、二十八日第二回分四十九圓六十錢を醵出送金し、外に梅干十樽見積價額二百四十圓、梅干一樽見積價額六圓を東京市に寄贈したるものあり、町の軍人分會は、會員を北甘樂救護班第三班に出員し、衣類三百七十八點見積價三百五十圓八十錢を募り、靑年會は救護班員を出したるの外、義捐金十九圓八十錢を募り、處女會は義捐金三十圓七十錢を集む、消防組亦救護班員を出し、小學校は職員兒童より義捐金四十八圓四十七錢を募集送金す。

ハ、高田村　九月二日郡救護班組織に際し、班員三名を出して、三日より七日まで東京市に於て救護に從ひ、十日區長會議を開きて義捐金第一回分四百六圓三十錢、二十六日第二回分三十八圓五十錢を募集し、二十五日軍人分會義捐金十圓、衣類九十五點見積二百九圓三十錢、二十六日赤十字社支部員より義捐金三十八圓五十錢を送り、小學校職員生徒は九月十日三十五圓四十三錢、靑年會處女會は十五日二十九圓を寄贈す、軍人分會より會員五名上京して、九月六日より十二日まで北白川宮邸の復舊工事に從事す。

ニ、西牧村　村及靑年會處女會協同して義捐金六百三圓十七錢を募り、在鄕軍人會西牧分會は衣類六百十一點を寄贈し、郡救護員に村內より三名を出し、靑年團在鄕軍人は、協同して村內の夜警、罹災歸鄕者の救護に努む。

ホ、月形村　は、

團體別	施設事項	結果
月形村	義捐金二〇五圓五〇錢	本村有志寄付によりこの金額を募集して大正十二年九月六日に郡長宛送付す
月形村軍人分會	義捐金四二、六〇錢 日用品 衣類	本村軍人會にて在鄕軍人全部にて義捐金の募集をなし大正十二年九月二十日に送付したり
同　靑年會	義捐金五六、六〇錢	靑年會に於ては會員各自義務的に提出せしめ總額五十六圓六十錢を募集し大正十二年九月六日送付したり
同　小學校	義捐金三七、二二錢 教科書　四四八冊	小學校にては全生徒より上記の金額を募集して大正十二年九月二十日提出したり尙教科書四四八冊買ひ同時送付す
赤十字社員 愛國婦人會	義捐金二七、五〇錢	本村內赤十字社員及愛國婦人會員共同して上記の金額を募集して大正十二年九月二十日送付す赤十字社員一二〇人愛國婦人會五九人
處女會	義捐金二七、七〇錢	處女會員全部より二七圓七〇錢の金額を募集して送付したり
靑年會 軍人會 消防組	救護班派遣 班員三人 救護期間五日間	靑年會、軍人會、消防組より各一名宛を選出し救護班を組織して九月三日出發し七日迄罹災民の救助に奮勵したり

ヘ、馬山村　郡救護班に三名を出員し、三日出發、九日歸村す、義捐金は、村第一回百七十六圓、第二回百六十四圓、靑年會五十圓、處女會三十圓、軍人分會二十圓、衣類は軍人分會百十點見積額二百十八圓五十錢を募集す。

ト、高瀨村　郡救護班參加三名、義捐金品米十一俵(時價百七十六圓)、金二百五十七圓九十錢を村より、十五圓赤十字社員、二圓五十錢外物品五十點愛國婦人會員、五十圓外衣類六十點軍人分會員、四十八圓二十錢靑年會員、六十圓六十五錢處女會員、二十六圓二十錢小學より醵出す。

チ、小野村　義捐金品二百二十圓六十五錢白米六石四斗八升、小學校三十五錢、赤十字社員五十七圓、愛國婦人會員四十圓、外に十月五日更に義捐金十六圓六十錢衣類其他五十三點を寄贈す、軍人分會消防組靑年會より北甘樂救援隊に九月七日より五日間三名參加し、軍人分會より靖國神社復舊工事に十月十四日より七日間五名を參加せしむ。

五、碓氷郡

一、郡役所救護施設　大正十二年九月二日管內町村長消防組頭在鄉軍人分會長青年會長を招集し、警察署長立會、義捐金品募集救護班派遣に就き協議し、滿場一致を以て極力努力するに決し、救護班は消防組在鄉軍人分會員青年會員を以て之を組織し、安中町原市町松井田町臼井町坂本町磯部村東橫野村板鼻町及豐岡村は、三日中に出發せしめ、自餘の町村は何時にても之を派遣し得る樣準備し置くことに決す、各町村第一回派遣中に加はらむことを熱望し、決定に苦しみたり、會議終了と共に、所員に救護事務員を命じ、翌日より町村に出張して協議事項の遂行を督勵せしむ、罹災地の情況漸次判明し、避難民陸續來ると共に、流言蜚語行はれ、民心の安定を缺き、救護事業は次第に廣汎多岐に亘り、屢次町村長を招集して必要の施設を爲せり。

イ、義捐金品募集　義捐金品募集は、終始一貫努力したる所にして、大震災群馬縣救護團の目的に從ひ、初め現金及白米に限定したるも、後被服副食物果實等をも取扱ふこととし、所員を町村に派して募集に從事せしめ、郡民奮て之に應じ、九月十四日第一回送金を爲し、同月二十日之を終了す、總額現金二萬一千二百六十三圓七十八錢、白米十三石七斗二升五合、衣類二十七點、澤庵五樽、梨二十九箱、葡萄六箱に達したり。

ロ、救護班派遣　消防組在鄉軍人分會員青年會員を以て各町村に救護班を組織せしむ、安中町原市町松井田町臼井町坂本町磯部村東橫野村板鼻町豐岡村及西橫野村青年會の救護班は、九月三日より九月五日までに出發し、東京府廳に到り、命を受けて警戒交通整理炊出食糧配給等に從事し、九月五日より九月八日の間に歸鄉し、作業日數延三十四日に及び、其の派遣人員合計三百三十二人に達す、自餘の町村は、準備を整へ召命を待ちしも、罹災地の秩序漸次恢復し、必要無きに至り、派遣せずして已む。

ハ、停車場に於ける救護　震災後罹災者は、安全地帶に於ける親戚知己等の許に續々避難するに至り、本郡を縱貫する信越線は、關西北陸方面に通ずる唯一の交通機關となりたる爲、乘客の混雜名狀すべからず、從て停車場に於ける飮食物以下給與の要特に痛切なるものあり、且つ罹災者中には傷病者等もありて救護を要するを以て、各停車場に救護事務所を設置し、主として停車場所在地町村役場吏員醫師在鄉軍人會員男女青年會員消防組學校生徒等をして其の衝に當らしめ、他町村より男女青年會員多數應援したり、郡役所に於ては所員を派遣して之を督勵し、九月十二日迄救護を繼續す、其後交通機關復舊せる結果、列車運轉時刻的確となり、僅少なる停車時間の驛に於ては、救護すべき時間の餘裕乏しく、旁々避難者數亦遞減せる爲め、各町村は物資を供給し、十三日後は停車時間の多き橫川驛一箇所に於て徹底的に救護するの方針を執り、九月二十一日迄之を繼續したり、之に從事したる延人員五千五百二十九人、給與物資價額金貳千四百拾壹圓參拾錢也。

ニ、消費節約宣傳　物價の昂騰を防止し、物資供給に便する爲、食糧品を初め、凡ての物の節約其の他の宣傳ビラを調製配付し、就中米節約の爲麥代用を奬勵したり。

ホ、縣告諭の普及徹底　九月三日縣告諭第一號の徹底を圖る爲、其の全文を記載し、其の實行を切望する旨附記せる印刷物一萬二千枚を調製し、之を每戶に配付したり。

ヘ、死亡者追弔法會　本郡在籍者又は在住者の家族にして、震災の爲死亡したる者七十五人の靈を弔はむ爲、大正十二年十二月九日百ケ日に當り其の追弔法會を行ふ、參列せる遺族五十一人に及べり、此の追弔法會は、郡長町村長施主となり、郡內僧侶の組織せる碓氷郡各宗協會之に從事したり。

ト、白米廉賣　罹災避難者に對し廉賣すべき白米六十四俵を縣より配付せられ、避難人員を標準として町村に配付し、之を廉賣せしむ、町村に於ては早きは十月六日廉賣を開始し、十二月三日のものを最後として終了せり、其の人員二千五百六十人、代金五百拾五圓參拾五錢(十月十一日以前一升金貳拾五錢十二日以後一升金貳拾錢)に達す。

二、町村救護施設　九月二日郡役所に會合協議を遂げたる町村長其の他は急遽町村に歸りて直に町村會議員區長在鄉軍人分會男女青年會役員等を招集し、協議事項の實行に就て極力努力することを決議し、直に諸般の救護業務に從事す、其の施設は、義捐金品募集、救護班組織派遣、停車場に於ける救護、白米廉賣等なり。

三、各種團體施設

イ、消防組在鄉軍人分會男女青年會等は、救護班を組織派遣し、停車場等に於て救護に從事す。

ロ、碓氷郡各宗協會　は碓氷郡に於ける寺院の住職の組織する團體にして、報に接し幹部の協議を遂げ、九月九日實況調査の爲理事三名を東京市に派遣し、十一日歸着、即日支部長會議(支部は町村に在り)を開き、五日以內に義捐金品を募集するに決し、支部長其の衝に當り慰問袋一千點(見積價額金六百圓)、衣類其他千七百二十八點(見積價額金四百圓)を募集したり、理事は十月一日右物品を齎して芝增上寺內佛敎聯合會の協力を得、主として本所深川方面の罹災者に之を配給す、其外支部に於ては、震火災の爲死亡せる者の葬儀に列し、又は香華を送りて弔慰に從事せり。

ハ、日本赤十字社碓氷郡委員部愛國婦人會碓氷郡幹事部義捐金品を募集す、其の額左の如し。

日本赤十字社分　現金參百貳拾壹圓貳拾錢

愛國婦人會分　現金百貳拾壹圓九拾錢
物品衣類雜品四千七百八十三點見積價額金貳千六拾九圓貳拾貳錢

六、吾妻郡

一、救護協議　九月二日吾妻郡役所員及町村長各種團體長を郡役所に召集し、緊急協議を遂げたる事項左の如し。

1、救護班編成

イ、救護班人選は、身體强健のものにて、成るべく軍事敎育を受けたるものを可とす。

ロ、救護班編成町村

班	町村	人數	計	役	氏名
第一班	中之條町	三十二人	計四十三人	班長	塚田圓一郎
	太田村	十一人		副班長	宮崎牛
第二班	澤田村	十五人	計三十六人	班長	關崎登
	伊參村	十人		副班長	山田省亭
	名久田村	十一人		同	制田藏
第三班	東村	十人	計四十六人	副班長	佐藤八郎
	原町	十五人		班長	金洋佐平
	岩島村	二十一人		副班長	一場武平

ハ、出發日時
第一班　九月三日　午前九時十分　中之條町發
第二班　九月三日　午後一時　中之條町發
第三班　九月四日　午前四時三十分　中之條町發

ニ、集合場所　東京市役所

ホ、往復豫定日數　四日間

ヘ、服裝　消防手法服

ト、目標
群馬縣救護團吾妻郡の腕章を左袖に附すること(白地に赤にて幅五寸長さ六、七寸位)、救護班人員は自己の住所氏名を記載したる木札を腰に附すること

チ、班員は班長の指揮に從ふこと。

リ、正副班長は豫に其の目標を附すること。

ヌ、救護班員の携帶品

擔荷、嚢口、手斧(其の他適當のもの)を持參すること。

食糧、一人に付白米三升、副食物は梅干其の他適當のもの。

藥品其の他。

ル、救護班員の經費は各町村費を以て之に充つること。

ヲ、救護班は交代する見込なるを以て第二回派遣救護班を編成し、相當準備し置くこと。

2、義捐金品の募集

イ、義捐金品は各町村役場を通じ町村に行渉ると同時に、郡內一般に徹底せしむること。

ロ、募集したる金品の取扱は各町村役場に取纒め郡役所へ敏活に送付すること。

ハ、義捐金品最少額は金五拾錢とし、白米一升以上袋入とす。

ニ、各町村內各種團體義捐金品取纒額は每日午前中其の種類數量全部を電話報告すること、物品中白米は俵にし其の他は物品を箱入れ又は藁包とし郡役所迄輸送のこと。

二、救護班活動左の如し。

1、第一班　九日三日午前六時吾妻郡中之條町役場に班員四十三名を會し、同八時二十分發電車にて出發、澁川町より汽車にて浦和に至り下車す、時に午後九時二十分なり、徒歩にて翌四日午前一時十分赤羽町に着し、同五時出發、同十時東京市役所に着し、正午より第一分隊及第二分隊に分れ、第一分隊(二十名)は市役所に於て炊事の援助を爲し、第二分隊(二十三名)は日比谷公園を中心として交通路の障碍物除去の任に就き、午後六時市役所に引揚げ、夜は時事新報社金庫の警戒をなす、翌五日市役所救護班係員の命を承け、午前七時より作業を開始し、前日の如く交通路障碍物除去及罹災民に氷の分配をなし、午後四時三十分市役所に引揚げ、同五時三十分市役所を發し歸途に着く、九月六日午後一時中之條町へ歸着す。

2、第二班　九月三日正午吾妻郡役所に班員三十六名集合、午後一時發電車にて出發、澁川町より汽車にて大宮町に至る、時に同七時四十分なり、下車して停車場前大宮町役場吏員出張所に宿舍方を依賴し、同町小學校に案內せられたるも、避難民多數收容しありたる爲校內に入る能はず、外廊下に宿營し、四日午前五時出發、直に川口町に至り、同町より赤羽停車場迄徒歩、荒川鐵橋破損の爲列車の發車を待つこと約一時間にして、日暮里町迄乘車、同町より上野迄徒歩す、此の間避難者の雜踏名狀すべからざる有樣なり、同公園に小憩後、東京市役所に强行し、午前十時三十分市役所に着し、正午直に二十名は救護團員配給の炊事に當り、其の他は日比谷公園附近の道路整理に任じ、四、五名づゝの小分隊となり殆ど個人行動を取り、道路上の障碍物を除去し、午後六時該公園に集合引揚ぐ、翌五日夜警に當るべく、晝間休憩し、六日午前二時より同六時迄警視廳巡査部長の指揮の下に東京府廳及市役所を警戒し、要所々々に四、五名宛配置し、監視す、引揚後、午前六時二十分市役所出發歸路に着き、交通杜絕の狀態なる爲め纔に途中乘車の便を得、高崎市に到達し、翌七日午後一時中之條町へ歸着す。

3、第三班　九月四日午前四時本郡原町、岩島の班員、中之條町電車發着所に集合し、同三十分出發、途中群馬郡小野上村西崎に於て本縣東村班員を合せ、四十六名、澁川町より汽車川口町に着し、同驛に於て本郡岩島村罹災兒童二名を發見し、岩島村軍人分會長之を同町知己に託し、徒歩赤羽町に出で、鐵道線路に沿ふて上野公園に向ひ、田端驛に於て東京市吏員の需に依り、糧食(俵米)の配給を援助し、後日暮里町に至れば日旣に暮れ、燭を一行の先頭に立て進みたるも、避難民の雜踏甚しく、午後七時上野公園に到り、同八時三十分市役所に到着、直に市社會局に告げ、議事堂前露地に野營す、翌五日午前六時庭內に於て小松社會主事より班員一同に挨拶あり、後軍人分會員は炊事に、青年團員は交通整理に、消防組員は夜警の任に當るべく、各方面に出勤勤務し、翌六日午前六時本部より直に田端驛出勤の命を承け、急速準備を整へ、市吏員の先導にて、徒歩にて神田本鄕上野を經て田端驛に至る、時に同八時三十分、同町小學校庭に於て朝食し、夫より戒嚴司令部田端配給司令部に屬し、軍隊と共に東京市に到る糧食其他救護品の積み下し分配に當り、午後三時勤務を終り、汽車大宮驛に歸り、構內雜踏の爲班員全部一致の行動を取る能はざるに依り解班し、各町村每に分列して歸途に就き、原町班員は翌七日午後五時、岩島、東の兩村班員は、八日午前十一時中之條町へ歸着す、前三班の救護に要したる經費其の他左の通り。

名稱	代表者	人員	出發月日	歸郷月日	滯京作業日數	救護班經費
群馬縣救護團吾妻郡救護班第一班	中之條町 塚田國一郎	四三	九月三日	九月六日	二日間	二〇五・九三円
同　第二班	澤田村 關登	三六	同上	九月七日	同上	三〇一・七一
同　第三班	原町 金澤佐平	四六	九月四日	九月八日	同上	三五七・〇六
計		一二五			六日間	八六四・七〇

三、義捐金品募集成績左の如し。

1、一般町村民各種團體其他募集成績

義捐金之部

一、金壹萬六千百六拾八圓四拾壹錢	一般町村民
一、金參百九拾七圓參拾五錢	青年團
一、金參百參拾九圓	處女會
一、金百九圓貳拾錢	軍人分會
一、金九拾六圓五拾錢	役場吏員
一、金百四圓七拾六錢	小學校職員
一、金百參拾七圓六拾五錢	消防組
一、金百五拾六圓參拾壹錢	小學校職員生徒
一、金四百五圓六拾四錢	小學校生徒
一、金拾七圓	主婦會、婦人會
一、金參百五圓	銀行會社
一、金百貳拾九圓八拾貳錢	慈善興行
一、金拾圓	同志會
一、金貳拾圓	舊青年會
一、六拾圓	報德社、弌致志社
一、金參百六拾五圓七拾錢	各種產業組合
一、金貳拾圓	理髮業組合
一、金貳拾圓	天理教教會宣教所
一、金六拾圓	吾妻郡役所員
一、金六圓五拾錢	中之條土木管區員
一、金貳拾六圓五拾六錢	原口警察署員
一、金六圓五拾錢	長野原警察分署員
一、金拾六圓參拾錢	中之條農業學校職員
一、金九圓七拾五錢	吾妻實科高等女學校職員
一、金九百貳圓五拾七錢	吾妻樹德會

合計金壹萬九千八百九拾圓五拾貳錢

義捐物品之部

一、白米　四拾壹俵壹斗六升五合	見積價額 金六百九拾五圓七拾參錢	一般町村民
一、白米　貳俵貳斗四升七合	同上 金四拾參圓九拾七錢	青年團
一、白米　壹俵七升	同上 金拾九圓七拾四錢	軍人分會
一、白米　拾四俵	同上 金貳百參拾五圓貳拾錢	青年團、軍人分會、消防組合同

一、白米　參斗九升　同上　消防組
金拾六圓參拾八錢
一、白米　壹俵壹斗　同上　役場吏員
小學校職員
計　百俵　同上　吾妻郡醫師會
一、白米　五俵　金八拾四圓
合計　七拾六俵壹斗七升貳合　同上　金千百拾六圓貳錢
一、樺太　貳棹　見積價額　一般町村民
金百貳圓　金拾圓
一、樺太　四棹　同上　青年團、軍人分會、消防組合同
金貳拾圓
一、樺太　壹棹　同上　婦女會
金五圓
合計　七棹　同上　青年團、軍人分會、消防組合同
金參拾五圓
一、澤庵　壹棹　見積價額　青年團、軍人分會、消防組合同
金貳圓
計　壹棹　同上
金貳圓
一、軍用乾麵麭　貳函　見積價額　一般村民
金拾壹圓
計　貳箱　同上
金拾壹圓
一、慰問袋　貳百四拾六袋　見積價額　青年團
金貳百九拾五圓貳拾錢
一、慰問袋　貳拾四袋　同上　婦女會
金參拾六圓
合計　參百七拾袋　同上　青年團
金參百參拾壹圓貳拾錢
一、衣類其の他　千四百壹拾八點　見積價額　一般町村民
金九百拾參圓九拾錢
一、衣類其の他　四百參拾七點　同上　婦女會
金貳百七拾四圓四拾錢
合計　千八百九拾五點　同上　婦女會
金千百八拾八圓參拾錢

2、帝國在鄉軍人會吾妻郡聯合分會募集成績

義捐金之部

一、金千百參拾參圓六拾錢　義捐金

義捐物品之部

一、金四百拾圓七拾錢
一、金七百七拾六圓四拾錢
一、金參百貳拾壹圓七拾錢
合計金千五百拾貳圓八拾錢
內以上運賃金拾四圓貳拾錢は義捐金より支出しあり。
總計金貳千六百四拾六圓四拾錢
差引總計金貳千六百參拾貳圓貳拾錢

3、日本赤十字社吾妻郡募集成績

義捐金

一、金八百九拾參圓九拾參錢
計金八百九拾參圓九拾參錢

一、木炭　雜炭九拾俵　見積價額
堅炭拾俵　金百貳圓
計　百俵　同上
金百貳圓

總計金貳萬貳千六百七拾六圓四錢

內譯

一、金壹萬九千八百九拾圓五拾貳錢　義捐金
一、金千百拾六圓貳錢　白米、六拾六俵
壹斗七升貳合代
一、金參拾五圓　梅干、七樽代
一、金貳圓　澤庵、壹樽代
一、金拾壹圓　軍用乾麵麭、貳函代
一、金參百參拾壹圓貳拾錢　慰問袋、貳百七拾袋代
一、金千百八拾八圓參拾錢　衣類其他千八百九拾五點代
一、金百貳圓　木炭、百俵代

4、愛國婦人會吾妻郡幹事部募集成績

義捐金之部

一、金四百七拾七圓九拾五錢

義捐物品之部

一、金參百六拾八圓八拾錢　衣類其の他七百參拾七點代　一般村民
一、金百五拾九圓六拾錢　衣類其の他貳百六拾七點代　婦人會

合計金五百貳拾八圓四拾錢
總計金千六圓參拾五錢

5、日本赤十字社吾妻郡少年赤十字團募集成績

義捐物品之部

一、雜記帳　貳千參百貳拾五冊　壹冊に付金五錢、金百拾六圓貳拾五錢
一、鉛筆　貳千參百五本　壹本に付金貳錢、金四拾六圓拾錢
一、筆(大、小)　五拾七本　同　金五錢、金貳圓八拾五錢
一、鐵筆　壹本　同　金拾五錢、金拾五錢
一、草紙　八百參拾參冊　壹冊に付金五錢、金四拾壹圓六拾五錢
一、硯　壹面　壹面に付金拾錢、金拾錢
一、小刀　九挺　壹挺に付金拾錢、金九拾錢
一、クロース付雜記帳貳拾參冊　壹冊に付金拾五錢、金參圓四拾五錢
一、消ゴム　四拾九個　壹個に付金五錢、金貳圓四拾五錢
一、墨　八挺　壹挺に付金拾錢、金八拾錢
一、ペン軸　壹本　壹本に付金五錢、金五錢
一、雲用紙　四千參百參拾六枚　百枚に付金參拾錢、金拾參圓
一、半紙白紙　千四百七枚　同　金貳拾五錢、金參圓五拾貳錢
一、小學校用讀本　六百冊　壹冊に付金拾貳錢、金七拾貳圓
一、同　書方手本　五百貳拾四冊同　金貳錢、金拾圓四拾八錢
一、同　修身書　四百貳拾貳冊同　金六錢、金貳拾五圓參拾貳錢
一、同　算術書　貳百四拾冊　同　金七錢、金拾五圓壹錢
一、小學校用地理書　百參拾參冊壹冊に付金拾貳錢、金拾五圓九拾六錢
一、同　地理附圖　拾四冊　同　金拾五錢、金貳圓拾錢
一、同　歷史書　百拾壹冊　同　金拾貳錢、金拾參圓參拾貳錢
一、同　理科書　百四拾壹冊　同　金七錢、金九圓八拾七錢
一、同　新定習帳　九拾九冊　同　金拾錢、金九圓九拾錢
一、同　新案小學唱歌　壹冊同　金拾錢、金拾錢
一、同　國語練習帳　百六拾六冊同　金五錢、金八圓參拾錢
一、同　六色フラワー　拾貳箱　壹函に付(箱)金拾五錢、金壹圓八拾錢
一、同　色鉛筆　壹函　壹本に付金七錢、金七錢
一、同　石筆　貳拾九本　同　金壹錢、金貳拾九錢
一、同　石盤ふき　壹個　壹個に付金貳錢、金貳錢
一、大麻　參拾把　壹把に付金拾錢、金參圓
一、慰問袋　百貳拾九袋　壹袋に付金七拾錢、金九拾圓參拾錢
一、手拭　壹本　壹本に付金拾錢、金拾錢
一、慰問狀(綴方を含む)　拾八本　なし
總計　壹萬四千九點　此の價格　金五百拾壹圓壹錢
外に慰問狀　拾八通

四、義捐金品送付

1、群馬縣救護團へ送付の分

一、義捐金　金壹萬九千八百九拾圓五拾貳錢
一、白米　六拾六俵壹斗七升貳合
一、梅干　七樽
一、澤庵　壹樽
一、軍用乾麵麭　貳箱
一、慰問袋　貳百七拾袋
一、衣類其の他　千八百九拾五點
一、木炭　百俵

2、帝國在鄉軍人會本部へ送付の分

一、義　捐　金　金千百參拾參圓六拾錢
（內義捐物品送付運賃金拾四圓貳拾錢支出しあり）
一、慰　問　袋　七百五拾袋
一、被　　服　千百拾九點
一、雜　　品　千百九點

3、日本赤十字社群馬支部へ送付の分
一、義　捐　金　金八百九拾參圓九拾參錢
一、雜記帳外參拾壹品　壹萬四千九點（吾妻郡少年赤十字團募集の分）

4、愛國婦人會群馬支部へ送付の分
一、義　捐　金　金四百七拾七圓九拾五錢
一、衣類其の他　七百參拾七點（一般町村民募集ノ分）
一、衣類其の他　貳百六拾六點

五、各種團體活動左の如し。

1、帝國在鄉軍人會吾妻郡聯合分會　九月十七日各町村軍人分會長を郡役所に召集し、熟議を爲し、救援隊派遣、罹災民の救護、救濟金品の募集等の議を決し、中之條町外十三ケ町村より二百十九名の出動人員を軍隊的に編成し、帝國在鄉軍人會高崎支部の出發命令を待ちしも、遂に其の運に至らず、一面左の救濟金品を募集す。

一、白　　米　參石貳斗　價格金百貳拾八圓（群馬縣救護團へ送付）
一、慰　問　袋　七百五拾貼　金四百拾四圓七拾錢
一、被　　服　千百拾九點　金七百七拾六圓四拾錢
一、棒　　千　壹　棒　金五圓（群馬縣救護團へ送付）
一、雜　　品　千百九點　金參百貳拾壹圓七拾錢
一、義捐金　千貳百四拾貳圓八拾錢（內金百九圓貳拾錢群馬縣救護團へ送付）
合計　金貳千八百八拾八圓六拾錢

2、吾妻機徳會（社會事業教化團體）會は、吾妻郡內各宗寺院及篤志者を以て組織せる社會事業教化團體なり、九月七日より同月二十一日に至る間、郡內各町村を巡歷托鉢し、有志の同情醵出金を集めたる結果左の如し。

一、義　捐　金　金九百貳圓五拾七錢
一、慰　問　袋　七百五拾袋
一、被　　服　千百拾九點
一、雜　　品　千百九點

3、中之條町青年團、軍人分會、消防組　役員並會員、町內有志を訪問して左の金品を募集す。

一、白　　米　拾四俵　價格金貳百參拾五圓貳拾錢
一、梅　　干　壹　樽　金五圓
一、澤　庵　壹　樽　金貳圓
合計價格　金貳百四拾貳圓貳拾錢

4、中之條町處女會　九月四日より震災地罹災避難者郡內に入込み來る者の爲、中之條町驛車發着所右側に休憩所を設置し、每日午前八時より午後五時過迄七、八名宛交互に出頭し、入込み來る避難者を同所に於て休憩せしめ、茶菓等（有志の寄附に依るもの）を與へ、人力、馬車の交渉、手荷物の運搬をなし、一部會員は義捐物品の募集に努む、成果左の如し。

一、避難有救護救援人員　參百人以上
一、義　捐　金　金貳拾五圓五錢　會員醵出
一、衣類其の他　千五拾五點　價格金五百貳拾七圓五拾錢
義捐金品合計價額　金五百五拾貳圓五拾五錢

5、太田村處女會　震災地罹災者の救助の資に充つべく、袷、袷羽織、單物、襦袢、腰卷、エプロン、足袋、草履等を新調又は購入し、又は義捐金の醵出に努む。

一、義　捐　金　金四拾四圓五錢
一、衣類其の他　八拾八點　價格金五拾貳圓八拾錢
義捐金品合計價額金九拾六圓八拾五錢

6、原町處女會、單物、袷、袷羽織、襦袢、帶、綿入羽織、シヤツ、足袋、紐、腰卷其の他を新調又は募集す、同會員中自己新調衣類の

襟に郵便葉書を縫ひ込み、罹災者の救助の資に充てたるものあり、

一、義　捐　金　金五圓　同會支出
一、衣類其の他　五拾點　價格金參拾圓（會員寄贈）
一、同　上　參百貳拾點　〃　金百六拾圓（一般町民より募集の分）
義捐金品合計價額金百拾五圓

1、原町青年團　町內各種團體の募集せる義捐金品の蒐集送達等、勞役奉仕す。

一、義　捐　金　金拾圓
（同町青年團組織に係る青年消防後援隊名義を以て同青年團より醵出）
一、白　　米　壹　俵　價格金拾六圓八拾錢
義捐金品合計價額金貳拾六圓八拾錢

8、坂上村處女會　義捐品を募集、愛國婦人會員を後援し、募集せる物品は愛國婦人會名義を以て寄贈す。

一、衣類其の他　七百參拾七點　價格金參百六拾八圓八拾錢

9、草津町青年團　慰問袋の調製、町內有志溫泉浴客の義捐を募る

一、慰　問　袋　貳百四拾六袋　價格金貳百九拾五圓六拾錢

10、澁田村處女會　慰問袋を調製し、衣類其の他を募集す。

一、慰　問　袋　貳拾四袋　價格金參拾六圓（會員調製）
一、衣類其の他　貳百六拾四點　〃　金百參拾四圓六拾錢（會員及一般村民）
一、義　捐　金　金五圓　同會より支出

11、嬬戀村青年團　會員各自勤勞貯金中より義捐金を醵出す。

一、義　捐　金　金百參拾四圓五拾五錢

12、嬬戀村處女會　義捐金を醵出す。

一、義　捐　金　金七拾圓五拾五錢

13、六合村處女會　衣類其の他義捐金を醵出す。

一、義　捐　金　金貳拾貳圓五拾錢
一、衣類其の他　參拾五點　價格金貳拾壹圓

義捐金品價額金四拾參圓五拾錢

14、吾妻木炭同業組合　重要物產同業組合法に依り本郡一圓を以て組織したるものにして、同志の寄贈を需めたる結果左の如し。

一、木　　炭　一俵　價格金九拾圓
一、同　上　參俵正四貫匁入　拾俵　〃　金拾貳圓

15、日本赤十字社吾妻郡委員部各町村分區委員、直接社員を歷訪して、同情を需む。

一、募集金額　金八百九拾參圓九拾參錢

16、愛國婦人會吾妻郡幹事部　各町村委員は、會員及一般町村民を訪問して同情を需め、左の金品を募集す。

一、募集金額　金四百七拾七圓九拾五錢
一、衣類其の他　貳百六拾六點　價格金百九拾五圓六拾錢
一、同　上　七百參拾七點　〃　金參百六拾八圓八拾錢
（一般町村民より募集の分）
義捐金品募集總額金千四拾貳圓參拾五錢

17、日本赤十字社吾妻郡少年赤十字團委員部　各町村少年赤十字團長副團長は、自校出席兒童に對し、各幹事（受持教員）をして勸誘せしめ、各兒童共の他より學用品を募集す。

一、雜記帳外參拾壹品　壹萬四千九點　價格金五百拾壹圓壹錢
（一般町村民、縣方を含む）　拾八通

六、共の他郡內澁田村大字山田町田きんは、慰問品、衣類其の他の募集に活躍せるのみならず、身未婚者なるに、衆に先んじて所持の衣類中絹物全部（三十九點）を災害地に贈り、爾後絹物の着用を廢することとし、長野原町大字羽根尾柄澤よねは、草鞋ばきにて義捐金を募集し、所持の衣類の一部を賣却し、共の代金拾圓を罹災地に贈れり。

一般町村民各種團體其の他義捐金募集成績表　（吾妻郡）（其一）

町村名＼種別	一般町村民	青年團	處女會	軍人分會	役場吏員	小學校職員	小學校職員生徒	消防組	小學校兒童	主婦會婦人會
中之條町	円 2,055.800	—	25.050	—	—	13.000	—	—	47.240	—
東村	795.450	30.000	40.000	30.000	7.000	6.500	—	20.000	20.900	(主) 10.000
太田村	868.430	13.000	44.040	10.000	—	10.000	—	17.000	40.000	—
原町	1,101.090	10.000	5.000	—	6.100	7.000	—	10.000	41.500	(婦) 7.000
岩島村	1,595.830	23.000	34.300	33.030	5.400	23.500	—	33.500	50.900	—
坂上村	999.800	20.000	10.000	20.000	15.000	9.000	—	—	56.730	—
長野原町	1,287.330	56.600	10.000	—	—	—	56.240	—	—	—
嬬戀村	1,284.930	124.550	70.550	—	5.000	21.500	—	—	67.450	—
草津町	1,659.000	—	5.000	—	—	—	37.800	—	1.200	—
六合村	560.810	47.700	33.500	—	26.000	—	—	—	—	—
澤田村	1,680.900	10.000	5.000	10.000	—	—	62.270	10.000	—	—
伊參村	723.650	13.000	29.700	13.000	5.000	9.000	—	14.000	23.780	—
名久田村	550.600	8.850	16.000	4.200	5.000	5.260	—	18.050	26.290	—
高山村	1,025.600	30.650	31.850	—	10.000	10.000	—	26.100	29.750	—
合計	16,128.420	397.350	339.000	109.200	96.500	104.760	156.320	137.650	405.640	17.000

一般町村民各種團體其の他義捐金募集成績表　（其二）

町村名＼種別	銀行會社	慈善興行	同志會	舊青年會	理髮業組合	報德社・弌致志社	產業組合（組合數）	產業組合	教會宣教所	計
中之條町	(銀) 150.000 (會) 75.000	72.040	—	—	20.000	—	2	80.000	—	2,538.240
東村	—	—	—	20.000	—	—	2	30.000	—	999.850
太田村	—	—	—	—	—	報 20.000	1	5.000	—	1,027.470
原町	(銀) 50.000	—	—	—	—	—	3	17.000	—	1,254.690
岩島村	(銀) 40.000	—	—	—	—	報 10.000 弌 40.000	8	91.000	—	1,980.460
坂上村	—	37.270	—	—	—	—	6	55.000	—	1,222.800
長野原町	—	—	—	—	—	—	2	6.500	—	1,416.670
嬬戀村	—	—	—	—	—	—		—	—	1,573.980
草津町	—	—	—	—	—	—	1	10.000	—	1,713.000
六合村	—	—	—	—	—	—	1	1.000	20.000	689.010
澤田村	—	—	—	—	—	—	8	56.000	—	1,834.170
伊參村	—	—	—	—	—	—	1	1.200	—	832.330
名久田村	—	—	—	—	—	—	1	13.000	—	647.250
高山村	—	20.500	10.000	—	—	—	2	8.000	—	1,202.450
合計	315.000	129.810	10.000	20.000	20.000	70.000	37	373.700	20.000	18,863.240

一般町村民各種團體其の他（白米）募集成績表　（吾妻郡）（其一）

町村名＼種別	一般町村民 數量	一般町村民 價格	青年團 數量	青年團 價格	軍人分會 數量	軍人分會 價格	青、軍、消合同團體 數量	青、軍、消合同團體 價格	消防組 數量	消防組 價格	役場吏員小學校職員 數量	役場吏員小學校職員 價格	吾妻郡醫師會 數量	吾妻郡醫師會 價格	計 數量	計 價格
中之條町	壹升	円 0.420	壹俵	円 16.800	—	—	拾四俵	円 235.200	—	—	—	—	五俵	円 80.000	拾五俵壹升	円 332.420
東村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
太田村	拾四俵	235.200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	拾四俵	235.200
原町	參俵	50.400	壹俵	16.800	壹俵	16.800	—	—	—	—	壹斗	4.200	—	—	五俵壹斗	88.200
岩島村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
坂上村	八俵貳斗	142.800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八俵貳斗	142.800
長野原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嬬戀村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
草津町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六合村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
澤田村	壹斗壹升	4.620	—	—	—	—	—	—	—	—	壹俵	16.800	—	—	壹俵壹斗壹升	21.420
伊參村	八俵	134.400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八俵	134.400
名久田村	四俵貳斗	75.600	貳斗四升七合	10.370	七升	2.940	—	—	參斗九升	16.380	—	—	—	—	六俵壹斗七合	105.290
高山村	參俵四升五合	53.290	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	參俵四升五合	53.290

合計	四拾壹俵一斗六升五合	六九二・七三〇	二俵二斗四升七合	四五・九七〇	壹俵七升	一九・七四〇	拾四俵	三五三・三〇〇	參斗九升	一六・五六〇	壹俵壹斗	三・〇〇〇	五俵	八四・〇〇〇	六拾七俵一斗六升三合 一、一二六・〇三〇

一般町村民各種團體其他義捐物品募集成績表　（吾妻郡）　（其二）

種別／町村名	椎干之部 一般町村民 數量	價格	處女會 數量	價格	青、軍、消合同團體 數量	價格	計 數量	價格	澤庵之部 青、軍、消合同團體 數量	價格	軍用乾麵麭之部 一般村民 數量	價格	慰問袋之部 青年處女會 數量	價格	木炭之部 吾妻木炭同業組合 數量	價格	衣類其の他之部 一般町村民 數量	價格	處女會 數量	價格	計 數量	價格
中之條町	—	円—	—	円—	壹樽	円五・〇〇〇	壹樽	円五・〇〇〇	壹樽	円二・〇〇〇	—	円—	—	円—	楢六十俵 堅拾俵	円一〇二・〇〇〇	一、〇五三點	円五三七・五〇〇	—	円—	一、〇五三點	円五三七・五〇〇
東村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三函	一一・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
太田村	貳樽	一〇・〇〇〇	—	—	—	—	二樽	一〇・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	四四點	二六・四〇〇	八八點	五二・八〇〇	一三二點	七九・二〇〇
原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三三〇點	一六〇・〇〇〇	五〇點	五〇・〇〇〇	三八〇點	二一〇・〇〇〇
岩島村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
坂上村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嬬戀村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
草津町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(衣)二四六個	二九三・三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
六合村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三三點	一一・〇〇〇	三三點	一一・〇〇〇
澤田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(處)二四個	三八・〇〇〇	—	—	襦袢のみ 三九點	二〇〇・〇〇〇	二六四點	一七〇・六〇〇	三〇三點	三七〇・六〇〇
伊參村	—	—	—	—	三樽	一五・〇〇〇	三樽	一五・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
名久田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高山村	—	—	壹樽	五・〇〇〇	—	—	一樽	五・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	貳樽	一〇・〇〇〇	壹樽	五・〇〇〇	四樽	二〇・〇〇〇	七樽	三五・〇〇〇	一樽	二・〇〇〇	三函	一一・〇〇〇	二七〇個	三三一・三〇〇	百俵	一〇二・〇〇〇	一、四六六點	九二三・九〇〇	四三五點	二八四・四〇〇	一、九〇一點	一、二〇八・三〇〇

吾妻郡官衙學校其ノ他義捐金募集成績表

種別	義捐金醵出額
吾妻郡役所員	円六〇・〇〇〇
群馬縣中之條土木管區員	六・五〇〇
吾妻郡原町警察署員	二六・三八〇
吾妻郡長野原町警察分署員	六・五〇〇
群馬縣中之條農業學校職員	一六・五〇〇
群馬縣吾妻實科高等女學校職員	九・七五〇
吾妻樹德會	九〇二・五五〇
合計	一、〇二八・一八〇

帝國在鄉軍人會吾妻郡聯合分會義捐金品募集成績表

種別／町村名	義捐金額	慰問袋 數量	價格	被服 數量	價格	雜品 數量	價格	計 數量	價格	合計金額	備考
中之條町	円八〇・〇〇〇	八七袋	円五六・〇〇〇	三〇點	円四・〇〇〇	一四〇點	円二三・〇〇〇	二四〇點	円八三・〇〇〇	円一六三・〇〇〇	
東村	六五・〇〇〇	一三〇	六〇・〇〇〇	—	—	—	—	一三〇	六〇・〇〇〇	一二五・〇〇〇	
太田村	五一・〇〇〇	—	—	六六	三六・三〇〇	—	—	六六	三六・三〇〇	八七・三〇〇	
原町	六六・〇〇〇	一〇九	六五・四〇〇	—	—	—	—	一〇九	六五・四〇〇	一三一・四〇〇	
岩島村	一二八・〇〇〇	—	—	—	—	二三四	九二・〇〇〇	二三四	九二・〇〇〇	二二〇・〇〇〇	
坂上村	一〇九・五〇〇	—	—	七八	一〇〇・〇〇〇	一四一	四〇・〇〇〇	二一九	一四〇・〇〇〇	二四九・五〇〇	
長野原町	八四・〇〇〇	一五六	九四・八〇〇	—	—	三八	一五・〇〇〇	一九四	一〇九・八〇〇	一九三・八〇〇	
嬬戀村	二〇〇・〇〇〇	九六	一二〇・〇〇〇	七五	一四〇・〇〇〇	一二〇	五〇・〇〇〇	二九一	三一〇・〇〇〇	五一〇・〇〇〇	
草津町	一三三・五〇〇	—	—	二〇〇	二五〇・〇〇〇	五〇	五〇・〇〇〇	二五〇	三〇〇・〇〇〇	四三三・五〇〇	
六合村	五〇・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇・〇〇〇	
澤田村	九三・〇〇〇	—	—	三九	二〇・〇〇〇	四六	六・〇〇〇	八五	二六・〇〇〇	一一九・〇〇〇	
伊參村	六二・一〇〇	—	—	二七	一二八・九〇〇	五一	一〇・二〇〇	七八	一三九・一〇〇	二〇一・二〇〇	
名久田村	六九・〇〇〇	—	—	三四	五〇・〇〇〇	一一九	三七・〇〇〇	一五三	八七・〇〇〇	一五六・〇〇〇	
高山村	五〇・〇〇〇	八五	一八・五〇〇	三一〇	五七・三〇〇	一七二	六・五〇〇	五六七	八二・三〇〇	一三二・三〇〇	
合計	一、一三三・一〇〇	七三〇	四一四・七〇〇	一、一一九	七七六・四〇〇	一、一〇九	三三一・七〇〇	二、九九八	一、五二二・八〇〇	二、六四六・四〇〇	義捐金中金拾四圓貳拾錢義捐物品輸送として支出しあり

日本赤十字社吾妻郡委員部義捐金募集成績表

種別／町村名	社員數	義捐金醵出額
中之條町	一九二人	円一四五・〇〇〇
東村	一二六	一〇五・五〇〇
太田村	一〇五	五五・〇〇〇
原町	一五二	六六・五〇〇

愛國婦人會吾妻郡幹事部義捐金品募集成績表

種別／町村名	義捐金之部 會員數	義捐金醵出額	義捐物品衣類（其の他）部 一般町村民 數量	價格	婦人會 數量	價格	計 數量	價格	合計金額
中之條町	六八人	円五九・〇〇〇	—	円—	一五四點	円九二・四〇〇	一五四點	円九二・四〇〇	円一五一・四〇〇
東村	四八	三三・五〇〇	—	—	—	—	—	—	三三・五〇〇
太田村	三九	一六・五〇〇	—	—	—	—	—	—	一六・五〇〇
原町	二八	一二・四〇〇	—	—	一一三	六七・二〇〇	一一三	六七・二〇〇	七九・六〇〇

岩島村	三二一	一二九・五五〇	六八	九九・二三〇	—	—	—	—	—	—	九九・二三〇
坂上村	一八六	二六・八〇〇	九三	三三・六〇〇	七七	三六八・八〇〇	—	—	七七	三六八・八〇〇	四〇二・四〇〇
長野原町	九七	一三六・六八〇	三一	一三六・六七〇	—	—	—	—	—	—	一三六・六七〇
嬬戀村	一七五	八・四〇〇	三三	五〇〇	—	—	—	—	—	—	五〇〇
草津町	八一	一〇・〇〇〇	二九	五・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	五・〇〇〇
六合町	六三	三八・五〇〇	二八	一〇・四〇〇	—	—	—	—	—	—	一〇・四〇〇
澤田村	一五五	七八・五〇〇	八五	三七・一五〇	—	—	—	—	—	—	三七・一五〇
伊參村	一三六	五〇・〇〇〇	八〇	一三・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一三・〇〇〇
名久田村	九六	四五・二〇〇	四七	二八・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	二八・〇〇〇
高山村	八九	二四・五〇〇	三三	五・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	五・〇〇〇
合計	一、八九一	八九三・九三〇	六九七	四七七・九五〇	七七	三六八・八〇〇	二六六	一三九・六〇〇	一、〇〇五	三三八・四〇〇	一、〇〇六・五五〇

日本赤十字社吾妻郡少年赤十字團義捐物品募集成績表（其一）

種別	雜記帳		鉛筆		筆（大、小）		鐵筆		草紙		硯		小刀		クロース附雜記帳		消ゴム		疊		ペン軸	
町村名	數量（冊）	價格（円）	數量（本）	價格（円）	數量（本）	價格（円）	數量（本）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（面）	價格（円）	數量（挺）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（個）	價格（円）	數量（枚）	價格（円）	數量（本）	價格（円）
中之條町	九三二	四七・六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東村	一四五	七・二五〇	四六三	九・二六〇	四	二〇〇	一	一五〇	三三	一・六五〇	一	一〇〇	八	八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
太田村	一二一	六・〇五〇	二三七	四・七四〇	二	一〇〇	—	—	四九	二・四五〇	—	—	—	—	三三	三・四五〇	一二	六〇〇	二	二〇〇	一	五〇
原町	—	—	—	—	—	—	—	—	四五〇	二二・五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩島村	三二	一・五五〇	八四	一・六八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一〇〇	—	—	—	—
坂上村	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇〇	一〇・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嬬戀村	三二〇	一六・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
草津町	二八〇	一四・〇〇〇	六〇	一・二〇〇	一〇	五〇〇	—	—	二七	一・三五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六合村	—	—	二〇	四〇〇	二五	一・二五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
澤田村	二八九	一四・四五〇	八六三	一七・二六〇	八	四〇〇	—	—	二八	一・四〇〇	—	—	一	一〇〇	—	—	八	四〇〇	四	四〇〇	—	—
伊參村	五〇	二・五〇〇	六二	一・二四〇	一	五〇	—	—	八	四〇〇	—	—	—	—	—	—	四	二〇〇	—	—	—	—
名久田村	六〇	三・〇〇〇	一九一	三・八二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一〇〇	—	—	—	—
高山村	七九	三・九五〇	三二六	六・五三〇	七	三五〇	—	—	三八	一・九〇〇	—	—	—	—	—	—	二一	一・〇五〇	二	二〇〇	—	—
合計	二、三〇八	一一六・三五〇	二、三〇六	四六・一三〇	五七	二・八五〇	一	一五〇	八三三	四一・六五〇	一	一〇〇	九	九〇〇	三三	三・四五〇	四九	二・四五〇	八	八〇〇	一	五〇

日本赤十字社吾妻郡少年赤十字團義捐物品募集成績表（其二）

種別	畫用紙		半紙白紙		慰問袋		六色フラワーペンシル		色鉛筆		石筆		石盤ふき		手拭		大麻		國語練習帳		新案小學唱歌帳	
町村名	數量（枚）	價格（円）	數量（枚）	價格（円）	數量（袋）	價格（円）	數量（箱）	價格（円）	數量（本）	價格（円）	數量（本）	價格（円）	數量（個）	價格（円）	數量（本）	價格（円）	數量（把）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）
中之條町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
太田村	三	〇三六	一七一	一八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩島村	—	—	二四	〇六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五〇	五・〇〇	—	—	一	一〇〇
坂上村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野原町	四、〇〇〇	一二・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嬬戀村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五五	七・七五〇	—	—
草津町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六合村	—	—	—	—	一二二	八五・四〇〇	三	一・八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
澤田村	一〇四	三一二	五六五	一・四九〇	—	—	—	—	一	〇七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊參村	一二〇	三六〇	七〇三	一・七五八	七	四・九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
名久田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	〇五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高山村	一〇〇	三〇〇	一四	〇三五	—	—	—	—	—	—	二四	二四〇	一	〇二〇	一	一〇〇	—	—	一一	五五〇	—	—
合計	四、三二七	一三・〇〇八	一、四七七	三・五二三	一二九	九〇・三〇〇	三	一・八〇〇	一	〇七〇	二九	二九〇	一	〇二〇	一	一〇〇	五〇	五・〇〇	一六六	八・三〇〇	一	一〇〇

日本赤十字社吾妻郡少年赤十字團義捐物品募集成績表（其三）

種別	小學讀本		同書方手本		小學修身書		同算術書		同地理書		同地理附圖		同歷史		同理科書		同新定畫帖		慰問狀	計	
町村名	數量（冊）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數量（冊）	價格（円）	數（通）	數量	價格（円）
中之條町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九三二	四七・六〇〇
東村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	（慰方一）二	六五五	一九・四一〇
太田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	六三一	一七・八六六

原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四四〇	三・四〇〇
岩島村	六〇〇	七三・〇〇〇	五三四	一〇・四六〇	四三三	二五・三三〇	二四〇	一六・八〇〇	一三五	一三・九六〇	一四	二・一〇〇	二一	一三・三三〇	一四一	九・八七〇	九九	九・九〇〇	二	二、四六八	一八二・二四〇
坂上村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二〇〇	一〇・〇〇〇
長野原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	四、〇〇〇	三・〇〇〇
嬬戀村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	四五七	三五・七五〇
草津町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	三六七	一七・〇五〇
六合村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一七九	八八・八五〇
澤田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一、九〇〇	三六・三六二
伊參村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	九五四	一一・四五五
名久田村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二三八	六・九七〇
高山村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	六三四	一五・三三五
合計	六〇〇	七三・〇〇〇	五三四	一〇・四六〇	四三三	二五・三三〇	二四〇	一六・八〇〇	一三五	一三・九六〇	一四	二・一〇〇	二一	一三・三三〇	一四一	九・八七〇	九九	九・九〇〇	一八	一四、〇〇九	五二一・〇一〇

七、利根郡

一、救護隊派遣　大正十二年九月一日東都附近の大震災に對し、群馬縣知事より救護團三班(一班人員三十名)急派の通牒に接し、直に組織に着手す、郡は山間に在りて地域廣濶交通不便なれば、各町村より班員を募らんか、緊急を要するの際、派遣遲延の虞れあり、且つ救護班の派遣は一回に止まらざるべきを豫想し、第一回救護班は、全部沼田町に於て組織せしめ、利根郡救護班とし、三日を以て出發せしむ、午前五時一行九十一名程に上り、午後五時半埼玉縣北足立郡蕨驛に着し、群馬縣の命に依り、東京市へ輸送すべき米穀味噌等の貨物塔載作業に從事し、同夜は蕨町寺院三學院に宿泊す、深更群馬縣土木課長より明早朝出發、東京府廳に至り、同廳の命令に依り活動すべき旨通報あり、四日午前五時宿舍出發、徒歩赤羽驛に至り、同驛より日暮里驛迄班員隨意に汽車に乘じ、上野公園に集合し、午後十二時半東京府廳に到着す、午後は府廳の命に依り歩哨及罹災民の避難等の作業に從事し、夜は同廳の廊下に宿泊したり、午後十時、府廳より明日は淺草區役所に至り、同區長の指揮に依り作業に從事すべく命ぜられ、五日午前七時出發、同九時三十分淺草區役所に到着す、淺草區長の指揮に依り、團員を三班に區分し、大道路に於ける電信電話等の破壞物其の他障碍物の取片付けに從事す、午後三時區役所に引揚げ、それより一團と爲りて府廳に歸る、時に午後六時なり、同夜は附近の歩哨任務に服し、同廳の廊下に宿泊せり、六日午前二時半東京出發、午後七時三十分歸郡す。

第二回後の救護團は、縣よりの通牒に基き、各町村に一班を組織することし、在鄕軍人十名、青年團員十名、消防組十名、計三十名を一班とするの準備を整へ、出動命令を待ちしも、出動に至らずして已む。

二、義捐金品募集　縣より救護團派遣と共に義捐金品募集の達あり、直に各町村長を召集し、郡内に於て、一人若くは一團體五拾錢以上又は白米一升以上を醵出せしむることとし、募集を開始し、數回に渉りて募集し得たるものを縣救護團に送致せり。

義捐金　貳萬參千七百貳拾九圓貳錢

義捐品

梅干	三升入一樽	梅干	四斗入一樽
梅干	一斗入七樽	梅干	三升入一袋
饂飩	三十把入一函	味噌漬	一斗樽入一樽
茄子漬	四斗樽入二十樽		

三、罹災避難民救護　震火災に因り罹災者の郡に避難したるもの千百三十二名、之を類別すれば、郡内に居据らむとするもの二百六十三名、一時避難して他へ轉住せむとするもの八百六十三名、親戚知己もなくして避難し來れるもの六名あり、此等避難者は、或は飢餓を訴へ、或は宿泊に窮せるを以て、郡内三個所に救護所を設置し、食パン、サイダー、キヤラメル等を給し、又宿泊に窮するものは無料宿泊をなさしめ、以て目的地に到達するの便宜を計れり、縣よりは白米三十六俵を送付し來りたるを以て、避難民の數に應じて町村に配分し、廉賣を爲さしめ、失業者に對しては、それ〲職業紹介を爲したり。

四、町村活動　郡中各町村の活動左の如し。

(一)沼田町　九月二日在鄕軍人分會員三十名、消防組三十一名、青年會員三十名、計九十一名を以て救護班を組織し、三日午前五時出發、午後五時半蕨驛着、縣出張所員の指揮を受けて徹夜糧食を運搬し、四日午前四時蕨驛を發し、午後零時三十分東京府に着す、市よりの命に依り歩哨及罹災者運搬其他雜務に從ひ、五日午後七時半市の命にて淺草區役所へ向ひ、九時半着、區長の命にて三隊に分れ、道路取片付に從事す、午後三時半終了、市役所に歸り、六日午前二時半發歸沼す。

(二)利南村　九月三日村長郡の町村長會に臨み、四日役場に區長を招集して、義捐金募集並に米麥應徵發準備を打合せ、大麥五十石を應徵額に決す、五日在鄕軍人分會員十名、青年會員十名を以て救護班を組織し、旅裝食料等を準備して待命し、殘餘會員を以て夜警す、七日區長に命じ避難民名簿を作り、四十六名の避難者中、親戚知己なきものは之を救護する事とし、八日義捐金千六百五十三圓二十六錢を取纒めて送付方を郡衙に託し、二十二日第二回義捐金百十二圓五錢を郡衙に託す、十月二十六日より十一月一日まで、避難者に白米廉賣を爲し、一升二十錢を以て七斗一升五合を避難者十三名に配付す。

(三)白澤村　九月四日區長及各團體長を招きて救護方法を協議し、義捐金一千三百四十七圓六十錢、梅干四斗入一樽を集め、郡衙を經て縣救護團に送り、同じく四日消防組青年團在鄕軍人三十名を以て救護團を組織し、出動の命を待ちしも、出動に至らずして已む、來村避難者に對し、救護方法を講じ、食料衣類を用意して待ちしも、來避難者何れも相當緣類ある者のみにて救給するに至らず、縣より村內避難者に救護米四斗入二俵を送付し來れるより、之を避難者二十六名に配給す、十月十五日調査委員十三名を設け避難者を調査す。

東京府五十二名、神奈川縣五名、埼玉縣二名、茨城縣一名、計六十名

鮮人暴擧の流言盛なりし際、村田東京電燈株式會社水力電氣工事に多數の鮮人働き居り、危險なりと稱するものありて、消防組青年團在鄕軍人等警戒し、陸軍よりも軍隊來駐せしが、幸に事なきを得たり。

(四)東村　九月九日村民一同より第一回義捐金七百二十二圓七十五錢を醵出し、十九日同く第二回義捐金二百三十八圓六十錢を醵出す、第三回は村內根利林業所より四百三圓を出し、小學校職員兒童は第一回金六十三圓二十三錢を醵出す。

(五)片品村　は、

一、第一回募集義捐金　金貳百五拾貳圓七拾貳錢

一、第二回同上　　金貳百參拾五圓九拾錢
一、青年會同上　　金壹百圓五拾錢
一、處女會同上　　金貳拾七圓〇五錢
一、本縣より送附に係る廉賣米　三斗八升（廉賣米配付人員七人）

救護班は組織したれども、出動に至らず、避難者は十數名各自の家に歸りたるのみ、他町村の避難者なし、村民中東京に於て死亡せしもの一人あり。

(六)川場村　九月六日送付第一回義捐金五百二十圓六十八錢、十八日騰出第二回五百十四圓五十五錢、大字門前少年會二圓十五錢、在鄉軍人分會二十圓、處女會十二圓四十錢、小學兒童四十圓二十八錢、學校職員十三圓七十三錢、大字生品吉澤米吉二十圓、何れも十八日送金す、合計千百四十三圓七十八錢なり、救護班は組織したれども、出動に至らず、軍人分會、消防組、青年會共同して夜警す。

(七)池田村　第一回義捐金五百十九圓三十錢、白米一石九斗六升、九月七日送付し、更に第二回義捐金二百圓を送付す、救護班は在鄉軍人青年會員を以て組織したるも、出動せず。

(八)藤模村　青年會消防組軍人分會員を以て救護班を組織したるも出動の命に接せず、義捐金品は

金千八拾參圓六拾參錢　村民有志
金五拾五圓參拾錢　青年會員
金四拾五圓參拾八錢　小學校生徒
金參拾五圓　在鄉軍人會員
金拾七圓九拾錢　小學校職員
金拾五圓　役場吏員
米四斗二升　味噌貳一樽　村民有志

(九)古馬牧村　救護班を組織して出動せざりしこと、各村に同じ、義捐金は、

第一回（九月七日）
一金貳拾圓也　古馬牧村役場職員一同
一金六百拾參圓貳拾錢　村民一同より醵出高
一金五拾壹圓貳拾錢　古馬牧村南尋常高等小學校職員並生徒一同
一金貳拾壹圓九拾六錢　古馬牧村北尋常高等小學校職員並生徒一同
合計金七百八拾六圓參拾六錢なり。

第二回（九月二十日）
一金貳百貳拾壹圓拾八錢　一般村民より醵出高

此外
一金四拾九圓拾錢　古馬牧村青年會員
一金參拾六圓四拾錢　日本赤十字社員愛國婦人會員より震災救護費中へ寄附金
一金貳拾參圓也　在鄉軍人會古馬牧村分會員

累計壹千壹百拾六圓四錢

(十)水上村　救護班を組織し待命す、義捐金は、

第一回（九月十日）
一金八百五拾圓拾四錢　一般村民より醵出高
一金拾五圓　爭知尋常小學校兒童職員一同
一金參拾壹圓八拾七錢　水上尋常高等小學校同上
一金參圓貳拾錢　藤原尋常小學校同上
一金五　圓　水上女子會員
一金拾貳圓　在鄉軍人會水上村分會員
一金參拾貳圓六拾錢　水上村青年會員
一金參拾七圓九拾錢　水上村內赤十字社員一同
一金八圓拾五錢　同　婦人會員一同
合計金九百九拾五圓八拾六錢

第二回（九月十五日）
一金百五圓　一般村民より醵出高

累計金壹千百圓八拾六錢

(十一)桃野村　軍人分會、區長、青年會、處女會、其他有志の盡力を以て義捐金品を募集す。

義捐金
第一回分　金千五百五拾九圓貳拾壹錢
第二回分　金四百九拾六圓四拾錢

寄贈品
一、饅頭一函　梅干三升

救護班を組織したること、各村に同じ。

(十二)新治村　救護班を組織し、又義捐金を募集す。
一金千五百四拾參圓四拾四錢　第一回新治村
一金六百八拾貳圓八拾參錢　第二回新治村
一金百七圓參拾五錢　新治村青年會
一金百拾貳圓拾五錢　（同　修養部）
一金貳拾六圓　新治村婦人會
一金八圓貳拾五錢　赤十字社新治村分區會員
一金拾七圓參拾參錢　愛國婦人會新治村分區會員
一金參拾五圓四拾錢　生井小學校職員及兒童
一金拾七圓參拾錢　新巻小學校同上
一金拾七圓八拾參錢　須川小學校同上
一金六拾圓　入須川小學校同上
一金貳拾七圓　萬壽館製絲所男女工一同
一金貳拾七圓　日本醋釀製造株式會社
一金貳圓　赤谷木村乾餠工場從業員一同
須川報德社

(十三)川田村　救護團組織義捐金品募集、
一金七百參拾七圓六拾錢　九月八日第一回醵出
一金貳百拾六圓五拾錢　九月十一日第二回醵出
一金貳拾圓　十月在鄉軍人分會醵出
一金參拾圓五拾五錢　十月青年會醵出
一金參拾七圓拾錢　十月處女會醵出

(十四)久呂保村　義捐金募集、九月七日第一回送付。
金四百參拾九圓六拾錢　村民一般寄附
金參拾八圓五拾錢　小學校兒童寄附
金拾圓四拾五錢　同　職員寄附

二十日第二回送付。
金百參拾圓拾錢　村民一般寄附

青年會は九月十五日四拾圓四拾錢を、處女會は二十三日八圓を醵出す。

(十五)絲之瀨村　救護班組織、義捐金募集。
第一回六百貳拾八圓六拾錢、第二回貳百四圓五拾五錢、計八百參拾參圓拾五錢九月三日沼田町出發。利根郡救護順派遣費用負擔

(十六)赤城根村　義捐金募集、救護班組織。
第一回義捐金　九月七日醵出　六百七拾壹圓五拾壹錢（學校職員兒童貳拾九圓六拾九錢、一般村民六百四拾壹圓八拾貳錢）
第二回義捐金　九月十八日醵出　百八拾五圓（一般村民）拾五圓六拾五錢（處女會）
外に　字砥澤住民第一回分九月二十日醵出貳百六拾八圓
赤十字社員拾四圓貳拾錢、愛國婦人會員參圓貳拾五錢
計壹千百五拾七圓六拾錢

八、佐波郡

1、三鄉村　群馬縣佐波郡三鄉村は、消防組十名、軍人分會九名、青年會九名、役場吏員一名を以て救護團を組織し、九月三日上京の途に就き、蕨驛に於て群馬縣糧食の發受及監視に任じ、四日東京府廳に到り、縣下各町村派遣の救護團員二千餘名と共に、夕食の炊出に從事し、五日は近衞步兵第二聯隊第五中隊に附屬して東京驛を警戒し、晝間は同隊安藤少尉指揮下に團員十二名淺草より兩國に糧食を輸送して、罹災者に配布し、其他は見習士官指揮下に東京驛構內の避難者を調査す、其より午後五時三十分より六日午前五時までは、中隊に合して停車場を警戒したり、又村民一般より募集したる義捐金品は四百六拾七

四貳拾五錢及白米五斗三升とす。

2、赤堀村　赤堀村救護隊在鄉軍人分會員十三名、消防組八名計二十一名は、高柳隊長引率の下に、九月三日午前七時四十一分國定驛を發し、午後四時三十分川口驛に着し、たま〳〵群馬縣救護隊本部蕨町移徙に依り、轉じて同驛に到り、夕食及朝食の炊爨を爲し、停車場附近に露營し、隊長は午前八時味噌醬油運搬護衞のため貨物自動車を以て市役所に至る、途中自警團のため停止する數回、四日午後一時市役所に達し、受領證を得て蕨に歸る、午前九時一同出發、赤羽より乘車して日暮里に到り、徒歩上野臺に登る、一望焦土と化し、猶餘焔の騰々たるあり、廣小路より神田を經て午後三時市役所に達し、地下室に休憩して命令を待ち、五日青年會員は道路障碍物排除及家庭の勞力幇助をなし、分會員は自ら進で炊事に從事し、現役兵五、六名と共に、二重鍋の野外炊爨器十數箇を以て極力炊出をなし、午後八時終了、府會議事堂に就眠す、內分會員五名は、自動車を以て品川方面への糧食運搬に從ひ、途中自動車故障のため、不眠不休を以て纔に目的を達し、六日午前六時半歸隊したり、消防組は、五日午後十時より六日午前四時まで警戒に當り、六日午前八時市役所貸與の自動車を以て日暮里に歸り、浦和まで行軍し、大宮附近より乘車して午後五時歸村す。

3、東村　在鄉軍人分會員青年會員消防組員三十二名を以て、東村救護團を組織し、九月三日午前七時四十一分國定驛出發、午後八時蕨驛着、縣救護團出張を警戒して、四日午前四時三十分に至り、それより東京に向ひ、午前十一時東京市役所に着し、社會課主事の指揮下に救護事務に從事し、午後班を兩分して、一は京橋區、二は神田區方面の道路整理並に避難民の救護に從事し、倒潰家屋及電車、荷車電柱の燒殘物除去、交通の援助、罹災者小屋掛の手傳等を爲し、五日は班を三分して、軍人部は炊事に、靑年部は午前京橋區午後日本橋區の道路整

理、避難民救護を爲し、消防部は夜警の任に當りて有樂町附近に出動したり、內炊事班は、軍隊炊具により二十名弱の人員を以て二千餘名に供給する炊き出し配給に從ひ、夜警班は、軍隊と協力して翌日午前二時まで繼續警戒す、六日午前四時市役所集合、五時歸路に就き、午後四時三十分歸村す、往復の途中は、各驛に於て避難者の乘車を援け、空腹を訴ふる者には携帶糧食を分與したり。

4、殖蓮村　大震の悲報に接するや、佐波郡長は九月二日町村長及在鄉軍人分會長消防組頭靑年會長を郡役所に招集し、各町村に救護團を組織するの議を決す、是に於て殖蓮村は、消防組十一名、軍人分會員十二名、靑年會員十一名計三十四名を以て群馬縣佐波郡殖蓮村救護團を組織し、團長一名副團長一名風紀掛一名を定め、川田文八を團長とし筒袖脚絆草鞋及外套の輕裝とし、標旗一旒を作り、腕章を付し、白米三升、副食物、飮用水、鳶口、シャブロ、鉈、鋸、繩、繃帶、藥品を携帶し、團員十名毎に飯炊釜一個を携ふ、九月三日午前六時五十八分伊勢崎驛集合、七時五十分發汽車にて東京に向ひ、午後五時川口驛下車、徒歩蕨驛に遒行し、八時三十分着驛露宿す、是夜同驛に於ける食糧品の自動車輸送を援助し、團員を分ちて、積荷運搬の警戒に任ず、四日早曉蕨驛發汽車川口驛に至り、其より徒歩して赤羽に達し、再び乘車して田端驛に到り、徒歩東京府に向ひ、午後三時頃到着す、地下室に休憩後、廳內假收容所收容の傷病者を病舍に移すため、擔架運搬の任務に當り、午後十一時任務を了す、其より廳舍內外を警戒して翌朝に至り、五日は友團赤堀村救護團と共に、廳內に設備したる軍隊炊事班を援助し、團を三分して、炊事部、食糧調理部、食糧運搬部とし、三十有餘の軍隊用大釜を以て炎熱燬くが如き間に執務し、玄米七白米三の握飯を結び、之を搬出配給、午前五時より午後十二時に至る、一睡起床すれば、掛官來りて感謝の意を述ぶ、午前四時出發、宮城を遙拜し、徒歩赤羽驛に達し、列車の屋上に搭乘出發す、汽車大宮驛に達せんとして俄然大雷雨の襲來に逢ひ、下車方面を轉じ、小山驛を經て、午後八時伊勢崎に着し、人員器具の點檢を行ひ、伊勢崎警察署に報告して解團す。

5、采女村　在鄉軍人分會長山田悟六を團長として、軍人分會員靑年會員消防組員三十名を以て救護團を組織し、九月三日午前八時小學校庭に集合し、九時三十五分伊勢崎驛を發し、午後四時浦和に着す、其より徒歩蕨驛に到り、午後六時着、群馬縣救護團本部の指揮の下に入り、六時三十分糧食運搬積込を實施し、午後八時終了、同町光龜寺に露宿す、同夜午後十時までに翌日分の炊事を終り、警戒夜を徹し、四日午前四時行動を開始し、東京市役所に向ひ發程、七時赤羽に着し、七時二十分發汽車にて日暮里に達す、時に午前八時なり、更に徒歩して本鄉追分町高等小學校に至り、同町靑年團に力を戮せて校庭の傷病者療養を援け、正午出發、市役所に至り、翌日群馬縣救護團千八百名分の朝食炊事を爲す事となり、休憩に就き、五日午前零時起床、團員を握飯班、炊班、水汲班に分ち、零時四十分行動を開始し、群馬縣救護團員朝食千八百人分外晝食四百人分の炊事を爲したり、午前八時四十分終る、午後二時東京驛構內の整理に任じ、六時終了す、六日午前零時日暮里發九時伊勢崎着、十時歸村す、十四日東京府知事より感謝の電報、二十九日謝狀あり、十月二十六日群馬縣知事より謝狀を贈らる。

6、剛志村　九月二日郡役所緊急協議會後、午後七時村役場に各團體役員會を開き、救護隊編成に着手し、消防組七名、軍人分會七名、靑年會八名計二十二名、之に駐在巡査一名を加へて組班し、井上一二を團長とす、同夜役場吏員學校職員徹夜して準備を整ふ、三日午前八時半出發、十時二分該驛發、久喜に至るも、東北本線に乘換ゆる能はず、東武線に轉じ、午後一時粕壁驛に下車し、徒歩武州大澤町に至る、警鐘頻りに鳴り、犬盛に吠へ、鮮人一隊二三百名町に向て來るとの報あり、乃ち各自竹槍を急造して待つに、鮮人の影だになく、一隊嘯然たり、越ヶ谷町に達し、一臺の貨物自動車を得て便乘、避難人馬の間を驅て奥州街道を進み、千住邊より日暮里に至る、所々の自警團行人を誰何し、風物慘憺たり、午後八時千住役場に至り、警察署を訪ひて目的を告げ、同所の交通團に一泊す、團は傷病者の收容所にして、庭の一隅に憲兵警官保護して鮮人支那人百五六十名在り、應援靈視夜を徹し、四日東京府廳に向ひ、午前九時到着、指示を待ち、晝食後、剛志村救護隊は丸の內を中心に、市中を巡視し、道路上の障碍物を排除し、日沒と同時に歸廳すべし」との命を受く、乃ち京橋日本橋神田下谷各區の主要道路を巡回執務し、避難小屋建設を援け、夜間は府の金庫に對し不寢番を設け、五日は午前三時起床、五時梅原府社會課主事の指示を受け、消防組は戒嚴司令部に屬して東京驛及日比谷公園附近の夜間警備に任じ、靑年會分會員は縣救護團千八百餘名の炊事に當る、飛語あり、歩兵十五聯隊及警官全部東京に出動したるため無警察狀態となり、盧に乘じて鮮人主義者隊伍を爲して暴行中なりと、隊員耳を藉さずして任務を了り、五日午前二時府廳出發、途上淺草觀音境內避難民にて立錐の地なく、隊を見て空腹を訴ふるもの多し、乃ち携ふる所の朝晝二食分の全部を施與し、西新井に至り、汽車避難者を慰めつつ、午後三時頃驛に歸着す。

7、島村　九月二日午後三時村長以下郡役所の協議會後、午後七時村役場に軍人分會靑年會消防組の幹部會議し、救護團を組織し、三日早朝出發する事に決し、團員二十二名に駐在巡査を加へて二十三名、消防組頭町田勝良團長となり、三日午前九時出發、十時四十分本庄驛乘車、午後六時川口驛に着し、九時蕨町に引返し、夜警に從事、四日午

前七時出發、午後三時半東京府に著し、救護に從事し、同廳一泊、五日午前六時より丸の内を中心として芝區四谷區神田區方面に出動し、罹災者の保護、道路の整理に任じ、六日午前六時發歸村す。

8、豐受村　軍人分會青年會消防組九百圓、赤十字社百七拾圓、婦人會參拾圓、伊勢崎織物大絣有信會貳百五拾圓を義捐し、其他婦人會員中衣類袷外百八十六點を寄贈し、豐受義捐團は、延人員百四十八人の勞力奉仕をなし、九月三日午前九時本庄驛を發し、蕨町群馬縣救護班に助力し、東京市中の避難者へ食料を配付し、道路整理市役所事務用バラック掛等に從ひ、除く救護團は白米六俵を以て握飯石油函三十個を作り、九月三日午前八時十五分伊勢崎驛を發し、川口驛に至り、更に荷車三臺に分載して蕨町に來り、群馬縣救護班に配付方を依賴して歸還す。

9、名和村　在鄉軍人分會員十名、消防組十名、青年會十一名及役場吏員一名、小學教員一名、軍人分會長一名、醫師一名を以て、名和村救護隊を組織し、九月三日午前十一時二十三分兩毛線伊勢崎驛を發し、群馬縣救護團出張所蕨驛に至り、同團指揮下に東京府東京市への糧食輸送作業に從ひ、市役所より借入れたる貨物自動車を以て搬入し、途次及驛內にては避難者疾病者に食料を給與し、醫療を施し、其他指示に從ひて各種の作業に當り、六日午前五時四十分歸村す、村內大字山王道救護隊は同大字住民十九名を以て之を組織す、九月四日午前八時大字內より集めたる握飯六千個を携へ伊勢崎驛を發し、田端驛下車附近の避難者に握飯を分與し、傷病者に應急手當を爲し、進で上野驛に至り、同じく救護作業に從ひ、六日歸村したり。

10、芝根村　九月三日軍人分會消防組青年會二十四名を以て救護團を組織し、午前十時埼玉縣神保原驛乘車午後五時川口驛に着し、蕨町に引返し、夜は縣廳輸送の糧食を自動車にて東京市役所へ運搬するため途中の警戒に任じ、四日午前五時縣出張官の命を受け、東京市役所に至り、郡內各救護班と共に、糧食の配給警戒等を爲し、六日午後二時日暮里發汽車を以て歸村す。

11、玉村町　在鄉軍人消防組青年會志望者四十三名を以て救護團を組織し、九月三日午前七時四十分新町驛を發し、午後六時川口驛着、荒川鐵橋を渡り、七時半頃上野公園に到り、淸水堂附近に位置し、下谷區役所に連絡を取り、廣小路以北、下谷本鄉方面を警戒す、四日午前五時同所を發して六時半東京府廳に到り、三班に分れて左の業に從事す。

日比谷公園を中心として附近の道路を整理し、路上の電線電柱其他の危險物を除去し、避難小屋の建築罹災者の金庫破壞を援助し、破壞水道を修繕し、及避難者に烟草キャラメル淸水等を給與慰問す。

夜間は、午後七時より十二時半まで宮城前楠公銅像側に位置し、近衛步兵の下士哨に連絡して附近を警戒す。

五日は芝區及京橋區深川區本鄉區の一部に於て同樣の作業に從ひ、午後六時上野方面に向ひて歸途に上り、日暮里驛に至るも、避難者の群集を見て、乘車するに忍びず、徒步中山道を大宮町に着し、民家の一隅に假睡し、六日も徒步して六時過鴻巢町に達し、それより乘車して午後四時歸村す。

12、上陽村　消防組員十一名、在鄉軍人十六名、青年會員十五名計四十二名を以て救護團を組織し、九月六日午前七時駒形驛發午後五時川口町に着し、蕨驛に引返し、同驛附近の警備及東京府廳への救恤品積載並に輸送警衞に當りて徹夜す、是夜村民の在京避難者數名村の標旗を見て來りたるものあり、衣食を給し、同驛より乘車歸鄉せしむ、四日一行蕨を發し東京府廳に至り、全員を五班に分ちて、四班を以て麴町一帶の街路を淸掃し、兼て府廳を警備し、一班は府廳及市役所內に散亂したる書類の整理に從事す、五日芝區內品川方面の路上障碍物を除去し、宇田川町五番地先電車交叉點に鐵筋コンクリート建家屋電柱二本と共に、路上に倒壞したるを除去し、約一時間にして之を了り、更に路面約十五町を淸掃し、此の方面の自動車以下の通行を自在ならしむ、午後五時府廳歸着、歸途に就き、午後五時日暮里驛に到り、避難者の乘車を幇助し、同所に露宿し、携帶食料の全部を飢者に分與し、翌朝三時乘車、各驛に於て食物水等の配給品分配、乘降の便宜を與へ、午後三時駒形驛に歸る。

13、宮鄉村　救護班三十一名、九月三日午前七時五十六分伊勢崎驛發、午後五時蕨驛にて下車し、警察署の依賴に依り徹宵同町周圍を警戒し、四日午前五時出發十時東京府廳に達す、社會課長の指示に依り、二班に分れ、炊事食物配給糧秣運搬のため府廳內及附近に活動し、徹夜事に從ふ、五日前作業を繼續するの外、淺草本所深川を除き、市內各區の主要道路に於ける危險物を除去す、午後五時課長の謝辭あり、それより歸路に就く。

九、新田郡

郡は大震災に對し、知事の內意に基き、九月二日午後三時郡內町村在鄉軍人分會長消防組頭青年團長を郡衙に招集し、郡長及太田警察署長、新田郡聯合分會長、郡吏員參列、救援隊編成に關して協議し、各町村より約三十名づゝを以て編成する救護隊一隊づゝを派遣するに決し、必要器具糧食を携帶し、三日早朝を以て出發せしめ、一方には吏員を派して義捐金品を募集し、又郡內町村長、農會長、小學校長、在鄉軍人分會長青年團長を活動せしめて、蔬菜を蒐集し、太田驛より貨車西新井驛に送り、同驛に於て直接に各團體をして市民に配布せしめたり、其他郡內各停車場へは、關係地並に附近町村の在鄉軍人青年團消防組處女會等、日々交代して出張し、避難者の救護慰撫に努力したり。

罹災救助團體活動狀況（新田郡）

名稱	種類	引率者	人員	出發月日	歸鄉月日	滯京作業日數	作業場所及種類	備考
群馬縣救護團新田郡太田町救護班	消防手	太川萬一郎	三五	九月三日	九月五日	二日	東京市淺草區罹民救助及警戒に當る	
同　九合村　同	消防手分會員	飯田藤一郎 大槻茂作	一七 一七	同	九月六日	同	東京市本所區被服廠跡死體搬出整理	
同　澤野村　同	消防手	金谷寅吉	三八	同	同	同	同	
同　尾島町　同	消防手分會員	中島文作 田部勘七郎	一七 一七	同	同	同	東京市深川區救助米運搬給水	
同　世良田村　同	消防手	富岡和一	三二	同	同	同	同	
同　木崎町　同	同	栗原勝司	三二	同	同	同	東京市本所區被服廠跡死體搬出整理	
同　寶泉村　同	同	渡邊猶一郎	四〇	同	同	同	同	
同　鳥之鄉村　同	同	天笠昇平	三五	同	同	同	東京市深川區救助米運搬給水	
同　同	分會員	木村良作	三四	九月四日	同	同	東京市芝區深川區裏通整理貨物自動車積み下し道路上危險物排除	
同　强戶村　同	消防手	岡部一三	三一	九月三日	九月五日	三日	東京市下谷區糧食配給	
同　生品村　同	同	茂木賀藏	三五	同	九月六日	二日	東京市深川區救助米運搬給水	

同　綿打村	同	同	正田盛作	三四	同	同	同	東京市本所區被服廠跡死體搬出整理
同　藪塚本町	同	消防手分會員 青年團員	小川龜太郎	三四	同	同	同	東京市深川區救助米運搬給水
同　笠懸村	同	消防手	關口伴作	三五	同	同	同	東京市芝區交通整理救助品運搬
同　同		分會員	金子定彦	三一	同	同	同	同
新田郡救護班		各町村青年團員	和田本夬郎	三七	同	同	同	東京市日本橋區本所區の交通整理

備考　右救護班は太田警察署より横山警部補巡査數名並郡より小島産業主事補引率出張。

罹災救護班活動狀況

名稱	種類	引率者	人員	出發月日	歸鄕月日	滯京作業日數	作業場所及種類	備考
群馬縣救護團新田郡太田町救護班	青年	橋本憲一	一四	九月十日	九月十二日	二日	淺草區本所區蔬菜配給	
同　九合村　同	同	小川仁三郎	一七	同九日	同十一日	同	下谷區淺草區	同上
同　澤野村　同	同	竹内宗作	一七	同	同	同	同	同上
同　尾島町　同	同	茂木明範	一六	同十日	同十二日	同	本所區淺草區	同上
同　世良田村　同	同	澁澤佐平	一七	同十一日	同十三日	同	本所區深川區	同上
同　木崎町　同	青年在鄕軍人 消防組	藤原多三郎	二一	同十日	同十二日	同	本所區淺草區	同上
同　生品村　同	青年	正田品吉	一八	同	同	同	下谷區淺草區	同上
同　鳥之鄕村　同	同	太田昌信	一八	同	同	同	本所區深川區	同上
同　强戸村　同	同	田村久	一八	同十一日	同十三日	同	同	同上
同　寶泉村　同	同	塚越累平	三〇	同八日	同九日	一日	下谷區	同上
同　綿打村　同	同	森下正作	一八	同十日	同十二日	二日	本所區深川區	同上
同　藪塚本町　同	青年在鄕軍人 消防組	今井伊太郎	一七	同十一日	同十三日	同	淺草區深川區	同上
同　寶泉村　同	青年	星野文夬郎	一七	同	同	同	同	同上

備考　1、右事業は、郡長が各町村長同農會長小學校をして各部内より蔬菜を集めしめ、前記諸團體をして之れが配給の任に當らしめたり。
2、右配給に關し、和田社會教育主事九月八日より十三日迄、篠原技手は十日より十二日迄、小幡技手は十一日より十三日迄、田村技手は九日より十一日迄東京市に出張して右配給の指揮をなす。

震災救護金品調（新田郡）

町村名	義捐金圓	義捐物品	見積價格	送致先	備考
太田町	四、一六二・六七	白米、餅、衣類、漬物、蔬菜、慰問袋	五、八七二・〇〇	東京府	群馬縣經由
九合村	一、三八一・八〇	衣類	九・八〇	同	同
澤野村	一、四六六・八五	衣類	二〇	同	同
尾島町	一、五五八・七〇	白米、衣類	五〇・四〇	同	同
世良田村	九八七・五三	白米、衣類、漬物	九九・〇〇	同	同
木崎町	六二三・二五	白米、衣類	九二・〇〇	同	同
寶泉村	一、〇七二・九六	白米	八三〇・八〇	同	同
鳥之鄕村	二一九・七〇	白米、衣類、漬物	一、六二四・六〇	同	同
强戸村	八六七・九〇	白米	二四〇・〇〇	同	同
生品村	八九六・五〇	白米、漬物、蔬菜	一二二・八〇	同	同
綿打村	一、二六二・六九				
藪塚本町	六四〇・六〇	蔬菜、漬物、醬油	六五五・〇〇	同	群馬縣
笠懸村	一、〇〇二・五八	衣類、慰問袋	四四・二〇	同	
新田郡		蔬菜、食鹽	一、二四九・七〇	同	直接送付
計	一六、一四三・七三		一〇、八九〇・五〇		

管内救護所に於ける避難者に對し慰撫又は救護したる各區別人員左の如し。

區別／人員	本所	深川	淺草	下谷	日本橋	京橋	神田	本鄕	芝	赤坂	牛込	四谷	小石川	麴町	計
人員	一六三	一二三	一四二	三七	四三	二四	四六	三	三	一	二	一	一	三	六一六

備考　停車場に於て湯茶及食物を供給し、各目的地へ向け乘車せしめ、近傍の者に對しては荷物の運搬等をなし、倘宿泊を望む者には無料宿泊の便宜を與たり。

十、山田郡

大正十二年九月一日の大强震に依り、東京附近被害甚大の確報あるや、郡は縣救護團の下に救援に從事することゝなり、九月二日午後五時郡内町村長、小學校長、青年會長、軍人分會長、消防組頭を招集し、警察署長醫師會長等立會、縣の方針に基き、(一)震災地に救護班派遣、(二)救恤金品の蒐集、(三)避難者救護、(四)罹災者救護上調達し得べき物資調査、(五)不正商人取締等に就き協議を遂げ、取敢へず救護班六班を郡役所員、醫師、軍人分會員、青年會員、消防組員より選出組織することゝなり、内三班は九月三日出發、他の三班は交替に備へ、何時にても出發し得べく準備せり、此の豫備三班は、後派遣の要なきに至る。

1、山田郡救護班　第一乃至第三救護班は、九月三日午前九時五十二分桐生驛發列車にて出發す、總員は百十六名、内譯左の如く、外に各班何れも警察官一名參加せり。

山田郡役所員	三	醫師	二
軍人分會員	四二	青年會員	三九
消防組員	三〇		

班は直に東京市に向ふ豫定なりしも、途中各驛に於ける避難者、救援者の混雜名狀すべからず、列車の遲延支障甚しく、活動自由ならずして、埼玉縣川口町に到着せしは午後六時を過ぐる十分なり、已むなく同夜は鐵道當局諒解の下に川口町驛に働き、主として(一)構内外の秩序保持、(二)避難者の乘車援助、(三)野宿者の護衞、(四)飲料水の供給等に、翌朝五時迄不眠不休に從事し、四日午前五時四十分川口町露營地を發し、徒歩又は列車に依り午前十時三十分上野に着し、上野公園内東京市社會課出張所及下谷區役所に到り、當事者に面接し、同日は同所を活動の根據地とし、主として(一)炊き出し並之が配給、(二)地方よりの救助品配給、(三)救助品の護衞等に從事し、翌朝午前六時迄續行せるも、午前一、二時頃は、不逞の輩出沒するに至れるを以て一時炊出しを中止し、專ら一般の警戒と救助品の護衞に意を用ひ、五日午前六時四十分同所を引上げ、市内の交通整理、危險物の除去等に任ずる爲、下谷神田麴町淺草方面に活動せるが、用意の食糧品全く盡きたるを以て、午後二時歸途に就き、同夜十一時班員全部歸郡す。

2、救恤金品蒐集　郡に於ては、管内町村、小學校、青年會、軍人分會、處女會、消防組等と協力して、救恤金品の蒐集に努むる所あり、歸郡の救護班員も參加し、爾來幾十日銳意奔走の結果、諸團體關係者は勿論、小學校兒童及一般民の應募多く、左の金品の蒐集を見たり。

金品は何れも縣救護團を經て震災地に送付され有效に費途さる。

一、金　員　一萬八百三十九圓三十八錢
一、白　米　二百三十俵(四斗入)
一、干饂飩　一函　一、茹子鮪漬　一樽
一、梅　干　六樽(十一箱)　一、馬鈴薯　五千二百貫

3、避難者救護　震災地住民にして緣故者を賴り避難する者多く、其數一時數千名に上れり、町村及各種の團體は、適宜見舞米の配付を爲す等極力慰安に努め、避難先貧困にして生計立たざるものに對しては、町村費或は有志者寄附金等を以て救護の途を講じ、又縣救護團の廉賣米を取扱ふ等、專ら避難者の不安除去に努め、一面停車場所在地町村は吏員警察官軍人分會員青年會員協力して、驛構內に救護所竝休憩所を設け、乘換者の下車乘車を容易ならしめ、下車する者の荷物運搬を爲し、又避難者一般に對して麥湯、氷、食事等の接待を爲せり。

4、各種團體　郡下各種團體は、義に多大の救助金品募集の直後なるに拘はらず、渾身の努力を以て、或は救助寄附金品の募集に、或は罹災小學校兒童學用品の募集に奔走し、募集金品は悉く上司を經て配給の手續を了したり。

各團體金品募集成績

團體名	救護品目	員數	備考
日本赤十字社群馬支部山田郡委員部	金　圓	五〇〇圓	
同	罹災兒童學用品	四、三〇五點	三十品目
群馬縣神職會山田郡支部	金　圓	五〇圓	
帝國在鄉軍人會山田郡聯合分會	同	六五七圓	(時價)
同	衣類及日用品	二、一三點	八三二四

此外愛國婦人會山田郡幹事部は、罹災者救護の爲め、各委員區長に金品寄贈方勸誘を依賴し、夫々募集の結果、衣類四百八十八點、此人員百十七人、價格二百十圓、義捐金百八十六圓七十錢、此人員六百十一人の寄贈を受け、直に支部に送附し、一方には郡內へ避難せる罹災者の慰問に就き、各委員區長をして慰問せしめ、境野村避難の罹災者中救護の必要ある者十二人、休泊村に於て五人あるや、金品の配給方を支部に申請し、境野村に衣類六十一點、休泊村に金二十四圓の救護を得、直に送付配給したり、尙避難せる罹災者の衛生狀態を考慮し、郡醫師會と計り、醫師一人及委員區吏員と共に衛生狀態を觀察せしめ、健康を害したるものと認めたるものは無料診療せしむ。

山田郡各宗協會は、九月三日布敎師天津圓宗を震災地に派遣視察せしめ、會長及理事二名は、通信及傷病者手當に從事するため、通信端書及藥品繃帶布等を携へ、五日早朝出發、同日は上野公園に於て目的とする通信に從事し、又傷病者に對して藥品の施與患部の繃帶等を爲し、同所に一泊し、翌六日は、陸軍參謀本部前に事業を開始したるも、再び上野公園に至り、動物園前博物館裏の避難者を訪れ、繃帶布、仁丹、六神丸、ホシチョール等を施し、午後一時より上野淸水堂にて管理者靑柳氏(本縣出身)より椅子其他を貸與され、作業を開始す。此日通信端書千三百枚を蒐集し、上野公園自治館內下谷區役所庶務課に出頭して、發送手配方を依賴し、夜は淸水堂に宿し、避難者を見舞ひ、藥品の塗布繃帶及施藥等に從事して一夜を明し、七日午前十時携帶品全く盡きたるを以て、蒐集せる郵便物を携帶歸途に就きたり。一面避難者慰問の爲、大間々町相生村廣澤村の各停車場に於て、町村及諸團體と共同し、多數避難者の送迎を爲し、藥品の給與、無料宿泊所の準備等を爲せり。又慰問袋五百袋を作成し、郡內避難者各戶に就きて親しく慰問する所あり、此の經費二百六十圓なり、此外震災死者に對する追弔を兼ね、震災に對する善後策として、郡內各町村に連日大施餓鬼を修し、橫死者の追福を祈り、併せて此際に處する講演會を開けり、此の日關係遺族の參列を乞ひ、塔婆を供養したり。

十一、邑樂郡

左の義捐を爲す。

邑樂郡農會

蔬菜類七、一九六貫二〇〇匁	穀類	一九石〇九〇	
味噌(四斗樽)	四本	漬物(同)	二本

邑樂郡各宗協會

漬物(四斗樽)	五六本	同(一斗樽)	三五本

邑樂郡各町村在鄉軍人分會

海老瀨村	手　拭	二〇本	現　金	一〇・八〇〇円
赤　羽　村	被　服	一九三枚	現　金	二一・六五〇
高　島　村	被　服	一〇四枚	現　金	一七・九五〇
四谷田村	被　服	一六五枚		
渡瀨村	被　服	一三六枚	現　金	一一・一〇〇
同郡館林町	現　金	四三・五〇〇円		
大　島　村	現　金	九・八〇〇		
大箇野村	現　金	一四・三〇〇		
伊奈良村	現　金	二九・七五〇		
千江田村	現　金	一三・〇〇〇		
梅　島　村	現　金	一一・〇〇〇円		
六　郷　村	現　金	二四・〇〇〇		
三野谷村	現　金	一三・四〇〇		
富永村	現　金	一二・五〇〇		
永樂村	現　金	三七・二五〇		
小泉町	現　金	一五・五〇〇		
中野村	現　金	二六・一〇〇		
多々良村	現　金	三四・〇〇〇		

夏前橋市

市は九月一日の震災が東京市を中心として、東京府下神奈川埼玉千葉各府縣に亘り、其の被害意外に激甚なるの報に接し、群馬縣救護團と連絡して前橋市救護團を設け、應急救護の任に當り、一方に義捐金品を醵集して被害地へ送り、一方に左記內規に依り避難者を救護したり。

記

前橋市救護團內規

一、當團は、前橋市役所及左の有志團體を以て組織す。
在鄉軍人會前橋市分會、群馬縣佛敎聯合會、前橋積善會、前橋醫師會、前橋市愛國婦人會員、前橋市婦人會、救世軍前橋小隊。

二、當團は、前橋驛前へ救護所を設け、東京、其の他の大慘害罹災傷病者に對し、治療手當、宿泊、行先の案內、職業の紹介等出來得る限りの便宜を與ふるを以て目的とす。

三、當團の役員及任務を左の如く定む。

團長 一名 前橋市長

副團長 二名 前橋市助役

幹事 若干名 各有志團體の代表者一名宛

團長は、當團の事業を統轄す。

副團長は、團長を補佐し救護の事業を監督す。

幹事は、互に協議し事業を處理す。

四、當團の事業を遂行する爲め、各團體の事務分擔を左の如く定む。

在鄕軍人分會

1、罹災者を下車せしめ之を救護所に案內すること。

2、宿泊所の指定案內及行先案內等諸便宜の勞を執ること。

3、傷病者の治療手當をすること。

4、停車場の警戒治安に任ずること。

5、列車通行者に水其他の給與をなすこと。

佛敎團及積善會

1、罹災者の氏名を調査し事務所へ報告すること。

2、行先及宿泊所等を調査し案內者に引渡すこと。

3、職業の紹介をなすこと。

前橋市醫師會

1、傷病者の治療手當をなすこと。

前橋市愛國婦人會員

前橋市婦人會

1、食料品の給與其の他の接待をなすこと。

2、衣類其の他の給與をなすこと。

救世軍

1、行先及宿泊所の案內をなすこと。

各團體の宿泊所は、團體每に事務を整理すること

五、當團は救護所內に事務所を設け、市吏員及縣吏員共事務を處理す。

六、事務所に左の帳簿を備ふ。

1、會計簿

2、日誌

3、罹災者名簿

4、傷病者治療名簿

5、寄附金品簿

6、無料宿泊者名簿

7、出勤簿

七、各團體は適宜交代法を設け、晝夜必ず左の人員を救護所に勤務せしむること。

1、在鄕軍人分會 約二十五名

2、佛敎團及積善會 約十名

3、前橋醫師會 約二名

4、前橋市愛國婦人會員、前橋婦人會 約五名

5、救世軍 約五名

八、罹災者にして宿泊せしむべきものは、左の指定宿泊所を之に充つ。

第一宿泊所 停車場前 鐵泉亭

第二宿泊所 天川原 永壽寺

第三宿泊所 田中町 一楽館

第四宿泊所 立川町 救世軍

豫備宿泊所 前代田 積善會

同 堀川町 田中貞吉

九、役員名

團長、市長木村二郞、副團長、助役田部井宗七、同岸慶三、幹事、軍人分會橫川良助、佛敎團九條厳英、積善會蓮池辨阿、醫師會岡田榮平、愛國婦人會員前橋婦人會木村まつ子、救世軍持丸惠之助。

右の內規に依り、本市停車場前に臨時救護所を設置し、各罹災地より本市方面へ避難するものに對し、飮食物、衣服の配給及傷病者の施療をなし、又住所未定のものは、一時宿泊料に收容する等、全力を盡して避難者の救護に當りたり、當時救護に當りたる從事者及救護狀況を揭ぐれは左の如し。

震災避難者救護事務從事者

月日	市吏員	軍人分會員	佛敎聯合會員	愛國婦人會前橋婦人會員	前橋醫師會員	救世軍小隊	篤志者	計
九月三日	二	醫二 二五	—	—	—	—	一	三〇
同四日	二	醫二 二七	七	—	—	—	一	三九
同五日	二	醫二 二四	八	—	—	—	三	三九
同六日	二	醫二 二三	一〇	—	—	—	三	四〇
同七日	二	醫二 二四	一〇	—	二	—	四	四四
同八日	二	二四	一三	五	二	三	四	五三
同九日	五	二六	二八	六	二	三	二	七二
同十日	五	一八	一六	八	二	三	二	五四
同十一日	八	一七	二一	一二	二	三	二	六五
同十二日	五	一九	二三	一二	二	四	二	六七
同十三日	三	二四	一三	四	二	—	二	四八
同十四日	三	一九	一三	六	二	—	二	四五
同十五日	三	一四	—	—	二	—	一	二〇
同十六日	二	—	—	—	—	—	一	三
計	四六	醫一〇 二八四	一六二	五三	一八	一六	三〇	六一九

震災避難者救護狀況

月日	避難者降車人員數	宿泊者數並に宿舍別 鐵泉亭	永壽寺	松竹院	積善會	救世軍	醫語研究所	計	施療人員別
九月三日	三一二	二六	—	三	—	—	三	三二	一〇
同四日	三六七	二〇	—	二	—	一〇	—	三二	—
同五日	三五〇	四三	七	—	—	—	—	五〇	二
同六日	七五五	五〇	四	—	—	—	—	五四	七
同七日	七三三	五〇	三	—	—	七	—	六〇	一
同八日	七二六	三一	五	—	二	九	—	四七	七
同九日	七七八	五〇	四	—	二	一三	—	六九	一七
同十日	四一七	四〇	—	—	九	二	—	五一	三
同十一日	三三七	一九	六	—	一	—	—	二六	四
同十二日	四三六	一一	三	—	一	三	—	一八	二
同十三日	三〇〇	四	五	—	—	—	—	九	二
同十四日	三三〇	九	二	—	—	—	—	一一	三
同十五日	二〇七	六	—	—	—	—	—	六	—
同十六日	六五	—	—	—	—	—	—	—	—
計	六、五四二	三五九	三九	五	一五	四四	三	四六五	五八

外に當市在留の避難者中、生活困難者には、無料食料の配給並に白米の廉賣等を執行したり。

各團體の活動左の如し。

1、在鄉軍人會前橋分會

イ、救護班派遣　在鄉軍人會前橋市分會(青年團の一隊も加はり應援)には、横川分會長の指揮下に救護班を組織し、群馬縣救護團の節度に從ひ、東京市に向つて九月二日午後五時十一分市を出發し、同日午後九時三十分川口驛着下車し、徒歩にて赤羽十條を經て、三日午前二時三十分本鄉區役所前に到りたるに、前面一帶は恰も燒跡の火焰に包まれ咫尺を辨ぜず、爲に一時停止し本鄉區役所構內にて炊事をなし、一方下谷池の端附近火災猛烈なるより、同所罹災者の保護をなし、水を給し、負傷者十四名に應急手當を施し、重傷者二名を大學病院に收容し、同時に代表者は東京府及警視廳に出頭し、來援を告げたるに、本班及青年團は、府下寺島町に至り、同町長及警察署長協議の上、府立第七中學校內に救護隊本部を設置し、救護班軍醫二名は、町醫二名と共同し、救護班中の一部は助手として從事し、他は全部患者の運搬及手當其他の救護に任じ、四日午前八時迄に至る間七百餘人の患者を收容治療せり、當時患者に對する食料不足なりしため、各自携帶の白米(約六斗)及若干の鑵詰を寄附し、粥として患者に食せしむ。以上の救療を終りたるを以て一先づ引揚ぐることとし、四日午前十時全員寺島町を發し、歸橋の途に就けり。

出張人員

在鄉軍人會救護班員	五十二名	
青年團員	十四名	
外書記官	三名	
(指揮者)前橋市分會長	横川良助	

ロ、通信援助　九月十日午後五時、岡部少尉引率救護隊十一名、自動車を以て市を發し、十三日午前十一時歸橋す、是行隊は横濱市役所と連絡し、同地社會館を本部とし、避難者の集合せる高島山掃頭山水道貯水池公園鶴見川崎品川附近に於ける罹災者の郵便を取集め、葉書を與へ、最寄郵便局に託送す、其數四千通。

ハ、避難者救護　九月三日より十五日まで、毎日二十五名、前橋停車場設置前橋市救護團下に傷病者治療保護に當り、乘降者に便宜を與へ、行先の案內を爲せり。

ニ、市內夜警　九月三日より十五日まで、分會員六十四名、市內八ケ所に於て連夜夜警す。

ホ、義捐金品募集　會員千七百餘名中より義捐金品を募集す。

2、救世軍前橋小隊

イ、白米寄贈　九月六日白米(價格四百圓)を自動車に積載し、前橋市を發し、同七日東京着、直に深川及淺草兩區に設置せる東京市食糧品配給所に之れが寄贈を爲し、同月十日迄同所に於て食糧品配給の應援を爲したり、此の從事人員六名なり。

ロ、避難者救護　九月三日より十六日迄、前橋驛前に設置せる前橋市罹災者救護所に、小隊より每日午前八時より午後十時迄隊員四名宛出張、避難者の救護接待に從事したる外、立川小隊事務所を無料宿泊所に充て、避難者にして宿泊に困難せる者を無料宿泊せしめたり。

3、前橋市消防組

前橋消防組は、東京市に於ける大震災に際し、左記の通救援したり。

第一班は、深町組頭指揮の下に、田部井部頭を始め消防手二十二名を引率し、九月二日午前九時半群馬縣救護隊員として縣廳出發、午後六時本鄉區駒込岩崎男爵邸に到着、直に同地警察署の手を經て縣より輸送せる白米百四十俵パン水菓子其の他の食糧品の配給(本所深川方面)に從事し、翌三日午後歸橋せり。

第二班は、中村部頭指揮の下に、中島柴山の各小頭外消防夫四十六名、九月二日午後五時前橋出發、三日警視廳に到着し、群馬縣救護班の指揮下に、三日間に亘り、本所區及深川區方面に於ける傷病者の救護運搬に從事し、同月七日歸橋す、傷病者の運搬人員は千三百五十名なり。

4、妙安寺同朋會

妙安寺同朋會は、九月八日妙安寺に於て幹事會を開き、罹災者に衣類の寄贈を爲すべく衣類募集の件を決議し、同日より直に募集に着手し、九月三十日迄に男女(大小取交ぜ)計四百五點の衣類其他雜品を募集し、市に之れが配當方を依頼し、尙幹事五名は九月三日より同月三十日迄の間一戶に半紙一帖宛を贈り、罹災者の慰問を爲したり。

5、佛教聯合會群馬縣支部

佛教聯合群馬縣支部は、九月四日午前十時常務理事會を事務所に開き、

一、救護班を組織し、前橋驛に出動し高崎桐生及伊勢崎其の他重要驛に出動する救護班を補助すること。

二、通信班を組織し上京せしむること。

三、回向班を組織し上京せしむること。

四、適當の時期に於て縣下寺院總動員を以て盛大なる追弔會を執行すること

五、其の他理事長に於て必要と認むる事項。

の五項を議決し、即日前橋驛に救護班を出し、同夜通信班第一班を上京せしめたり、之れが活動狀況を摘記すれば左の如し。

イ、救護班活動　救護班は前橋市役所、前橋積善會、其の他團體と協定し、前橋市救護團を組織(七日に至り決定)し、理事長九條竅英之れが幹事となり、當市に避難する者並に當市下車の罹災者に對し、醫藥金品給與、無料宿泊、職業紹介、案內指導等に努力する所あり。高崎、桐生、其の他重要驛の救護班には、金二十圓以上金五十圓宛を補助し、合計金二百圓に達す。

ロ、通信班活動　大震災により總ての通信運輸機關破壞し盡されたる結果、流言蜚語頻りにして、地方に於ける關係者の深憂、罹災者の焦慮、其の極に達し、相互に於ける精神的痛苦の甚大なるを察如し、縣當局諒解の下に證明書の交付を受け上京し、第一班は班長常務理事塚田亮澄、班員後藤仙鳳平野澄悅、明峰錄弐蜂谷道隆木村全忠の六氏、四日午後十一時發列車にて上京、本鄉區駒込林町天台宗大學內に事務所を置き、五日午後より七日午前までに、上野公園美術學校內本縣日本赤十字社支部救護班援助の下に、下谷區谷中小學校內に於て別記印刷の官製葉書三千枚並に私製葉書を罹災者に配付し、各自に記入せしめ若くは代書し、特に之れが速達を計る爲め川口驛まで持參投函せり。而して之れが取扱件數は總て五千七百七枚にして、千葉縣の四八九通を最多とし、群馬縣三九五通之れに次ぎ、沖繩縣の三、南支那の四通を最少とし、遠くは北海道樺太より朝鮮滿洲に至るまで、日本全土殆んど取扱はざる處なし、更に第二班は班長常務理事野口周善、班員岡慈賢藤井祐寶の三氏、五日午後十時出發、第一班同樣天台宗大學內に事務所を設け、主として淺草公園に出動、青年傳道館に於て通信事務を開始し、更に附近一帶の罹災者に對し之れが通信に任じたり、其の取扱件數は茨城縣三七八通を最多とし、樺太の二を最少とし、計四、八六七通を前記同樣速達を計れり、而して之れに對し各府縣より禮狀到着すること數百通に達す。

業書印刷

あなたの御親戚の御様子は
一、さんは御無事です。
一、さんは負傷しました。
一、さんは行衛不明です。
一、　　さんは死にました。
一、目下　　に避難中です。
一、近く　　に行く筈です。
右御知らせいたします。

佛教聯合會群馬支部取扱

ハ、回向班活動　遺回の大震災の齎せる慘事は數萬の犧牲者にして、然も數日を經て死體取片付の事業遅々として進まず、況んや香華回向の途なき、教家の忍び得ざる所、乃ち回向班を組織し、通信班の事業終了(郵便事務開始せられたるに依り)後之が任務に就き、隨所に散在せる死體に對し、誠意讀經回向して犧牲者の靈を慰藉す、實に九月六日よりのことにして、恐らく回向の最初なるべし。

ニ、遭難者追弔法會　本會の至誠執行する處、十月十九日四十九日の忌日を下し、前橋市臨江閣別館に於て縣下各宗寺院二百二十三名出席、九條理事長導師の下に莊嚴に執行す、山岡群馬縣知事(代讀)、森川縣會議長、木村前橋市長、篠原上毛新聞社長の追弔の辭朗讀、天笠勢多郡長其の他郡市長代理縣會議員市會議員其の他來賓の燒香、遺族總代大澤齒科醫師會長の燒香、其の他一般來會者參拜裡に盛大に擧行せられたり。

ホ、慰問袋寄贈　支部所屬新田各宗協會は、特に本會諒解の下に慰問袋二千餘袋を募集し、郡衙を經て縣救護團に寄贈せり。

6、前橋各宗協會

前橋各宗協會は、九月二日午後急遽役員會を開き、更に同夜總會を召集して其の活動方針を協議し、義捐金募集の爲め三日より三日間托鉢修行を行ふことを決議す、然るに同夜來避難者の來着するもの每列車に三十名に及ぶを知り、慘禍の程度極めて甚大なるを認め、義捐金募集は他の機關に委するも、寧ろ救護班を組織して是等避難者を慰藉し、之れが應急救護の急務にして且教家本然の實務なるを看取し、前橋積善會並に前橋市と謀るに、佛教聯合會群馬縣支部又此の擧あるを以て、支部の事業を助くることとし、協會員全員救護班員として、四日以來九月十四日迄晝夜の別なく出勤其の任に就けり、更に各自隨出金壹百五拾五圓を前橋市役所に寄託義捐し、市內に避難せる者に對し、衣類取交ぜ百三十二點を寄贈せり、尙遭難犧牲者追弔法會亦佛教聯合會支部主催を贊し、十月十九日盛大に執行せり。

7、前橋積善會

前橋市並に佛教聯合會群馬縣支部其の他の各團體と協調し、前橋市救護團を組織し、會長遠池勇岡幹事となり、事務室を無料宿泊所に提供し、特に醫療を要する罹災傷病者の一時的救療に任じ、更に收容治療を要するものは病舍に收容加療せしめたり、救護團廢止後は、群馬縣社會事業協會施設の罹災者人事相談所の請に應じ、救療若くは收容治療を行ひ、更に實費診療券の無料交付をなし、專ら罹災傷病者の救護に努めたり、取扱人員は、

一、無料宿泊	六十三人	
一、一時的救療	十八人	
一、收容治療	九　人	延人員三十五人
一、實費診療券無料交付	十四人	延人員二百十五人
一、金品給與	十三人	金拾八圓五拾錢

8、前橋市職業紹介所

地理上產業上將た交通上、罹災者中市內に避難するもの多數に上るべきを豫想し、市當局と協議し、市內四十二區長に義俠的求人の斡旋方を依頼し、四日午後區長會議席上所長より懇談委囑せり、越へて九月十三日商業會議所、同業組合等に同樣依頼をなし、群馬縣社會事業協會施設の罹災者人事相談所(本所加藤理事は同協會常務理事として相談所の主任を兼ぬ)と協調を持し、求人開拓に努む、而も罹災求職者の數減退せざるを以て、更に臨時に求人開拓委員として後藤仙鳳金井智見を囑託し、工場大商店等を歷訪して義俠的求人申込方を懇囑し、一方九月四日以來出勤せる前橋市救護團に所員出張して求職者の便宜を計り、特に保護者なき婦女子は、誘惑を防止する爲め、救護團保護の下に宿泊せしめ紹介に努めたり、之が施設の結果、緣故關係をたどり就職するもの多數なるに拘らず、九月中左記の成績を收むるを得たり。

	求人數	求職者數	紹介件數	就職數
男	一二七	一八二	七九	五二
女	六〇	三七	二四	一五
計	一八七	二一九	一〇三	六七

9、前橋市聯合青年團

前橋市聯合青年團は、震災罹災者の救護に從事すべく、九月一日夜急遽役員會を開き、救護隊組織の件を協議決定し、第一班團員五名は、九月二日午前八時本縣救護隊と共に、東京に向つて出發し、縣救護團指揮の下に傷病者の運搬救護に從事し、四日歸橋す、第二班團員十七名は、九月二日午後五時在鄉軍人會前橋分會員と共に前橋出發、三日午前二時東京市着、下谷區池の端附近の罹災傷病者の救助運搬等に從事したり。

10、愛國婦人會前橋市幹事部

九月三日各幹事をして義捐物品の募集に着手せしめ、十日迄に左表の通り義捐金品を得、全部市に提出し、以て配當方を依頼したり。幹事は一面市內を五區に分ち、一區五名の幹事にて、同月七日より十六日に至るの間市內に避難せる罹災者を慰問し、一部の幹事は九月七日より十六日迄、每日午前八時より午後十時迄四乃至五名宛交代して、前橋驛前設置の前橋市罹災者救護所に出張し、罹災者に菓子果物其他食糧品の接待に從事したり。

記

一、義捐金　九百貳圓九拾錢
　內譯
　金五百貳圓九拾錢　前橋避難者救護費中へ
　金貳百圓　群馬縣救護團費へ
　金貳百圓　愛國婦人會群馬支部へ
一、衣類　百五括　四百貳拾點

11、前橋婦人會

九月三日急遽向町橋林寺に役員會を開催し、協議の結果、義捐金募集に決し、直に募集に從事し、同月九日迄に義捐金計九百圓を得、內金五百圓は、前橋市に避難せる罹災者の救護費に充つるため前橋市に提出し、殘額金四百圓は群馬縣救護團に提出して處分方を依頼したり、尙同會は積立金中より金六拾圓を支出し、木綿染絣遠州縞等を購入し、之を鈴木裁縫學校前橋裁縫學校二葉裁縫學校に依頼し、之を羽織に仕立、外に幹事中より若干の寄贈を受け、總數百八十點を得、前橋市に依頼して市內避難者の困窮者に配付せり、九月七日より同月十六日に至るの間、前橋驛前に設置せる前橋市罹災者救護所に、本會幹事每日一名若くは二名出張し、避難者の救護並に種々の接待等に從事す。

12、前橋市醫師會

前橋市醫師會は、九月一日の大震災に際し、罹災傷病者救護の爲め組織せる群馬縣救護團に隨ひ、出京救護に從事せられ度旨、縣警察部より照會に依り、九月五日幹部會を開きて、醫師藥劑師を左の通出京救護に從事せしめたり。

醫　師　狩野諤平、羽生田俊次、文部秀交
藥劑師　井出武雄、飯野昇、關口保雄、宮川常市郎

此等醫師及藥劑師は、五日午後三時藥品、繃帶共の他應急手當用材料を携帶し、市を發し、警視廳と打合の上、小石川區傳通院指ヶ谷町龜背教會淺草區象潟町署の三ヶ所に救護所を設置し、下谷淺草兩區一帶の救護に從事したり。

13、救護成績

各團體活動の結果、重なるもの一二を擧ぐ。

イ、罹災者收容所（無料宿泊所）

收容所	男	女	計
前橋救護所無料宿泊所	二六三	一七六	四三九
救世軍無料宿泊所	六一	四〇	一〇一
計	三二四	二一六	五四〇

ロ、職業紹介

性別	求人數	求職者數	紹介件數	就職數
男	一二七	一八二	七九	五二
女	六〇	三七	二四	一五
計	一八七	二一九	一〇三	六七

ハ、罹災者人事相談

A、經營主體　群馬縣社會事業協會
B、設置月日　大正十二年九月十七日
C、取扱成績

轉校の件	職業紹介	居住の件	施療	照會周旋	其他生活に關する件	計
男　三	一五三	五	五	一六	一一	一九三
女　二	一八	二	四	一	二	二九
計　五	一七一	七	九	一七	一三	二二二

ニ、群馬縣震災救護團無料診療所

A、經營主體　群馬縣震災救護團
B、設置月日　大正十二年九月十四日
C、取扱成績

	外來	往診	計
男	二七五	一一	二八六
女	二一二	一五	二二七
計	四八七	二六	五一三

ホ、前橋市罹災者無料診療所

A、經營主體　前橋市役所
B、設置月日　大正十二年九月二十八日
C、取扱成績

	外來	往診	計
男	一五九	六	一六五
女	二三九	四	二四三
計	三九八	一〇	四〇八

秋高崎市

九月一日　晴

正午地大に震ふ、市役所附屬土藏倉庫の土壁墜落し、四面小舞を露出し、飛塵濛々として稍代の天變を直覺せしめたり、四圍の民家電柱浮揺し、小舸の激浪に翻弄さるるに似たり、道路は恐懼せる民衆に滿ちて往來全く絶ゆ、震動强弱斷續して到ること約十分にして一時鎭靜に歸し、稍小康を得たりと雖も、未曾有の珍事たるを以て、晏を路上に敷きて避難するものある等、周章の狀言語に絶す、午後三時頃迄小震斷續して流言蜚語盛に行はる、市は警察と協力し、大震後の餘震は恐るゝに足らざるを宣傳するも、市民の不安を一掃するに足らず、午後二時左の通達を各區長に發す。

本日の强震の爲め、市內に於ては、土藏の厚壁の墜落せるもの及煙突の倒潰せるもの並に其他の小破損は多數の見込なるも、未だ人畜の死傷を聞かざるは不幸中の幸に有之候、然るに强震後更に激震が襲來するが如き流言を傳ふるものある由なりと雖も、市に於ては何等斯る警告を發したること無之候、凡て天災等の際は種々の蜚語を生じ人心を不安ならしむるものに付、御注意相成度、尙御區內の被害狀況は別表に記入の上、來る三日迄に御回報相成度、追て現在判明しある通信機關の狀況左の通に付申添候。

電信の通ずる範圍

一、東京方面　本庄町まで
一、長野方面　輕井澤まで
一、吾妻、利根方面　澁川まで
一、東部は宇都宮まで

電話の通ずる範圍

一、宇都宮方面　伊勢崎まで
一、長野方面　輕井澤まで
一、下仁田方面　富岡まで
一、東京方面　熊谷まで
一、利根、吾妻方面　澁川まで

此の强震に於ける市の被害は土藏の倒落せるもの最も多く百數十ヶ所を算し、煙突の破損之に次ぎ高崎板紙會社の大煙突二本中央より折損轉落せる外、小煙突の損害無數なり、石垣の墜落傾斜地の崩壞等數ヶ所あるも被害甚大ならず、一の潰屋なく人畜の損害輕傷男一名に過ぎず、近郊の交通通信機關は之を中止する程の損傷なきも東京との交涉は正午を限り全く斷絶して一般に不安に鎖さる。

午後二時東京方面の空に方り黑煙の天に沖するを望む、夜に入るに及んで火柱と化し、南東の天全く赤色を呈す、恰も里餘を隔てゝ大火を望むが如し、會〻流言するものあり筑波山破裂すと、又秩父連山の噴火なりと。

午後四時頃大宮附近より歸來せるものあり、東京の震災猛火を傳ふることありしも確認あるにあらず、唯市內訛傳の紛々たるを聞く、午後八時頃東京地方より避難せるものあり、稍〻眞想を得たり。

夜に入りて一層人心の安定を缺き、神社佛閣等の廣庭に避難所を急造するものあり、惴々として徹宵す。

市役所は夜中近住吏員を召集して警戒の手配を爲す。

九月二日　晴

前夜は一般不安狀態を持續して徹宵に及ぶ、此間頻々として情報あり、殊に鐵道の驛次通報は最も信賴し得べく、郵便局亦局報を發して東京の事情を告示するところあり、稍〻眞情を察知せらる、右諸報を參酌して東京は一日午後二時頃より各所火を發し、夜に入り猛火益々蔓延して、下町方面は全部灰燼に歸し、尙旺に燃えつゝあるもの〻如く、所在の公園廣庭等避難民充滿して飢渴に迫り、死傷亦算なしとの確證を得たり。

午前五時市長は縣知事の召集に依り縣廳に出張す。

午前五時三十分關助役當日の當宿員に命じ吏員以下の總召集を行ひ、午前六時臨時救護事務所を警察廳舍に置き、吏員の集合せるものに對し、冷靜にして機敏なる處務を要望し、尙救護第一着手として食糧の買收を爲すため左の命令を發す、一方救護品の不正買占を豫防せられんことを警察署長に通報す。

一、東京震災救護品買收の爲め警察と協力し、大至急事務進行のこと。
一、右に付臨時事務所を警察新廳舍に設け、分擔配置事務執行のこと。
一、買收品は警察に於て各戶別勸誘實施の上、現品を荷造持參せしめ、市役所吏員之を受領し、發送の手續を爲すこと。

一、警察署の事務執行主任は潮下幹部とす。

右に依り市の配置左の如し。

總指揮者　關助役、庶務傳令　赤石主事、買收品受付發送　酒田書記、停車場輸送事務　山崎新藤兩書記とし、漸次集合、吏員以下を各分配して直に事務の執行に着手す、就中力を食糧品の買收に致す、大熊牧入役亦諸般の指揮を執る。

午前七時臨時市參事會を召集し、參事會員全部の集合を見るや、關助役市長代理として東京市に於ける夜來の情報を綜合報告し、緊急救護費用として罹災救助金の一時消費に付說明する所あり、其承認を得たり。

午前九時市長歸還、內務大臣の要求事項として縣郡市當局合同決定の救護方針に依り事務の速行を督勵せらる、即ち左の如し。

一、食物を極力輸送すること。

一、各郡市は先づ白米百俵以上及パンを造ること。

一、各郡市は一團三十人の救護班三班を編成して罹災地に急送すること。

一、各班には金百圓を携行せしむること。

一、右救護班の費用は知事に於て實費を支辨す。

右方針に付協議の必要あり、正午迄に消防隊部頭以上及在鄉軍人分會長及各小學校長を召集するの手配を爲す。

右災害地輸送の食糧品に就ては當市第一日の蒐集豫定を「パン」の外白米百五十俵個饨千貫とし、正午迄に左の通り蒐集するを得たり。

パン各種取交ぜ　三百四十二斤、代價金五十六圓五十九錢

右は縣廳より差廻しの自動車に託して午後一時發送す。

白米百五十俵　代金二千三百二十五圓

個饨千六十五貫　代金七百九十八圓七十五錢

梅干（四斗樽十二貫入）十樽　代金百四十圓

右は午後二時汽車積を了し、技手新井政雄之を監送す。

正午消防組頭一名、部頭四名、各小學校長、在鄉軍人各分會長參集市長、助役、警察署長參列、救護班の急送に付左の通り協定す。

一、救護班三班、在鄉軍人にて二班、青年團にて一班編成のこと。

二、班員は各自白米二升外に適當の副食物を携帶のこと。

三、九月三日午前三時十八分高崎驛發列車にて出發のこと。

四、各分會の配當人員左の如し（外に若林勝三郎參加）

中央十五人　北十五人　南十五人　東十五人

各青年團の配當人員左の如し（外に須藤訓導參加）

中央十人　北十人　南十人　東十人

五、團員に要する水筒飯盒は步兵第十五聯隊に交渉借入ること。

六、右救護團は來る五日解散の豫定。

七、三日午前二時三十分市役所に一般集合記章及携帶品受領のこと。

八、各團に金百五十圓宛の前渡を爲すこと。

右協定に基き、市は直に山崎書記に命じ水筒飯盒を軍隊より借入るの手續を了し、倘記章を作成する等出發の準備を完了す、第八項の前渡金は之を取纏め荻原中央小學校長に引渡す、各團體亦急遽共の準備を整ふ。

午後二時頃南空より陸軍航空隊飛行機翔來し、步兵第十五聯隊屯營上を周匝すること三回、漸次低空に翔下し、何物かを投下して去る。

午後三時頃より避難者陸續として來るの情報あり、佐藤主事をして停車場に於ける狀況を觀察せしめ、一方炊出及傷病者救護の手配を爲す。

停車場に於ける狀況は、午後五時着列車にて避難民五六名あり、何れも襤衣一枚を着するのみ、跣足にして携帶品なく、飢餓に迫り、恐怖に因る亢奮狀態にあり、時に市民停車場に殺到し混雜を極む、これ各自の子弟或は親戚の被難せるもの歸來せんかを待つがためなり。

午後五時第二回蒐集食糧品

食パン　六百三十三斤　代價金百三圓

個饨　二千九百三十三貫　代價金二千百八十三圓三十錢

を貨車積とし、巡視大澤周次郎之を監送す。

夜に入りて避難民陸續來着し、各列車皆滿員なり、大澤書記專ら炊出に盡力し、網野藤太郎に命じて白米一石三斗の握飯を製作せしめ、停車場に供給す、而も引續き殺到する避難者に供與するに充分なら ず、更に買收係の買收せる梅干三貫及玉子パン三百四十三斤を追加供給す、救護人員約二千人なり。

當日東京市の事情一般に周知するや、市民の同情翕焉として集まり、金品義捐の申出多數ありしを以て、適宜之を處理す。

又市內には東京に緣故を有する者特に多きが故に、其事情を知らんとする者、上京して其安否を訪はんとする者等續々停車場に蟻集し、混亂名狀すべからず。

市は救護事務を執行するの外、市內の保安維持の爲め吏員一同徹宵其事務に從ふ。

本日の汽車開通は川口驛迄なるも、大宮以南は避難者群集して混亂其極に達し、幼老婦女子は乘車するを得ずとの情報あり。

午後十一時十八分步兵第十五聯隊の大部隊、汽車輸送に依り災害地に出發す。

九月三日　晴

東京は今尙旺に燃えつゝある旨の情報あり。

吏員一同徹宵避難民の救護と、市民不安の鎭靜に全力を傾注す。

市內各小學校の一般休業は、徒らに民心の動搖を誘發するの處れあり、本日より一齊に授業開始せしむ。

正午電報を以て兩陛下の御機嫌を奉伺す（日光御用邸德川侍從長宛）

電文左の如し。

東京の震災未曾有の慘狀を呈す、天皇陛下　皇后陛下の宸襟を惱まし奉ること恐懼に堪へず、謹んで御機嫌を奉伺す。

右御執奏を乞ふ。

同時信書を以て攝政宮殿下の御機嫌を奉伺す、仝文左の如し。

未曾有の震災帝都を罹す、殿下御心を惱し奉ること恐懼の至りに堪へず、玆に謹で御機嫌を奉伺す。

右御執奏を請ふ。

正午內務警察兩部長より左の指示あり。

一、縣民は宜しく協力一致して自治的の保安維持に努むること。

一、不當の買占め又は暴利を阻止すること。

一、食糧品のみならず一般の消費を努めて節約すること。

一、傳染病豫防上の注意を特に周到にすること。

午後一時白米の輸送は先方都合に依り準備整ふ迄一時中止すべき旨縣農務課長より通知ありたり、午後一時より市會議員區長聯合協議會を開催す、各小學校長、在鄉軍人聯合分會長參加す、出席者二十九名協議事項左の通。

市長は震災經過報告及救護方法に付縣當局の決定事項を說明し、贊同を求むる處あり、左の各項を協定す。

一、救護寄附金募集の件、個人及團體は五十錢以上、軍人團は一人二十錢以上、青年會員は一人二十錢以上、高等小學校生徒は一人十錢以上、尋常小學校生徒は一人五錢以上とし、迅速に應募に盡力すること。

避難民の來着一車毎に其數を加へ、皆弊衣跣足營養亦充分ならず、一般に疲勞の狀を呈し、傷病老弱者亦漸く多く慘狀見るに忍びざるものあり、昨二日組織せる高崎市醫師會臨時停車場救護隊は、醫員二十四名看護婦二十五名に、多數愛國婦人會員の援助を以て、傷病者の救護大に努む、吏員三名亦其事務を援く、治療實に二百二十四名、內十五名の重體外傷患者あり、傷病者にして重きものは、各宗協會の設置せる收容所新町延養寺に送りて更に靜養加療せしむ。

停車場に於ける避難民の慰藉救護は天田主事を主任とし、吏員八名及在鄕軍人分會及青年團の應援を以て之に當る。

當日炊出米一石六斗外にパンを支給して飢餓を救ひしもの、實に二千餘名に達す、又嬰兒には牛乳を與ふるなど徹夜救護に從事す。

會〻鮮人中不逞の徒の襲來を喧傳するものあり、流言紛々たり、當市警察署亦鮮人の保護檢束を行ふなど、一般に氣慨緊張す。

午後二時頃より流言蜚語益々旺にして疑惑其極に達す、市は此の不安の一掃を最緊急要事となし、各區長に左の通達を發すると共に、警察署長に通牒して協力民心鎭靜に當らんことを求む。

今回の激震以來、各處に種々の流言蜚語を放ち、人心を惑亂するものあるやに聞及び候處、右は多く無根の風說に付、輕々しく之等の訛傳浮說に迷はさるることなき樣、一般に御諭達相成、以て人心の安定を得せしむる樣御配意相成度此段及通達候也。

追て、目下一般に不安を感ずる際に付、夜警等の方法により各町村自治的に御警戒相成候樣致度、爲念申添候。

午後三時頃當市水道水源地附近に不逞鮮人出沒し、投毒せりとの噂專にして、民心一層の恐慌を來す、市は水源地取入口及沿路は目下數十名の人夫を使役して修繕中なるを以て、假令是等の徒の横行することありとするも、不逞の行爲を爲し得べきに非ざることを宣傳し、不安の一掃に努め、尙同時に鈴木技手を現場に派遣し視察監視せしむ、一方浄水場取入口等は、各夜警人夫を雇傭して大に警戒すべきことを小林技手に電話命令す。

當夜浄水場に於ては夜警人夫七名を雇ひ、且八幡消防組の應援を以て徹宵警戒せるも、素より異狀なく、取入場にては夜警人夫三名を雇ひ、神山上町室田町青年團、消防隊等の應援に依り、徹宵警戒す亦異狀なし。

當日は各課一名の吏員をして常務に當らしむ。

九月四日　晴

避難者の下降するもの益々多く、一車毎に其數を增すのみ、市長以下吏員一同救護に從事徹宵す、民心の動搖尙ほ依然たり、各區自警團を設置し終夜警戒するなど、物情恟々たり、早朝警察署長を役所に招致し、民心安定に付協議する處あり、其結果各區長に通知したるの外、市內要所に左の旨を揭示し、且在鄕軍人、青年團等の團體機關をして一般に宣傳せしむ。

目下高崎市には何等不安なし、流言蜚語に惑はず自重せられたし。

各區長に通知したる全文左の如し。

地震後人心動搖し諸種の流言等行はれ、市內何となく騷々しくあります。斯るときに於ては、市民は「思慮深くして然かも冷靜に」、而して如何なる事が起つても、「落ち着いて然かも機敏に」、之に應ずる準備がなければなりません、市役所は警察署、憲兵隊、軍隊其の他の役所を始め、消防隊、在鄕軍人會、青年團等と協力して、十分注意警戒を加へて居る次第でありますが、各區に於ては之に策應して、左記事項の注意又は實行を願ひます。

一、區長(代理者を含む以下同じ)及理事は、區長事務所(特に事務所を設くるも差支なし)に時々會合して、必要なる打合はせをなし置くこと。

一、區內に根據なき流言等行はるゝと認むる時は、直ちに之が打消しの方法を講ずること。

一、一般に人心を恐怖又は動搖せしむる談話は、事實の有無に拘らず衆人の前に於てなさゞる樣、各自相戒むる樣注意する事。

一、停車場附近は頗る雜踏す、然るに此機會を利用して、殊更に人心を惑亂せしむる如き宣傳を爲すものなきを保し難きに付、成るべく此方面に群集することを避け、殊に夕方よりは婦人子供の遠出を停め、又男子は成る可く町內に居ること。

一、最早地震の心配も止みたるを以て、夜は成るべく早く就寢する樣心掛くる事。

一、御互に火の元を注意する事。

一、各區に於ては成るべく夜間十二時過ぎは火の番を爲す事。

以上の外町內役員と相談し適當の措置を計る事。

午前八時第四回救護品饂飩及味噌を發送す、中山水道技手及吉田巡視之を監送す。

午前十時第二回救護品輸送監視者大澤周次郎歸着現品引渡及先方配給狀況に付報告する處あり、當地輸送品は東京市役所構內に搬入し、三日午後十一時引渡を了す、各府縣を通じ救護品の第一着にして、直に炊出し、使用されたるは洵に本市の誇りとする所なり、尙其中白米五十俵及梅干若干は、直に宮內省に送致せられ、大奧の救護品に充當せらる、亦幸榮と云ふべし。

避難者の到着益々多く、炊出頻繁の爲め、救護食糧品の蒐集災害地輸送不可能の狀況に陷りしを以て、正午此旨を知事に報告す。

震火災の狀況審に判明するや、市民同情し、義捐申込の金品引きも切らず、新喜町の白米六俵、櫻井伊兵衞氏の玄米百俵を初めとし、白米味噌衣類雜品の搬入相續く、是等は直に救護品として罹災現場に發送す、尙義捐金の受附を開始し、庶務課に於て之を取扱ふ、實に金百八十七圓五十錢なり、又罹災地出張希望者の證明を求むるもの多きも、徒に混雜を增すの虞あるを慮り、事情止むを得ざるものゝ外證明せざるの方針を取れり。

尙罹災地に關する相談所を設置せるも來談するもの尠し、蓋し未だ相談を要する猶豫なく、焦眉の急なるに逐はるゝが故なり。

停車場に於ける炊出其他の救護は、昨日に引續き最も繁忙を極む、炊出米六石六斗外にパン牛乳衣類等の供與等救護人員一萬人を超ゆ。傷病治療は二百七十一名にして、內に十五名の重傷患者あり。

午後五時第五回救護品白米及梅干食パンを發送す、藤木小林兩技手之を監送す。

鐵道の輸送は東海本線中央線等不通の爲め、北陸以西名古屋京阪地方より、遠く四國九州滿鮮地方への往復は、唯本市を基點とする一線に過ぎざるを以て、單に停車場の雜沓するのみならず、乘換其他の關係上一泊の止むを得ざるもの多く、旅館の如きは滿員の盛況を呈す、然して各旅館亦義俠を以て一般に宿泊料を低減せり、市は罹災者の宿泊を要するものを、無料を以て高盛座、青年會休憩所、及延養寺に收容す、各宗協會救護班專ら之が斡旋に充る、本日の宿泊所收容救護人員七百四十三名なり。

午後十四師團經理部員來高、市內に於て米穀を徵發す。

水道取入所浄水場等の警戒前日の通り。

市一般事務は、各課一名乃至數名を以て之を處理せしむ。

九月五日　晴

避難民の來着殆ど前日に倍徙し、市長以下吏員一同徹宵救護に從事せること亦前日に同じ、殊に在京の近親を訪問すべく、食糧其他の救護品を携へ上京せんとするもの益々其數を增し、從て雜沓其極に達す、各列車は上下共に滿員、足場のある處は人ならざるはなく、屋上に蹲居するもの、機關車前部に踞するもの、戶外より取手に縋るものなどあり、列車は人の裝飾を以て其素形を換へ、窓口より飛乘り飛降るゝ樣、悲愴の狀、危險見るに忍びざるものあり、市は是等危險の狀態を緩和するの必要を痛感し、鐵道省とも打合す所あり、午前九時左の注意通牒を各區長に發し、一般に宣傳せしむ。

鐵道省の方針としては、汽車滿員の場合は、東京方面行旅客の乘車を斷る趣に有之、而して本日の狀況に依れば、何れの列車も滿員ならざるはなく、結局乘車不能の次第に付、上京の考あるものも此際之を見合せる方、自他の手數を省き、東京に於ける罹災者救助の上に便宜多きかと思料せられ候に付、此旨區內一般に周知せしめられ度候。

午前九時本縣より建築用亞鉛板及鐵線購入の爲め出張あり、小平書記案內其事務を補助し、金物屋全部約二十戶に亙り購買契約を締契して歸縣す

正午砲兵工廠より食料品購入の爲め廠員の出張あり、竹本書記諸般の便益を與ふ。

本日縣內務部長の指示に依り、昨四日第十四師團經理部員の買收米は、二百十六石なることを調査報告す、午後一時區長會を開催し、高崎警察署長及憲兵分隊長並に歩兵第十五聯隊留守中隊長參加、關助役より現在各方面の狀況を參酌綜合して報告し、不逞鮮人の跋扈は噂程恐るべきものに非ず、一時的流傳蜚語に過ぎざるべしと思料せらるるも、種々の事情より夜警を置き相當警戒することは、民心の安靜上必要あるべしとして、左記の通り協議決定、各區長に對し之が主旨徹底を懇囑する處ありたり。

本日開會の區長會に於て、高崎警察署長より、朝鮮人の取締に關し、本市に下車せる鮮人は全部抑留し、市長及在鄉軍人分會長の諒解を得ざる限りは放還せざる旨陳述あり、尙夜警其他に就ては、左記の通り決定候條實行方可然御配慮相煩し度此段及御通知候也。

追て、歩兵第十五聯隊に於ては、常に市內の狀況を觀察注意し、必要あるときは直ちに相當行動を取らるる筈にて、市內の治安維持に付ては十分準備ある次第に付申添候。

一、夜警は、各區等に之を實施するも、可成其員數を少くし、最終には冬期に於ける夜警と同程度にする事。

二、夜警の巡邏は一回に四名以下とする事。

三、護身用具はステッキ程度とし、自町以外に出づるときは遙りに携帶せざること。

四、夜警は午後十時詰とし、巡邏の開始は各區の決定に委す。

五、夜警は自町內を專らとし、他區內に出でざること。

六、萬一出火等あるも隣接地の外は遙りに出場せず、自町內の警戒を一層嚴重にする事。

以上の趣旨は、各區共每戶に付き掲示を了知せしむることを申合ひたり。

停車場に於ける一般救護は、天田主事を主任とし、吏員八名之に從事す。

本日中の炊出米七石一斗パン若干、外に市民より菓子、卵、牛乳、衣類並に下駄其他の雜品の寄贈多數あり、救護人員總數約一萬二千なり。

高崎醫師會臨時傷病者救護班及各宗協會の活動亦前日に引續く、傷病治療二百二十六名內十七名の重症患者あり。

當日安國寺、高盛座、青年會休憩所、大信寺、延養寺、救世軍等に於て、收容宿泊せしめたる罹災者合計千六百七名なり。

庶務課に於て取扱ひたる義捐金小計金八百八十圓なり。

水道水源地の警戒及廳內常務の處理亦前日に同じ。

本日佐藤裁縫女學校生徒二十五名、愛國婦人會員等停車場に出張、諸般救護事務に付援助を與へられたり。

本日より歩兵第十五聯隊留守隊より衛兵數組を停車場其他の概要地に派遣し警戒せらる、稍ゝ人心の安定を得たり。

午後十一時東京市出張救護團高木團長以下歸還、其狀況左記報告の通り。

東京市罹災救護報告

高崎市救護團長
陸軍憲兵大尉　高木赳夫

一、歸着の時日　大正十二年九月五日午後十一時。

二、活動の狀況　第一日即ち九月三日午前五時十分、在鄉軍人靑年校以下六十一名、靑年團員團長以下五十五名、巡査二名、合計百十九名（本官共）、高崎驛出發、同九時十分川口驛着、徒歩にて赤羽驛に到着せしに、乘降者多數にて甚だしく混雜を極め居りし爲め、各班每に數回に分乘し、日暮里驛に降車し、夫れより徒歩上野廣小路、萬世橋、小川町、神田橋を經て、午後六時東京府廳に無事全部到着せり。

各隊は勿論特に川口驛以南の各驛は、上下の乘降者數千を以て數へ、荒川橋は兩岸歩哨を以て警戒しあるも、上下共雪崩の如く群衆押し寄せ來り、危險狀態に付一時間歩哨の應援をなせり。

上野公園に於ては、負傷を裝むりし少女に關し應急手當を施したり。

同日午後七時府廳警戒の歩哨のみにては不十分なりとのことにて、十五名を出動せしめ、府廳要所の警戒をなせり。

同時より看護に心得あるもの六名を選拔し、廳內收容の傷病者の看護に從事せしめ、同五日午前八時警戒兵と共に引揚げたり。

第二日九月四日午前七時より、將校以下十一名を新宿倉庫へ派遣し、日暮里品川間各驛の罹災民に對し糧食の配布に從事せしめ、午後八時三十分引揚げたり。

同日午前九時より、將校以下三十二名を築地に派遣し、檜俠の陳揚げ及積込みに從事せしめ、午後四時引揚げたり。

同夜午後九時下士以下六名を芝浦に派遣し、府吏のガソリン供給に應援し、午後十時三十分引揚げたり。

同日午前午後二回、靑年團長以下四十三名は、東京驛・馬喰免門內、日比谷公園の三ヶ所へ避難せし者の戶別的調査をなし、破壞の程度、病者負傷死者を調査し、食券の配布に從事せしめたり。

三、活動の區域　丸の內、日比谷公園、馬喰免門內、山の手線日暮里、品川間芝浦、築地、本鄉及下谷の一部。

四、補遺　九月五日午後歸還の途次に於ては、衰弱の避難者の荷物を運搬し、且つ乘車せしめたり、或は婦人の幼兒を抱へ途方に暮れ居るを發見し、保護を與へ乘車せしめ、本鄉天神社境內及上野兩大師に休憩の際は、避難民の狀態を聞き、團員の多數は自己の所持する晝夕二食を悉く施與せり。

南救護班は、携帶せし救急材料を府社會教育課員の懇請に依り同課へ寄贈したり。

九月六日　晴後雨

避難者の來着通過等、停車場混雜の狀況亦前日に劣らず。

市救護事務の配置執行等、前日の通り各徹夜繼續す。

鮮人襲來の風評等稍ゝ鎭靜に歸したるも、未だ不安を一掃するに至らず、一般に自警團を設置し、警戒頗る緊張す、水道に毒を投じたりとの噂は自然立消に歸したるも、依然警戒を繼續す。

正午內務部長より義捐金品募集に付、左の通り依命通牒ありたり。

義捐金品は迅速に徹底的に募集の效果を收むるを緊要とす、市長は區長其他有志を召集して周到徹底に努められたし、尙九月十日以後も救護の必要あり、引續き第二回募集の旨了知のこと。

入京志望者の證明を求むるもの益々多きも、事情止むを得ざるものの外證明を與へざるの方針を繼續すること前日に同じ。

本日の義捐金取扱小計金七百三十二圓なり。

午後細雨を催したるを以て、避難の狀況一層悲慘なるものあり、停車場其他の救護事務最も繁忙を極め、救護人員從て增加す。

各宗協會に於て、安國寺、高盛座、靑年會休憩所、大信寺、延養寺、救世軍等に收容宿泊人員千六百七十四名なり、高崎市醫師會の治療人員三百五十一名內十三名の重症患者あり。

炊出米七石九斗六升、其他パン、牛乳、及衣類雜品五百四十五點にして、救護延總人員一萬二千五百二十名なり。

食糧品の無給關係に付知事の諮問あり、市勸業主任、米穀檢査所高崎支所長、米穀商の共同協議會を開催し、兩後米穀を縣外に移出せんとする場合は、縣當局と打合せすることに協定答申す。

本縣よりの命令に依り、建築材料（木材を除く）現在高を調査報告す、材料豐富ならず。

外務省より燈火材料購入の爲め係員來高す、竹本書記其蒐集に斡旋

す。

佐藤裁縫女學校生徒及愛國婦人會員等、停車場の救護事務に從事せる事亦前日の如し。

市に於ける常務は各課一名乃至數名をして其處理に當らしむ。

本日埼玉縣本庄町より神保原本縣新町に至る自警團の警戒、最も峻烈なる行動を取りし旨風聞高し。

九月七日以後同十五日迄

九月二日救護事務開始以來吏員全部日夜其劇務に赴はれ、且つ救護に付新施設を要すべき事實相續いて起りたる爲め、人員の配置、勤務の指定等一定軌に依ることを得ず、殆ど混亂の狀況にありしが、日を經るに從ひ漸く心身の疲勞を來し、他職劇職に堪へざるものを出す、今や災害地の事情、避難民集散の概況も判明し、輸送計畫の如きも其系統的手配を完備せるもの、如く、當分現在の狀況を持續するものと認めたるを以て、九月七日に至り吏員の配置、勤務の方法をも一定し、且休養時間を設けたり。

即ち停車場出張救護班を三班に分ち、一班を當番とし、炊出其他一般の救護に充らしめ、一班を非番休養せしめ、他の一班を以て所內常務に從事せしむ、即ち一晝夜更代勤務とす。

別に庶務課に於て罹災地に關する相談所を設け、一般の便宜に供す。

社會主事は、寄附金の受附處理に任じ、又赤十字社員及愛國婦人會員を督勵して寄附金の應募に付盡援せしむ。

在鄉軍人會高崎市聯合分會及青年團其他、市と呼應して、停車場の救護事務並に市內の秩序維持に當す所あり。

高崎市醫師會亦停車場出張治療に從事し、吏員其の事務を補佐す。

各宗協會は、避難者宿泊所の斡旋及傷病者の收容並に之に關聯する事務に從事したり。

佐藤裁縫女學校、中學校、商業學校、女學校、愛國婦人會員等、停車場に出張、各種救護事務に應援せらる。

以上の如く配置全くなりたるを以て、日々其事務を採りたるの外、特別の事務及經過の概要左の如し。

九月七日　晴

狀況前日に同じ。

義捐金小計七百六十九圓、救護延人員一萬千六百名なり。

九月八日　小雨

午後入京禁止に付內務部長の通牒あり、直に左案を各要所に揭示並に區長に通知して、其主意徹底に努めしむ。

東京は非常なる混雜を極め救護上多大の支障を來すに付、公務其他絕對的止むを得ざる者の外、上京を禁止せらるる旨、其筋より通知ありたり、右揭示す。

右入京禁止に依り食糧品の個人輸送困難となりたる爲め、市は一般の便宜を圖り、在京緣故者の送荷を取纏め、輸送配給の計畫を建て、商業會議所と協力し、通運組合の應援を以て之が決行を企て、竹本喜記をして通運組合と打合せ、且一般周知の方法を講ぜしめ、發送の手續を整備せしむると同時に、酒田喜記をして上京偵察の上相當手配せしむ、本計畫の執行に就ては澁井新九郎最も盡力せられたり、義捐金小計金三百十九圓七十一錢、救護延人員六千二百四十二名なり。

九月九日　晴

狀況前日に同じ。

午後一時區長協議會を開き寄附金募集其他の件に付協議する處ありたり。

義捐金小計千四百二十五圓十錢、救護延人員五千人なり。

九月十日　曇雨

避難者漸次減少の傾向あり、其他の狀況前日に同じ。

臨時震災救護事務局よりの電報に依り、內務部長より救護米の蒐集は其手續濟のものの外、爾今、見合すべしとの通牒あり。

關東戒嚴司令部より左の命令及告諭を發す。

關東戒嚴司令部は九月六日附を以て左の命令及告諭を發す。

九月四日勅令第四〇二號を以て戒嚴施行地域を千葉、埼玉兩縣に擴張せらる。

右に依り、關東戒嚴司令官は關係地方長官及警察官並に郵便局長及電信局長に對し、左の諸勤務を施行すべきことを命令し、且つ一般に別項の如き告諭を發せり。

一、關係地方長官並に警察官は時勢に妨害ありと認むる集合若くは新聞紙雜誌廣告を停止すること。

二、關係地方長官並に警察官は、兵器彈藥其他危險に亙る諸物品を時宜に依り之を檢查し押收すること。

關係地方長官並に警察官は、時宜に依り出入の船舶及諸物品を檢查すること。

三、關係地方長官並に警察官は、各要所に檢問所を設け、通行人の時勢に妨害ありと認むるもの、出入を禁止し、又は時機に依り水陸の通路を停止すること

四、關係地方長官並に警察官は、晝夜の別なく人民の家屋建造物船舶中に立入り檢查すること。

五、關係地方長官並に警察官は、本令施行地域內に宿するものに對し、時機に依り地境外に退去を命ずること。

六、關係郵便局長及電信局長は時勢に妨害ありと認むる郵便電信は開緘すること。

但し右諸勤務の施行は、罹災者の救護並に地方民心の安靜を目的とするを以て、能く時勢の緩急に應じ寬嚴宜しきに適するを要す。

告諭（九月六日）

一、今回の震害に鑑き、救護を容易にし治安を維持する爲め、東京府及神奈川縣に戒嚴を令せられたが、此度更に之を千葉及埼玉縣に擴張せられた、此擴張は別に新に恐るべき事柄が起つた爲ではなく、罹災者が次第に此地方に入込むに從ひ、色々の虛報流言が行はれ、人心を不安にすることがあるので取締るのと、必要な場合には軍隊を以て治安を維持し、救護に從事するに便なる爲である、地方民は決して流言に迷はさるることなく、避難民は地方民に對し不都合の行動を執ることなく、何れも地方官公吏、警察官に信賴して平時の如く落付いて居つて、軍隊の厄介になる樣なことをしてはいけない。

二、戒嚴を令せられても直接の取締は、地方警察官が之に任ずるのであることを忘れてはいけない。

東京參謀本部內に於て關東戒嚴司令官陸軍大將福田雅太郎

本日應募の義捐金四千二百圓三十五錢、救護延人員四千七百三十名なり。

九月十一日　晴

罹災者の避難來着するもの、日を經るに從つて減少し、其避難者の素質も亦裸跣等の甚しきものなし、救護手配等前日の通り。

爰に當市に於て計畫せる個人託送品の輸送は、縣に於て之を左の通り實行する旨の通知に接し、當市の計畫は之を中止したり。

大震災罹災餘馬縣救護關東出張所を東京市本鄕區駒込林町二三六天台宗大學內に設置し、左の事業を行ふ。

一、救護の目的たる罹災民は在京罹災餘馬縣人及縣民救護者たるものに限ること。

一、罹災者に寄贈品を送らんとするものの取次を爲すこと。

但し一人一個五貫匁以內とすること、又指定人に對する寄贈者の差し當り斡旋する範圍は、縣廳より東京出張所迄の輸送とし、配達及荷物通知は當分被はず

一、罹災傷病者及老少人の希望ある場合は、取纏め縣內の救護者に輸送引渡の便を計ること。

一、日暮里、田端停車場に派出所を置き、罹災者の鐵道乘車其他の斡旋を爲すこと。

一、罹災民發信の郵便物其の他を取纏め發送の便を圖ること。

一、各罹災民避難所に移動的人事相談所を設くること。
一、自動車の數に限りあるを以て無制限に取扱ひ能はざるは豫め承知し置かれたきこと。
一、受付本部は縣廳議事堂門内に設置しあり。

注意

託送者は直接上京して物品を受領の上配達するか、然らざるものは普通書狀に託送狀を同封し、郵便切手を貼付し、荷物と同時に市役所に提出すること。
右書狀は荷物と同時に東京に送附し置き、郵便通信の開始次第、東京に於て投函し名宛人に通知するものとす。
本日受附の義捐金小計金四百四十八圓也。
救護延人員四千四百八十名なり。
本日より一般出務時限午前九時の處當分の内午前八時とし、吏員一般に通達す。

九月十二日　晴

罹災者の來着する者漸く減じ、其素質も多少の金品を所持する等、全く赤裸々の者少し、故に炊出し其他の救護事務も漸次縮少の手配を執れり。
本日第一回避難民數を取調べ縣知事に報告す、即ち左の如し。
屠腹ちんとするもの　千七百七十二名、一時避難傷日歸住見込のもの　八千六百十六名、唯茫然と來着せる者五名、總計一萬三百九十三名。
本日受附の義捐金小計金五百五十五圓三十錢。
救護延人員二千名なり。

九月十三日　小雨

避難者益々減少す、其他の狀況前日に同じ。
正午東京府知事より「本府の震災に付深厚なる御同情御援助を給はり、感謝の至りに堪へず厚く御禮申す」との電報を受領す。
水道水源地附近の狀況平穩に歸したるを以て、本日限り、淨水場取入口等の夜警を解く。
本日受附の義捐金九百六十六圓六十錢にして、救護延人員千七百六十名なり。

九月十四日　雨

狀況前日に同じ。
市は災後罹災者の入市する者益々多く、從て病毒保菌のものも多かるべく、且市民一般埠蚤の餘り衛生を怠り不攝生に陷ることなきを保し難きを以て、衛生組長を召集し、左の事項を注意したり。
一、各町衛生組長中心となり、區長其區町内役員協力して一齊に便所の消毒其他傳染病豫防に注意すること。
一、罹災者宿泊の家庭には時々訪問すること。
本日受附の義捐金小計金七百九十六圓七十五錢、救護延人員千四百四十名、
本日より官公用の汽車乘車を有賃とする旨の通報あり。

九月十五日　雨

罹災者の來着益々少きを以て本日を以て救護事務を最少限度に縮少し、高崎市醫師會の停車場出張診療所を高崎警察署に移したり。
本日受附の義捐金小計金百圓、開始以來の累計金一萬一千二百五十二圓四十錢なり、其他物品の寄贈多し。
本日救護人員千九百六十名なり。

九月十六日以後

十六日停車場の救護員市吏員八名、軍人分會員十五名、青年團員八名、各宗協會員五名に縮少す。
本日は十四、十五兩日の雨天に續き晴天なりしと、東京市避難民の龜戸方面に集合するものの避難口開けたる爲め、來着するもの一時增加し、停車場も雜踏す、救護亦繁忙を極め、救護人員實に二千百七十名なり。
本日縣内務部長より地方勞働者上京阻止に關し通牒あり、市は其趣旨に基き、現在東京は罹災後勞働に從事するもの過剩にして、而も事業手配完成せず、地方勞働者を收容するの餘地なきを以て、種々の說諭を誤信し上京する事なき樣、一般に周知方を區長に通達す。
同日内務部長より義捐金納付救護費支出に關する件に付依命通牒あり、即ち左の如し。
一、義捐金は郡市に取纏くが如きことなく、全部取急ぎ救護團へ納付すること。
一、郡より縣へ送付せる義捐金品の運賃は縣費中より支出す。
一、縣の依託に依り東京方面へ送附せる物資の送料は縣費を以て支出す。
一、匆々の間に炊出其の他救護に要したる費用は、一切市町村費を以て支出すること、但し市町村費を以て支出し能はざる場合は、適宜（勿論救護團に送附すべき義捐金以外）の費用を以て支辨すること。
一、指名託送品の縣廳迄の運賃は自辨たること。
一、三市伊勢崎町及館林町に於ける慈當りの救濟は、義捐金品を以て充當すること。
以上各項に關し質疑あるときは、具體的事實を詳細に記し、縣と協議し決定すること。
市は右趣旨に依り震災救護費收支計算書（別表）を決定し、追加豫算を編成して市會に提出す。

九月十七日

本日より罹災者の宿泊所を延養寺、南小學校晉樂教室の二ケ所に限りて收容す、本日の收容人員四十八名、炊出米八斗、救護延人員約一千名なり。

九月十八日

罹災者の來着益々尠く、本日の炊出米八斗は是を全部給與するに至

九月十九日

罹災者の來着尠きを以て食料品の供與を本日正午限りとし、吏員の停車場出張を廢し、各種團體の應援を斷はる、且避難者の宿泊を打切り各其目的地に向つて出發せしむ、延養寺に收容せる傷病者中四名の緣故者なきものありしも、其救護を各宗協會に委託したり。
救護開始以來本日迄十有八日間を以て、特種救護事務を除くの外全く常務に復す、當市に於ける停車場其他の救護延人員實に八萬二千四百名なり。

九月十九日

本日より十三日間縣救護米九十七俵に、市所持米五俵を加へ、計百二俵を在市罹災者中貧困者に施與す。

九月二十日

市長は聯隊、警察、市會議員、區長、中學、商業學校、女學校、在鄉軍人分會、佐藤女學校、青年團、各宗協會等に感謝狀を出す。

九月二十二日

縣救護班に於て取扱ひ來りたる在京緣故者に物品送附の託送を廢止す。

九月二十四日

歩兵第十五聯隊災害地出張部隊歸還。

九月二十七日

高崎醫師會、警察署内臨時診療所を廢止す、九月十六日以降診療患者數三百九十名なり。

十月十四日

本日より十五日間、縣救護團送附米百四十八俵を在市罹災困窮者に廉賣す。

高崎記者倶樂部亦有志の間に遊說し、慰問袋三千六百餘個を募集して震災地に送致したり。

附記

一、金融並に金融業に及ぼしたる影響　九月一日京濱地方に於ける大震災は、殆んど國民全般に渉りて極度の狼狽と不安とを與へ、又金融上の中心地を破壞したれば、一般金融界は梗塞の狀態に陷りたるも、此間官民の協力、諸施設の運用機宜を得たるとにより、一時紊亂の狀を呈したる秩序は漸次回復せられ、一般人心も安定し、交通通信機關も亦漸次整頓せられたり、而して當地方金融界に於ても、震災以來中央との聯絡杜絶のため、止むなく當地組合銀行の申合せに據り、九月三日より同月十七日迄休業をなしたるが、罹災地の整備案外迅速に行はれたると、金融業者の奮勵努力とにより、同月十五日一齊に開業したり、然れども一般商取引は從來の仕入先を失ひたると交通の自由を缺けるがため、他方面よりの仕入意に任せざる狀態にありて、銀行預金勘定は急速の增加を見るに至れり。

二、輸出入並に一般商業に及ぼしたる影響　市は關東の要地を占め商業地として夙又罹災地に近接し最も交通便宜の地位にあるを以て食糧品、建築材料其の他日常の須要品續々罹災地へ向け發送せらるるも、從來の供給地たる京濱の震災を蒙れるに依り、移入全く杜絶し、在貨は激減して價格は著しく騰貴を來すに至れり、而して之れが補給を關西方面に仰ぐも、運輸通信の缺陷と金融の梗塞は甚しく、需給の不圓滑とを招致するの止むなきに至れり。

三、製造並に製造加工業に及ぼしたる影響　震災當時は人心不安の狀態なりしを以て、自然生產能力は減少し、且つ原料の仕入は交通機關の杜絶と金融梗塞とによりて、事業の縮少又は休業を來したるものあるも、大體に於て次第に復舊するに至れり、而して震災後隆盛を來したる工業は、板紙製造業（便利瓦）、製材業、家具製作業、硝子器製造業等にして、絹綿（ベニー）製造、製粉業、染色業、織物業等は其の影響を蒙り、幾分の縮少を來せり。

四、運輸業並に一般交通に及ぼしたる影響　本市は交通至便にして特に帝都に對しては要衝の位置にあり、而して震災に際しても高崎線の支障鮮なく、數日にして田端驛迄開通し、迅速に救護品の搬入に將避難者の輸送にも頻繁に運轉せられたり、又東海道線、中央線の杜絶に會し、旅客貨物の輸送は殆んど高崎線を通過するの外途なきも、碓氷隧道の繰引方に制限ありて、輸送力之れに伴はず、當時旅客の高崎驛は通過又は降車するもの日に二萬人と稱せられ、整理行はれず、混亂は其の極に達せり、貨物も亦高崎驛に集中せるも、貨車の配給極めて不圓滑にして、自然山積し、自動車、荷馬車の頻繁なる活動も之を補ふに足らず、商工業者の蒙りし不便不利は蓋し多大なりしも勢ひ止むを得ざるなり。

五、通信に及ぼしたる影響

イ、郵便引受　罹災地郵便局は一時業務の執行不可能となり、又開始に至るも其の業務に制限を加へられたるため、罹災地在住者より地方に發する郵便物を高崎局に差出すもの頗る增加せり。

配達―主要發信地の罹災せると運送能率の激減せるとに依り、一時著しく減少を見たるも、九月中旬より漸次增加するに至れり。

運送―主要運送線路中運送能力陷缺又は激減せるため、關西、東北方面の連絡線路に一大變更を來し、其の郵便物の全部集中せる爲めに、高崎局の運送事務は一層の繁劇を來せり。

ロ、電信　發信罹災地に於ける電信取扱不能となり、結果避難者の當地を通過する者多數の賴信並に罹災地より特に能々賴信のため來るもの等多數に上り、發信數念激に增加し、各方面に數線を

臨時增設せしも、到底機上電送其の負擔に堪へず、一般電報著しき遲延を來せり。

着信―は震災關係の通信多く、平常に比し著しく增加せるは、物資の調達又は多數避難者の滯在せることも原因の一たり。

中轉信も亦關東北交通の要衝に位置し、殊に電信系の要位を占むるため、關西と關東北との中絶をなせる結果、通數非常に激增し高崎局の設備を以てしては、晝夜執務するも尙通信の澁滯を免かれざる狀態なりき。

ハ、電話　市內通話は救護事務、避難者の滯在、物資の調達、一般通信の輻湊等に依り、震災直後は非常なる繁劇を來したり。

市外通話に至りては、激震と同時に電信線同樣市外線殆んど全部不通となりしも、應急工事に依り、罹災地に至るものを除く外直に復舊せられたるが、通話の激增に澁滯を免かれず、而して東京關西間の通話杜絶の爲め、之れが應急施設として大阪、名古屋を臨時通話區域に編入され、一般通話の取扱を開始されたるは頗る有效にして、救護上並に當地方商取引は勿論、各新聞社の通信に非常の便宜を得せしめたるは、當局者の措置宜しきを得たるに依る。

六、農業に及ぼしたる影響　本市は耕地面積僅少にして、其の作付品も主に普通農作物なりしを以て、特に影響を及ぼすに至らず。

七、勞銀に及ぼしたる影響　震災に依り工業界は尠なからざる打擊を蒙り、事業を縮少せるもの等あり、從て是等に從事する職工も自然減員の止むを得ざる狀態にありしが、其の定給額には變化を及ぼさざるも、操業短縮等に依り幾分の減收は免かれざるが如し、然れども罹災地の復興に伴ひ、土木建築方面に從事する職工は非常なる多忙を極め、且つ出稼ぎ多きを以て職工不足し、勞銀も亦自ら著しき騰貴を見たり。

八、震災の爲めに特に影響を蒙りたる商品

イ、木材に及ぼしたる影響　震災地に接近し且つ交通至便のため罹災地方面よりの買付盛に行はれ、忽ち在荷の減少を來たし、製材業者は山元よりの急送を受けて製材に全能率を傾注したるも、常に品薄にして山元の高價に連れ自然價格の騰貴を招致したり。

ロ、鐵材及釘類に及ぼしたる影響　原料の供給地罹災のため移入更になく、而して應急品として建築材料の東京方面へ移出するもの著しく、極度の品拂底を來し、當地の建築に在りても支障を來すの狀況に陷り、輸送關係の不圓滑のため、全く一定の相場を示し能はざりしことあり。

ハ、薪炭に及ぼしたる影響　漸く需要期に向はんとするの時震災ありて、自然の生產減となり、輸送は救護品又は木材等に壓せられて杜絶し、更に入荷なく、需要盛なる今日益々品拂底を來すに至れり。

ニ、其の他の商品に及ぼしたる影響　市は交通の便よく、商業地として諸物資の集散盛なれども、生產工業は未だ盛なりと謂ふに至らず、從て一般商品は、供給地よりの移入杜絶するときは忽ち市價に大變動を來すことあり、這般の震災に際し、一般商品は逆に東京方面へ移出するもの頗る多量にして、數日ならずして前項同樣著しく在荷の缺乏を訴へ、種類に依りては全く品切となりたるものありたり、而して是れが補充には、運輸の圓滑を缺きたるため、其の價格も概して騰貴を見たり。（竹本勸業主任調査報告）

會計課事務概要　左の如し。

一、震災の爲め市中一般に金融逼迫したるも、納稅上には格別の影響なく、九月始は家屋稅第二期納期なりしも平常に異る處なく、納入成績良好なり。

二、市中銀行は、九月三日より同十四日まで市金庫も同様同日まで臨時休業せる爲め、金融上支障少なからざりしが、市は購入物品並に建築工事費の支拂等に付ては、豫て市金庫に保管しある準備金を出して、數回に渉りて應急の支拂をなし、醫療品其他雜費等の支拂に付ても、夫々工夫を凝し是れ亦數回に渉り支出をなし、以て當業者に不便を與ふることなく敏捷圓滿に支拂をなし、以て此の未曾有の大變災に當り適切なる執務をなして一般の賞讃を博せり、斯く火急の事務なりしが、常務會計員の過半は炊出し並に停車場に於ける諸種の救護事務に從事したり。

又市內に於ける本支店銀行員の會同を求め、一日も早く開店し得る方法を講じ、之がため縣廳又は銀行協會等に斡旋する處あり。(會計課長報告)

震災救護費收支計算書　(大正十二年十月調)

收入の部

一金壹萬四千百四拾五圓九拾八錢　縣負擔額
一金九百參拾圓　寄附受入額
合計金壹萬五千七拾五圓九拾八錢

支出の部

一金壹萬八千百八拾八圓拾七錢　支出濟額
一金百五拾八圓　將來支出見込額
合計金壹萬八千參百四拾六圓拾七錢
差引金參千貳百七拾圓拾九錢　不足

震災救護費調

種別	罹災地へ發送	炊出し費	其の他	合計
白米	四、五三七・〇〇円	二、八〇〇・五〇円	—	七、三三七・五〇円
千個饂飩	三、九六三・〇五	—	—	三、九六三・〇五
パン	二、五四八・四一	—	三三・七〇	二、五八二・一一
梅干	二八四・〇〇	—	—	二八四・〇〇
炊出し費	—	一、二四三・〇七	二四七・五〇	一、四九〇・五七
運搬費	一七五・一四	—	—	一七五・一四
救護隊費	—	—	七二三・九四	七二三・九四
救療費	—	—	四七七・八五	四七七・八五
夜警費	—	—	一三二・四〇	一三二・四〇
警備費	—	—	四七八・〇〇	四七八・〇〇
諸雜費	—	—	五四三・六一	五四三・六一
合計	一一、五〇七・六〇	四、〇四三・五七	二、六三七・〇〇	一八、一八八・一七

食糧品送附明細書第一報　自九月二日至同十四日迄の分　高崎市

發送月日	品目	數量 個	數量 量	順路到着見込地	有料又は寄贈	價額 單價	價額 總額	備考
九月二日	パン	—	一、四三二斤	東京市	有料	—	三六・三九円	縣自動車にて輸送
同日	白米	一五〇俵	六〇石	蕨驛東京市	有料	三八・七五円	二、三二五・〇〇	汽車輸送
同日	同	一〇俵	四石	同上	—	—	—	縣自動車より依託汽車輸送
同日	梅干	一〇樽	一二〇貫	同上	有料	一四・〇〇	一四〇・〇〇	四斗樽一樽十二貫入り汽車輸送
同日	饂飩	—	一、〇六五貫	同上	有料	—	七九八・七五	汽車輸送
同日	食パン	—	六三三斤	同上	有料	—	一三〇・〇〇	同
同日	饂飩	—	二、九一三貫	同上	有料	—	二、一八四・八〇	同
同三日	同	—	二、九一〇貫	同上	有料	—	二、一八二・五〇	同
同四日	同	—	一、〇六二貫	同上	有料	—	七九六・五〇	同
同日	味噌	一〇樽	一八〇貫	同上	寄贈	一一・〇〇	一一〇・〇〇	汽車輸送 四斗樽一樽十八貫入り
同日	梅干	一〇樽	一二〇貫	同上	有料	一四・〇〇	一四〇・〇〇	汽車輸送 四斗樽一樽十二貫入り
同日	白米	二〇〇俵	八〇石	同上	有料九四 寄贈一〇六	俵三八・七五	一、四五七・〇〇 一、六四三・〇〇	汽車輸送
同日	食パン	—	一、八七五斤	同上	有料	—	三〇四・三一	同
同五日	白米	五〇俵	二〇石	田端驛東京市	有料	三八・七五	七七五・〇〇	同
同日	味噌	四樽	七二貫	同上	寄贈	一一・〇〇	四四・〇〇	同

震災事件取扱數　(震災臨時相談部取扱)

月日	證明交付數 罹災民	證明交付數 自動車其他	證明交付數 計	相談數 職業	相談數 入學	相談數 貸間其他	相談數 計
九月四日	—	五	五	—	—	—	—
五日	—	三八	三八	—	—	—	—
六日	二〇	一八	三八	—	一	一	二
七日	三二	六	三八	二	—	—	四
八日	五一	一一	六二	—	—	—	—
九日	三九	七	四六	—	—	一	一
十日	四二	一〇	五二	一	三	一	五
十一日	八九	二	九一	一	—	二	三
十二日	九一	五	九六	—	—	一	一
十三日	七五	二	七七	三	—	—	三
十四日	四六	—	四六	—	—	二	二
十五日	八二	三	八五	—	一	—	二
計	五六七	一〇四	六七一	八	六	八	二二

高崎停車場に於て配給せし物品(停車場出張救護班取扱)

品目	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	計
男夏物	五〇枚	二〇枚	三〇枚	三五枚	一八枚	三一枚	一八枚	二〇枚	三一枚	七枚	九枚	一二枚	三二三枚
女夏物	三五	三三	二七	三三	一九	二五	一五	一七	三三	九	一六	一五	二六六
小供夏物	四〇	四八	七三	七六	四五	三九	五五	三八	二七	一九	二八	二三	五一三
オシメ	二〇〇	二五〇	三〇〇	三〇〇	一八〇	二五〇	一八〇	二一〇	一二〇	八〇	九〇	六〇	二、三四〇
手拭	二〇	五〇	一六	三五	一九	二〇	二五	九	一五	七	一三	一九	二五〇
履物	—	三	九	一五	二〇	三五	五〇	三	一五	一七	一九	二	一九五
櫛	—	—	四	五	七	九	三	二	一	—	—	—	三〇
元結	—	—	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇〇
足袋	—	四〇	四〇	三〇	五〇	三〇	三〇	二〇	三〇	二〇	二〇	二〇	三四〇
髪用ピン	—	—	一〇	一〇	一〇	一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇〇

チリ紙四、〇〇〇枚　髪油二瓶　女帯三十四本　兵兒帶七十二本
小供帯二十三本

高崎市救護所(停車場出張所)
救療患者統計表　大正十三年九月十五日

◎本表中　老は五十歳以上　壯は二十歳以上　少は八歳以上　幼は八歳以下

區分	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	計
從事員 醫師	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	二八〇
從事員 看護婦	二一	二五	二五	二六	二五	二四	二〇	一八	一八	二〇	一六	一四	一〇	一三	二七五
從事員 吏員	四	三	三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	三四
老 重 男	—	—	一	二	一	—	—	一	—	一	—	—	—	—	六
老 重 女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	—	一
老 輕 男	—	二	七	二	一二	八	六	七	二	二	—	四	一	—	五三
老 輕 女	—	六	八	四	一一	四	一	二	一	—	二	一	—	—	四〇

外傷 壯 重 男	外傷 壯 重 女	外傷 壯 輕 男	外傷 壯 輕 女	外傷 少 重 男	外傷 少 重 女	外傷 少 輕 男	外傷 少 輕 女	外傷 幼 重 男	外傷 幼 重 女	外傷 幼 輕 男	外傷 幼 輕 女	外傷 計 重 男	外傷 計 重 女	外傷 計 輕 男	外傷 計 輕 女	內症 老 重 男	內症 老 重 女	內症 老 輕 男	內症 老 輕 女	內症 壯 重 男	內症 壯 重 女	內症 壯 輕 男	內症 壯 輕 女	內症 少 重 男	內症 少 重 女	內症 少 輕 男	內症 少 輕 女	內症 幼 重 男	內症 幼 重 女	內症 幼 輕 男	內症 幼 輕 女	內症 計 重 男	內症 計 重 女	內症 計 輕 男	內症 計 輕 女	計 男	計 女	合計
																																				一、三二四	六六七	一、九九一
四	三	一	二六	一	二	三	二	—	—	二	一	五	五	六	二九	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	三一	一六	四七
七	三	七一	二一	三	一	三二	一四	—	—	五	五	一〇	四	一〇九	四六	—	—	二	四	一	—	一三	一五	—	—	—	四	—	—	七	九	一	—	二二	三二	一四二	八二	二二四
六	五	九〇	三五	二	—	一七	八	一	—	二	一二	一〇	五	一一六	六三	—	—	一	二	—	—	二六	二六	—	—	九	四	—	—	二	七	—	—	三八	三九	一六四	一〇七	二七一
八	一	七八	二四	一	—	二〇	五	一	—	九	二	一二	一	一〇九	三五	—	—	三	二	—	一	二〇	一四	—	一	三	三	—	二	一〇	八	—	四	三六	二七	一五七	六七	二二四
五	一	一〇七	三七	二	一	三四	一六	二	一	一七	三	一〇	三	一六〇	七七	—	—	六	一	—	—	二八	二三	—	—	五	六	—	—	一四	一八	—	—	五三	四八	二二三	一二八	三五一
二	一	八一	一九	—	—	二二	一〇	—	二	七	七	二	三	一一八	四〇	—	—	三	二	—	—	一九	一四	—	一	二	五	—	一	五	一一	—	二	二九	三二	一四九	七七	二二六
四	三	五九	一六	—	二	一九	三	—	—	四	七	四	五	八八	二七	—	—	一	二	—	—	二〇	二〇	—	—	三	五	—	—	五	四	—	—	二九	三一	一二一	六三	一八四
三	一	四五	一九	—	—	一〇	二	一	—	六	三	五	一	六八	二六	—	—	二	一	—	—	一四	一〇	—	—	七	—	—	—	五	六	—	—	二八	一七	一〇一	四四	一四五
二	—	三七	八	—	—	六	一	—	—	二	一	二	—	四七	一一	—	—	二	—	—	—	一七	一	—	—	一	二	—	—	—	—	—	—	二〇	三	六九	一四	八三
二	二	三一	七	—	—	五	三	一	一	二	二	四	四	四〇	一二	—	—	二	一	—	—	八	八	—	—	一	一	—	—	二	三	—	—	一三	一三	五七	二九	八六
二	—	二三	二	二	—	五	二	—	—	二	一	四	—	三〇	七	—	—	一	一	—	—	三	六	—	—	—	—	—	—	四	—	—	—	八	七	四二	一四	五六
—	二	一二	一	—	—	六	—	一	—	四	二	一	二	二六	四	—	—	—	—	—	—	七	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	七	四	三四	一〇	四四
一	—	七	四	—	—	二	—	—	—	—	—	一	—	一〇	四	—	—	一	—	—	—	七	三	—	—	三	一	—	—	四	三	—	—	一五	七	二六	一一	三七
—	—	四	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	—	六	—	—	—	—	—	—	—	二	一	—	—	—	—	—	—	一	—	—	—	二	二	八	二	一〇
四六	二二	六六六	一九九	一	一六	一八二	六六	七	四	五二	五六	七〇	三三	九五三	三六一	—	—	二四	一六	一	一	一八三	一四六	—	二	二四	三一	—	三	五九	七一	一	六	三〇〇	二六四	一、三二四	六六四	一、九八八

罹災者無料宿泊人員

月日	安國寺	高盛座	青年會休憩所	大信寺	延養寺	救世軍
九月三日	—	四〇〇	三〇〇	—	四三	—
四日	—	四五〇	三五〇	—	七三	—
五日	二四〇	七五〇	四〇〇	八〇	一一七	二〇
六日	二七〇	八〇〇	三七〇	一三〇	七四	三〇
七日	—	五〇〇	一八〇	—	二八	六五
八日	—	二五〇	九〇	—	四一	三六
九日	—	二三〇	一〇〇	—	四五	三〇
十日	—	一八〇	—	—	二三	—
十一日	—	一二〇	—	—	二八	—
十二日	—	一二五	—	—	五一	—
十三日	—	三〇	—	—	五三	—
十四日	—	一五〇	—	—	二四	—
十五日	—	二四〇	—	—	四四	—
十六日	—	一一〇	—	—	五八	—
十七日	—	—	—	—	一〇	—
十八日	—	—	—	—	一〇	—
計	五一〇	四、二四五	一、七九〇	二一〇	七二二	一八一

炊出米數量

月日	炊出數量	有料 女學校	有料 喜多川	有料 銀直	有料 蛇ノ目	寄附 專賣局	寄附 上州絹綿	寄附 丸萬	寄附 其他
九月二日	一四〇升	—升	一三〇升	—升	—升	—升	—升	—升	—升
三日	一六〇	—	八〇	八〇	—	—	—	—	—
四日	六〇八	二四〇	八〇	一六〇	四〇	—	—	八〇	六
五日	七一〇	二六〇	一六〇	八〇	八〇	二五	—	八〇	五
六日	七九六	四〇〇	二一〇	一六〇	—	—	四〇	八〇	六
七日	八〇二	四〇〇	二〇〇	七〇	—	—	四〇	八〇	三
八日	四〇八	—	一四〇	一〇〇	—	—	四〇	一三〇	八
九日	三二〇	—	一二〇	八〇	—	—	四〇	八〇	—
十日	三三〇	—	二〇〇	八〇	—	—	四〇	—	—
十一日	三〇〇	—	二〇〇	八〇	—	—	—	—	—
十二日	二三〇	—	六〇	六〇	—	—	—	—	—
十三日	二一〇	—	六〇	五〇	—	—	—	—	—
十四日	六〇	—	四〇	五〇	—	—	—	—	—
十五日	八〇	—	四〇	四〇	—	—	—	—	—
十六日	一六〇	—	一〇〇	六〇	—	—	—	—	—
十七日	八〇	—	四〇	四〇	—	—	—	—	—
十八日	八〇	—	四〇	四〇	—	—	—	—	—
計	五、二七二	一、三〇〇	一、七四〇	一、三一〇	一二〇	二五	二〇〇	五三〇	三七

高崎救護所藥品醫療器具購入調（停車場救療用）

藥品の部

名稱	數量	價額
カスカラ錠	三〇〇入一本	一・九〇〇円
燐コデ〇・〇三 重那一・〇	二五〇包	四・五〇〇
鹽モヒ注液	〇・二	一・一〇〇
安那加散	二五〇包	二・五〇〇
ガーゼ	九〇反	三三・六〇〇
ホーサン水	二%二萬二千瓦	二・二〇〇
ペプ安知劑	一〇包	一・〇〇〇
酒精	一二本	九・六〇〇
リント布	—	八・六四〇
昇汞水	千倍四萬瓦一斗	—
木綿	七二反	—
藥包紙	一貫	二〇〇
ホーサン末	—	一・〇一〇円
カンフル注液	—	四五〇
安那加注液	三%	六五〇
ヂガーレン注液	二	二・七〇〇
ネオウリヒン注液	—	三・〇〇〇
ヒマシ油	—	三五〇
重曹（一、〇） ケン末（一〇）	二〇〇包	—
ウイオフオルム	三瓦入二本	—
ホーサン軟膏	九井七〇匁	九・八〇〇
重曹、安那加劑	一〇〇包	一・〇〇〇

メンタ油	一	三五〇	同	二%	三五〇
仁丹	三〇入三	二・〇〇〇	アスピリン〇・三	二〇〇包	一
ピオエルミン	一	八五〇	シヨーコーガーゼ	二反	一・四〇〇
單舍利別	一	四〇〇	エンボワ末	一非	四五〇
上油紙	一	一・八〇〇	鹽里母一非ビン代共		二〇〇
綿花	一〇	三・六〇〇	沃仿綿沙	一反	一
絆創膏	六	一	クレゾール	三	一
ラキサトール	三〇入二	三・〇〇〇	グリセリン	二	一・三〇〇
ヨーホルガーゼ	一	一・八五〇	赤酒	四	四・〇〇〇
ヨード丁幾	一	二・三五〇	カルモテンジヤウ	百入二	一
ヨードホルム	一	一	オキシフル	三	一
硼ビス一、〇	二〇〇包	一	氷	四四貫一〇〇匁	三・三五〇
石炭酸水	三%	一斗	同	一	三・三五〇

器具の部

體溫計	二本	二・八〇〇	紙製氷袋	三〇	七・〇〇〇
尖刃刀	一丁	一・〇〇〇	十瓦メートルグラス	一	五〇〇
投藥袋	一〇〇	四五〇	舌押	二個	八〇〇
カンシ	一丁	一三〇	注射針 1/1 1/3	一〇 一〇	一・一〇〇
點眼ゴム帽	三〇	一・二三〇	三〇斤點眼瓶	二個	一四〇
ダイソ入モノサシゴム付	一本	四〇	鑷	一	二〇〇
一瓦注射筒	一	三三〇	捲綿子	八本	四〇〇
金サジ	一組	三三〇	ハサミ	二丁	一・八〇〇
百瓦瓶	三〇本	一	消息子	三本	一八〇
三十瓦瓶	一〇本	一	中ヒンセット	一丁	一〇〇
吸呑	二個	六〇〇	大ヒンセット	一丁	四二〇

此外市救護團に金品を寄附せしもの、高崎市連雀町帝國館五百圓を始として參數あり、救護從事者は、市役所吏員、市會議員、區長、區長代理、警察署、各宗協會、醫師會、在鄉軍人分會、消防組、聯合青年會、各町青年會、小學校職員、高崎中學校、高崎女學校、佐藤裁縫女學校、愛國婦人會高崎市幹事部、高崎將校婦人會、基督教婦人矯風會高崎支部、救世軍高崎小隊、高崎記者倶樂部等なり。

冬桐生市

桐生市に於ては、大震災に際し、九月三日東京市に救護班三班を派遣す、第一班は桐生消防組員四十名、第二班は在鄉軍人會桐生市聯合分會員四十二名、第三班は桐生市聯合青年會四十名を以て組織し、桐生市醫師會より全班に對し、醫師一名を派遣す、班は九月三日出發同日日暮里に着し、四日東京府廳に至り、五日出發、六日歸桐したり、其間三日間東京府に於て警備救護等に從事し、患者(外傷)延人數百七十人を救療す、左に活動の一班を擧ぐ。

イ、醫師會派遣の附屬醫師一名は、東京府廳收容の重患者を救護す。

ロ、在鄉軍人會桐生市聯合分會員は、傷病者の救護及現役軍人と共に警戒動務を爲し、又、物資徵發に從事す。

ハ、桐生消防組員は、現役軍人と共に、警戒動務及道路整理に當る。

救護班携帶の衛生材料

桐生醫師會

一、ヨードチンキ　一オンス
一、ヨードホルムガーゼ　一瓶(一ポンド)
一、卷軸繃帶　七束(四列大幅)
一、單ガーゼ　三百反
一、脫脂綿　一袋
一、硼酸軟膏　一ポンド
一、赤酒　二〇〇瓦
一、カフーハ注射液　但一瓦アンプール入二十本
一、ナルコポン注射液　同十本

在鄉軍人會桐生市聯合會

一、卷軸繃帶　二卷
一、亞麻仁油紙　二十枚
一、ガーゼ　二包
一、昨創膏　一包
一、仁丹　一包
一、脫脂綿　一包

經費(手當、旅費、携帶品費等內譯)

在鄉軍人桐生市聯合會

一、金七十七圓九十四錢　鐵道賃　一、金四十八圓三十錢　食糧費
一、金二圓七十五錢　腕章及繩燭代

桐生消防組

一、金六十六圓七十八錢　鐵道賃　一、金八十四圓　食糧代
一、金二十四圓十六錢　腕章及繩燭代

桐生市聯合青年會

一、金七十八圓三十二錢　鐵道賃　一、金五十一圓三十三錢食糧費
一、金九圓十三錢　腕章及繩燭代
合計金四百三十八圓七十一錢

經費貧瘠者　各團體に於て一時立替をなし、後左の通り交付す。

一、金百二十八圓三十五錢縣より交付　一、金四十二圓五十九錢市費より交付
計金百七十圓九十四錢、
在鄉軍人會桐生市聯合分會
一、金二十四圓五十錢　縣より交付　一、金二十四圓四十九錢市費より交付
計金百二十八圓九十九錢
桐生市聯合青年會
一、金百十二圓七十五錢縣より交付　一、金二十六圓三錢　市費より交付
計金百三十八圓七十八錢
合計金四百三十八圓七十一錢

出京救護班三班に對し、何れも府知事より左の謝狀を受く

(群馬縣回答、桐生市回答)

謝狀

大震災群馬縣救護金桐生市救護班員(何)班大正十二年九月一日大震災に際し京濱地方罹災救護に付盡力點からず爰に其の勞を謝す

大正十二年十月二十六日　群馬縣知事　山岡國利

第三件　長野縣の活動

春長野縣

第一、緊急救援

縣は九月一日午前十一時五十分頃强震を感ずるを以て、直に測候所に震源地等の問合を爲したるも明瞭ならず、危虞の念を抱きつゝあるに方り、午後五時頃、高崎方面よりの情報に依て、信越線旅客の談として、東京附近に激震ありたるを推知し、取敢へず赤十字社長野支部病院に、醫師四名看護婦六名書記二名人夫四名より成る救護班を組織せしめ、東京への出發を命じ、尙長野以東信越線沿道の各警察署をして、東京方面より來る旅客に就き情報を得るを力めしめ、翌二日午前には鈴木理事官を上京せしむ。

三日午前零時內務次官より應援巡査派遣要求の電報到る、乃ち巡査の非常召集を行ひ、同日午前五時發の汽車を以て五箇中隊二百五十名の應援隊を出發せしめ、一面知事は、部課長を官舍に召集して救援の打合を爲し、長野市醫師會をして救護班を組織して即時上京せしめ、兼て赤十字社長野支部に命を傳へて救護班組織の動員を命せしめ、更に四救護班を組織して上京せしむるの手配を講じたり。

三日午後五時五十分仙臺還信局より、大震災第一報到着す。

九月一日午前十一時五十八分東京市に激震あり、爾後强震數回、加ふるに火災各所に起り、混亂を極む、全市に涉る被害甚大なるも、幸に晝間なりし爲、死傷者比較的少き見込。

皇城は御異狀なし。

既にして翌四日午前九時鈴木理事官歸廳し、災害に關する情報を齎らし、且內務省より北信諸縣に對する徵發令傳達の依囑を受け來る、是に於て知事は、部課長を官舍に集めて、義捐金品募集、食糧品寄贈の議を決し、直に食糧品日用品の緊急買上に着手すると共に、取敢へず白米二百俵、味噌三百五十貫、漬物一千樽を東京府に寄贈するの手配を了し、東京府知事に左の通信を發す。

貴府未曾有の震害實に同情に堪へず候、不取敢白米二百俵味噌三百五十貫貴廳宛送附候條、貴管內輸送等に關しては、特別の御便宜御取計相成度此段申入候。

追て、本縣農會より漬物千樽送附手續中に付、御承知相成度。

同時に使を新潟富山兩縣に出して徵發令並附屬命令を傳達し、物資供給命を傳へ、米三十萬石の徵發輸送方を慫慂す。

第二、救護組織

イ、事務分掌　九月四日縣は、分掌を定めて救護の敏活を圖れり。

- 總務係（各係の連絡統一／縣出張所との通信情報／記錄報告）
- 事務分掌
  - 徵發係（徵發書の發行／徵發物品の調達）
  - 義捐係（義捐金品の收受）
  - 輸送係（鐵道當局との連絡交涉／物資輸送）
  - 救護係（避難者救護）

係事務は、知事の命を承けて川島理事官三樹理事官主として之に當り、村井警察部長畑山理事官萬理事官鈴木理事官山崎官房主事其他關係課長參與して、それ〴〵承命の事務に掌理し、關係各課員何れも事務に當りたりしも、救護事務整頓後は、社會課の取扱に歸し、其他は各自關係事務に關與したり、其間農務課長鈴木理事官は、九月五日長崎縣理事官に轉じ、蜂須賀理事官之に代り、社會課長三樹理事官は、九月九日臨時震災救護事務官となり、川島理事官之に代れり。

ロ、出張所設置　縣寄贈の白米其他に關する輸送受渡のため、九月三日廳員四名上京して四日より川口町榮町に事務所を設け、寄贈品の受渡を開始し、更に買上供給品及一般義捐品受渡、並に災地當局との連絡を圖るため、畑山理事官外廳員二名、九月四日東京出張を命ぜられ、乃ち縣出張所を設け、九日を以て川口町事務所を閉鎖す。

長野縣出張所

- 期間　自九月六日　至十月十六日
- 位置　田端驛前
- 事務
  - 一、買上供給品受渡
  - 二、義捐金受渡
  - 三、縣及災地當局との連絡交涉
  - 四、救護狀況通報
- 出張員　理事官一、（自九月六日至十月十六日）屬一、（同上）／技手一、（同上）　警部補一、（自九月九日至十九日）／縣吏員一、（自九月七日至十四日）雇員一、（自九月一日至十三日）

ハ、北信內務部長會議　救援進行上隣縣との協議を必要とし、九月九日午前十時縣及福井石川富山新潟五縣の內務部長會議を長野縣廳に開く、出席者長野縣內務部長竹井貞次郎、福井縣內務部長岩井正次郎、富山縣警察部長、坂田棟造、石川縣理事官松本三郎、新潟縣理事官石口龜一の五名、內務省より出張中の川瀨書記官臨席し、竹井內務部長挨拶を爲し、救護事務の現狀を說明し、救援事務の打合せを爲したり。

協定事項

一、各縣事務所は、各別に之を設け、特に必要を認むる事項に付ては、歩調を一にする爲互に通報すること。

二、九月九日夜行にて上京する三樹長野縣理事官に於て、左記事項を臨時震災救護事務局と打合せの上、其の結果を長野縣より各縣に通知すること。

一、東京市內を數區に分ち、各府縣に於て勞力の提供等に依り、物資取給の敏速を期するの方法を講じては如何。

二、徵發令に依り徵發する場合は、必ず前三年間の平均價格に依るべきや若得策と認めたるときは、時價に依ることを得べきや。

三、特に指定せられたるに非ざる物資を徵發令に依らず隨意契約に依り購入供給したる場合に於ける代償方法如何。

四、物資の徵發は、事務局より更に命令ある迄は差控ふべきや。

臨時震災救護事務局と打合の結果、九月十二日左の回答を得て、直に福井石川富山新潟各縣に通報す。

回答

一、物資の供給を各縣にて爲すことは必要なし。

二、時價に依り購入する場合は、隨意契約に依るべく、徵發する時は、評價委員の決定に依るべし。

三、特に指定せられたるに非ざる物品と雖、政府に於て代償す。

四、物資の徵發は、更に命令ある迄差控ふべし。

五、鐵道省との聯絡は、事務局に於て相當努めつゝあり。

二、郡市書記打合會　九月十一日午後一時より召集、竹井內務部長訓示を爲し、左の事項を打合はす。

打合事項

一、福災者救護狀況に關する件。

二、停車場に於ける救護に關する件。

三、鄕方に於ける福災者救助の經費に關する件。

四、青年團其の他の救護班派遣に關する件。

五、義捐金品並其處理に關する件。

六、買上供給品に關する件。

第三、救援建言

九月四日以降信越線に依り上京する旅客混雜を極め、物資の輸送困難なるを以て、六日午前內務鐵道兩大臣に、左の如く電報す。

內務鐵道兩大臣宛　（九月六日午前十一時發）

東京方面行旅客輻湊の爲、近縣より輸送せる食糧其の他の救護品、途中停滯し、切角の企も其の效を爲さず、實に遺憾に堪へず、此際凡そ二日間斷然該方面一般旅客の輸送を停止し、專ら救護班及救護品の輸送に全力を傾注する樣、至急命令を發せられ度し。

九月七日には、臨時震災救護事務局交通課長に宛て左の電報を發す。

臨時震災救護事務局交通課長宛　（九月七日午後九時十分發）

震災善後策上、最も急務なる通信通話及鐵道運輸機關整理のために要する技術者等を、普通の手段にて集むることは極めて困難なるべきを以て、此際一部の軍需動員を行ふを必要と認む御參考迄に。

第四、物資調查供給

イ、非常徵發令傳達　九月二日上京の鈴木理事官は、直に內務省に出頭して非常徵發令公布の傳達、及物資供給の命を受け、四日朝歸廳し、即時萬理事官を新潟縣に、山口社會教育主事を富山縣に派し、傳達を爲し、石川福井兩縣へは、富山縣より移達を爲さしめ、各縣の物資供給見込額を徵し、縣見込額と共に、救護事務局に報告す、同時に縣內の食糧品其他物資の調達に着手したり。

ロ、物資調達供給　九月四日午前二時十五分名古屋遞信局長より、本省より左の通り電報あり、然るべく御高配ありたし、三日尙微震熄まざるも、今朝來火災終熄せり、市民一般に平穩なるも、食糧品、日用品不足の爲、多大の不安を感ぜざるを得ず、獨り天候のみ平常

に復り暑氣强し、食品鍋釜の類、極力送附ありたし。との通報ありたると共に、鈴木理事官の歸廳に依り、災地の食糧其他缺乏せる實狀を審かにし、先づ白米一千石供給の目的を以て廳員を各郡市に出張せしめ、在庫品を調査し買上を行ひ、更に副食物、鍋釜類、日用雜貨品、薬品、バラック材料等をも順次調達して災地に送り、九月六日には救護事務局の依頼に應じ、自動車六臺を雇傭して東京に送りたり。

九日救護事務局より食糧品は調達の見込つきたるを以て、新蒐集見合方の通電あり、乃ちバラック材料木材三萬石の在庫品供給の可否を事務局に照會し、局より東京市に移牒せるを以て、東京市長はバラック用材供給方を依頼し來り、直に縣下材木業者を招致協議して、三萬石供給の見込を立て、廳員を名古屋鐵道管理局に出して、打合せの上輸送す。

ヘ、物資輸送　縣物資の輸送は、信越鐵道に依るの外道なきを以て、鐵道當局に交渉して極力輸送の圓滑を計り、川口田端兩驛に出張所を設け、受渡に當らしめたり。

買上供給品

種目	品名	數量	價格	發送
食糧	白米	一一、七九六石	四四、九六六・四二円	自九月五日至九月六日
〃	佃煮	二、八〇〇貫	六、五六二・〇〇	自九月九日至九月十一日
〃	ラッキョ漬	一、〇七四貫	八五九・二〇	九月七日
〃	鰯鯖鑵詰	九二打	一三八・〇〇	九月七日
〃	梅干漬	四〇貫	六五・〇〇	九月七日
〃	牛肉鑵詰	五〇個	四二・五〇	九月七日
	小計		五二、六三三・一二円	
日用雜貨品	鍋釜類	一〇、二六四個	六、九九五・二七	自九月五日至九月八日
〃	蠟燭	一〇、三一八斤	四、五九一・七七	自九月十日至九月十四日
〃	チリ紙	三一、八七六束	七、九七二・二六	(以下同上)
〃	草履	三二、五二六足	二、九一三・一九	
〃	手拭	一三、八九三筋	二、三四七・四一	
〃	洗面器	九二七個	二九七・六七	
〃	燐寸	五七、六八四打	二、九二一・三二五	
〃	バケツ	一、一六七個	五四七・六六	
〃	茶碗	一〇、八〇〇個	五一一・三四	
〃	箸	三五八、五六六ゼン	四二六・一四	
〃	提灯	一、〇九二張	二二七・〇四	
〃	傘	一、七〇六本	一、一二一・五二	
〃	タワシ	九、六〇〇個	三五三・八〇	
〃	ザル	三、四五二個	九六八・〇五	
〃	下駄	一、〇八〇足	二一三・九五	
〃	歯磨粉	三、四六一袋	二七七・六七	
〃	歯ブラシ	二、三四八本	一〇五・九〇	
〃	飯匙	二、〇八五個	六七・九〇	
〃	貝匙	二、七五二個	一二四・五七	
〃	庖丁	六八〇丁	二〇七・〇〇	
〃	柄杓	一、二五〇本	一八八・八〇	
〃	鉛筆	三三六打	五二・四〇	
〃	封筒	一四、一〇〇枚	二〇・六三	
〃	卷紙	六一〇本	五二・〇五	
〃	兵兒帶	六八筋	一〇・〇〇	
〃	火箸	二二〇掛	一一・四〇	
日用雜貨品	五徳	六〇個	一〇・八〇	
〃	石鹸	二、七六四個	二〇六・一〇	
〃	塵拂	一、〇〇〇本	四五・〇〇	
〃	箒	四五〇本	一四〇・〇〇	
〃	縄	一〇〇束	四七・〇〇	
〃	晒木綿	一五〇反	九八・八〇	
〃	着茣蓙	三五〇枚	一〇四・五〇	
〃	茣蓙	二〇〇枚	二〇〇・〇〇	
〃	藁蓙	一、〇〇〇枚	一五・〇〇	
〃	水差	一〇一個	六三・二八	
〃	草鞋	二一〇足	一四・七〇	
〃	金匙	二〇〇個	二二・七〇	
	小計		三四、六二九・五九	
薬品	ガーゼ	二七〇匁	五四・三五	九月九日
〃	脫脂綿	一六五包	六六・〇〇	(以下同上)
〃	同	二貫五〇〇	一六・八〇	
〃	卷軸繃帶	八四本	四三・六二	
〃	絆創膏	六六本	五四・一五	
〃	ヨードホルム	七號	六・二〇	
〃	ヨード丁幾	一二磅	二八・九〇	
〃	重曹	三一一同	三二・八二	
〃	同俵入	三俵	二三・四〇	
〃	イヒチオール	七磅	一一・五〇	
〃	同	二五號	三・五〇	
〃	硼酸	一二〇磅	五二・五〇	
〃	硫酸亞鉛	一五磅	九・四八	
〃	赤酒	一六九本	一六〇・二〇	
〃	油紙	三本	七・一〇	
薬品	同	二〇〇枚	三・〇〇	
〃	石炭酸	一二磅	一二・八〇	
〃	英法絆創膏	二	一・一〇	
〃	ケンチヤナ末	二四磅	一七・五五	
〃	ワセリン	五〇	二九・四九	
〃	オキシフル	一〇號	三・五〇	
〃	ホスミン注射液	五箱	三・〇〇	
〃	ビスミット	一磅	五・五〇	
	計		六四六・四六	
建物材料	急造バラック材料	一〇棟分	三、六六八・九〇	九月九日
	計		九一、五七八・〇七	

雇傭提供

品目	數量	雇傭料	雇傭期間	發送
乘用自動車	六臺	二、二九六・〇〇円	延四〇日	九月六日

第五、義捐金

1、募集　九月三日午後一時縣は、各新聞社代表及縣當局の會合を催し、義捐金募集を爲す事とし、直に之を新聞紙に發表すると共に、郡市長に通牒す。

義捐金品募集要項

一、金額は一口一圓以上に願ひます。

一、物品は、食料衣類學用品其の他罹災者の必要品ならば、何でも宜しいのでありますが、送付する關係がありますので、途中で腐敗の懼れのない物品に願ひます。

一、義捐金は直接縣廳社會課へ送らるゝか、又は發企三新聞社郡役所等へ、

便宜御届け下さい。

一、義捐金品は九月二十日に締切ります。

一、義捐金品の分配は、發起者に御一任願ひます。

一、義捐者の住所氏名金額品目數量及給與精算は、發企三新聞紙上に掲げます。

大正十二年九月三日

發企者

信濃毎日新聞社

長野新聞社

信濃日日新聞社

長野縣知事　本間利雄

縣會議長　笠原忠造

同副議長　高田茂

内務部長　竹井貞太郎

警察部長　村井八郎

之に對し、各地方に於ては青年團在郷軍人其他の各團體一齊に活動し、左の如き好成績を擧げたり。

一、義捐金　十月二十日現在　申込額三五八、〇九九圓七五　現金取纒額二七二、七八四圓二九

一、義捐品　十月四日現在　白米、一、二二三石〇三　衣類九四、一五六點　野菜一五、五八〇貫　漬物三八、〇一一貫六〇〇　味噌一五、五〇六貫八〇〇、其他。

義捐品郡市別

郡市	白米	衣類	漬物	野菜	味噌	其他
南佐久	六八・二六〇石	一、八八三點	二、〇四三・〇〇〇貫	一八四・〇〇〇貫	八・〇〇〇貫	慰問袋二、一七〇玄米八石木綿反物三一反木炭一六六俵眞綿七二枚枕三四四個剃箸五、〇〇〇人分鍋釜五個外二、二一二點
北佐久	五七・九四〇	三、五四四	九七六・〇〇〇	二、八四〇・〇〇〇	一、〇三五・〇〇〇	學用品用紙類等一三六點
小縣	三二一・〇五〇	三、六七〇	一、二五四・八〇〇	—	一、七五〇・七〇〇	醤油二〇石七斗手拭二、〇七〇本玄米二二石其他日用品學用品等
諏訪	一三五・六〇〇	一三、三〇九	九五九・〇〇〇	九八・〇〇〇	一、七六四・三〇〇	醤油八石慰問袋四、〇一六手拭二、三一三本履物一、四三七足木綿反物二六〇反燐寸二四〇打釜五鍋九個大豆一九石氷餅二、三二一八本梨二五〇個茄子二一函罐詰一八八樽鹽煎餅一函乾飯七升改良麥四斗干瓢一貫栗品五二袋バケツ四九六個木炭三一貫枕七〇外三七種六二點
上伊那	一〇七・〇〇〇	一〇、三三〇	六、三五六・〇〇〇	九一・〇〇〇	三六四・〇〇〇	玄米四斗五升鍋一、〇〇〇個其他バケツ慰問袋餅菓子素麺學用品等
下伊那	五三・〇〇〇	四、五〇〇	五、六六五・〇〇〇	二、五〇〇・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	教科書下駄傘慰問袋紙類茶器炊事用品等
西筑摩	一五・〇〇〇	六六四	九五九・〇〇〇	一九・〇〇〇	一八五・〇〇〇	風呂敷四〇反木綿反物一〇反慰問袋一八二手拭一一九本其他學用品等
東筑摩	五五・〇〇〇	一、〇四三	二、九三三・〇〇〇	四、一〇三・〇〇〇	八六・〇〇〇	日常雜貨品五四〇點及學用品等
南安曇	三八・〇〇〇	五、七一〇	—	八〇・〇〇〇	五九〇・〇〇〇	學用品
北安曇	四七・一七〇	二、九二三	二、九二〇・〇〇〇	二六・〇〇〇	五八〇・〇〇〇	慰問袋一、〇七六外蠟燭、下駄、草履、手拭、反物、茶碗、箸、學用品、石鹼、袍、風呂敷、燐寸、罐詰、ゴム靴、帽子、藥品、ペ仁丹、賣升風邪藥)等二、六五五點
更級	六七・〇〇〇	六〇八	四、三五九・〇〇〇	一九〇・〇〇〇	二二八・〇〇〇	手拭一六七本外罐詰砂糖素麺鰑煮干學用品等
埴科	八〇・〇〇〇	二、一〇八	七五三・〇〇〇	—	—	鹽鯖四貫手拭五四一本木綿反物二二反外學用品
上高井	三八・五五〇	五四五	七五・八〇〇	二、九三三・〇〇〇	八四九・八〇〇	醤油四石履物三一一足綿布九六反食パン一、三六五個苹果一、八二二個什器三八五點蠟燭三、一七五本手帳二十冊鉛筆二打煉乳一函其他
下高井	四・五五〇	七八七	二、〇二三・〇〇〇	—	一三・〇〇〇	氷豆腐二函飯杓子二五本外學用品等
上水内	一〇・六五〇	一、四五五	五、三二六・〇〇〇	五〇八・〇〇〇	一、四八五・〇〇〇	足袋九九足晒布二反木綿切れ八六點股引二三點帽子二二個鐵瓶一個藥書一、二〇〇枚等外日用品教科書等
下水内	五・八五〇	一五四	一、四三一・〇〇〇	一五・〇〇〇	四八八・〇〇〇	教科書八、六三七冊
長野市	三七・六八〇	二六、七五六	—	七六・〇〇〇	三、八七五・〇〇〇	教科書及日用品一五、七九六點
松本市	四四・四五〇	一〇、〇〇〇	一〇・〇〇〇	—	三八〇・〇〇〇	
上田市	一八・七〇〇	二、一〇〇	四五・〇〇〇	一、九二〇・〇〇〇	九五・〇〇〇	下駄三六〇足罐詰一三六本慰問袋四個茣蓙二〇枚外靴下鍋齒磨粉楊枝教科書等
計	一、二三三・〇五〇石	九四、七三六點	三八、〇二一・六〇〇貫	一五、三八〇・〇〇〇貫	一五、三〇八・八〇〇貫	

2、處分　義捐金品は左の如く處分す。

イ、義捐金　十月二十日現在募集額三十五萬八千九十九圓七十五錢の處分方に關し、九月二十八日縣廳に發起者を會して協議し、取扱費、停車場其他の救護費、一部縣内滯在避難者救護費等の一萬五千圓、上下伊那救護團に對する五千圓、計二萬圓を控除して、其餘を救護事務局に送る事とし、復停車場の救護費は救護事務局より配當せらるゝ事となりたるも、十月七日本縣設置の縣相談所經費に支出する議を決し、義捐金中前記二萬圓の外三萬圓を控除し、其餘を救護事務局に納入す。

ロ、義捐品　義捐品受渡は川口田端縣出張所に於て之に當り、九月六日東京灣海上輸送の途開ける旨情報を得て、上京中の畑山理事官に白米百俵味噌二十樽漬物二十樽の横濱廻送を電命せしも、救護事務局其他と交渉して廻送不能を確め、横濱市救援は別手段を取る事とし、各郡市より送致し來る義捐品は總て救護事務局に引渡して、配給方を依賴したり、然るに各驛の混雜甚しく、東京府の配給意の如くならさるを見、九月十六日には、貨物自動車に副食物野菜類等腐敗の恐れあるものを滿載して、直接配給の手段を採りたり。十九日郡市長に、

一、目下罹災者の最も要求しつゝある物資は、衣服及建築用諸材料なり。

一、漬物野菜其の他の食糧品は罹災地に於て之を得るに困難ならず、殊に途中に於て腐敗の憂あるもの丶如きは、發送見合可然。

一、慰問袋の類は、極めて適切なるも、内容は日用雜貨類の如きを可とす。

と通牒し、三十日發送の縣寄贈給一萬百三十九枚は、別に廳員五名を派して、出張所員三名と共に、罹災者に直接配給す。

ハ、學用品、九月八日付を以て、文部次官より特に學校教科書文房具其他學用品の寄贈方を照會し來り、乃ち郡市に照會して小學用品の寄贈を促し、左の通蒐集して文部省へ送致す。

郡市＼種類	教科書	雜記帳	鉛筆	毛筆	學用雜品
南佐久	八、八二七冊	一、六九九冊	八二打	三打	一四七點
北佐久	五、〇二五	七八五	一四〇	二	六九
小縣	三六、一三一	二二七	三三	—	—
諏訪	三五、三六三	五、一九七	六八三	三六	四〇二
上伊那	三二、〇三六	二、八六五	三六八	九〇	一、〇二一
下伊那	一九、二四四	七、一八二	六八二	二四	五三九
西筑摩	一、七七八	二七八	四七	一	六二
東筑摩	三三、〇四七	—	—	—	七、一八七
南安曇	七、八九九	八六〇	九四	二	四九
北安曇	五、五九七	—	—	—	—
更級	七、一〇七	三四五	七〇	一	六五
埴科	二、二八二	二、一二一	三六八	—	一〇〇
上高井	一、四〇九	一九	一	—	一
下高井	一〇、〇九一	五二四	一〇一	二	五九
上水內	一五、〇〇〇	一、二〇〇	—	—	—
下水內	五、八〇八	—	—	—	—
長野	二一、一七四	二、八〇四	二四四	—	一、三二七
松本	一〇、三二八	三六〇	六九	—	九三
上田	八、八四一	—	—	—	—
合計	二四九、一三八	二六、四九六	二、八二三	一六一	一一、一〇一

ニ、警察官吏用被服　九月九日警視廳の依賴に依り、警察官吏用被服を發送す。

種類	點數	種類	點數
夏服	一八九組	肩章（警部補 / 巡査）	四八個 / 一八七個
帽子（警部補 / 巡査）	二一個 / 七五個	警笛	一〇〇個
捕繩	五〇〇本	細釦（服用 / 外套用）	八六五個 / 一、九〇〇個
		計	三、八八五點

縣下警察職員よりは、一般義捐金の外、罹災警察官に對する特別義捐金を募集し、十月五日金六百八十八圓九十二錢を共筋に送り、配布方を依賴したり。

ホ、罹災官吏への特別寄贈　縣廳郡役所員は、內務省東京府神奈川縣警視廳官吏の罹災者に對し、特に義金を募集して之を寄贈す。

第六、縣救援費

九月八日縣參事會を招集して震災賑恤費十萬圓の支出を決議す、此の費用を以て縣より寄贈したる調達品左の如し。

白米二〇〇俵　味噌三五〇貫　東京府渡同府へ寄贈、衣類（袷）一〇、一三九枚、東京府へ八、一三九枚　橫濱市へ二、〇〇〇枚、直接配給內袷は、男子用一、九七二枚、婦人用三、九七〇枚、子供用男兒二、〇〇三枚女兒二、一九四枚にして、長野高等女學校、信濃裁縫女學校、長野實科高等女學校、須坂高等女學校、上田高等女學校、上田實科高等女學校、上田婦人會、及愛國婦人會上田幹事部、小諸高等女學校、小諸婦人會、岩村田實科女學校、野澤高等女學校、松本高等女學校、松本師範學校、松本實業補習學校、松本女子職業學校、諏訪高等女學校、高島裁縫實習學校之を裁縫したり、之が配給は、特派廳員五名及出張所員三名に依り左の如く配給す。

月日	配給場所	大人用	子供用	計
十月四日	東京市深川區西平野警察前	一、九〇〇	一、二〇〇	三、一〇〇
同　五日	同　深川區商船學校前	三〇〇	二〇〇	五〇〇
同	同　本所區糧秣廠	四二〇	四〇〇	八二〇
同　六日	同　下谷區上野公園	七六〇	四四〇	一、二〇〇
同　七日	同　芝區芝離宮內バラック	六〇〇	六〇〇	一、二〇〇
同　八日	東京府下南千住町	二六〇	一七〇	四三〇
同		一六七	六	一七三
計		四、四〇七	三、〇一六	七、四二三
十月十日	橫濱市赤門バラック	四八	四六	九四
同	同　末吉町バラック	五五	五四	一〇九
同	同　福永町バラック	六六	六五	一三一
同	同　公園內バラック	一五五	一五五	三一〇
同	同　玉泉寺	二一	—	二一
同	同　遊行寺	三七	四〇	七七
同	同　植木會社	一八	一五	三三
同	同　石川小學校	一一〇	一〇九	二一九
同	同　新山下町	七〇	七〇	一四〇
同十一日	同　掃部山バラック	一六五	一六〇	三二五
同	同　西戶部山バラック	六〇	五六	一一六
同	同　西戶部第一小學校	一〇一	一〇一	二〇二
同	同　師範學校內	一八	二〇	三八
同	同　東學寺下バラック	六四	六六	一三〇
同	同　神奈川小學校下バラック	二一	二三	四四
同	同　高島町公設浴場跡バラック	六〇	五五	一一五
同	同　內務省橫濱土木出張所內バラック	六六	六六	一三二
計		一、一三五	一、一〇一	二、二三六
合計		五、五四二	四、一一七	九、六五〇
外に傳通院側本縣臨時相談所の手にて配給せるもの		四〇〇	八〇	四八〇
		五、九四二	四、一九七	一〇、一三九

第七、救護班派遣

1、日本赤十字社長野支部病院救護班　震災の報に接するや、直に縣に協議して救護班派遣の議を決し、九月二日、四日、五日、六日、二十六日の五回に之を出したり。

日本赤十字社長野本部　救護班一覽表

名稱	人員	出發	歸還	作業個所	滯在日數	救療人員	
初班	醫員四　主事一　書記一　看護婦六　人夫四	九月二日	九月七日	宮城外苑東京支部第二救護所	四	三、六〇〇	相原支部病院長自ら率ゐて出發強行本社病院內假事務所に到着し救護に從事す
第二班	醫員二　書記一　看護婦一〇　人夫二	九月四日	九月二十日	橫濱市根岸鐵砲場	一七	內科一、六九七　外科一、四一六	
第三班	同前	九月五日	九月十六日	宮城外苑東京支部第二救護所	一二	內科七〇七　外科三六〇	
第四班	同前	九月六日	九月十九日	同前		內科六二〇　外科二七四	
第五班	醫員二　書記一　看護婦一〇　人夫二	九月廿六日	滯在中	橫濱市根岸鐵砲場		滯在中	現に救療中に付不詳

2、郡市醫師會救護班　九月三日知事は、縣下各醫師會長を官舍に招集して、救護班派遣を協議し、共結果左の救護班を出勤せしむ。

郡市醫師會救護一覽

名稱	人員	出發	歸還	場所	滯在日數	救療人員
長野市醫師會救護班	醫員 一	九月三日	九月十五日	東京市日本橋區淺草橋際	二	六一八
	看護婦 一〇					
北佐久郡醫師會救護班	醫員 一	九月三日	九月十日	同下谷區谷中五重塔前外一ケ所	六	六〇〇
	看護婦 一					
上伊那郡醫師會救護班	醫員 一	九月四日	九月十五日	東京府下品川病院外一ケ所	八	四九五
	看護手 二					
上田市醫師會救護班	醫員 一	九月四日	九月十日	東京市下谷區天王寺五重塔	三	六二〇
	看護婦 一					
東筑摩郡醫師會救護班	醫員 一	九月五日	九月六日	東京市下谷區美術院內外一ケ所	二	一、三二〇
	看護手 二					
南安曇郡醫師會救護班	醫員 一	九月六日	九月十三日	東京市上野博物館內又橫濱市	三	二八六
	看護手 八					
諏訪郡醫師會救護班	醫員 一	九月六日	九月六日	橫濱市中村町	九	九六二
	藥劑師 八					
	看護婦 四					
南佐久郡醫師會救護班	醫員 一	九月六日	九月十三日	東京市下谷區谷中天王寺町	三	六六九
	看護手 六					
松本市醫師會救護班	醫員 一	九月六日	九月六日	東京市本鄉區駒込小學校內外二ケ所	二	八〇一
	看護手 六					
下水內郡醫師會救護班	醫員 一	九月七日	九月十五日	橫濱市平沼町	七	五四一
	看護手 四					
上高井郡醫師會救護班	醫員 一	九月八日	九月十五日	橫濱市平沼町	六	三四八
	看護手 七					
下伊那郡醫師會救護班	醫員 一	九月九日	九月十日	東京府下品川橫濱市平沼町九ノ一ケ所	一〇	二、二五三
	看護手 三					

3、輕救護班　技師二名、看護婦六名、人夫二名を以て之を編成し、九月七日出發、橫濱市に於て救療に從事し、十四日歸廳す、救護人員三百一名なり。

第八、警備應援

1、第一回應援　九月三日午前零時內務次官より應援警察官二百五十名の派遣方通牒あり、即時非常召集をなして、左の如く上京せしむ。

員數	警部	一	五	
	警部補	二	一〇	
	巡査部長	二	一三	
	巡査	二五〇	（五箇中隊編成）	
出發	九月三日（午前五時二十五分／午前七時十分）			

2、第二回應援　第一回應援隊十月二日までに歸還するを以て、交代として十月一日到着滯在一箇月の豫定を以て第二回應援隊を出す。

員數	警部補	一	三
	巡査部長	四	〇
	巡査	四	四

第九、災地慰問

罹災地慰問及救援狀況視察のため、本間知事は、十月三日上京、東京市橫濱市に於て罹災者を慰問し、兼て救護狀況の視察を爲し、七日歸廳す、竹井內務部長は九月二十七日上京、京濱罹災者を慰問し、一般救護の狀況を視察し、十月二日歸廳す。

第十、避難者救護

イ、停車場救護　九月二日多少の避難者ありしも未だ混雜するに至らず、三日に至り、信越鐵道に由り避難し來るもの俄に增加し、各驛の混雜名狀すべからざるに至れり、依りて郡市町村當局は、青年團在鄉軍人分會、醫師會、婦人會、其他各種團體と力を協せて炊出救助を開始し、湯茶供給、無料休憩、無料宿泊、傷病者救療等の各施設を爲し、驛よりは隨時主要各驛に係員を派して之を督勵せり、就中篠井停車場の如き、關西北陸兩方面への避難者殺到し、輕井澤、小諸、上田、長野、松本各停車場にも、一時休憩せんとして下車するもの多く、此等に對して、上記救護の外、草履、足袋、衣類、牛乳、味噌汁を給し、或は端書、チリ紙、ハンカチ等をも給與したり。

避難者救護に關する通牒　（大正十二年九月四日）

京濱地方未曾有の震災につき、近縣へ避難せる罹災民少からず、其の中親戚故舊に依るに非ずして、只安全なる地方を指して逃れたる者等ありて、途中の困難多大にして、憐狀默過すべからざる者多きを以て、此の際特に沿道地方民の哀愍の情を喚起し、地方團體又は有志をして、之が救護慰藉の方法を講ぜしめ、同時に避難民の人名等を調査記錄し置くの要有之候に付、大體左記要領に基き、至急夫夫御手配相成度此段及通牒候也。

記

一、主なる停車場に救護所を設くること。

二、救護所は即(市)町村に於て之を直營するか、若くは有志團體有志等をして之を設けしむること。

三、救護所には簡易なる救護材料炊出湯茶等の準備をなし置くこと。

四、係員は、避難者の相談相手となり、懇切に世話すること。

五、左記樣式の避難者人名錄を作製し、列車到着毎に各車內に適宜數冊を配付し、避難者をして各自記入せしめ、若くは係員之を記入すること、

氏名	罹災地住所	行先地名	原籍	備考

各驛に於ける救護狀況を左に表示す。

炊出救助一覽

郡市名	驛名	炊出期間	炊出石數
北佐久	輕井澤	自九月三日 至九月十五日	二〇・四〇〇石
	沓掛	自九月四日 至九月十五日	八・三〇〇
	追分	同	三・六〇〇
	御代田	自九月五日 至九月十五日	八・二〇〇
	小諸	自九月三日 至九月十五日	三七・〇九二
	岩村田	自九月四日 至九月十日	一・二〇〇
南佐久	各驛を通じ	自九月四日 至九月十五日	・一〇〇
小諸	中屋	自九月四日 至九月十二日	五・四〇〇
大屋		自九月四日 至九月十一日	一九・三〇〇
諏訪	富士見	自九月七日 至九月十日	三・六〇〇
	青柳	同	一・二〇〇
	茅野	自九月六日 至九月十日	・四〇〇
	上諏訪	自九月五日 至九月十一日	五・七〇〇
	下諏訪	自九月七日 至九月十日	・四一〇
	岡谷	同	一・三〇〇
上伊那	各驛を通じ	自九月六日 至九月十六日	二・五四三
西筑摩	各驛を通じ	自九月五日 至九月十二日	四九・五〇〇
東筑摩	各驛を通じ	自九月五日 至九月十三日	一二・一〇〇

更級	鑛捨	自九月四日至九月十一日	四・二四三
	稻荷山	自九月五日至九月十一日	三・六五〇
	篠ノ井	自九月四日至九月十七日	一六・三〇〇
埴科	阪城	自九月三日至九月九日	四・〇〇〇
	戸倉	自九月四日至九月九日	三・五〇〇
	屋代	自九月三日至九月九日	八・四一〇
上高井	須坂	自九月六日至九月八日	・二〇〇
上水內	柏原	自九月四日至九月十一日	三・一〇〇
	牟禮	自九月三日至九月十日	九・二〇〇
	豐野	自九月四日至九月十二日	二〇・〇〇〇
下水內	各驛を通じ	自九月五日至九月十日	・五二〇
長野	長野	自九月五日至九月二十日	一八・六五〇
松本	松本	自九月五日至九月十五日	一四・〇六〇
上田	上田	自九月三日至九月十三日	一三・二〇〇
計			二八九・五七八

醫療救護一覽

郡市名	驛名	加療實人員
北佐久	輕井澤	五〇
	沓掛	二
	小諸	四一四
南佐久	中込	四二一
	三反田	一九五
	羽黒下	一〇七
	穗積	三三
諏訪	茅野	
	上諏訪	調査中
	下諏訪	
	岡谷	
上伊那	各驛を通じ	九一
下伊那	市田	一
	元善光寺	一
	飯田	二五
西筑摩	奈良井	三
東筑摩	各驛を通じ	三二三
北安曇	大町	二
更級	篠ノ井	一、〇一六
埴科	坂城	二
	戸倉	五
	川田	三二

郡市名	驛名	加療實人員
	小海	九六
小縣	田中	五九
	大屋	四〇
	北塩尻	一一
	丸子	九五
上高井	富士見	
	青柳	
	綿內	五九
	須坂	三〇二
	小布施	四七
上水內	豐野	二〇
	牟禮	二
	柏原	一
下水內	蓮	四〇
	飯山	七八七
	戸狩	三五
長野	長野	(內入院三二)八五二
松本	松本	二一、七三六
上田	上田	(內入院八)一九二
計		(內入院四〇)二八、三〇〇

備考　一、本表以外、仁丹、清心丹、寶丹其他の常備薬を與へたるもの極めて多し。

ロ、滯在者救護　縣內に避難滯在するもの約二萬人、內食客的避難者五千三百三十九人（九月二十五日現在）あり、此等は資產を有せざるのみならず、當分職業をも有せざる狀態なるを以て、縣は郡市長に通牒して其生活狀態を調査し、差當り自活し難きものに一時的救濟を行ひ、引續き救護を要するものに對しては、それ〳〵救濟方を調査す。

震災罹災者救助其の他に關する通牒

（大正十二年九月二十九日）

管內に入り込みたる震災罹災者の救助に關しては、兼て十分に御留意相成居候處今後之等の一時避難者にして、疾病其他の事情に依り自活不可能に陥る者も可有之、從つて之が救濟は、將來最も考慮を要すべき次第に有之候に就ては、此際之等避難者の生活狀態に關し、十分なる調査を行ふは勿論、特に方面委員を督勵して、其活動を促し、或は既設の各種社會的施設の活用に留意して、其の機能を全からしむる等、措置宜敷を得るに遺憾なきを期せられ度、依命及通牒候也。

ハ、學生兒童保護　避難學生兒童に教育上の便宜を與ふるため、九月十九日郡市長中學校長に、

學生及小學兒童保護に關する通牒

（大正十二年九月二十九日）

大正十二年九月九日文部省令臨第號を以て各學校は、當分の內、其の授業日數、授業時數、及生徒兒童又は教員に關する定員の制限に不拘、必要なる措置をなすことを得る旨、交付相成候處、右は今回の震災に對する緊急の應策として不得止、特例に認められたる次第に有之、震災地以外の地方も亦之が影響を受くべきことあるを豫想して規定せられたるものなる趣、其の筋より通牒の次第も有之候條、之が施設に關しては、十分の御注意（郡市長には、御監督）相成度此段及通牒候也。

の通牒を爲し、之が收容方につき指示する所あり、小學校は此際學級編成員の如何に拘らず、出來得る限り入學を許す方針を採り、中學校に於ても成るべく多數の轉校を許可し、事情を酌量して授業料の減免を行ひたり。

第十一、經濟上措置

イ、金融措置　九月八日日本銀行松本支店長及其他縣下の重なる銀行業者十三名を縣廳に招致し、此際銀行業者として採るべき態度を協議し、九月中は左の方針に據ることを申合はせ、郡市長に通牒す。

一、新規貸出は、製絲資金としては手持の原料を生絲とする丈けの資金供給に止め、秋繭購入資金の如きは、當分の內絶對に貸出を爲さゞること、其他の貸出に付ては、地方の事情を斟酌し、愼重の態度を採ること。

二、預金の引出は、原則としては震災地の「モラトリアム」に準じ、預金者と圓滿なる諒解を遂げ、引出に制限を加ふること、但し地方の情況、周圍の事情に依り、不得止と認めたるものは制限を加へず。

三、養蠶家に對しては、此の際極力乾繭保管を慫慂し、金融に付ては、本月を經過したる後財界の狀態に依り考慮すること。

四、產業組合の預金に付ては、此の際一時に全部の預金引出は、他に波及する範圍大なるを以て、遠慮せられむことを望む。當分の內約四分の一位を限度とし、現下の難局を凌がれむことを切望す。

五、各銀行とも相互共助に努め、誠意を以て救濟の實を擧げ、苟も臨時休業又は取付の如き不祥事の起らざる樣努力すること。

六、日本銀行松本支店は、前項同業共助に付ては、直接に極力之れが援助に努むるは勿論、此の際各銀行より提供せらる擔保物の如きは、特に寬大に取扱ひ、質草と認めらるゝものに付ては、出來得る限り金融の途を講ずること。

七、各銀行とも、此の際同業者を中傷し、或は預金の爭奪を爲すが如き不謹愼の言動を愼み、其の旨を各支店長に徹底せしむること。

縣下銀行業者の金融方針に付內牒

（大正十二年九月十四日）

京濱地方に於ける震災は、前古未曾有の慘事にして、經濟界に及ぼす影響實に深甚なるものあり、殊に本縣の如きは、從來京濱地方と密接の關係あ

りし爲め、之れが對策の講究は焦眉の急なるを認め、本月八日日本銀行松本支店長を始め縣下主なる銀行業者を招致し、此の際銀行業者として採るべき態度に付隔意なき意見を交換せしめ、懇談を試み候處、銀行家の意嚮は大體當分の內左記の通りに有之候。

（前文第一項乃至第六項の通り）

右は、縣下金融界の現狀に鑑み、銀行の自衞上不得止次第に有之、殊に金融界の情勢は微妙の間に形勢惡化し、混亂を來すべき虞有之候に付、此の際苟も財界を攪亂するが如き流言蜚語を愼み、或は不必要なる預金を引出すが如き行動に出でざる樣、人心安定に付一層の御配慮煩し度、此段依命及內牒候也。

ロ、生絲取引に關する措置　製絲業者一箇月の生絲生產高は一萬七千俵柄にして、生產費約四百萬圓を要するに依り、之が金融の杜絕を見るが如き事あらんか、縣下の一大問題なるを以て、縣は九月三日郡市長に對し、乾繭保管、延取引、產業組合、製絲の利用等應急の處置を採らしむるため、通牒を發せり。

蠶繭取引に關する通牒　（大正十二年九月三日）

今回の震災大火災の爲め、御承知の如く、東京橫濱地方は、就中激甚なる被害を受け、之れが爲金融梗塞し、各種事業界に甚大なる影響を及ぼすことを待たざることに有之、當縣としては、差向き繭取引の上に大なる打擊を受けることゝ被存候、尤も海外狀況は、悲觀すべきものも無之樣子に候得共、一時の繭價下落に關しては、市場の狀況、繭價の狀勢等を觀察し、產業組合、製絲の利用、乾繭保管、延取引等、機宜の處置を採らしめ、緩和策を講ぜしめられ候樣、御部內蠶業家に周知せしめられ度候、一面之れが實行上に就ては、主なる製絲業者及繭絲會社へ對し、乾繭並倉庫利用等、相當御便宜を與へられ候樣、夫々御交涉相煩度不取敢依命此段及通牒候也。

追而、此等の處置を採る上に於ては、努めて蠶業組合農事小組合等の活動を待て、共同動作に出でしめ候樣、御盲導相成度申添候也。

と云ひ、郡市長は印刷物を配布し、或は郡役所員を出張せしめ、又は繭取引相談所を設くる等、各種の處置に出で、同時に製絲家、繭取引市場、倉庫業者に對し、乾繭及保管若くは延取引に誠意を以て應ずる樣交涉したり、五日には更に金融に關する通牒を發し、日本銀行松本支店に交涉して、同銀行關係の銀行をして事業を繼續し得る程度まで金融の途を講ずる事となりたるを告げ、人心の安定を計れり、而も生絲取引市場回復せざるため、生產生絲停滯し、縣下の在荷二萬五千俵に及び、資金の回收なく、漸く經營難の聲を聞くに至りたりき、是に於て九月十六日縣生絲同業組合聯合會代表者及縣技術官を出張せしめて、橫濱市復興會に交涉し、且之に關聯せる金融運輸保險通信等につき、各省關係者に實狀を陳述し、臨機の處置をなしたり、其結果橫濱市場は九月十七日を以て開始せられ、停滯も次第に減じて事態漸く復舊するに至れり。

第十二、入京者制限

九月九日關東戒嚴參謀長より入京者制限の電報あり、同日飛行機郵便名古屋取扱を以て、罹災者に對する食糧飲料水等の給與十分行渡りたれば、地方民は安じて業務に從事すべく、此際の上京は、交通運輸上食糧給與上手數少なからざるに依り、一般人の上京は差止むべき旨電報あり、乃ち鐵道當局と打合せて、一般入京者を制限し、左記のものに限り證明書を交付したり。

一、公務を帶びたるもの。

二、戒嚴地域內に住所を有し、本人が歸宅するに非ざれは家事を處理し得ざる事情の存するもの。

三、罹災者にして縣に避難し、再び戒嚴地域に入り、家事の處理を爲さんとするもの。

四、罹災關係工場會社の重役支配人にして、其の工場職工の處理を爲さんとするもの。

第十三、警　戒

事變の際に於ける不慮に備ふるため、各警察署に指示して、大市街或は鮮人群居地等に相當の警戒を加へ、又鐵道當局と打合せて各地の隧道橋梁其他交通上の建造物に對し、相當警衞の途を講じ、發電所變電所等にも、それ〳〵警官を派して取締を爲さしめ、他方には萬一に備へて警察官吏の非常召集計畫を立て、各警察署に之が準備を命じ置けり、其後京濱に於ける鮮人の跳梁を傳へ、或は京濱に於ては鮮人の徹底的掃蕩行はれ居る如く報ずるものありて、地方一般に排鮮の氣運濃厚となるを見、取締を嚴にして鮮人の保護に努めり。

同時に應援警官の多數上京せるため、管內警察力の薄弱となれるを氣遣ひ、九月三日各警察署長に指示して、保安組合、衞生組合、靑年團、消防組等を指導奬勵し、警戒せしむる所ありたり。

第十四、長野縣臨時相談所設置

秩序恢復後、縣出身罹災者の復興上に於ける相談に應ずるがため、臨時相談所を設置す。

長野縣臨時相談所

設　置　大正十二年十月七日より約一ケ月間の豫定。

場　所　東京市小石川區表町一〇九の一〇九（傳通院橫）

御十月十四日より二週間の豫定を以て、橫濱及神奈川に東京相談所の出張所を設置せり。

取扱項目

金品給與

（一）一時的救恤　歸鄕旅費給與又は貸與

（罹災地に於ける各種給與の斡旋

第一篇　應急措置　第七章　救援

（二）醫　療　醫療費給與

療　施　療斡　旋

病者の歸鄕其の他世話

（三）職　業　紹　介　職業紹介所の利用

職業紹介に關し各種機關並本縣各地と聯絡

旅費給與又は貸與

（四）個人的物資調達上に關する地方との聯絡、輸送上の斡旋

（五）孤寡孤獨及　老廢者及孤兒引取

子　供　一時預り

子供取扱　學用品給與

學生及兒童の轉校斡旋

（六）其の他各種の相談

（七）罹災地當局及縣其の他との聯絡

（八）縣出身者間に於ける相互扶助上の斡旋

出張員

東　京　社會教育主事　一名　屬　一名

橫　濱　社會教育主事　一名

取扱件數　十月二十日現在

項目	件數	項目	件數
職業紹介に關するもの	一五〇	就業費等に關するもの	五八
歸鄕旅費等に關するもの	三八	身上相談其の他	六六
被服及寢具等に關するもの	二七七	雜	一四二
住居に關するもの	四三	計	七六四

第十五、各種團體の活動

（一）長野縣農會　は、京濱大地震の報に接し、直に漬物及野菜類の寄贈を計畫し、市町村農會其他の應援を求め、茄子漬、大根漬等三千五百樽、甘藷千貫、馬鈴薯四十俵、其他野菜類三百十六包を災地に送付

したり。

(二)愛國婦人會長野支部　は、九月三日より十四日まで、長野驛に救護所を設けて、負傷避難者疲勞者等に手當を施し、衣服、タオル、バナナ、粥、味噌汁等を給し、埴科郡幹事部は、九月二日より郡內停車場に各種團體聯合の救護所を設け、食物衣類米味噌の供給、負傷者の手當、握飯、茶菓の配給等を斡旋す。

又同支部の計畫に依り、全縣下より募集して災地に送りたる救恤品左の如し。

品目	數量	東京府宛發送	愛國婦人會本部宛發送
衣類	二四、七七六點	一九、〇七七點	八、六九九點
手拭	七、八三七本	一六二本	七、六七五本
足袋	二、六九二足	九四二足	一、七五〇足
慰問袋	二七個	二一四個	六三個
其他雜品	四、七三二點	—	一、六一五點
計	四〇、三一四	二〇、五一二	一九、八〇二
味噌及味噌漬	二一樽	二一樽	—
梅漬	三樽	三樽	—
白米	八・二石	八・二石	—
現金	一、五七四・七〇円	—	一、五七四・七〇円

(三)日本赤十字社長野支部　災地に救護班を派遣せる外、長野驛內に救護事務所を設け、九月三日より十八日まで十六日間、醫員十四名看護婦數名(延人員二百五名)出張して、應急手當をなし、病狀により長野支部病院に收容したり、救護患者延人員三千百二十九人、又諏訪分院に在りては、郡內上諏訪より富士見、岡谷驛間各驛に傷病者救護所を設け、醫員七名看護婦二十四名、九月五日より十四日まで出張救療す、患者延人員千百八十五人なり。

(四)長野縣佛教社會事業協會　震災に依る孤貧兒老人等の自活し得さるものに對し、引取保護を加ふる事とし、九月十七日縣廳に理事會を開きて、

一、罹災老人孤兒にして自活不可能なるものの救濟を行ふこと。

二、各聯合團體は、老人及孤兒の收容保護可能數を九月末日迄に本會に報告すること。

三、本會は震災地當局其他と聯絡を採り、收容保護を加ふべき必要ある者は、各地方團體と打合せ、之が收容保護の途を講ずること。

の各項を協定し、收容可能人員約百名なるより、九月十三日理事四名上京して、內務省警視廳等に引取等の打合をなせり、一面東京市內に相談所を設置するため、十月三日理事二名上京して、左の如く開設す。

長野縣佛教社會事業協會臨時相談所

開始　十月七日(一箇月間の豫定)

場所　小石川區傳通院側長野縣臨時相談所內

相談事項　一、孤兒救濟に關する事　二、戰歿及遺族慰藉に關する事

三、其他一般の相談

(五)郡市諸團體　活動狀況左の如し。

イ、南佐久郡

1、停車場救護　郡內青年團、在鄉軍人分會、消防組、醫師會、衞生組合、婦人會、實業團、看護婦會等、町村役場と協力して、佐久鐵道各驛に協同救護所を設け、食糧茶菓を給し、無料宿泊の便を與へ、救療を爲す等、臨機の救護をなすもの九日乃至二十日に及ぶ。

2、救援隊　南佐久郡救護隊は、青年團、在鄉軍人分會、消防組合同百三十二人を以て編成し、災地に於ける勞力供給の目的を以て、九月九日出發、東京市下谷區七軒町の震災跡片付に從事し、十五日歸郡す。

3、義捐金品募集　町村婦人會之に當り、衣類、慰問袋を募集し、各宗聯合會は郡內一圓に托鉢を行ひ、白米其他を災地に寄贈す。

ロ、北佐久郡

1、停車場救護　郡は信越線の關門に當り、避難者各驛に殺到し混亂を極む、郡內青年團、軍人分會、消防組、醫師會、婦人會共他之が救護に從事す、就中輕井澤、小諸兩驛に於ては、大規模の協同救護所を設け、食料飲料を給與し、醫療手當を加へ、無料宿泊を爲さしむ。

2、救援隊　小諸青年團は、二十人を三班に分ち九月四日、七日、九日上京して、上野公園其他の避難者に端書一萬二千枚を頒ち、通信文を記載せしめて、大宮郵便局小諸郵便局に投函したり。

ハ、小縣郡

停車場救護　郡內青年團、軍人分會、婦人會、消防組等各驛に於て食料飲料衣服を給與し、下車者を保護して、親戚知己を尋ぬるの便宜を與へ、傷病者に應急手當を施す。

ニ、諏訪郡

停車場救護　郡內青年團軍人分會婦人會其他、町村役場に力を戮せ、各停車場に救護所を設け、衣類辨當、麥湯其他雜品を與へて慰藉す。

ホ、上伊那郡

1、停車場救護　郡內青年團軍人分會婦人會其他共同して停車場に救護所を設け、殊に辰巳驛にては、消防組、八千代婦人會の應援を得て、九月四日より十三日間炊出救助を行ひ、三千六百餘人を救護し、九十一人を醫療し、五百四十五人を宿泊せしむ。

2、義捐金品募集　郡內諸團體の手に募集を力め、衣類、果物、漬物、教科書、其他雜品を災地に寄贈す。

十三日歸鄉す、木祖村赤救護團を編成して、上京救護に當りたり。

リ、南安曇郡

停車場救護其他　郡內青年團軍人分會婦人會等、各自町村の停車場に出張救護に從ひ、義捐すべき濟物の調製其他義捐金品の募集に應援す。

ヌ、北安曇郡

停車場救護其他　長野縣國粹會北安曇支部は、大町停車場前に救護所を設け、十三日間救護に從事し、其他衣類、足袋、手拭、下駄、日用雜貨等、數千點を募集寄贈す。

ル、更級郡

停車場救護　郡內各停車場附近の町村青年團軍人分會婦人會共同して避難民を救護し、特に篠井驛は、信越中央兩線の分岐驛にして罹災者最も多く、各團體主力を此處に傾注して、食物茶菓を給し、醫療を加へ、下降者を無料宿泊せしめ、親戚知己を尋ぬる者を一々見屆くる等、目覺しき活動をなしたり。

ヲ、埴科郡

1、停車場救護　軍人分會青年會合同して各停車場に救護所を設け、炊出をなし、握飯麥湯を供し、菓子果物藥品等を頒ち、下車者の無料宿泊、避難者護送、傷病者の醫療等百方救護に努む。

2、義捐品募集　青年會軍人分會協同町村各戸より白米を募集して災地に寄贈し、町村農會は、味噌濱物野菜等を募集し、婦人會は各團體の補助を得て衣類を募集寄贈す。

ワ、上高井郡

1、停車場救護　青年團在鄉軍人分會婦人會宗教團體等連絡して救護に努め、須坂、川田、小布施、綿內各町村停車場に於て炊出救護に盡力す。

2、義捐金品募集　郡內各團體何れも義捐金品の募集をなし、就中須坂町青年團は町內戸別訪問をなして多額の金品を募集し、都倶青年團は、白米味噌馬鈴薯を集め、高甫、日瀧、高井各青年團皆寄贈品の募集を爲し、佛教團體は、托鉢して、白米、鑵詰、衣類、手拭等を寄贈す。

カ、下高井郡

停車場救護　中野及延德驛構內に地方各團體の共同救護所を設け、茶菓牛乳等を給與し、自動車馬車の割引券を與へ、中野町宇都宮自動車會社は、罹災者を五割引にて乘車せしめ、賃金なきものは無料乘車を爲さしむ。

ヨ、上水內郡

1、停車場救護　郡內各停車場に救護所を設け、衣食の配給及醫療に努め、婦人會は主として炊出、消防組は避難者の無賃輸送、在鄉軍人及青年團員は、物資の配給及運搬傷病者の手當等に當りたり。

2、救援隊　野尻青年會は、一行十四名、端書一萬枚、鉛筆百本蠟燭五千本を携へて上京し、上野淺草日比谷各公園避難所に之を寄贈す。

タ、下水內郡

1、停車場救護　飯山奏同窓會及青年會は、九月三日より飯山停車場に救護所を設け、會員十二名づゝ日々交替出動し、食糧醫藥を給すると共に、目的地到達の便宜を與へ、或は無料宿泊を斡旋す。

2、義捐金品募集　青年會員として之に當り、飯山町の如き千餘圓を得たり、其の他各町村青年會婦人會軍人分會消防組等、町村と協力して食料義捐金の募集を爲し、下水內郡內僧侶一團は、七部に區劃して托鉢を行ひ、金五百圓、手拭三百餘筋の喜捨を得、尙眞宗西敬寺を開放して無料宿泊の便を與へり。

〔附記〕　長野縣上下伊那郡震災救護會

九月十八日小石川區大塚町六八信陽舍內に設置し、柳田直平を會長として、左の會規を定めて活動せり。

會　規

第一、震災地に於ける上下伊那郡出身者の罹災者にして、窮狀甚だしき者に對し、先づ食料及衣類を分配し、老幼婦女子は可成歸鄉の便を計り、壯健者には復活の方法を講ずること。

第二、上下伊那郡及在京同情者より寄附せらるゝ金品は、前項の目的の達する爲め之れに充つるものとす。

第三、上下伊那郡在京學生諸氏は、以上の目的を達する爲め、專ら救護の實務を擔任するものとす。

夏長野市

長野市に於ては、震災の報傳はるや、直に市會を召集し、臨時救護費金一萬圓の支出を議決せり、義捐金品の募集は、市聯合青年會、在鄉軍人分會及善光寺の三團體專ら共事に任じ、九月三日より十七日迄に蒐集せし金額一萬九千九百四十圓七十三錢、物品見積金額二千三百四圓にして、現金は縣廳に引渡し、物品は同市役所の手を經て罹災地に發送せり、其他別に寄附金品の募集を企てたる團體に、丙申長野婦人會、長野婦人會、長野市佛教各宗同盟會、愛國婦人會支部及同長野市幹事部、長野少年團、國粹會支部、芹田各宗寺院等あり。

震災地に對する救援及慰問は、九月十日市長書記一名を從へ、各地を巡廻して慰藉の勞を採れり、其外罹災地に出張して救療に從事せるもの左の二班あり。

一、長野市醫師會救護班

救護班の數　一班

組織の內容　醫師十五人、看護婦十人、事務員一人、人夫十五人

九月三日出發、同月十五日歸着、救護日數十一日間、日本橋區淺草橋際にて救護に從事す。

救護患者の延人員　六百十五人

經費　手當三一八・〇〇、藥品及材料費二一二・七三　計　五三〇・七三

旅費五八五・九七、合

二、日本赤十字社長野支部救護班

救護班の數　五班

組織の內容　醫師十二人、主事一人、書記五人、看護婦四十六人、人夫十五人

出發及歸着　出發九月二日より同月二十六日に至る、都合五回に亘り、歸着の早きは九月七日、遲きは二十九日にして、最終同月二十六日出發せし班は歸着不明。

救護に從事せし日數約一ヶ月

場所は三方面なり

救護患者の推定延人員一日二百人、計六千人

經費不詳

避難者の救護は、當初吏員十名に震災救護事務取扱を命じ、之と同時に市會議員、商業會議所議員、區長の內にて臨時震災救護委員を選擧し、協議の上、長野、吉田の兩驛內に震災避難者救護所を設け、九月三日未明より事務を開始せり、右の外市聯合青年團員、在鄉軍人會長野市分會員の勞力提供に依り多大の便宜を得たり。

避難者に給與せし物品の種類及員數大約左の如し。

（イ）麥飯一萬六千三百個、切餅二千個、林檎三十貫、桃五十貫、西瓜五十貫、馬鈴薯壹噸餘三十貫、麵麭二百斤。

（ロ）飲料水は空瓶に充填して配給せり。
（ハ）乳兒の爲めには煉乳三函を消費す、其溶液は牛乳瓶及茶瓶に約一合餘を充填して配給せり。
（ニ）其他雜品の配給
貨物列車に搭乘せる者に蒲三百枚を與へ、車内休憩の用に供せり、其外藁草履六千束、衣類及附屬物品約八十點、鼻紙五十束、手拭並代用白木綿千五百本、針及白黒の絲、薬書、鉛筆等を配給し、電報及信書の代理送信を爲せり。
（ホ）老幼並婦女子傷病者の乘降を援助し携帶品の運搬を爲せり。
其他の團體にして驛の救護所に出動し、市の救護事務を援助し、殊に傷病患者の手當に對し徹底的に救療の實績を擧げしものに、赤十字社長野支部救護班及同病院救護部、市醫師會救護班、愛國婦人會支部救護部、市各宗同盟會員、曹洞宗青年團員、國粹會支部會員、長水看護婦會員等あり。
尚吉田驛に出動して救護に從事せしものに、吉田青年會員、吉田在鄉軍人會員等あり。
而して市救護所に收容せる人員、九月三日より同月二十日迄に二千二百七十七人、施療を受けたる者八百二十五人、重患者にして赤十字病院に入院せしめし者三十二人、内死亡四人、分娩者三人一兒死産、入院後腸チフスに變症し死亡せる者一人あり。
佛教各宗同盟會は、市内の寺院に休泊所を設け、疲勞者を收容救護せり、滯在一週間に及べる者尠からず、其延人員一千四百四十八人に達せり。

秋　松　本　市

震災救援に關する松本市役所の回答左の如し。

大　震　災　救　援

本市は九月一日午前十一時五十分頃强震ありしも、被害を被むる程度のものに非らざりき、然れども引續き夜に至り震動數回に及び、其甚ならざるに危懼の念を抱きつゝありたり、翌二日に至り、京濱地方大震火災の悲報に接したるを以て、直に之が救援の爲め、市會議員及商業會議所議員の集合を需め、三日市役所議事堂に於て協議打合せの上、不取敢東京市に三千圓、横濱市に三百圓の食料品を送付し、義捐金品の募集に着手することゝなり、一方停車場に於て炊出其他の救護を開始せり。

一、義捐金の募集　大體の標準を示し、市内各區長及聯合青年會員共任に當り、募集金額二萬五千五百四十八圓餘に達せり。
二、義捐品の募集　市内各種私設團體に委任して之を募集し、其品目數量左の如し。

白米四十四石四斗五升	衣類大凡一萬枚
味噌三百八十貫	濱物十貫
葡萄五十貫	鑵詰七貫
手拭二百五十反	

其他下駄草履藥劑用品菓子等にして、松本驛に於て多少の配給を爲したるの外は、罹災地に鐵道便を以て發送せり。
三、避難者の救護　灰燼に歸したる都市より歸鄉する者、中國關西方面に避難する者、何れも信越線に依り、（東海道中央線不通の爲）松本驛を通過する列車は充滿の有樣にて、何れも衣なく食なき狀態に付、當市は市役所吏員全部交代監督の下に、各私設團體の活動に依り、炊出救護と避難滯在中の者には、市營簡易宿泊所と借受けたる劇場に收容して救護をなすこと十數日に及べり。
四、義捐金の處分、大要左の如し。

金八百二十九圓餘　炊出費
金九千七百九十圓餘　物品購入罹災地へ發送
金一萬圓　臨時震災救護事務局へ寄贈
金三千圓　大震災善後會へ寄贈
殘餘は當市避難民自活困難者の救護費諸經費其他に支出。

私設團體の活動狀況

（イ）救濟救護に從事したる團體名
在鄉軍人會松本市聯合分會、松本市聯合青年會、國府町青年會、新伊勢町青年會、上土町青年會、國粹會長野縣本部、愛國婦人會松本市幹事部、松本婦人會、耶蘇救團體、松本市醫師會、松本藥劑師會、松本市消防組、松本市各町青年會。
（ロ）活動狀況の概略
在鄉軍人會松本市聯合分會　九月三日より十五日迄、日々約三十人宛交替に松本驛に出動し、主として驛構内外の取締に任ず。
松本市聯合青年會　市の補助として義捐金募集に從事し、且九月五日より十五日迄日々約五十人宛交替に松本驛に出動し、炊出の配給を爲し、下車避難者の救護に任ず。
國府町青年會　九月三四の兩日間自ら炊出を爲し、松本驛に出動して之を配布し、五日より十二三日頃まで、市の炊出の配付を爲し、且自ら麥湯を作りて給與す。
新伊勢町青年會　九月四日頃より十二三日頃迄、松本驛に出動して茶を給與す。
上土町青年會　九月四日より十二三日頃迄、松本驛に出動して氷を給與す、總計千八百貫。
國粹會長野縣本部　市の補助として義捐品を蒐集し、且九月四日より二十一日迄松本驛に出動し（毎日約四十人宛）、主として義捐品の配給を爲し、又下車避難者の救護に任ず、而して義捐品蒐集は大凡五千點に達したる見込、尚自ら若干の炊出を爲す。
愛國婦人會松本市幹事部、松本婦人會　市の補助として合同して義捐品の蒐集を爲し、且九月四日より十日迄、約十人宛松本驛に出動して、義捐品の配給を爲す、而して義捐品蒐集數衣類二千五十九點雜品千五百七十四點とす。
耶蘇教團體　市内耶蘇教四教會合同して市の補助となり、義捐品の蒐集を爲し、衣類三千四百十一點、雜品若干（三梱）を集む。
松本市醫師會　九月四日より十三日迄、醫師二名看護婦二人宛松本驛に出張して病傷者の救療を爲す、救護人員百六十二名とす。
松本市藥劑師會　市内藥劑師の内十五名は、九月四日より十三日迄、六名宛松本驛に出張し、健胃劑四千袋を始とし、其他の藥劑を給與す。
松本市消防組　九月四日より十三四日頃迄、松本驛に交替に出動し警備に任ず、又各部署に於て夜警を爲すこと二日より二十日に至る。
松本市各町青年會　震災後各自の町内に於て夜間警護を爲し、消防其他保安に努む打切の期日は區々なり。
（ハ）松本市醫師會派遣救護
一、救護班の數　二箇班
二、一般組織の内容
第一班　（東京市派遣）醫師三名、看護人四名。
第二班　（横濱市派遣）醫師三名、看護人三名。
三、出發及歸着
第一班　九月六日出發、同七日東京到着。
九月十三日東京出發、同日歸着。

第二班　九月十日出發、同十一日横濱到着。
　　九月十七日横濱出發、同十八日歸着。

四、救護に從事したる日數及場所

第一班　五日間、本郷區駒本及富士前小學校。
第二班　六日間、八幡橋附近。

五、救護患者の延員數

第一班　五百六十三名、内内科四百二十、外科七十　其他七十三名。
第二班　二百三十八名、内内科百五十五、外科七十一　其他十二名。

六、經費　合計金一千四百五十圓三十八錢。

國粹會長野縣本部派遣救護班　當市所在の國粹會長野縣本部に於ては派遣救護として、九月四日其一班は東京市に到着、直に班を十組に分ち、各方面の罹災者避難所を慰問すると同時に、青年會軍人分會と連絡を取り、流言蜚語の防壓並に自警の任に當り、一面罹災者が郷里への通信に便する爲に、通信班を組織して便宜を計れり。

冬　上田市

い、上田醫師會　大正十二年九月一日京濱地方の震災に因る傷病者應急救護の爲め、上田市醫師會は、九月三日緊急會議を開き、業務上に支障なき者は全員を擧げて救護に當ることに決し、仍て會員を二班に分ち、第一救護班、第二救護班とし、第一救護班は、藥品材料を携帶、九月四日非常の困難を排して汽車にて東上し、一般の狀況を視察し、先づ下谷警察署に至り、應急救護の爲め上京したる旨を警視廳へ傳達し、其指示を受けんことを依頼したり、然るに當時各官署に於ける倥偬狀態は名狀すべからざるものあり、且つ通信機關は杜絶狀態にあるを以て、不取敢下谷警察署の指示を受け、同管内谷中天王寺地籍に携帶せる天幕を以て治療所を開設し、救療の任に當れり、當時上野公園より谷中一帶は避難者頗る多く、殊に上野驛の燒失せると東海道線の不通との爲め、日暮里驛は恰も避難者の總退出口にして、救療所は其要路に當り、最も適切の場所たり。

九月六日北佐久郡醫師會の救護班として、小諸町森田忠一、岩村田町佐藤泰、看護婦一名同伴し來り、同所に於て協同救療を行ふ、九月七日本會第二救護班、藥品材料の補充品を携帶し、自動車にて晝夜兼行上京し、先發の第一救護班と交代して救療を續行す、此時南佐久郡醫師會を代表して上京せる篠原勝二來り、同所に於て協同治療を行へり、既にして會は一般の狀勢を顧み、事業を篠原醫師に引繼ぎ、九月十日歸還す。

一、派遣日數　自九月四日至九月十日　七日間。
二、救護人員（延人員）　六百五十餘名、微恙者を加ふれば七百名に達すべし。
三、救護材料名稱、數量、價額

名稱	數量	價額	摘要
繃帶	二十包	一八円・〇〇	
脱脂綿	四包	三・六〇	
昇汞ガーゼ	五反	三・〇〇	
沃度ガーゼ	六本	一〇・二〇	
絆創膏	三十三卷	二九・五五	
硼酸膏	二個	一・九〇	
單ガーゼ	二十五反	一三・七五	
昇汞錠	二本	一・五〇	
カンフル注	三十個	一二・六〇	
鹽モル注	十個	八・〇〇	
クロールカル注	一個	一・一〇	
ホシフール錠	一本	五〇	
酒精	十本	七・五〇	
沃丁	一本	二・六〇	
アスピリン	四十個	四〇・〇〇	
健胃散	六井	二・四〇	
（其他雜器）	僅少		

合計金百五十五圓一錢

ろ、消防組救護班　左の如し。

一、救護班の名稱　上田市消防組救護班
二、班の組織　班長一名、副班長一名、救護手十三名（全部消防手）。
三、出發及歸着　九月十日出發、九月十一日東京市到着、同日向島牛島小學校宿泊、九月十二日横濱市野毛山宿泊、九月十三日横濱市野毛山宿泊、九月十四日歸着。
四、救護に從事したる數及場所　三日間、東京市本所區、深川區、淺草區（巡回治療）、横濱市野毛山。
五、救護患者の人員　外傷内科の區別。

外傷、火傷	東京なし	横濱	十名
打撲傷	三名		十四名
擦過傷	七名		二十五名
内科下痢	十二名		二十一名
眼病	八名		七名
總計	九十七名。		

六、衛生材料及數量

繃帶　五裂帶四本、六裂帶五本、八裂帶二本（一反卷）、單ガーゼ一反、昇汞ガーゼ一反、精製綿二包、アマニ油紙二十枚、三角巾繃帶十枚、安全ピン三十本、ヨードチンキ一ポンド、オキシフル二ポンド、クレゾール石鹼液一ポンド、亞鉛化オレーフ油二ポンド、ホーサンワセリン一ポンド、ホーサン末一ポンド、イヒーチオール一ポンド、目藥二百グラム、ビスミット二十本（三十グラム入）、コロダイン十本（五十グラム入）、赤酒二本（四合入）。

七、携帶品

食パン三百本、ジヤム六罐、白米三斗、牛罐五個、福神漬十個、タオル二十本、チリ紙三十帖。

八、經費

衛生材料金三十五圓四十錢、食料其他金三十七圓九十錢、旅費金四十六圓五十錢、總計金百十九圓七十錢。

第四件　新潟縣の活動

第一　新潟縣

大正十二年九月一日京濱大震災の新潟縣に傳はりたるは同日夜の事なりしも、中央との通信全く絶えて、翌日猶新潟市内新聞社が長野地方より來る情報を綜合し、時に電話又は號外を以て通報し來るもの、及新潟市測候所備付の無線電信を以て探知し得る報道に由り、其慘害を髣髴し得るに過ぎず、畏多くも兩陛下攝政宮殿下の御安否さへ、苦心に苦心を重ね、二日夜僅に栃木縣知事の回報を得て之を確知し、直に赤倉御滯在の久邇宮殿下に御報告申上げたる如き有樣なりしと云ふ、縣は直に救援食糧の輸送準備に着手すると同時に、災害地視察の爲め、川西保安課長及隨員を東京に急派し、二日午後三時發汽車を以て出發せしめ、同夜六時發汽車に米五萬石注文次第發送の準備あることを東京府其他中央當局に報じ、且打合を爲さしむる爲め、技師及隨員を東上せしむ、然るに三日に至り、中央災後の狀況殊に救護の狀況詳かならず、此際に處する、震災地に縣出張所を置き、中央當局と打合はせて、臨機罹災民救護及縣在京民保護並に相談に應ずるの至便なるを認め、同夜千葉内務部長をして、荒卷理事官以下、技師二名屬及

書記十一名技手其他八名運轉手二名大工人夫三十二名を引率して、東上の途に就かしめたり。

第一、縣出張所設置及活動

一、事務所組織　內務部長一行、九月四日午後四時三十分田端に着し、事務所の位置を苦心撰擇の結果、瀧野川町瀧野川第一小學校に設置し、五日部署を定む。

事務所長　千葉內務部長
副所長　荒卷理事官、高橋技師
所員を八係に分ち、主任以下分擔を定む。

庶務係　用度係
救護係　巡回救護係
情報係　通信係
會計係　運輸係

二、支部設置及活動　荒卷理事官は五日芝公園內の新潟縣人會事務所を訪ひて、縣人罹災狀態につき打合はす所あり、同會と連絡して活動するの便なるを見、即日支部を同會事務所內に設置す、而して事務所の位置を速に關係罹災者に知らしむる爲め、田端及日暮里兩驛並に罹災民避難所數十箇所に張札を揭げ、一面縣人の安否を調査すると共に、一面本部及事務局より白米及玄米の配給を受け、芝公園の避難者に對し、炊出を給與し、且バラックを建設して、收容所に充てたり。

三、救護事務局との連絡　千葉內務部長は、此際縣物產を以て救護品救恤品と爲すに如何なる種類の物資を適當とするやにつき、救護事務局に交涉したるに、救護品としては、食料品に玄米白米及食物（味噌梅干等の如き）を要し、材料品に自動車、ガソリン、席、鍋釜、蠟燭毛布、燐寸、薪炭、履物、白木棺及衣類等を要す、是等は何れも應急必要品なり、殊に無慮十數萬人の死者あり、之を火葬に附する爲め、席の需要最も急なりとの回答を得、直に之を縣に通知し、之が蒐集に盡力を求めたり。

四、救護班の活動　縣は救護の第一着手として、九月八日瀧野川町役場に交涉し、玄米白米若干の供給を受け、更に係員の食料米を割き、飲料水を添へて、田端驛前に炊出場を急設し、一般避難者に給與し、次で救護局に交涉の上、白米の供給を受けて、田端日暮里兩驛前に天幕を張り、炊出給與を爲すこと前後六日、更に縣民罹災者の爲に乘車の便宜を與へ、歸國者へは一々證明書を與へ、殊に數百名の女工團體歸國せんとしたる際の如き、斡旋鞅掌して秩序整然たらしめ、避難者のみならず、田端日暮里兩驛長よりも、大に共擧を德とせられたり、地方より東上したる同縣救護團には、日暮里驛に小出の團體、田端驛に小千谷の團體在り、何れも各自携帶の食糧を割きて罹災者に分與し、且交通整理、飲料供給等に活動する所ありたり。

五、運輸事務開始　交通杜關被害の爲、海陸共に輸送配給の迅速は最難事に屬し、各停車場は、列車の到着毎に吐出せる物品ホームに山積し、何時受領し得るや豫想し難きの有樣なりしを以て、出張所は、終始非常なる注意と努力とを以て敏活に處理し、古志郡西谷村中蒲原郡鷲田町兩青年團之が援助を爲したり、而して縣の救恤品は他に比し多量なりしのみならず、食料品中腐敗し易き物資ありて、一刻も猶豫し得べきに非ざるを以て、受領物品は即時自動車を以て東京府格納庫に送付し、海路縣纏裝の松山丸第三古志丸を以て芝浦に滿載し來れる救護品は、十三日無事入港したるも、全國各地の船舶輻湊し、容易に荷役を爲し難きに依り、新發田聯隊司令部員陸軍步兵大尉木村商司引率の在鄉軍人二百五十七名中二百名の援助を得、十五日荷揚を開始し、四日間を以て結了す。

六、巡回救護班の活動　縣出身在京罹災者の救護、歸國便宜の供與、行衞不明者の調査通信等に任ずる爲め、巡回救護班を編成し、各班係員三名を以て組織し、其區域を、

第一班　田端、上野公園、池之端、帝大構內、日暮里。
第二班　淺草公園、南千住驛前。
第三班　日比谷公園、丸之內、東京驛。
第四班　新宿方面。
支部　芝增上寺附近、目黑、惠比壽、代々木、品川、大崎、澁谷方面

とし、各班毎日交互に各避難地の調査を行ひ、通信の依頼を受け、東京モスリン紡績會社吾嬬工場、同龜戶工場、日淸紡績會社、王子毛織工場、東洋紡績會社、同王子工場、王子製紙會社、同十條工場分場等縣民の勤務する所は、悉く慰問したり、中蒲原郡庄瀨村僧侶中山寶瑞北蒲原郡新發田町同小川圓師の如き、特志上京して此の班に參加し、主任として銳意罹災民の調査慰問に從ふ。

七、情報係の活動　救護事務の機關設置に關し、災害區域及被害事情に依り、支部を適當に設置し、以て配給相談等の實を舉うする爲め、各府縣の情態を調査報告し、次で食糧の配給につき、炊出給水の普及方法、其開設期間につき、或は縣罹災者他府縣罹災者との待遇關係等につき、調査研究する所あり、斯くて縣事務所は、炊出の初日玄白兩米混合給與を爲したりしも、翌日より白米を以てする等、他に類例少なき所なりとす、此外縣出張所本部支部の所在さへ知らずして困難するものに普く之を知らしめ、歸國せんとする婦女子に對しては、田端日暮里乘車の時間を告げ、各種の便宜を與へたり。

八、宮內省御用米　縣は產米國たるの故を以て、罹災地供給の飯米に就きては極力盡瘁し、約三萬餘石を輸送せしが、中には二等三等米を含みたる二重俵百六十俵の特等品あり、たま〳〵皇室に於かせられても御食糧米に不足を告げさせらるゝ趣を洩聞し、內務部長及荒卷理事官と交替したる高橋東京出張所副所長は、直に救護事務局の手を經て宮內省に出頭し、御用米差出方を出願せしに、當時同省は玄米を御常用ありたる折柄とて、早速御聞屆となり、十七日早朝運送上の手續を了したり。

附　橫濱出張所設置

最先に震災地に急行したる川西保安課長の報告其他に依り、神奈川方面の救護は、東京以上に必要多く、而も中央及各府縣とも力是れに及ばさるの恐あるを察し、橫濱市に臨時出張所を設け、八日梅原產業主事は、係員四名人夫及大工若干名を伴ひ、バラック材料食糧品及自動車を七輛の貨車に積込みて出發し、引續き配屬したる中蒲原郡兩川村青年團員二十一名、岩船郡岩船村青年團員十九名並に運轉手等十日を以て新潟を出發し、十三日着、橫濱市花咲町瓦斯局跡にバラックを建築し、十四日開所大活動を爲し、二十日を以て閉鎖す、顯末東京市に關する所なきを以て今略す。

第二、物資輸送

一、食糧品其他の輸送　九月二日朝新聞紙に依り、災害の甚大なるを概知するや、直に食糧輸送の急務なるを認め、縣在米中五萬石を割きて罹災地に輸送するの計畫を立て、之が打合の爲め、農林課勤務山田技師及諸橋屬を急遽上京せしむるの一面、米穀蒐集の手配を進む、縣の調査に據るに、縣下の在米五十萬石中、地主の持米四十萬石、縣下一箇月の消費料約十七萬石、端境期迄向ふ二箇月の所要量約三十四萬石なるを以て之を控除し、殘り十六萬石の內、商人の手に在る十萬石を除き、殘餘六萬石を內端に見積りて五萬石とし、之を東京に輸送す

る計畫を樹て、更に穀價暴騰の場合之に對應するの方針をも考慮し、即夜知事より、地價五萬圓以上の大地主六十餘名に電報を發し、持米一部の賣放を暫く見合せ、震災地に補充するの準備を依頼し、同時に關係郡市長に電話を以て左記各項の急遽手配を通報す。

一、京濱地方大震災に付、先づ以て食糧補充の必要あるを以て、縣下在米高を調查し、其郡に對して何石を配當したるに付、地價五萬圓以上の大地主に懇篤交涉し、何分の通知致迄右數量を賣放たざる樣保留せしむること。

二、前項數量以上を必ず取纏むること、若し地價五萬圓以上の大地主のみにて目的を達し難き場合は、夫れ以下の地主に就き交涉し、其氏名を即報すること。

三、交涉は郡制郡長自身並に廳員を手分して從事せしめ、纏り次第即報すること。

四、交涉價格は九月一日の新潟、長岡、直江津各取引所の正米平均相場を標準とすること。

五、賣放ち保留期間は、明三日より九日迄七日間とし、本期間內に可成早く買否の決定通知を爲すこと、買收の場合は前項の價格に依るべきは勿論なるも、買收の必要なき場合は別段の賠償を爲さざること。

六、本件は、米穀檢查支部長にも同文通知を發したるものと見做し、共に協力すること。

七、各郡市割當數量左の如し。

郡市名	米割當數量
北蒲原郡	二五、〇〇〇石
中蒲原郡	一〇、〇〇〇〃
西蒲原郡	六、〇〇〇〃
南蒲原郡	五、〇〇〇〃
東蒲原郡	〃
三島郡	二〇〇〃
古志郡	〃
北魚沼郡	二〇〇石
南魚沼郡	〃
中魚沼郡	〃
刈羽郡	一〇〇〃
東頸城郡	〃
中頸城郡	五、〇〇〇〃
西頸城郡	〃
岩船郡	一、〇〇〇〃
佐渡郡	〃
新潟市	九五〇〃
長岡市	〃
計	五三、四五〇石

同時に廳員十數名を各地に急派し、郡と連絡を採りて大活動を開始せしめたり。而して各大地主は、災害の甚大なるに驚き、深甚の同情を以て知事の電報に對し、或は快諾の返電を寄せ、或は價格の如何を問はず需に應ずべきを諾し、中には賣却濟のものを買戻し、又は持米絕無なるを以て他より買收して相當額を準備し、運送一切を無手數料にて爲すことを約せるあり。郡市當局は、何れも電信電話若くは自ら出頭して割當額の成立を報告し來れり。

五萬石輸送の準備は此くの如くにして整頓せると同時に、一面種々の情報及川西保安課長の電報に依り、京濱避難民の飢餓に迫るを知り、直に商人の手に在る白米千三百石を買收し、內一千石を東京に、三百石を橫濱に輸送する計畫を斷行し、味噌、醬油、鍋、藥罐、澤庵、木綿等、左記數量を併せて、九月五日兩地に向け發送す。

行先	品目	數量	備考
東京府	白米	一、〇〇〇石	
〃	味噌	一〇〇樽	
〃	醬油	八四樽	
〃	澤庵漬	二斗樽六八個、四斗樽十六個	
〃	鍋	五〇〇個	
〃	バケツ	一、〇〇〇個	
〃	藥罐	一、〇〇〇個	
〃	木綿	二三〇反	
神奈川縣	白米	三〇〇石	
〃	味噌	三〇樽	
〃	醬油	三〇樽	
〃	澤庵漬	三〇樽	
〃	鍋	一五〇個	
〃	藥罐	三〇〇個	
〃	バケツ	三〇〇個	
〃	木綿	七〇反	

五萬石の分は、所在倉庫に就き調查を進め、同時に鐵道當局と協議して輸送計畫を樹てつゝありしに、他方の上京員は、二日夜臨時震災救護事務局及農商務省食糧局と打合せ、事務局より鶴見經由無線電信を以て、米の供給を要すとの報、五日朝を以て縣廳に着し、其筋より急派せられたる田澤農商務事務官亦五日午前十時縣廳に到り、詳細の打合を爲し、直に米穀輸送を開始したり、各出荷地方に在りては、青年團在鄉軍人其他有志運送業者、晝夜を分たず俵裝出荷の準備作業に從事し、九日事務局より蒐集中のものを除き、送付方中止の通知ありたるを以て、乃ち三萬餘名の調達輸送を以て之を打切ることとなし、七日までに左の數量を陸路發送す。

品目	發送日及郡名又は驛名	貨車數	俵數	石數
玄米	九月六日より八日に至る			
〃	中蒲原郡	—	—	—
〃	西蒲原郡	—	—	—
〃	南蒲原郡	—	—	—
〃	東蒲原郡	—	—	—
〃	三島郡	—	—	—
〃	古志郡	—	—	—
〃	北魚沼郡	—	—	—
〃	南魚沼郡	—	—	—
〃	中魚沼郡	—	—	—
〃	刈羽郡	—	—	—
〃	東頸城郡	—	—	—
〃	中頸城郡	—	—	—
〃	西頸城郡	—	—	—
〃	岩船郡	—	—	—
〃	佐渡郡	—	—	—
〃	新潟市	—	—	—
〃	長岡市	—	—	—
〃	醬油	一〇〇樽	八四樽	二斗樽六八個、四斗樽十六個
〃	澤庵漬	—	—	—
〃	鍋	五〇〇個		
〃	バケツ	一、〇〇〇個		
〃	藥罐	一、〇〇〇個		
〃	木綿	二三〇反		
神奈川縣	白米	三〇〇石		
〃	味噌	三〇樽		
〃	醬油	三〇樽		
〃	澤庵漬	三〇樽		
〃	鍋	一五〇個		
〃	藥罐	三〇〇個		
〃	バケツ	三〇〇個		
〃	木綿	七〇反		
玄米	四蒲原郡	七三	一五、九〇一俵	六、三六〇石四
〃	南蒲原郡	—	—	—
	九月六日より十日に至る			
蔬菜	新潟驛	一二	三〇、〇五〇枚	
〃	三條驛	—	—	—

外に中央局よりの要求に從ひ、六、七兩日に亘り、乘用自動車五臺貨物自動車二〇臺を係員と共に罹災地に向け輸送し、尙十二日迄に石油一、〇〇〇罐、揮發油一、〇七〇函、滅劑油九〇〇函を發送せり。

物資輸送は、鐵道貨車の利用のみにて容易に目的を達し得べからざるを以て、七日より船舶二艘に左の數量を積込み、八日出帆、十三日芝浦に着して引渡を了す。

品目	數量	備考
米	四、五五三石二斗	
罐詰	三〇〇函	
鹽鮭	二、五三〇貫	
鹽鯖	一五、〇〇〇貫	
梅干	二〇〇樽	一斗樽入のもの
素麵	一、〇〇〇樽	

尙八日以後輸送の米穀は、全部精白して輸送することに計畫を改め、北蒲原、中頸城、岩船、三島、古志、北魚沼六郡及長岡、高田兩市に於て實施の衝に當り、北蒲原郡の如き、郡長自ら出場して農業動員を行ひ、所在の發動機精米機を徵發し、停車場所在地要所に之を据付け、軍人分會員青年會員不休の活動を以て所期の成績を收めたり、斯くて鐵道各驛に交涉して貨車の配給を求め、逐日發送し、九月三十日を以て全部發送を終了せり。

玄白米調達輸送表

郡市名	玄米發送 俵數	玄米發送 石數	白米發送 俵數	白米發送 石數
北蒲原郡	一〇、〇〇八俵	四、〇〇三・二石	一〇、八〇三俵	四、三二一・二石
中蒲原郡	四、六四〇	一、八五六・〇	—	—
西蒲原郡	五、六一四	二、二四五・六	—	—
南蒲原郡	七、〇二二	二、八〇八・八	—	—
三島郡	—	—	一、一六九	四六七・六
古志郡	—	—	九〇〇	三六〇・〇
北魚沼郡	—	—	一、一六四	四六五・六
刈羽郡	—	—	二七二	一〇八・八
中頸城郡	—	—	一〇、七八四	四、三一三・六
岩船郡	—	—	一、八二〇	七二八・〇
新潟市	—	—	二〇、九八〇	八、三九二・〇
長岡市	—	—	四五五	一八二・〇
高田市	—	—	三三七	一三四・八
計	二七、二八四	一〇、九一三・六	四八、六八四	一九、四七三・六

此外木材薪炭は、震災の電報到着と同時に縣下在品の調査を開始し、新潟柏崎直江津に於て、直に使用し得べき板類三千坪、小丸太五千石、木炭二十萬貫、其他大丸太約二萬石あることを確め、臨時震災救護事務局に對して所要數量の指揮を電報し、返電次第輸送に着手するの準備を爲すと同時に、大丸太及製材を必要とし、各主要地製材所の能力取調を爲したりしも、遂に其要を見ずして已みたり。

2、救恤品輸送　市町村及個人の救恤品を敏速に送達する爲め、輸送を縣に引受くるの計畫を定む。

一、機關の設置

輸送係本部　　縣廳

保長一名　　係員若干名

派遣部

各停車場主任一名　　補助員若干名

二、輸送方法

一般救恤品は、輸送係本部又は市町村役場等に於て之を受付け、品目數量等を記錄したる後、適當に荷造を爲し、食品及食品外物資の二種に類別し、最寄停車場に搬出して、輸送係員に之を引渡し、係員は驛長と協議の上、貨車の配給を受けて之に積込み、鐵道に輸送を依託し、各驛亦遲滯なく之を發送せり、運賃は各私設鐵道及越佐間連絡各汽船皆鐵道省同樣に無賃の輸送を爲したり。

三、輸送開始締切並に輸送數量

救恤品輸送は九月五日之を開始し、二十日を以て之を締切りたるが、共間に取扱ひたる個數實に二萬八千三百五十個の多きに達す。

品目(數量)	信越線	磐越線	村上線	上越線	北陸線	越後鐵道	長岡鐵道	計
米(俵)	二、三五九	七一	一、三九四	二〇八	二四三	一、三六八	三三二	五、九九五
味噌(樽)	一、六四九	二四七	六一七	一八一	一三六	三九四	三四一	三、五六五
醤油(樽)	一三三	一	二三四	一三五	九一	一二五	一	五八五
漬物類(樽)	六二三	四	一〇四	二一	二六	二〇七	四〇	一、〇二四
鹽物類(樽)	一三四	—	三	—	一	一	—	一三九
其の他食料品(箇)	四、四三四	三三一	一、二六六	三四一	四九	一三五	四一	六、五九七
薪炭(把俵)	三八五	一、八七〇	二、七三五	—	六〇	一	—	五、〇四八
衣類(箇)	九四〇	二九九	一四〇	三二五	七一	二九	四〇	一、八四三
其の他(箇)	二、四六三	五七九	四一七	五八	一七六	一〇一	二一	三、八一五
計	一三、一三八	三、一三二	六、八九〇	一、一四五	八四九	二、三六九	八二五	二八、三四八

第三、罹災者救恤救護

イ、救護組織　震災の報を得ると同時に、罹災者救護の爲め食糧及生活必需品の迅速寄贈を慫慂し、左記方法に依り、官公吏其他公職に在るもの、赤十字社、愛國婦人會、在鄕軍人會、青年團、婦人會等協力して極力効果を擧ぐる樣通牒し、郡市それ〲計畫を立てゝ所期の成績を收めたり。

記

第一、臨時救護會を設立すること。

一、各市役所町村役場中心となり、赤十字社、愛國婦人會、青年會、婦人會と共力して、臨時救助會を組織し、罹災者を救護すること。

二、郡役所は、郡內各救護會の連絡統一を圖り、其の活動の徹底を期すること。

三、郡に於て各町村を統一したる一個の救護會を組織するも支障なきこと。

四、救護會の役員は、各受持區域を定め、各戶を歷訪して金品の篤志寄附を勸誘すること。

五、市町村に於て寄附を受けたる義捐金は、地方に於て直接救護に必要なる金額を控除し、殘額は適宜縣社會課宛に返附すること。

六、寄附品の取扱に關しては、左記方法によること。

記

1、救助品の種類概れ左の如し。

米、味噌、醤油、漬物、鍋、釜、藥鑵、手拭、其の他。

2、前項の救助品は、市町村に於て買上げ、又は寄附を受け、出來得る限り急速に寄贈方法を講ずること。

3、輸送の方法は、東京府に對しては汽車輸送、神奈川縣に對しては名古屋港を經て海上輸送の方法を採るを便宜と認む。

第二、罹災者救護所の設置

一、縣內に避難し來りたる罹災者を救護する爲、各停車場に臨時救護所を急設し、在鄕軍人、青年團、愛國婦人會等協力して、各般の世話をなすこと。

ロ、諭告　九月七日縣知事より左の諭告を發す。

新潟縣諭告第一號

今次京濱其ノ他ノ地方ニ於ケル震災ハ、實ニ空前ノ慘害ニシテ、家屋概ネ倒潰燒失シ、死傷算無ク、僅ニ身ヲ以テ逃レタル者モ、去ルニ交通機關ナク、止リテ食無ク、流離困憊ノ狀、之ヲ想見スルタニ肌粟ヲ生スルノ思アリ。

畏クモ皇室ニ於カセラレテハ、痛ク軫念在ラセラレ、攝政宮殿下ニハ、焦土ノ都ニ止リテ具サニ慘狀ヲ視覽シ給ヒ、且ツ救恤ノ思召ヲ以テ御內帑金壹千萬圓ヲ下賜シ給ヒ、加フルニ官民共ニ協力シテ、適時應急ノ措置ヲ爲シ、以テ遺憾ナキヲ期スヘキ旨ヲ宣ラセ給フ。聖恩優渥誰カ感激セサランヤ、政府ニ於テハ、直チニ臨時震災救護事務局ヲ特設シ、徵發令ヲ公布スル等、銳意救濟ノ方策ヲ立テ、又戒嚴令ヲ布キテ保安ノ途ヲ講シ、又內閣總理大臣ハ、本日無線電話其他ノ方法ニ依リ、一般國民皆克ク聖旨ノ厚キヲ奉體シ、官民戮力、以テ仁慈ナル御沙汰ノ貫徹ヲ期スヘキ旨ヲ固ク諭示セラル、所アリ。一般ノ民心漸次平靜ニ赴キ、秩序モ亦日ナラスシテ舊ニ復スヘキハ云フヲ待タサル所ナリ。

縣ニ於テハ、震災ノ報ヲ聞クヤ、直チニ縣官ヲ派シテ罹災地ノ實情ヲ視察セシメ、次テ臨時出張所ヲ罹災地ニ急設シ、最モ迅速ニ米、副食品其ノ他ノ生活必需品ヲ出來得ル丈ケ多量ニ購入輸送シ、又全縣下ニ對シテハ、臨時救護會ノ設立ヲ慫慂シテ、救援ノ爲、急速寄附ヲ勸誘シ、且ツ直接物品輸送ノ事ニ當リ、又縣內ニ歸來スル罹災者ニ對シテハ、便宜各驛ニ臨時救護所ノ急設ヲ促シ、又救護班ヲ災害地ニ派シテ罹災者ノ救護ニ當ラシムル等、以テ縣民均シク全力ヲ擧ケテ應急救濟ノ事ニ當ランコトヲ翹望スト雖、或ハ尙其ノ方途

ニ於テ盡サザルモノアランカヲ憂ヒツツアリ、言フマテモナク此未曾有ノ震災ニ對シ、國民カ全力ヲ傾注シテ罹災民ニ對シ物質的ニ又精神的ニ之カ救護ノ任ニ當ルヘキハ、人道本然ノ責務ナリトス、幸ニシテ各地方ニ於テハ、夙ニ此趣旨ニ依リ、團體トシテ又個人トシテ競ウテ既ニ着々救援ノ實ヲ擧ケラレツツアルハ、欣快トスル所ナリ、然ルニ若シ一時物資ノ需用激增スルニ乘シテ、不當ニ其ノ價格ヲ吊リ上ケ、又は日常必需品賣惜シミヲ爲シ、利益ヲ壟斷セントスルカ如キ者アラハ、是レ正ニ罹災民困厄ノ度ヲ深刻ナラシムルノミナラス、又同時ニ地方民ノ生活ヲ脅威スルモノニシテ、人道上苟モ恕スヘカラサル罪惡ナリトス、徵發令ハ既ニ本縣ニモ施行セラレタリト雖、此ノ如キ强制ノ方法ニ基クコトナク、周ク之ヲ縣民ノ同情ト義俠心トニ倚頼シテ、圓滑ナル物資ノ供給ヲ得ンコトハ、本官ノ切望シテ止マサル所ナリ。今ヤ秩序漸ク恢復シ、救濟ノ實着々擧リツツアルニ際シ、動モスレハ民心ヲ動搖セシメ、或ハ一般ヲシテ危惧ノ念ヲ抱カシムルノ虞アル如キ風說、巷間ニ流布セントスルハ、眞ニ遺憾ナリトス、勿論各自ノ注意警戒ハ、平素ニ於テモ必要ナリト雖、此ノ際特ニ不安ノ念ニ驅ラレ、輕擧盲動、徒ラニ世人ノ不安ヲ招キ、一部同胞ニ對シ、故ラニ脅威ヲ與フルカ如キコトアランカ、延イテ將來ノ國策上憂慮スヘキコトニ屬スルヲ以テ、之レ等流言蜚語ニ對シテハ、努メテ愼重ノ態度ヲ持センコトヲ要ス。

今回ノ殃禍ハ、其ノ範圍廣汎ニ、其ノ程度極メテ深刻ニシテ、擧國官民ノ協力ニ俟ツニアラサレハ、其ノ恢復ハ蓋シ容易ノ業ニ非ス。縣ニ於テハ全幅ノ力ヲ傾倒シテ之レカ救援ノ事ニ從フノ覺悟ナリト雖、縣民各自ニ於テモ、亦此際特ニ事相ニ鑑ミ、人道ノ大義ニ立脚シ、一粒ノ細、半錢ノ微ト雖、集メテ以テ急ヲ救フ底ノ同情ト義俠ノ精神トヲ發揮シ、一般社會ニ對スル至誠奉仕ノ實ヲ體現スル所アランコトヲ望ム。

大正十二年九月七日　　新潟縣知事　小原　新三

ハ、救護班派遣　罹災傷病者救援の爲、救護班派遣の準備中、震災事務局よりの希望もあり、直に二箇班を組織し、九月七日午前七時五分新潟驛發列車に乘じて出發せしむ。第一班は、醫員三名、看護婦十名、新潟市青年團員二十八名、書記一名、巡査一名、計四十二名、第二班は、醫師二名、看護婦十名、燕青年團三十一名、書記一名、巡査一名、計四十五名にて、各々之を組織したり。

九月八日午後三時、兩班は日暮里驛に着し、同驛裏手丘上本行寺境內に天幕を張り露宿す、翌九日橫濱市に進行すべく早朝來準備せしも、貨物自動車の配給十分ならざりし爲、輸送意の如くならず、午後十一時過漸く品川驛に達し、此地に露宿し、十日午前十一時橫濱事務所に到着す、更に同事務所の命に依り、二班同じく橫須賀市の救護に當る事となり、午後四時半橫須賀着、鎭守府並に市役所と打合せ、第一班は市內不入斗に、第二班は市內大瀧埋立地に治療所を設置し、十一日より二十三日まで傷病者の治療に從事したり、其成績左の如し。

	震災火災による外傷	內科的疾病	外科的疾病	收容	依託收容	計
第一班	七三	二〇八	一四一	五	一三	五三七
第二班	二四九	三四四	四三四	—	—	一、〇二七
計	三二二	五四〇	五七五	五	一三	一、五六四

而して第一班所屬の新潟市青年團は、十一日より十三日に至る三日間、燒跡整理、外米積込、重症患者送迎等の勞役に從ひ、十四日を以て歸縣し、第二班所屬の燕青年團は、十一日より十七日に至る七日間、死體發掘、水道復舊工事等の勞役に從ひ、十八日を以て歸縣の途に就き、殘留班員は二十四日橫須賀發にて二十五日に歸縣す。此擧手不足に困惑しつゝある罹災地人士より非常の感激を以て迎へられ、橫須賀戒嚴司令部及橫須賀市長より救護班及南青年團に對して各感謝狀を贈られ、橫須賀市水道課長より燕青年團に同じ感謝狀を贈らる。

ニ、赤十字社の活動　左の如し。

1、第一臨時救護班派遣　震災の報に接するや直に第一臨時救護班の編成に着手し、醫員一名、看護婦長一名、看護婦八名、看護人一名、計十一名を召集し、三日完成、直に本部所定の救護材料並に十日間の食糧品を携帶し、東京に向ひ、瀧野川第一小學校を本據として四日より晝夜の別なく診療に從事し、九月二十四日に至る、取扱所の患者總數千四百八十五名なり。本班は九月十日後、日本赤十字社臨時震災救護部の配下に入りて活動し、二十八日本部へ引上げて命を待ち、三十日更に鎌倉町長谷諸戸氏別邸に於て救療に從ふ。

2、第二臨時救護班派遣　第一班派遣後引續き第二班を編成す、醫員一名、看護長一名、看護人十名、計十二名を以て之を組織し、第一班同樣の準備を整へ、五日東京に向ひしも、橫濱地方の勤務を命ぜられたるに依り、途中萬難を排して、八日夕橫濱市西戶部町掃部山に着し、携帶の天幕內に診療を開始し、九月二十二日第三班と更替歸還す。取扱ひたる患者千六百七十三名に達す、本班亦九月十日後は臨時救護部神奈川支部に屬し、二十三日歸着、二十四日解散す。

3、第三臨時救護班派遣　震災秩序回復に伴ひ、外傷患者減じて內症患者增加するを以て、作業上、看護人組織(男班)を看護婦組織に變更するの命あり、乃ち九月十九日醫師一名、看護婦九名を召集し、橫濱に向け出發せしむ、一行は二十二日掃部山救護所に着し、第二班より事務を引繼ぎ、引續ぎ救療に從ふ。同月三十日までに取扱ふ所患者計一千二百十九名なり。

4、縣下主要驛に於ける臨時救護所　震災地より新潟縣內に避難し來るもの逐日增加し、內多數の傷病者あるに依り、直に地元の醫師看護婦に臨時救護員を囑託し、地方團體と連絡して、九月四日より左記主要驛に臨時救護所を開設し、九月十五日殆ど必要なきに至りたるを以て隨時撤退せしめ、同月二十五日の新潟驛撤退を最後として全部を引上ぐ。

驛名	開設期間(日)	患者數(人)	備考
新潟	二二	二二二	
高田	一六	一九八	
長岡	一〇	四一三	
柏崎	一三	一三八	十一日間は醫師會の自發的援助なり
直江津	一七	四六三	
浦川原	—	—	特設せず、患者發見の際治療券發行の方法に依る
宮內	一六	六五	
三條	一二	二九	
新津	一六	一、四二一	
新發田	—	—	特設せず、患者發見の際治療券發行の方法に依る
浦佐	一五	一一	
計	一三七	二、九五〇	

5、震災傷病者無料治療　避難傷病者に對し、各驛に於て應急治療を施し、引續き救療を要するものあるに依り、縣醫師會長と協定し無料治療を爲す事とし、九月五日各郡市委員長に電話を以て其旨を通じ、一面縣下各新聞紙に掲載して、一般に周知せしむ。九月三十日現在治療券發行六百五十五名なり。方法は、

記

一、傷者病者を問はず總て無料にて治療すること。
二、診療所は患者希望の醫師に就かしむること。
三、治療券は、町村役場及郡市役所にて交付すること。
四、藥價は、醫師の請求に依り、赤十字社にて支辨すること。

但し、郡市醫師會の規定最低料金に依り請求書には、治療券添付、町村役場郡市役所を經由すること。

震災傷病者治療券交付調

委員部名	治療券發行數	摘要
新潟	二八	
長岡	八一	
高田	四三	
北蒲原	一五	
中蒲原	二三	
西蒲原	八五	
南蒲原	五〇	
東蒲原	二	
三島	三三	
古志	一〇	
北魚沼	一	
南魚沼	一一	
中魚沼	—	（九月中は郡醫師會にて施療せるを以て、治療券を發行せず）
刈羽	六七	
東頸城	三	
中頸城	七五	
西頸城	六	
岩船	一四	
佐渡	六五五	
合計		

6、衞生材料發送　臨時震災救護事務局へ寄贈の目的を以て衞生材料蒐集中、九月七日栃木縣支部經由、本社長より「本社焼失、救護材料全く缺乏、至急出來得る限り取纏め送付せよ」との電報に接し、豫定を變更して左記救護材料を梱包六十個とし、九月九日發送し、十六日之を本部へ引渡したり。

品目	數量	備考
毛布	一二〇枚	
綿入病衣	五〇枚	
浴病衣	五〇枚	
單病衣	一〇〇枚	
襯衣	一〇〇枚	
帶	五〇筋	
蒸布團	一九個	
枕	四八個	
敷布	一二〇枚	
蚊帳	一〇帳	
枕覆	四八個	
毛布包布	四九枚	
脫脂綿	三五〇個	（四〇〇瓦六十個、一八〇瓦五十個、一七〇瓦二四〇個）
脫脂綿紗	二七〇反	（九米突一五〇反、三米突六〇反、四米突六〇反）
昇汞ガーゼ	五〇反	三米突
卷軸帶	二、六八八卷	（四裂半反一千卷、五裂半反二百卷、六裂半反千四百八十八卷）
硼酸末	一〇砂	
アンチピリン	二砂	
外用アトロピン	一瓦	
硝石	二砂	
樟腦	二砂	
鹽酸規	二〇オンス	
昇汞	五砂	
甘汞	一砂	
抔氏散	一〇オンス	
仝鹽	五砂	

健胃散	一五砂	
カンフル液	一〇函	一〇瓦五函、二〇瓦五函
沃度丁幾	六砂	
ワセリン	二〇砂	
ブランデー	二四本	
硼酸軟膏	一三砂	
酒精	三十砂入四罐	
硫酸マグネシューム	五砂	
絆創膏	六〇本	
イヒチオール	一砂	
ヒツク硬膏	三本	
クリセリン	二四砂	
リゾール	二四砂	
アドレナリン	二オンス	
コデイン	一オンス	
ブロームカリューム	五〇砂	
ヨードカリューム	二砂	
重曹	六〇砂	
安全針	一〇函	
氷枕	一〇個	
氷嚢	八〇個	
苦味丁幾	一〇砂	
單舍	三〇砂	
赤酒	二四本	
亞麻仁油紙	百枚入二〇本	
木綿	三〇〇反	
三角巾	一、〇〇〇枚	
沃度	五オンス	

三、愛國婦人會の活動　左の如し。

1、避難者救護　震災の悲報一たび新聞紙上に傳はるや、直に電信電話を以て各郡市幹事部長に通告し、罹災者を救護慰藉する事とし、九月五日先づ左記各項を實施す。

イ、罹災者の汽車にて歸縣するものに對し、各主要驛に於て、一人に付金參拾錢以内の飲食物を給すること。

ロ、罹災歸縣者の死亡し、葬儀費用に窮するものに對し、金拾圓を補給すること。

ハ、罹災者中歸鄉旅費に窮するものに旅費を給與すること。

各郡市幹事部にては、幹事部長及幹事等、各管内主要驛に出張し他の救護團體と協力し、晝夜慰藉救護を努め、避難者に被服履物飲食物を給與し、傷病者は特に看護慰藉したり、各郡市幹事部中より提出したる九月二十五日までの報告に、救護人員七千九百四十九人、給與飲食費千二百五十三圓、外歸鄉旅費を支給したるもの四十三人にして、其金額百圓六十四錢なり。

2、救護品寄贈　罹災者救濟のため、男女(老幼とも)の單衣物三十六枚を調製し、購入下駄六百四十九足を併せ、九月八日愛國婦人會本部に寄贈す、而して衣類の裁縫は、小原支部長千葉副長評議員其他會員十數名、支部長邸に集りて、連日深更まで製作に從事す、本部よりは會長以下幹部の手にて直に罹災者に配給したる旨報告あり、受給者よりは多數の謝狀來れり。

其後秋色漸く深く寒冷將に臻らんとするを以て、第二回寄贈を爲すため、給男女(老幼共)の分一千五百枚を調製す、小原支部長以下連日支部に會して作業を努む。

更に第三回寄贈品として紀州ネルを購入し、下着用單衣二百三十七枚を製作す、衣類材料費全部八千九百八十圓餘なり、裁縫は縣立

新潟高等女學校、私立新潟女子工藝學校、縣立新津高等女學校、同新發田高等女學校等の應援あり。

3、避難者救護計畫　第四回計畫として縣內歸還の罹災者に對し、各郡市幹事部を經て、防寒用衣服を寄贈することとし、綿木綿表地二千反裏地二千反を購ひ、綿入調製を計畫す。

更に歸縣罹災者の生計困難なるもつに對し、相當の生產資金を給するの計畫あり。

四、篤志看護婦人會の活動　篤志看護婦人會新潟支部は、罹災地に於ける傷病者治療用繃帶材料缺乏の報を聞き、之が製作寄贈の計畫を立て、直に木綿五百反を購入し、九月九日より小原支會長千葉副長其他婦人役員一同赤十字社支部に集合し、之が製作に從事し、同十二日卷軸繃帶半反卷四裂六百八十二卷、五裂二千二百六卷、六裂二千二百八十卷、計五千百六十八卷を完成し、引續き第二回分として更に木綿五百反を購入し、前回同樣各役員擧て之が製作に從ひ、四裂七百五十卷五裂千八百四十卷、六裂二千三百六十六卷、計四千九百五十六卷を作り、第一回分は九月十五日發送して二十日寄贈を了し、本會長より謝意を表し來る。第二回分亦引續き發送す。次に第二計畫として古着類の募集に着手し、極力勸誘に努む、九月末日までに集りたるもの、綿入袷衣、單衣、襦衣、羽織、洋服、足袋等三百四十一點なり。

五、青年團員在鄉軍人會員の活動左の如し。

1、縣出身者の安否調　新潟縣出稼人東京府五萬七千人、神奈川縣七千人なり、此等の在鄉家族親戚の心配一方ならざるものあるを以て、團體を作りて上京し、萬死を冒して其安否を探り之を鄉里に速報したるもの少なからず、九月三日出發の北魚沼郡小出町在鄉軍人會、同郡小千谷町青年會、中頸城郡及高田市青年會の如きを其一例とす。

2、避難者の慰藉救恤　信越線、磐越線を始め、公私鐵道沿線の市

町村青年團員在鄉軍人會員は、避難者の降車乘換等に際し極力便宜を與へ、且通過者を慰問す、炊出、給水、被服の贈與、宿舍の斡旋、乘物の周旋等、夜を徹して奔走したり、就中直江津、黒井、柏崎、來迎寺、宮內、長岡、新津、新潟等の各驛にては、下車乘換避難者雜沓し、各驛に少なきは五十名、多きは數百名の宿泊あり、此等團體員の活動により避難者をして滿足せしむることを得たり。

3、義捐勸誘　青年團員在鄉軍人會員率先して救恤金品の勸誘をなし、受持區域を定め、各戶を歷訪す。

4、勞力奉仕　內特記すべきは、例へば中蒲原郡五泉町在鄉軍人分會員が驛前の倉庫より米一、五〇〇俵を二時間內に汽車に積込み、中蒲原郡青年團員三百名が倉庫より一里餘を三時間にて汽車に積終れる如き是なり、罹災地救援に勞力奉仕を申出たる團體少なからず、且罹災地に急行したるもの亦多し、九月七日縣は各郡市長に通牒して勞力奉仕團組織の要綱を示す。

一、組織

1、勞力奉仕團は、在鄉軍人青年團員（孰れか其一方を缺ぴ、又は混成するも可なり）を以て組織する事。

2、郡又は市町村を單位として組織し、一團の人員約三十名とし、特別の場合を除き、一郡市各二團體に止むる事。

3、各奉仕團には、相當思慮ある指揮者を設くる事。

二、作業日數

往復を除き、七日以內たるべき事。

三、作業

1、傷病者の看護援助

2、救恤品の配給援助

3、縣出身行衞不明罹災者の搜査。

4、其の他臨機必要なる作業。

四、準備

1、往復滯在日數間の食料携帶の事。

2、繃帶設備用材料一切。

3、自炊用具一切、寢具一切。

4、服裝は輕裝の事。

脚絆にて㊎足袋か靴又は草鞋を用ひ、其の他各自必要と認むる者携帶の事。

五、經費

往復汽車賃は無賃の事。

其の他の經費は、奉仕團にて支辨の事。（諸費用は、一部市町村費より補助するも可なり）

六、連絡

着京の上は、指揮者に於て、本縣臨時救護出張所經由、臨時震災救護事務局に出頭、協議打合はせを遂げ、指揮を待ちて活動すべき事。

是に於て各郡市は少なくも約三十名より成る一箇團體若くは二箇團體を組織し、多きは岩船郡の六箇團體、中蒲原、西蒲原、古志、東蒲原各郡の三箇團體等にして、約一千名の團員出動の準備成りたり、斯くて新潟市青年團員二十八名、西蒲原郡燕町青年團員三十一名は、內務省衞生局衞生救護班所屬として七日出發す、其の他亦九日を以て出動の豫定なりしに、鐵道當局よりして青年團在鄉軍人會の上京は無賃乘車を許さざるのみならず、有賃にても切符を發賣せざる取扱となりたり」とのことにて、各驛より引返したるもの少なからざりき、縣に在りては、直に臨時震災救護事務局に電照し、東京橫濱に於ける縣救護事務所に約四十名を配屬し、中野財團の罹災者消息通信事務其他救護に當るべき中蒲原郡龜田町兩川村兩青年團、岩船郡岩船町青年團、古志郡西谷町青年團員八十名を、新潟縣震災救護事務助手とし、十一日を以て出發せしめ、一方郡市長に、勞力奉仕團の上京は鐵道より差止められ、中央と交涉中に依り、追て通知するまで出京を見合はさしめられたしと急電し、十日震災救護事務局交通部より、追て當部より沙汰するまで青年團の出京を見合はされたしと電知すると共に、十二日に至り、勞働に堪ゆる青年約二百名、適當指揮者を附し、三日分の食糧携帶の上、一〇日間の豫定を以て派遣せられたしと急電す、乃ち至急電話を以て各郡市に移報し、西蒲原郡黒崎村、南蒲原郡加茂町、東蒲原郡津川町、橋川村、古志郡朽尾町、十日町村、中魚沼郡十日町、岩船郡村上町各青年團在鄉軍人會より二百四名の團員を上京せしめ、相生縣社會主事之を引率す。一行は橫須賀線吉岡隧道復舊工事從事の命を受け、同地逸見小學校に宿舍し、危險を冒し、困苦缺乏に堪へて愼れさる土工に從事し、二十日までに同隧道を貫通し、二十一日を以て歸鄉す、以上內務省衞生局救護班附二團體五九名、京濱新潟救護事務局附四團體八〇名、臨時震災救護事務局交通部八團體二〇四名、合計十四團體三百四十三名は、關係當局及市民より感謝祟を受く、務に田端小學校內の救護事務所は、東京府に協議し、約五百名の勞力奉仕者を出す筈なりしも、其後勞力過剩し、入京者制限と爲りたるを以て、實現するに至らず、十八日同郡市に左の意を通牒す。

中央に於ける勞力は過剩の情勢に付、既に奉仕團を組織して未だ出動せず、命令一下み馳首して待ちつゝある青年團員等には可然傳達ありたし。

此外三島郡出雲崎青年團、寺泊青年團等は、自發的に出京して活動し、各郡市青年團、在鄉軍人會、婦人會、處女會等は、避難者の慰藉救護及救恤金品義捐勸誘に引續き活動したり。

六、中野財團の活動　在京出稼人五萬七千人在濱出稼人七千人の外、縣出身者の東京に住するもの約四千戶二萬人あり、小原理事長中野理事協議し、中野財團より一萬圓內外の義金を支出し、罹災者消息調査